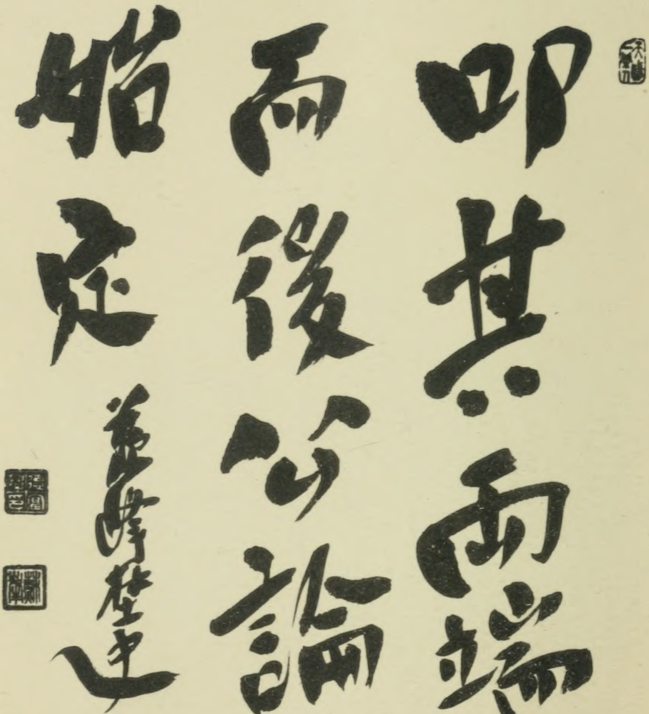
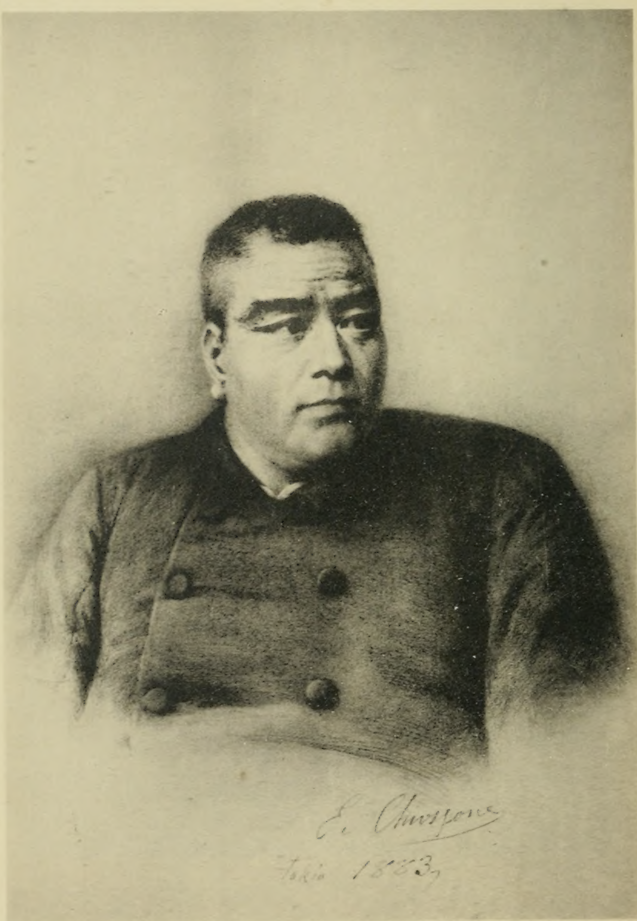
徳富蘇峰先生題

日高節著

明治秘史 西郷隆盛暗殺事件


叩其兩端
而後以論
始定



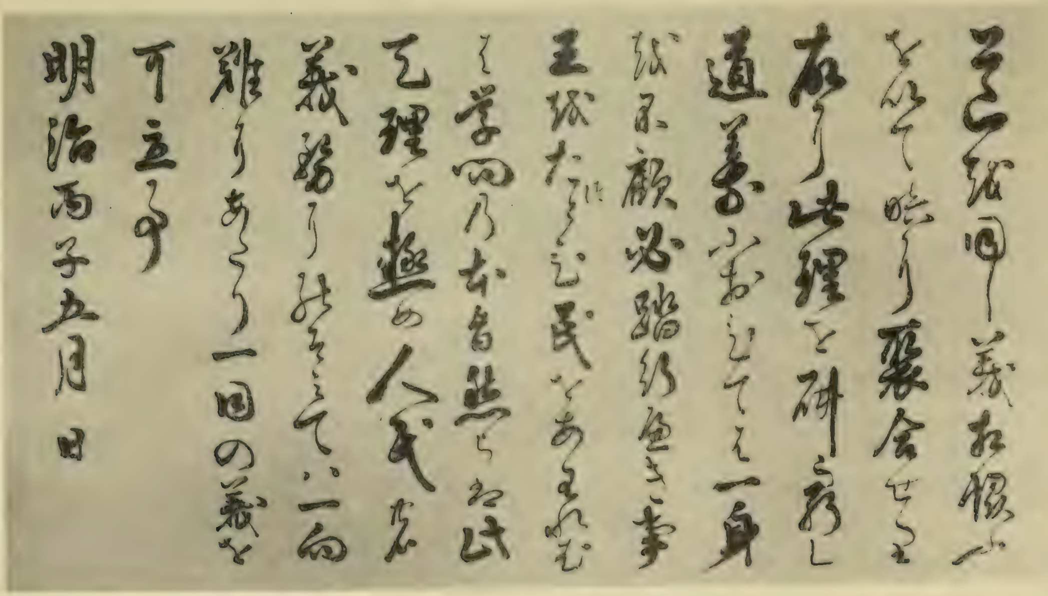
西郷南洲翁



大久保內務卿



川路大警視



私學校憲典（南洲翁眞筆）



明治十三年十月十日出獄歸京後撮影

はしがき

由來、鹿兒島縣人の特性は、協力一致、極めて團結心に富んで居るといはれてゐるが、しかし、藩政時代よりこの方、過去における或る特殊の時代を通じて、城下と諸鄕と軋轢して、社會の底流には、相反せる二つの思潮が、つねに橫溢してゐたのである。

西南の戰亂、將に暴發せんとすや、同縣諸鄕出身者にして、東京に在りしもの、痛く故國の情勢を憂慮し、明治九年末、同志二十餘人と共に相蹶起して、おの〳〵その鄕里に歸へり、鄕黨の難を救はんとしたので、私學校黨の忌むところとなり、遂に一大衝突を見るに至つたのである。

こゝに、その原因を探ぬるに、その由つて來るところ遠く且つ深く、一朝一夕に起つたものではない。これを思想的に觀れば、諸鄕の現狀打破的勢力と、

城下の現狀維持的勢力との衝突の結果である。

いはゆる西鄕隆盛暗殺事件なるものは、たま〳〵、その騷擾の渦中より釀生したるものであつて、城下と諸鄕と、兩者の間に蟠りたるところの、一種微妙なる衝激的副産物である。すなはち、私學校黨は、諸鄕同志者が、大久保内務卿と川路大警視の内命を受けて西鄕先生を暗殺するところの陰謀を企てたる刺客であると云ひ、諸鄕同志者は、私學校黨が故更に暗殺事件を揑造して、擧兵の名義に利用し、刺客の名を誣誣したるものであるといつてゐる。

しからば、諸鄕同志者は、果して、上司の内命を銜みてところの刺客であつたか、私學校黨は、果して暗殺事件を揑造して、擧兵の名義に利用したるものであるか、この書は、それらの事件の顚末に再檢討を加へて、その全貌を明かにせんとするものである。

本書著述に就いて、左の動機と緣因とがある。先年、南洲神社五十年祭奉賛

會の委囑に依つて、前維新史料編纂官勝田孫彌氏は西郷南洲先生傳を著はし、尋で、大久保甲東先生五十年祭に、甲東逸話を編せられたのであるが、勝田先生は、我が郷黨の先輩であり、亦幼少時代の舊師でもあるので、私は助手としてこれが編輯にあづかり、南洲甲東兩雄の關係に就いては、いさゝか學ぶところがあつたのである。

しかるに、西郷隆盛暗殺事件に就いては、これを確認するものと、これを否認するものと、おの／＼その立場に依つて、自說を固守して居る以外に、その兩說を比較検討したる文献なく、暗殺事件は明治史における疑案として、今なほ五里霧中に彷徨してゐるかの觀あることは、ひそかに、遺憾としたるところである。

その後、株式會社不動貯金銀行において、故安樂兼道翁傳記刊行の企てがあつて、昭和六年八月、私は同銀行から、傳記資料蒐集を委囑されたのである。

當時は、安樂翁もまだ存命中であつたが、翁も亦鄕黨の大先輩で、明治九年末、中原尙雄等の同志者と刺客に擬せられ、私學校黨のために捕縛された人である。しかして翁は、同志者中唯一の生存者であつたが、その際私に對して、「暗殺事件は、全く寃罪であるから、我が輩が生きて居るうちに、是非共その寃を雪がなければならない」とて、極めて力强く語られたのであつた。

そこで、翁の同意を得て、諸鄕同志者の各遺族に交渉して、先づその近情を問ひ、參考資料の貸借を求めたのである。これに依つて、遺族の所在も判明し、また資料の貸與にあづかつたのであるが、たゞ、山崎基明氏の遺族だけは、消息不明であつた。

かくて、翁の資料取調べに關聯して、暗殺事件に就いても、詳細研究を進めて大に便宜を得たのである。しかして、今回本書を執筆するに當りて、前に蒐集せるところの資料を整理し、なかんづく、諸鄕同志者の遺族、その他の關

係者中、貴族院議員故大山綱昌、陸軍中將伊丹松雄、高﨑親雄（故高﨑親章嗣子）貴族院議員川上親晴、前遞信技師松下武晴、貴族院議員安立綱之の諸氏、西本願寺鹿兒島別院等に負ふところ、もつとも多大であつた。

また、在鹿法學士鳥越磐君に依賴して、谷口登太の供述にかゝる、鹿兒島福昌寺門前居住士族相良長安の事蹟に就いて、實地に檢分精査を遂げ、彼が虛構の人物であつたことの確證を得たのである。

谷口の供述するところに依れば、相良長安は私學校黨幹部の命を受けて彼を誘ひ、中原に使ひせしめたるところの一要人であるが、今や相良の行跡が明白となつて、暗殺事件に關する記錄の一部に、修正を加ふべき新事實を見出したのである。

しかして、私學校黨に關する資料中、もつとも多く參考としたのは、薩南血淚史である。同書の著者加治木常樹翁は、歌人として知られ、少壯薩軍に參加

して押伍と爲り、各地に轉戰したる人であるが、その例言において、――著者は當年薩軍中の一人なれば、自然彼に薄うして、此に厚からんことを恐れ、勉めて公平の心を以て之れに當り、事の是非を論せず、戰略の巧拙を謂はず、唯其の眞相を記するに勉め、毫も私見を加へず、渾べて之を讀者の判斷と後世の斷案とに待つことゝせり――と云つて居る、その眞摯なる態度に敬意を表し、史實の對象を、主としてこの書に求めたのも亦茲に在る。

斯くして、兩者の資料を基礎として、私學校黨と、諸鄕同志者との關係に就いて比較考察し、事件の由つて來るところの源流に溯つて、その經緯を究め、その眞相を檢討して、茲にやうやく本書述作の功を竣へたのである。若しこれに依つて、事件の顚末を明にするとゝもに、世の迷誤を一掃するの端緒を得ば、著者の微力も、亦徒爾に終らないであらう。

終りに臨み、斯界の最高權威、蘇峰德富先生は題字をたまひ、高崎親雄氏は

本書の出版に就いて多大の援助を與へらる。特にこゝに記して、感謝の意を表する次第である。

昭和十三年三月

著　者　識

凡例

一、前編征韓論の發端から、後編兵器彈藥掠奪事件までと、結論とは、先きに「所謂西郷先生暗殺事件の再檢討」と題して、日本警察新聞に連載したるところであるが、今回これを刪修して、警部中原等の同志逮捕せらるる以下十六節を加へ、また結論を增補してこれを本書に纏めたのである。

一、本書編述の趣旨は、つとめて公平ならんことを期し、一に私學校黨側と、諸郷同志者側との正確なる記錄に準據したのであるが、なほ兩者の主要參考資料を卷末に附錄とした。

一、私學校實典は、同校の主義綱領を、この二箇條に顯揚したるものであつて、口繪の額面は、明治九年五月、隆盛の自書せるところである。

一、諸郷同志者の寫眞は、明治十年三月、一同赦されて東京に歸へり。記念撮影したるもので、安樂家所藏に係るものである。

一、野村綱は、暗殺事件に關係なきも、同事件に關聯して、私學校黨に捕縛せられ、また同

志者と共に出獄歸京したので、記念撮影の列に加はつのである。

一、この書の本質上、敬語は主としてこれを廢したのであるが、しかし時に臨み機に應じて、必ずしも一定したのではない。たゞ著者の親炙せる先輩に對しては、特に翁の尊稱を用ゐた。

明治秘史　西郷隆盛暗殺事件　目次

前編

征韓論の發端……一
西郷隆盛と征韓論……四
征韓論の破裂と隆盛の勇退……一二
村舍の悠々自適……一六
桐野篠原以下少壯文武官隆盛の後を追ふ……一九
征韓論派五參議の辭職とその復職問題……二〇
兇徒岩倉を傷く……二七
佐賀の亂と薩南健兒……二九
征臺事件の起因と對韓問題……三三
征臺の師を起す……三七
隆盛徵集兵の募集に盡力す……三九
藩地における歸還論と留臺論……四二
私學校黨の結成及び學校の創立……四四

私學校本校と加治木分校との紛爭……四七
大山縣令と私學校黨……五四
内務卿と縣政の改革……六一
私學校黨の眼に映じたる大久保内務卿と川路大警視……六六
封建治下における城下士と川路との關係……六九

後編

我國警察制度と警視廳創立過程における西郷と川路との關係……七五
親兵隊の不平組ポリスへの轉向相踵ぐ……八四
川路大警視と警視廳の創立……九一
熊本山口の事變と私學校黨……九四
大久保内務卿、諸鄕同志者を招く……一〇〇
川路大警視と、訓諭大要……一〇三
諸鄕同志者の歸縣……一〇九
同志者の歸縣と私學校黨の警戒……一一五
谷口登太中原等の動靜を探る……一一八
兵器彈藥掠奪事件の勃發……一二五

警部中原等の同志捕縛せらる……一三一
本願寺開教使一行の遭難……一三九
川村海軍大輔等鹿兒島を視察す……一四三
兵器彈薬掠奪事件と大久保内務卿……一五〇
野村綱の自訴と中原等の暗殺事件……一五八
私學校黨と暗殺事件確認の根據……一六三
問罪の師……一六六
私學校黨の暴發と征討令の發布……一七四
勅使鹿兒島に下向す……一八一
勅使の入鹿を薩軍本營に急報す……一八五
大山縣令の御用召と、中原等關係者の出獄……一八八
內務卿出獄解放者の窮狀を救ふ……一九一
中原の口供と谷口の始末書及びその供述との關係、相良長安抹殺論……一九三
中原辭餘の口禍暗殺事件の契機となる……一九八
川路大警視訓諭草案に就いて……二〇四
中原等に對する正式裁判の決定……二〇七

結論

序論……二一六
一、私學校黨と大久保內務卿……二二四
二、私學校黨と川路大警視……二二七
三、私學校黨と諸鄉同志者……二三〇
四、野村綱の自訴に就いて……二三三
五、隆盛と暗殺事件……二三五
六、總結……二三六

〔附錄〕

暗殺事件に關する主要參考資料

私學校黨側之部

一、靜閑社と有馬藤太……二四三
一、大山縣令擧兵理由辨疎狀……二六九
一、鹿兒島裁判所司法官連袂上表……二七〇
一、西鄉隆盛征討總督宮へ進獻書……二七三

一、九州臨時裁判所における谷口登太の口供書……二七五
一、谷口の口供に對する元私學校黨有志の所見……二八六

諸郷同志者側之部

一、訓諭草稿——川路利良記……二九一
一、遭難日誌——高崎親章記……三〇四
一、高崎親廣略傳稿——高崎親章編……三三三
一、伊丹親恒家系並閲歴——伊丹親恒記……三四〇
一、遭難開教使手記——大洲鐵然等……三五八
一、警部中原尚雄手續書……三六八
一、巡查松下兼清手續書……三八三
一、書生柏田盛文始末書……三八九
一、遭難記實——川上親晴記……四一〇
一、川路大警視と暗殺事件——大山綱昌談……四二一
一、西郷先生暗殺事件眞相——安樂兼道講演……四二九
一、琵琶歌ひとやの月、樋脇盛苗校閲……四五六
一、遭難諸郷同志者一覽表……四六〇

——以　上——

明治秘史 西鄕隆盛暗殺事件

前篇

征韓論の發端

征韓論は、王政維新の大變革にその端を發して居る。王政維新の大業は、尊王思想と、對外的關係とを中心として、內には幕府を倒して王政を復古し、人心を統制して、政令一途、國民の向ふところを示し、外に對しては、開國進取の國是を定めて、國威を海外に宣揚するにあつたのである。

明治元年三月、我が新政府は、對馬藩主宗義達に命じて、朝鮮との交渉に當らしめたのであるが、宗氏は、德川時代における二百有餘年の間、專ら朝鮮との修好の事を掌つて、維新

の時に及んだのである。

「我が邦皇祖連綿、一系相承け、大政を總攬すること、斯に二千有餘歳なり。然れども中世以降、兵馬の權擧げて武將に任じ、外國交際並に之れを管せしむ。爾後昇平の久しき、流弊無き能はず、而して貴國の交誼業に既に久し。宜しく益懇款を結びて、萬世渝らざるべし。是れ我が皇上の誠意なり。乃ち使を馳せ以て舊好を修む。冀くは此の旨を諒せよ」

此の書は、政府が、同年十一月、義達をして朝鮮に送らしめたものであるが、義達は、之れに自らの書狀を添へて、使を遣はしたのである。

ところで、朝鮮政府では、此の書が幕府時代の國書と違つて居り、殊にその書中に、皇祖皇上等の文字があるので、これ畢竟日本が朝鮮を侵略する下心であるとの疑心を抱き、また、我が新政府を、支那における革命政府の如きものと同一視して、國書を斥くるに至つたのである。

そこで、義達は書を朝鮮政府に送つて、丁寧反覆辯駁するところあつたが、彼は飽くまで事理に暗く、頑迷不靈にして、少しも悟るところなかつたのである。

先きに我が新政府は、明治元年正月、職制の改革を行つて、三職七科を置き、外國事務は外國科の管理下に屬することゝ爲つたので、政府は宗氏の對韓談判を止めて、これを移管し、外國總督がこれに代るやうになつたのである。そして政府はしば〳〵交渉談判を重ねたのであるが、朝鮮政府は遂に之れに應じなかつたのであつた。

彼是するうちに、明治六年五月朝鮮政府は、人民に極端なる排日令を布告したのである。『日本人は西洋人と交つて、夷狄の風に同化されて居り、禽獸と選ぶところがない、日本人と交際するものは死刑に處する』といふ嚴令である。

そこで、朝鮮政府は、我が出先官憲に對して『かやうな布達を國内に發布してあるから、日本人に危害を加へるものが無いとも限らぬ、依つて在留日本人は、この際直に朝鮮から引揚げて貰ひたい』といふ、亂暴極まる交渉をもたらしたのであつた。

この交渉を受けたる釜山公館詰の我が外交官は、直に歸朝してその事を政府に報告したので、朝野を擧げて憤慨激昂するところと爲り、征韓論の勃興を見るに至つたのである。

西郷隆盛と征韓論

當時、廟議において、参議副島種臣、板垣退助、江藤新平等は、斷乎として問罪の師を起すべきであるとの議を主張したのであるが、隆盛の意見は、これと異つてゐた。

その意見に依ると『朝鮮は小國ではあるが、一個の獨立國である。例令小國であるからといつて、國際の理法を無視することはよろしくない。今や歐米列國は、東洋に目を注いで、間隙に乘じ機會を狙つてゐる有樣である。問罪の師を起す前に、先づ人事を盡して正理を踏み、大義名分を明かにして、外人が容喙の端を防ぐべきである。殊に出先官憲と一應の交渉があつたゞけで、直に出兵を斷行するが如きことは、至當の處置でない。先づ我が方から、使節を派遣し、直接朝鮮政府と交渉して、國際の理法を說き、政府の意の在るところを明示して、彼我交通の利害得失を說破し、それでも、なほ頑迷にして我が要求を拒絶するか、我が使節を殺害するやうなことがあれば、その時こそ正々堂々と、彼の非を鳴らして、その罪を糺問すべきである。朝議において、かく決定されることゝなれば、その使節の役目を私に仰付

けられたい』といふのである。

この理路井然たる主張の下に、江藤、板垣、副島等も、その説に賛成したのである。その際太政大臣は三條實美であつたが、當時右大臣岩倉具視は、先きに明治四年十一月、遣外大使として歐米に差遣せられて不在であり、また木戸孝允大久保利通等は使節副使として海外に在つたので、之れが決定は岩倉大使一行の歸朝を待つことゝなつたのである。

しかし、事國家の重大事であり、隆盛の決意非常に固く、隆盛は板垣等を以て、三條に說かしめ、八月十七日に閣議を開くことゝなり、その結果、隆盛が使節として派遣されることに、大體の決定を見たのであるが、それに就いて、三條を始め、隆盛の故舊その他の間に、その一身上に關して、いろ〳〵の異說が起つたのである。といふのは隆盛は國家の柱石である。萬一にも殺害されるやうなことがあれば、國家の爲め取返へしのつかない、一大不幸を招來するといふわけであつた。

しかし、隆盛の決意は非常に鞏固であつて、何人といへども、これを動かすことは出來ない、三條はほと〳〵困りながらも遂に之れを承諾し、明治天皇の行幸先なる箱根溫泉に伺候

して、閣議の次第を奏上したのである。

聖上陛下には、その事を聞召されて、岩倉等の歸京を待ちて、發表すべしとの内旨を賜はつたのである。左の詩は、この時の作である。

酷吏去り來りて秋氣清し、
鷄林城畔凉を逐ふて行く、
須らく比すべし蘇武歳寒の操、
應に擬すべし眞卿身後の名、
告げんと欲して言はず遺子の訓、
離るゝと雖も忘れ難し舊朋の盟、
故天の紅葉凋零の日、
遙かに雲房を拜すれば霜劍橫はる。

この詩に依れば、隆盛が使節たるの喜びと、その決意のほどを見るべきである。

これより先き、遣外使節副使大久保は、五月二十六日、木戸は七月二十三日、前後歸朝し、

九月十三日に至つて、岩倉大使が歸朝したのである。そこで、隆盛は、三條に閣議の開會を督促したのであつた。

岩倉を始め、大久保、木戸等は親しく歐米諸國を巡視して、各般の制度、文物殖產興業等の進步發達してゐるところの有様を目擊して、歸朝したのであるから、この際內政に力をそゝいで、富國强兵の基礎を堅くし、先づ內を治めて、對外の事に及ぼすべきであるとの意見であつて、征韓論に反對したので、征韓論と非征韓論との對立的關係を來したのである。

その間に在つて、最も困難な立場にあつたのは三條相國であつた。三條は岩倉に謀つて、局面の打開に努めたが、それには、大久保を參議に任じて、その蹶起をうながし、事に當らしめる外に途はないと考へたのである。

しかし、大久保としても、多年刎頸の盟友として、死生の間に國事を共にしたるところの隆盛を向ふに廻はしての大役ではあり、また、三條、岩倉等が弱腰で、中途挫折するやうな事があれば、所詮駄目であるとて、容易に承諾の色を見せたかつたのである。そこで伊藤博文、黑田淸隆がその間に斡旋して、三條岩倉の斷然たる決意をうながし、かくして十月十三日、

大久保は參議に就任したのであつた。

三條の意圖としては、從來閣議の決定を經て、御內決まで仰いでゐる事件であるから、今然中止するが如きことは不可である。これを延期することに依つて、問題の解決を圖るべきであるとの決心に基づいて、岩倉と協議し、隆盛に延期の事を談判することゝ爲り、十四日に閣議を開いたのである。

この日、大久保は參議として始めて閣議に列し、西郷、大久保の兩雄は、意見を闘はすべく餘議なくされたのである、隆盛は、使節派遣の事が、すでに閣議で決定してゐる以上、一日も早くこれを決行すべきであると主張し、副島、板垣等もこれに贊成したのである。これに對して、大久保は流石に隆盛と直接論爭することを避け、岩倉に向つて意見を述べ、互ひに自説を固執して容易に結末を見るに至らず、閣議は終に翌十五日に持越されることゝなつたのであるが、隆盛は一旦決定されたことが行はれなければ、斷然辭職する外はないとて、左の意見書を三條の手許に差出して、缺席したのであつた。

朝鮮御交際の儀、御一新の砌より及二數度一使節被二差立一、百方御手を被レ爲レ盡候へ共、悉

く水泡と相成候のみならず、屢々無禮を働候儀も有レ之、近來は人民輩の商道も相塞、倭館詰合之者も、甚困難の場合に立至候故、無ニ御據一、護兵一大隊可ニ差出一御評議の趣承知致し候に付、護兵之儀は決而不レ宜、全闘爭を釀成候譯に相當り、最初の御趣意に相反候間、公然と使節被ニ差立一可レ然奉レ存候。若し彼より交際を破り戈を以て拒絕可レ致や、其意底慥に相顯候處迄は是非不レ被レ盡候ては、人事において闕る所可レ有レ之、自然暴擧も不レ被レ計杯との御疑念を以て非常の備を設け候ては、又禮を失せられ候へ者、益交誼を厚く被レ盡候御趣意貫徹候樣有ニ御座一度、其上暴擧の時期に至り候はゞ、彼の曲事も判然可レ致候付、其罪を天下に鳴らして征討可レ致譯に御座候。いまだ十分盡さゞるものを以て、直接彼の非をのみ責候ては、其罪眞に知る處無レ之、彼我共疑惑いたし候故、討人も怒らす討たるゝものも服せず候に付、是非曲直分明にいたし候儀、肝要之事と見込建言に及候處御採用相成、御伺之上使節私に被ニ仰付一候筈御內定相成候次第に御座候、此段形行申上候、以上。

十月十五日

西郷隆盛

十五日の閣議は、征韓論の最後の運命を決定すべき重要會議であつて、閣議は、征韓論派と、非征韓論派と、息づまるやうな空氣の中に開會されて、兩派の闘士は互に緊張したる心持で相對峙して居り、山雨まさに到らんとして、風樓に滿つるの趣があつたのである。隆盛をのぞきて、他の參議は悉く出席して各々その自説を主張し、堅くとつて相下らず、閣議の前途は、たゞ暗憺として一抹の黑雲が漂つてゐるばかりであつた。

この形勢を見てとりたる三條と岩倉とは、別室で鳩首協議を爲し、西鄕の意見を否決すれば事は重大である。西鄕の進退は、天下の大勢に至大なる影響がある。西鄕の意見を尊重して、これに從はねばなるまいと、遂に閣議において彼の意見を容認することゝなつたのである。

そうなると、收まらないのが大久保である。大久保は「私の意見は朝議と異なるのであるが、閣議において、すでに決定されたる以上、それに反對の議をさしはさむべき筋合ではないが、しかし自分の意見が行はれなければ、この儘職に留まることは出來ない。已むを得ず辭職するの外はない」とて、直に閣議の席から退去したのであつた。

かくして、閣議はいよ〳〵暗礁に乗り揚げ、決裂の一歩手前で停頓したるまゝ閉會に終り、さらに十七日に閣議が開かれることゝなつたのである。

この日の閣議には、隆盛を始め、征韓論派の參議、全部出席したが、岩倉、大久保を始め、内治黨の參議は出席しなかつたのである。隆盛は閣議に於て、すでに決定せる上は、速かに奏上して、御裁下を仰ぐべきであると主張したので、三條は非常に當惑し〝ともかくも一日を延期し、明十八日まで待たれたい〟と懇請して、隆盛もこれを承諾したのである。

ところが、十七日の夜、三條は岩倉を訪ねて、自分は餘り輕卒であつたが、しかし斯くなる上は何ともいたし方がない、萬一の場合には、兵を率ゐて事に當る覺悟であると、その悲壯なる決意を披瀝したのである。

かくして、三條は、岩倉邸を辭して家に歸り、精神過勞の爲め十八日の夜明け方に、心神錯亂して病氣と爲り、遂に參朝することが出來なくなつたのであつた。

征韓論の破裂と隆盛の勇退

十八日の閣議は、三條の病氣で、お流れとなつたのであるが、征韓論派にとつては、非常なる支障を來したのである。

十九日に至りて、三條は辭表を呈出して、岩倉にその執奏方を求めた。

臣實美、不肖の身を以て、叨に大任を負荷し日夜戰兢罷在候處、短才微力、其任に堪へざるを以て、苦慮の餘、俄に病を發し、殆んど大事を誤り、國辱を招くに至る。苟も如此其職を盡すこと能はざれば、上は聖明の德を累し、下は萬民の望に背く、其罪死して尙餘りあり、實に恐懼慚愧の至に勝へず、伏して冀くは、速に臣が職を解き、臣が罪を正し給はんことを、謹で奏す。

明治六年十月十九日　　　太政大臣　三條實美

三條の引退に依つて、問題の跡始末は、當然岩倉に落着べく期待されたが、それには、大久保を起してこれを補佐せしめ、大勢を挽回せしめやうとすることであつた。

先きに、七月歸朝以來、久しく病痾を養つてゐたところの木戸は、先づ大久保に書を送つて、其蹶起を促すところあつたが、一面、伊藤も亦岩倉を訪ねて、その奮起を促し、歸途大久保に立寄りて岩倉の決意を告げ、政府に立たゝたんことを懇請したのである。

大久保は、容易に承諾を與へなかつたが、しかし、時局がます／＼紛糾して、收拾することの出來なくなるのを、頗る憂慮するところがあり、黑田清隆に一切の事を相談して、さらに宮內少輔、吉井友實に圖るところがあつたのである。

聖上陛下には、深く時局を憂へさせられ、二十日三條邸に行幸あらせられて、親しく病狀を見舞はせ給ひ、又岩倉邸にも行幸あらせられ、三條に代つて、政務を見るべしとの優渥なる勅語を賜り、岩倉は、三條に代つて、太政大臣の事を攝行することゝなつたのである。

二十二日に至りて、隆盛は、副島板垣江藤等と岩倉を訪ねて直談した。『遣韓使節の議は、すでに決定して居り、太政大臣から上奏宸斷を仰がれやうとする間際に、俄かに病氣に罹られたので、閣下に勅令を下し賜つた次第である。すみやかに、上奏御裁下を仰がれたい』と、岩倉が答へていふには『余が三條と意見を異にしてゐるのは、卿等すでに承知の事

である。余は余の意見が國家の良策であると信ずるがゆゑに、征韓非征韓の兩說ともに上聞に達して、宸斷を仰ぎたいと思つてゐる。卿等はしばらく勅命の下るのを待たれよ』と、江藤いはく『攝行者は前任者の意思を遵奉するのが至當である、兩說を併せて宸斷を仰ぐのは責を　陛下に歸し奉るものである』と、岩倉またいはく『余は三條に代りて、その意見を攝行するものではない、勅命を奉じて、太政大臣の事を攝行するものである。余の意見を奏上するのに、何の差支へがあらう、今のやうに、大臣や參議がおの〱その意見を異にしてゐるのに、兩說共に、宸斷を仰がなければこれを決定することが出來ないではないか』と、往復談論の後、隆盛等はその爲すべからざることを見て取り、大に憤慨して、一同袖をつらねて、岩倉邸を退去したのであつた。

二十三日、隆盛は、總に辭表を提出したが、二十四日左の達示があつた。

過日來、御評議之次第、拜㆓具視意見㆒、昨二十三日奏聞聖斷相伺候處、重大之事件、深く御熟慮可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在趣を以て、今二十四日勅答可ㇾ有ㇾ之御沙汰に付、今朝參朝候處、別紙寫之勅答有ㇾ之候條、本日可ㇾ及㆓御達㆒存候處、御所勞辭表御差出中に付、不ㇾ得ㇾ已吏官を以て、

此段及ニ御達一候事。

十月二十四日　　　　右大臣　岩倉具視

この日、板垣退助、後藤象次郎、江藤新平等も、辭表を提出し、後繼内閣は、非征韓派たる内治黨に依つて、組織せられたのである。先きに、六月以來、揉みに揉まれたる征韓論の廟議は、かくして遂に葬り去られたのであつた。

隆盛以下、征韓論派の辭職は、各方面に大なる衝擊を與へて、人心の動搖を來たしたのであるが、殊に近衞鎭臺における薩士少壯氣銳の輩は、憤慨激昂、その極に達したのである、これ等の事情は、後に詳述したいと思ふ。

隆盛は、宮を辭して、卽日居宅を引拂ひ、從者小牧某と僕一人を隨へて、向島小梅村なる越後屋の別墅に入り、俗界と緣を絕ちて、もつぱら詩賦に耽つたのである。

獨り時情に適せず
豈歡笑の聲を聽かん
羞を雪がんとして戰略を論じ

義を忘れて和平を唱ふ。
秦檜遺類多く
武公は再生し難し
正邪今那んぞ定まる、
後世必ず清を知らん。

眞にその悲壯なる意氣と、慷慨悲憤の情とが、文字の間に汪溢してゐる。そして特に結句清の一字が、意味極めて深長である。

かくて隆盛は、同月二十八日、東京を去つて歸縣の途に就き、大阪に立寄り、滯在數日十一月初め鹿兒島に歸着したのであつた。

村舍の悠々自適

隆盛の家は、城下における甲南岳岡の東麓、武村（今は市に編入されて武町と呼ばれてゐる）にある、邸內廣く、その東南隅に、一幹の老松がある、樹齡は四五百年を重ねたものであら

う、土俗セゴトンの松と呼んで、この界隈における名物の一つである。

この方面は、一帯に天然の風致に富んでゐる。前は錦江灣を隔てゝ櫻島に對し、大小幾多の帆影、その間に點綴して、一段の景趣を添えてゐる。

高千穗の靈峰は東北方の彼方に、群山を壓してその雄姿を現はし、近く大隅の連山を望めば、高隈山の餘勢蜒々として南隅方面に走り、その狀態の如く、薩摩の魚見岳と相對するところ鹿兒島灣を扼し、そこに大小の知林島を浮べて、眞に一幅の活畫圖ともいふべき風光秀絶の境地である。

隆盛が紅塵萬丈の帝京を去つて、久方ぶりに、なつかしい自宅に落着いて、この自然の景觀に親しみ、又邸内の老松に言寄せて、その歸去來の詩藻を潤したのは、左の七言二絶であつた。

山老元と帝京に滯り難し
絃聲車響夢魂驚く
垢塵衣裳の汚るゝに耐へず

村舍に避け來りて身世清し。

我が家の松籟塵緣を洗ふ
滿耳の清風身仙ならんと欲す
誤つて京華名利の客と作り
此聲を聽かざること已に三年。

明治三年十二月末、岩倉勅使に迎へられて四年正月三日、勅使隨員大久保利通等と共に、上京したのであるが、朝廷において親兵（後の近衞兵）設置の議を決し、薩長土三藩に出兵の命が下つたので、二月隆盛は一旦鹿兒島に歸還し、三月下旬、藩主忠義公に隨ひ、兵を率ゐて再び上京したのである。

その後五年十一月、賜暇歸國し、六年四月上京し、四年以來六年足かけ三年の間滯京したので、この聲を聞かざること三年といつたのである。そして遺愛の老松高く天を摩し、今なほ欝蒼として四時變らぬ綠の色をあらはしてゐる。

桐野篠原以下少壯文武官隆盛の後を追ふ

十月二十三日、隆盛が、參議兼近衛都督の榮冠を抛ちて、その職を辭するや、陸軍裁判所長陸軍少將桐野利秋も、亦即日官を辭したのである。その報道が傳はると、近衛兵を激昂せしめたこと、實におびたゞしいものであつたが、畏れ多くも、聖上陛下には宸襟を悩ませ給ひ、近衛司令長官陸軍少將篠原國幹以下幹部の將校をお召しになつて、親しくお諭し玉へる重大なる事態を現出したのである。

近衛兵は明治四年二月、薩長土三藩より徴集されたるところの撰拔兵であつて、初め親兵と稱し、後近衛兵と改稱されたのである。

そこで、かやうな混亂動搖の事態に直面して、激昂したる各藩出身の將校等は、職を辭して歸國する者多く、特に鹿兒島縣出身の少壯氣鋭の輩は、辭表を提出して許可をも待たず、どし／＼國に歸つて往く始末であつた。

此の如く、軍人の動搖甚しく、朝議においては、相當の處分をしなければならないといふ

議論もあつたが、彼等を寛典に處し、非役軍人として、無事歸還せしめることゝなつたのである。

しかるに、それ等の軍人に對する處分に關しては、議論なほやまず、當時警保權助川路利良（後の大警視）等は、近衞兵の如き、軍紀を紊すものを寛典に處し、それ等の將校を非役のまゝ歸還せしむるが如きは、政府の威信を損傷するものであるとて、これを當局に建言責問を爲すところがあつたのである。

はじめ政府においては、桐野は辭めても、篠原だけは、現職に留まるだらうと期待されてゐたのである。しかし篠原は、召命があつても病と稱して出頭せず、遂に職を辭するに至つたのである。かくして、鹿兒島縣出身の文官武官を通じて、職を抛ち隆盛の後を慕つて歸國したる者、六百餘人の多數に及んだのである。

征韓論派五參議の辭職とその復職問題

太政大臣攝行岩倉具視は、隆盛の進退が直接近衞兵の動搖を來たしたばかりでなく、その

國家社會に及ぼすべき影響の極めて大なるものゝあることを察して、深く憂ふるところがあり、二十三日、參議大久保に左の書面を贈つて內談に及んだのである。

西鄉氏辭表、速に聞食され度云々承知致候得共、叡慮如何可ㇾ有ㇾ之哉、於ニ小生ニも不忍次第、是非御差留相成候は勿論、猶一議論之不ㇾ合より一朝退職之事、實に遺憾と種々一分存居候事に候、且は明朝西貴鄉木等御差留、速に出仕之儀申入候心得、假令表面丈にても同樣不ニ相成ニ候而者、決而不ニ相濟ニ事と存候候、右に付、如何之事か一應及內談候、仍而草々如此候也。

【註】書中西は西鄉、貴卿は大久保、木は木戶。

十月二十三日　　具　視

利　通　大　人

之れに對して、大久保の答書は左の通りである。

尊墨拜讀仕候、然者、西鄉辭表の儀云々拜承仕候、御尤之御趣意と奉ㇾ存候、乍ㇾ去、速に御許容不ㇾ蒙候而は、當人の爲に不ㇾ宜儀有ㇾ之內願仕候次第に御座候、乍ㇾ去何も御氣遣被

レ下候樣之事は無ニ御座一候付、ニ其段御安心可レ被レ下候、委細は今晩又は明朝拜趨御直に奉ニ申上一候に付、左樣御承知可レ被レ下候、參議並に近衞都督丈を被レ免、陸軍大將は、從前之通に被ニ仰付一候得ば、可レ然歟と奉レ存候、尚其邊も拜上に申上候樣可レ仕、此段拜復而已如レ斯御座候頓首拜言。

十月二十三日　　　　利　通

具視公閣下

西郷の辭表は、參議並に近衞都督だけを免ぜられて、陸軍大將は從前の通り仰付けられたらよろしからんとの意味である。依つて、岩倉よりさらに大久保に對して、左の書面を贈つたのである。

御答書一見、段々來示之趣向も令ニ承知一候得共、西郷進退之事に至而者、實に不レ安之次第、有樣は、外三木中意見見据付候上は、成否は素り不レ可レ期事に候得共、小生一心至誠は、百方盡力、是非々々當職にあらしめ度と種々苦慮罷在候處、昨夜談中、同氏歸國云々の噂あり、一言否不ニ申入一候得共、右は爲ニ朝野一窃に苦慮、彌以而頻りに愚考之折柄、御

傳言を得御深意不レ可レ計事ながら、意見及ニ呈書ニ候處、詰り陸軍大將如レ元云々始而少しく安慮之緒に付申候。（以下略）

【註】外三木は外參議、副島、板垣、江藤をさす。

二十三日　　具　視

利通大人

岩倉は、隆盛が歸國したりとの噂を聞いて苦慮して居たが、後で大久保からそれが誤りであつたこととの傳言を得、又その書面に陸軍大將元の如しとあるのを見て、安慮の緒に就いたといふのである。

二十五日に至りて、政府は、西鄉以下の辭職を免し、特に隆盛に對しては、陸軍大將だけを從前の如く仰付けられたのである。

爾來、政府は大改革を行つて、閣員の任命を爲し、參議を以て各省の長官を兼ねしめたが、その閣員の顏觸は左記のやうであつた。

太政大臣如故　　三條實美

右大臣如故	岩倉具視
參議兼大藏卿	大隈重信
參議兼司法卿	大木喬任
參議兼海軍卿	勝安房
參議兼外務卿	寺島宗則
參議兼工部卿	伊藤博文
參議兼文部卿	木戸孝允
參議兼陸軍卿	山縣有朋
參議兼內務卿	大久保利通
參議兼開拓使長官	黑田清隆
參議兼左院議長	伊地知正治
左大臣內閣顧問	島津久光

新內閣は、征韓論派の攻擊批難の標的となつて、前途頗る多難を豫想せしめたのである

が、三條は、太政大臣として初めより征韓論の廟議を主宰し、それが遂に決裂して、西郷以下の參議が辭職するに至つたので、自責の念に堪へず、病ひすでに癒えて、再び政務を執るやうになつてから、西郷以下を復職せしめて、協力一致、共に倶に國政に當りたいとの意思を抱いて居たのである。

その際、警保寮における坂本純熙國分有諒篠崎五郎等は、頻に三條に迫まりて、西郷復職運動なるものを起したのである。この運動は、坂元純熙の首唱であるといはれてゐる。三條は意大に動きて、西郷等復職の意圖を岩倉に謀つたので、岩倉は大久保を招致して西郷等の復職問題に對する意見を求めたのである。大久保はこれを聞いて、頗る意外のことであると爲して、反覆意見を陳述し、歸邸後左の書面を岩倉に致したのである。

今曾御内話拜承仕候事件云々、愚存拜答仕候旨趣は、元來奉職以來、上　聖旨之所ㇾ在に從ひ、次に兩公御確定なされ候廟議に依り、勉強盡誠仕候格護に有ㇾ之候間、今日之處は、今日の　聖旨を遵奉候儀當然と存詰候。尤此度政府上、論之寬急より終に瓦解に立至り候儀にて、今日之國難は、初發より期する處に有ㇾ之候得ば、如何樣大難に處しても、一步も顧

念なく、國家之爲抛二身命一盡力仕候事は、敢て不レ辭處に御座候、就而者、此上之處益御確定之廟謨を以て、順序を不レ失、神速實地之功績相擧候樣、晝夜苦慮罷在儀に有レ之、然るに今朝之御內話に付、實は意外に奉レ存、愚意確定之所存を以、拜答仕候儀に御座候。乍レ去、今日太政大臣公之思食に對し、決而御非難申上候趣意は、毛頭無二御座一候。勿論、前議寬急兩件共、事倉卒に出て候事にて、天下後世を慮り、國家の大體上より之熟論に無レ之候に付、既往を論ぜず、前參議も盡く復せられ、寬急論の前に立歸り、更に公評を以、御一定可レ被レ爲レ在との御事に候得者、固より御條理は相立候事與奉レ存候間、決而御趣意を拒抗奉り候義は無二御座一候付、其段は、分而御諒解無レ之候樣御含可レ被レ下候、況乎一己の所存申上候とて、夫を以て、御止り被レ下候樣にては、實に恐縮之至、乍レ恐御職掌上においても、不レ被レ爲レ濟御儀と奉レ存候付、幾重にも御熟考、參議中之公評も御聞被レ下候樣、千祈萬願仕候、其上公議を以御治定之事を、小臣において一言を容候心底無二御座一候、小臣之所存は、一身丈けに決定仕候趣意を、吐露仕候迄に御座候、今日之形勢、天下安危之所レ分、必死切迫之情態に付、大臣たるの御職掌上において、御不安心ながら、御屈

出被レ爲レ在候事有レ之候而は、實以大事之儀、甚小臣においても恐懼仕候、猶又熟慮仕候處、前件甚懸念仕候付、爲レ念以二寸楮一奉二申上一候、頓首百拜。

十二月二十八日　　　　利　通

具視公閣下

この書に依り、大久保が西鄕等の復職運動に對して、いかに鞏固なる意見を有して居つたかを、うかがひ知ることが出來る。そして、三條岩倉等は、大久保の意見を採納して、これを中止するに至つたのである。

兇徒岩倉を傷く

征韓論の破裂後、政府攻擊の火の手は、殆んどその極に達したのである、特に草莽の間に慷慨家として知られたるところの、山本克（京都在住因州の人）の如きは、危言激語、政府の當局者を痛擊して餘すところなく三條の如き斗筲の輩は論ずるに足らない、岩倉木戶大久保大隈の四大臣を斬るべしといふ不穩の建白書を上つたのである。

是等の過激なる言論は、大いに好時に投じて、それに共鳴する者も少くはなかつたのであるが、當時少壯血氣の輩で、京都を通過するものは、山本の門を叩いて、その意見を聽くものが多かつたといふことである。

言論の力が、いかに社會人心に大なる影響を及ぼすかは、こゝに詳しく述べるまでもないことであるが、是等の言論に依つて、征韓論派の尖鋭分子が、煽動されたであらうことも、想像され得るのである。明治七年一月十四日夜、兇徒が岩倉の赤坂皇居よりの歸途を、喰違ひ御門に待伏せて、之れを要撃するに至つたのである。

兇徒等は土佐の志士、武市熊吉外八人であつたが、首魁武市は、名を正幹と云ひ、元外務省十等出仕であつて熊吉は其通稱であつた。

明治五年八月八日、武市は、鹿兒島縣人池上四郎（貞固）等と官命を奉じて、清國に派遣され、同月十六日東京を出發して、九月一日上海に着し、同月十七日上海出帆、二十一日芝罘に到り、二十六日營口に着して諸般の調査を遂げ、六年四月。池上と任地に發して歸朝したるもので。彼地の事情に通じて居り。征韓論派の最も尖端的分子であつた。

岩倉は、刺客に襲はれると、たゞちに馬車より飛下りて危難を逃れ、外濠の崖下に轉落したので、僅かに、眉間と腰部に薄手を負はされただけであつた。

武市等は征韓論に對する岩倉の處置に憤慨して、この兇行に及んだのであるが、その後間もなく縛に就いて斬罪に處せられたのである。

佐賀の亂と薩南健兒

明治七年一月、副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平等は、民選議院の設立を建議し、公議輿論に依つて政府に迫まり、言論社會に於る一問題を提供したのである。

しかし、政府に對する攻撃の鋭鋒は、たゞに言論戰のみではなく、延いて當路の大臣に對して直接行動に出づるが如き事變を突發し、社會人心が、極めて險惡なる方向に導かれつゝあるときに、同年二月に至つて、江藤新平は島義勇と共に、佐賀において亂を起したのである。

佐賀には、士族の間に三つの黨派があつた。征韓黨封建黨中立黨がそれである。征韓黨

は、江藤新平を首領として、征韓の議を主張し、鹿兒島高知兩縣下に於ける士族との間に、連絡があると稱して居り、二千數百の黨員を擁して、最も勢力があつた。

封建黨は、封建の制度を再興して、藩政時代に復舊すべしと唱へ、一千餘の黨員を有して、島義勇これを主宰し、中立黨は、前山淸一郎これを率ゐ、征韓と封建と二黨の間に介在してその勢力最も微弱であつた。

この三黨は、つねに相敵視して下らず、殊に封建黨と征韓黨とは、その主義主張において相容れざるものあるに拘はらず、遂に合して一團と爲り、戰亂を起すに至つたのである。

佐賀における暴發の報道が、東京に達するに及び、政府は、大久保內務卿に全權を委ねて、これが鎭撫に當らしめたのである。

その際、鹿兒島縣の士族等も、これに應じて暴發するであらうとの噂が頻りに傳へられたので、內閣顧問島津久光公は、大に縣地の情勢を憂へ、自ら歸國してこれが鎭撫に當り、又親しく西鄕を說いて、共に東上すべく、同月中旬鹿兒島に歸つたのである。

この時、隆盛は獵犬を連れて、薩南山川鄕なる鰻溫泉に入湯中であつたが、隆盛は久光

からの直使に依つて、たゞちに鹿兒島に歸つた。

久光公、隆盛に說いていふには『江藤等の一擧を何んと見るか、若し國家の爲めに不利益であると思はゞ、兵を率ゐてこれが鎭撫に當れよ』と隆盛はこれに對して『今や陸海軍が設備されてある、小臣のやうな、山野に隱棲してゐるものが出るべき時節ではない』と、公もその道理ある言葉を諒とし、强いてこれを勸說しなかつたのである。

江藤はもとより武人ではないが、彼は退官せる征韓論派の參議中で、最も辯論に長じたるところの立法家であつた。江藤は、はじめ事を擧ぐるに當つて、司法卿時代の下僚で、鹿兒島縣人たる元司法判事樺山資綱と、海老原量平（穆）なる二人を鹿兒島に遣はして、ひそかに隆盛に說かしむるところがあつたのである。

しかるに、二人は、隆盛の一喝に遭つて、東京へ歸つて來たのであるが、しかし、江藤は隆盛に對して、なほ一縷の望みを屬してゐたことは爭はれない。

江藤は、獨力政府顚覆の目的を達成し得られるものとは信じてゐなかつたであらう。しかし、彼は一度事を擧ぐれば、土佐をはじめ、奧羽地方やその他政府に對する不平の徒が、必

ず蜂起して彼等を助け、また薩南健兒等も、遂に起ちて、彼等に投合するであらうと期待してゐたのである。

そこで、江藤は、平生意見の一致せざる封建派と相合して一團と爲り、立法家より俄かに劍を執つて起つに至つたのである。

かくして、江藤等は大に敗れて鹿兒島に奔り、隆盛に救援を求めたのである、しかし、斷乎として拒絶されたので、彼等は萬策盡きて、島義勇先づ捕縛されて佐賀に送られ、江藤は窮餘ひかに土佐に脫れて、遂に縛に就き、佐賀に護送されてたのである。

江藤等は四月十三日、佐賀臨時裁判所において、裁判長權大判事河野敏鎌、大檢事岸良兼養權大檢事杉本芳熙等立會干與の下に、國事內亂の科を以て斷案され、斬罪の上、梟首されたのである。江藤が彼自からに依つて定めたるところの新律綱領に依つて、處刑されたことは、眞に奇しき因緣といはねばならない。

上述せるが如く、佐賀征韓黨と薩南健兒等の間には、そこに、何等の氣脈があつたわけではないか、しかし、佐賀の亂が、平生髀肉の歎をかこつてゐたところの健兒輩に、異常なる

刺戟を與へたことは事實である。若し隆盛が彼等を戒飭することなく、また、戰亂が久しきにわたつたならば、薩南健兒の中から、或はこれに投ずる者が輩出して、形勢俄かに逆睹すべからざるものがあつたのである。

征臺事件の起因と對韓問題

明治四年十一月、琉球列島の宮古島と八重山島の船とが、おの〳〵一艘づゝ、首府那覇港を出帆して、本島に歸港の途中、颱風に襲はれ、宮古島の船は、臺灣の南端に押し流されて、その海岸附近に坐礁し、乘組全員六十九名中三名は溺死し、殘員六十六名が漸く上陸して、救ひを牡丹社の蕃族に求めたところ、その中五十四名は、無殘にも生蕃の爲めに虐殺され、殘る十二名だけが僅かに虎口を脱れて、これを清國官憲に訴へたのであつた。

元來、生蕃は、臺灣に在る清國人を憎むこと甚だしく、つねに仇敵視して居たので、我が漁民を清國人と誤認して、この兇行に及んだものであるといはれてゐるが、それはそれとして、清國官憲は十二名の生存者を救護し、福州の琉球使館から本島に送還せしめ、また福建

巡撫は、これを北京政府に報告したのである。

時に、天津駐劄外務大丞柳原前光は、福建巡撫が、北京政府に致せる是等の情報を得て、外務省に報告したのであるが、また鹿児島縣琉球駐在官伊地知貞馨も、宮古島から遭難の詳報を接受し、五年七月、鹿児島に歸つて、これを縣廳に報告したのである。

そこで、鹿児島縣から、同年八月伊地知貞馨を上京せしめて、外務省に具狀し、同時に鹿児島縣參事大山綱良は、征臺の師を起して、生蕃を討伐せんことを、政府に上書するところがあつた。

當時、隆盛は陸軍大將參議兼近衞都督であつたが、熊本鎭臺司令長官陸軍少將桐野利秋と謀り、陸軍少佐樺山資紀を臺灣に派して、實地に視察せしめたのである。樺山は歸朝して征蕃の意見を述べ、桐野樺山の二人上京して、隆盛にこれを報告したのである。隆盛これを賛し、外務卿副島種臣、參議板垣退助等も亦これに同意したので、生蕃討伐の議が、內閣の問題となるに至つたのである。

ところが、こゝに又、生蕃が第二の劫掠事件を惹き起したのである。六年三月、備中小田

縣柏島村の舟子四名、紀州を出帆し、郷里に歸らんとして、風浪の爲めに臺灣の東海岸に漂着し、船と共に貨物を掠奪されて、四人の舟子は、まさに殺害されやうとしたのであるが、辛うじて清國官憲に救助せられ、福州に送られ、さらに、我が上海領事（井田讓）の手に引渡されたのであつた。

この報内地に達するに及び、軍人社會を始め　わが國民の憤激することます〳〵甚だしく、生蕃を膺懲すべしとの輿論、いよ〳〵勃興するに至つたのである。

この時、わが政府は、清國との條約批準交換の時期が切迫してゐたので、外務卿副島種臣を全權大使として清國に遣はし、先づ條約の交換を爲さしめ、同時に、我が漂流民の遭難事實を指斥して、これを詰問せしめたのであるが、清國政府は、生蕃を化外の地と爲して取り合はなかつたのであつた。

しかるに、これより先き、韓國政府は、我が國に對して、新たに國際問題を惹起し、日韓兩國の關係は、緊迫せる事態を現出したので、五年八月、わが政府は使節を遣はして、修交の書をもたらし、且つ我が近海に漂流せる鮮民を救助して、これを本國に送還せしめたの

であるが、韓國政府は、その漂民たけを受取つて、我が使節を拒んだのである。のみならず、明治六年に及んで、韓國政府は、國内に左の如き告示を發したりとて、釜山の日本館に通知を爲し、韓土に在る日本人の撤退を要求するところがあつた。すなはち、「日本人は西洋人と交つて、夷狄の風に化し禽獣と異なるところがない。わが國民にして、日本人と交はるものは死刑に處すべし。」と發令したので、或は貴國人に暴害を加ふるが如き者あるやも計りがたい、すみやかに本國に歸還せしめられたし」と、極めて排外的のものであつたので、わが出先官憲は、たゞちに歸朝して、事の顛末を政府に報告したのである。

この報道に由つて、韓國を征伐すべしとの議論が、先づ軍人社會に燃え上つたのである。そして内は人心の惰弱を覺醒し、外は暴慢無禮たる韓國を征伐して、國光を海外に宣揚すべきであると主張し、征韓論の勃興を來たしたのである。

かくして、征臺の議は、征韓論に抑えられて、一時中止の姿と爲つたのであるが、同年十月征韓論が破れたので、こゝに舞臺は回轉して、征臺論の再燃と爲り、政府は生蕃討伐の議を決するに至つたのであつた。

征臺の師を起す

征韓論の破裂後、政府は反政府黨の氣勢を抑えて、その國内に破裂せんと、する士氣を外征に利導し、局面の打解を圖らんとして内治先議の方針を一擲し、俄かに外征の議を決して、征臺の師を起すに至つたのである。

しかし、政府部内においても。參議兼文部卿木戸孝允の如きは、飽くまでも閣議に反對して、その不可を痛論したのである。

かくて木戸は、辭表を上りて骸骨を乞ひ、遂に山口に歸臥するに至つたのである。

そこで、政府は是等の異論を排して、出師の議に決し、七年一月、内務卿大久保利通、大藏卿大隈重信を、臺灣問題調査委員に擧げて、臺灣蕃地處分要略（九ケ條より成るもの）を起草して、（一）臺灣土蕃の部落は、清國政府の政權の逮ばさる化外の地であつて、先きに清國官憲が、我が副島使節に與へるたるところの言質を以て、無主の地と見做すべき理由が充分に備つてゐること、（二）琉球は我が藩屬であるから、その人民の殺害事件に對して復

報手段を執るのは、日本帝國政府の義務であること、(三)生蕃の處分に就いては、着實に討蕃撫民の役を遂ぐるを主とすること、(四)その他臺灣處分後、淸國政府との談判に關する我が政府の立場を明にすること等が規定され、廟議はこれを採用して、いよ〳〵問罪の師を起すことに決定したのである。

しかるに、同年二月、佐賀の亂が起つたので、大久保内務卿は、兵刑の全權を帶びて戰地に赴くことゝなり、西下するに臨み、三條岩倉に對して、生蕃の處分は、既定方針に基いて着々實行されんことを、勸告するところがあつたのである。

政府は、同月末、陸軍大輔西鄕從道に、臺灣生蕃處分取調を命じ、佐賀の亂が平定するに及びて、臺灣蕃地事務局を置き、大隈重信を長官に、西鄕從道を陸軍中將に任じて、臺灣蕃地事務都督となし、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を參軍として、西鄕都督は、四月九日軍艦日進孟春等を率ゐて、品川灣を出帆して長崎に赴いたが、大隈も長崎にいたりて、同地に臺灣蕃地事務支局を置き、時宜に應ずるところあつたのである。

當時、大久保は、なほ佐賀に在つたので、西鄕は長崎に着するや、直に大久保を訪ねて、

諸般の打合せを爲し、再び長崎に引き返へしたのである。

英米兩國は、日清兩國の間に、國際的紛議の起るべきを豫想し、局外中立を宣言したのである。殊に米國は、日米の間に締結せられたるところの米國人の雇聘及び傭船を拒絶し、その他の各國も、英米兩國にならつて局外中立を唱へたので、朝議にわかに一變して、征臺の出師を停止し、先づ淸國政府に談判すべしとの事に決定して、大隈に歸京を命じ、また西鄕に、しばらく出港を延期して、後命を待つべき旨を傳達したのであるが、併し、征臺軍は西鄕都督の强固なる決意と、その斷乎たる措置に依り、四月二十七日、先發部隊を出帆せしめ、五月三日、日進孟春明光三邦丸等が艫艫相ふくみて長崎を出港したのであつた。

隆盛徵集兵の募集に盡力す

以上述べたるところは、政府が征臺軍の出師に就いて、執り來つたところの經過の大要であるが、政府は西鄕都督が、兵を率ゐて征途に上るに當り、隆盛に對して、鹿兒島で徵集兵を募集することに就いて、斡旋方を依賴するところがあつたのである。

ところで、非役近衛軍人等は痛く政府の措置を批難し、之れを攻撃していふには、先きに政府は征韓論を排撃して、韓國使節の派遣を阻止し、その舌の根も乾かざるに、早くも事を外に構へて、外征の師を起すが如きことは何事であるかと、政府の矛盾撞著を憤り、殊に鹿兒島において、徵集兵を募集したことは、その憤懣を、ます／＼深刻ならしむる結果と爲つたのである。

しからば、彼等は何故に徵集兵の應募に反對したのであらうか。それには、大なる事由があつたのである。

先に征韓論破裂して、西鄕以下五參議の職を辭するや、警保寮方面監督坂本純熙は、同僚國分友諒、篠崎五郎等と謀り、政府に迫まつて、西鄕參議の復職運動を起したので、政府はこれをなだめて、明年三月征臺の師を起すに依り、その際大にはたらひて貰ひたいとて、政府と坂元等の間に一種の默約があつたものと認識してゐたからである。

桐野利秋の討灣論に據ると、その間の事情が明かに記述されてある。

阪元の舊部下、凡三百人、一同勤を辭す。此時、西鄕陸軍大輔坂元を招き、竊に諭して日

く『討滯實に明年三月に在るべし。其時子部下の者をして、其役に充てしむべし。子宜しく之を諭し、部下の者をして、猶暫く職を奉ぜしむべし』と。

坂元答へて曰く『征韓の廟議決せざれば、則ち職を辭するは是れ部下一同誓て約する所、故に今將に其言を履まんとす。然れ共、討滯の事の如き、亦敢て努力せざるにあらず、明年出師の期に臨み、再び部下を率ゐて來會すべし』と西郷大輔諭すに辭なく、復之を爭はず。是に於て一同職を許さる、坂元之を率ゐて鹿兒島に歸る。而して今年三月に至り、坂元自ら出京し、昨年の廟議を促す事頻也。政府已むを得ず、其言を履み、匆卒出師の擧あり。然れども其事世評に渉り、議論紛々勃興するを憚り、只管沈密之を計り、以て今日に及ぶなり。

と、この觀測は、非役軍人等の間に確信されてゐたのである。

當時、鹿兒島は、全國に於ける征韓黨の根據地であり、殊に坂元等が舊部下と共に歸還してゐたので、政府は此處で徵集兵を募り、非役軍人等をも集容して、これを外征に利用し、政府に對する反抗的心機を轉換せしめやうとしたのである。

しかるに徴集兵の募集は、非役軍人等が擧つて反對したにもかゝはらず、隆盛の斡旋盡力に依つて、着々その功を奏し、ひとり鹿兒島における坂元等の舊部下のみでなく、遠く近く、他府縣からも、來つて募集に應ずる狀況であつて、六百餘名の壯兵が集まり、六小隊より成る一大隊に編成されたのである。徴集隊が、長崎に向つて鹿兒島を出帆するに臨み、隆盛は海岸埠頭に一行を見送つて、その前途を祝し、大に激勵したといふことである。

蕃地における歸還論と留營論

前記の如く、徴集隊は、六個小隊より成る六百餘名の大隊に編成され、指揮長坂元純凞、指揮副長國分友諒、篠崎五郎あつた。

是等の三名は、元警保寮における西郷參議復職運動の旗頭であつて、その部下も亦その系統に屬し非役軍人等とは、根本的に相容れないものがあつたのである。そして非役軍人等は鹿兒島に在つて、同年六月私學校を創立するに至つたのである。

徴集隊は、蕃地に到り、征討軍の別働隊として、特殊の行動任務に服し、勇敢驍捷、敵を

剿討することに努めて、その士氣もつとも旺盛であつた。

かくして、わが征討軍は、渡臺の後、たゞちに生蕃の根據地を衝いて蕃族を剿討し、徵集隊は、その間に在つて、殊勳を立てたのである。當時征討軍の將兵は、その數三千六百五十八人であつたが、五百七十三人の死者を出し、內戰死者は僅かに十二人(外に負傷者十七人)で、その他五百六十一人の多數は、みな風土病(マラリヤ)の爲めに斃れたのである。是等の事實に依ると、わが軍の强敵は、獰猛なる生蕃人でなく、いかに風土病が猖獗であつたかといふことがわかるであらう。

かやうに、蠻烟瘴霧の裡に在つて、討伐も一段落を告げたので、徵集隊の大部はやうやく蕃地に倦み、はやく內地に還つて、私學校に入黨したといふ希望者を續出したのであるが、これに對して、政府の命令がなければ、歸還してはならないといふのが留臺論者の主張するところであつた。

かくして、歸還論者は、鹿兒島に凱旋して、ただちに私學校に入黨したのであるが、留臺論を唱へたものは、政府の手先となつて、一時歸還論者を抑留したるものであるから、私學

校へ入黨するには、悪かつたといふ謝罪證文を入れなければ、容赦。罷成らぬといふことゝなつて、こゝに徴集隊の首腦部を始じめ、留臺論者と私學校黨との間に紛訌を來たして、先きに蓄地における歸還論者と留臺論者とは、遂に分裂したのである。そして、坂元指揮長は、長崎より直ちに東京に赴き、國分篠崎の兩指揮副長は、一旦鹿兒島に還つて、二人共に入黨を背ぜず、篠崎は兵庫縣警務課長に就任し、國分も亦上京して、再び警視廳に奉職し、後の暗殺事件の主役である中原尚雄の如きも、徴集隊首腦部の一人で、留臺論者であつたが、遂に鹿兒島を去つて、警視廳に奉職することゝ爲つたのである。

私學校黨の結成及び學校の創立

先きに、隆盛の後を追ふて、辭官歸國したる者の中、桐野利秋、篠原國幹、村田經滿の三先輩は之れを措き、大多數の少壯者は鄕國に還つて、どんな事をしてゐたかといふことは、何人にも浮ぶところの疑題であつた。

とに角政府に對して、不平滿々たる慷慨悲歌の士が、四方から還つて來て、鹿兒島城下は

不時の繁昌を極めて街頭を賑はし、野馬の覊束すべからざるが如き壯士輩が、肩を怒らし、腕を扼し、大道狭しと横行濶歩する異樣の風景が、眼の當りに見られたのである。

彼等は何處へ行く？ 彼等自身ですらも、おそらくはその往く處を知らなかつたのであらう。

およそ、始めあるもの、未だ必ずしも終りあるを保しがたいのは、世態人事のつねである。彼等は隆盛の德を慕つて、その大傘下に集まり、喧々囂々市井に咆哮して、空しく半歳の日子を經過したので、最初の意氣はやうやく弛緩し、往々にして、薄志弱行その節を變して、四散せんとする氣配をさへ見られるに至つたのである。

そこで有志者は大に之を憂ひ、二三の友人達が集まると、話はいつもその事に及んだのであるが、一日有志相會して、これが對策を協議し、定例集會日を定めて、毎月數次會同を爲し、共に歸鄕したるところの初心を貫徹し、他日有事の際に當りて、國家の爲めに大に盡すところあらんことを議決し、邊見宗助（後昌司と改む）淵邊助二（後內山元一）、西鄕休右衞門の三人を代表者に擧げて、隆盛を訪はしめ、その議決に就いて、意見を求めたのである。

隆盛、沈思默考、久しふして「諸子の企畫は洵に善い、しかしながら、此の事たるやその關係のつながるところ頗る大である。何れ桐野篠原村田の三人と篤と相談した上で、宜しきに從つて、決裁するであらう」とのことであつた。

三人の代表者は、西郷邸を退出して一同に報告を爲し、しばらく、形勢を窺ひその成行を期待してゐたのであるが、數日の後隆盛は、桐野篠原村田の三士を會し、つぶさに語るにこの事を以てしたので、三士も擧つてこれに贊し、舊藩時代の御厩跡（城山公園の東麓に在り）に地を相して、會場を設置することに決定したのである。時に七年四月であつた。

かくして、堅固なる團體は結成されたのであるが、機運はさらに進展して私學校を創立することゝなり、七年六月開校するに至つたのである。その綱領は、左の二ケ條に盡されてゐる。

一、道を同ふし、義相協ふを以て暗に聚合せり、故に此理を益々研究して、道義に於ては一身を顧みず、必ず踏行ふべき事。

一、王を尊び民を憐むは學問の本旨、然れば此天理を極め、人民の義務に臨みては一向難に當り、一統の義を可相立事。

この憲典は、私學校の主義精神を、もつとも簡潔明瞭に顯現したるものである。これを横額に裝して、講堂中央の壁間に揭げ、校徒は日夕拳々服膺してゐたのである。

私學校本校と加治木分校との紛爭

上述せるが如き事情の下に、私學校は、創立されたのであるが、その後間もなく、加治木鄕においてもその分校が設立されたのである。これ鹿兒島縣下諸鄕における、分校設置の最初であつたのである。

加治木鄕は、縣下における名邑の一つで、當時川內枕崎と共に、三大都邑と併び稱せられ、士族の多いことは、一千餘戶を包有して諸鄕中の第一位を占め、第二の城下といはれたる處である。

加治木分校の設立に就いては、同鄕出身の川上親晴翁の斡旋に因るところ、頗る多大なるものがある。當時、翁は城下に遊學中で、每夜本校に出席し、また鄕里の報知役をもつとめて、大に盡力されたのである。

加治木郷が諸郷に率先して、分校を設置したので、その他の諸郷も亦これに倣ひ、相競ふて分校を設置することゝ爲り、各郷からは四五名づゝの校徒を選抜して、これを本校に送つたのである。

しかるに明治八年に至り、本校は縣下の統一を圖り、不條理極まるところの校規を制定して、校員の自由を束縛し、一般に學校徒にして仕官又は書生などの目的で、縣地を離れやうとする者があれば、無理にこれを抑壓して、青年子弟の縣外に出づるを阻止し、この制規に違反する者は、縣廳をして、御用と稱して縣地に呼び戻さしめる、無法極まるところの手段を執つたのである。そして加治木郷において。この種の不法手段にかゝり、いはゆる縣廳の御用命令に依つて、呼び戻されたものも少なくなかつたのである。

かくして、縣外に旅行しやうとする者は、何人といへども、豫じめ縣廳の許可を得なければならないといふ禁足令が發布されたのである。

そこで、加治木郷の先輩有志は、痛く學校の前途を憂慮するところあり、遂に起ちて本校の非違を排撃し、校員七十餘名相結束して、退校の議を、本校に提出するに至つたのである。

そして校徒七十餘名の連袂脱退の波紋は、一大紛議を惹起し、同分校は殆んど四分五裂の状態に陥り、しば〳〵會議を開いて、之れが對策を講じ、互に討議するところあつたのである。それ等の狀況は、左の記事に出つて、これを詳かにすると同時に、城下と諸鄕との一般的關係をも知ることが出來やう。

此の時に當り、予偶々父疾病看護の爲め、歸家して家に在り。間を得て臨席傍聽し、大に感ずる所あり。遂に意を決して退校派に與みして、每會反對派の領袖等と、討議數日に亘るも歸決する所なく、徒らに紛擾を重ぬるのみ。因て反對派は之を本校に報告して、解決を要請するに至れり。

本校此の報告に接するや、大に驚き、予等の提議を峻拒し、予等同志に對し、本校に出頭を促すこと數回、且つ甚だ急なり。此の際、城下二三方限、及び二三外城にも退校せんとするものあり。本校窃かに之を憂慮す。此の如き情勢なるが故に、若し加治木一派の退校を容認せんか、忽ち全縣下に波動を及ぼし、私學校は根抵より破壞するの虞ありしなり。（中略）

此の時に當り、西鄕氏、日當山溫泉にあり。反對黨の領袖等日々該地に赴き、百方予等同志を讒誣羅織し、且つ竟に西鄕氏を誘致して、鄕里に來らしむ。實に同年十一月一日也。同氏、卽ち我が加治木私學校夜會に臨み、親しく會議に與かる。此の日會する者無慮一千餘名。

抑も、此の會に於けるや、予輩同志者は固く退校に決意せるを以て、敢て多言せざりしが、但だ、予は先輩小濱氏與氏（加治木西鄕の稱あり）の爲めに、西鄕氏の所論に詰難あり、且つ、其の寃罪なるを遺憾とし、西鄕氏に對し、事實を擧げて辯論を試む。西鄕氏が、小濱氏を論難したる要旨は、氏が紛糾を鎭撫安定すべき地位にありながら、敢て傍觀して責を盡さず、却て退校派を幇助したるは、不都合なりと云ふにあり、之れ實に甚しき妄論なり。必竟、反對派の片言を聽き、其讒誣を輕信したるものなるや疑ふべからず。氏の如き百練老熟の大人物にして尙ほ此の如し。噫。予の如き若小者の駁論、寸效なかりしは、素より其所にして怪しむに足らず。小濱氏は、此の寃罪の下に遂に退校を宣せらる。

次に、予を強ひて、西鄕氏の席前三尺の所に座せしむ。氏卽ち曰く、君が小濱氏を擁護し

たるの言議は、論理に矛盾の點あり云々と難ぜらる。予、心慨措く能はず、卽ち辯ずる所あらんと開口すれば、四方大に喧噪して、予をして言はしめず。少時にして退校を宣す、予曰く、此の如き學校に在るは、予の欲せざる所なりとの一言を殘して去る。（中略）然れども、私學校は日に増し月に加はり、根抵彌深く、容易に拔く可からず。九年二三月の頃に至り、概ね五十歳以下、十四五歳以上の士族の男子にして、入校せざる者なきに至れり。

顧みて、我が同志を僂指せば、僅かに二十三四名に過ぎず。豈に秋風落莫の感なからずとせんや。最初退校に同盟せし者、七十餘名なりしが、今卽ち此の如し。嗚呼、人心の恃み難き、古今同轍、昔時赤穗義士の事共思ひ出て、轉た笑止に禁えず。此の際、同志の一先輩をして、桐野氏を訪問せしむ。而かも、氏の予等同志を歡待するや、誠に意料の外に出づ。同志等恰も回生の感ありき。

然れども、熟ら思考するに、氏の聰明機敏なる、蓋し予等當時の窮狀を看取して、以て他日に利用せんが爲め、籠絡を試みたるものにあらざるなきか。然るに、同志伊丹親恒、前

田素志、市來悌輔、帖佐の高橋爲清、蒲生の松下兼清氏等、前後上京し、他の同志も亦た鋭意上京に決心せり。故に予も又た研學の爲め、同年十一月を以て上都の許可を得たれども、生憎不幸に罹り、遷延未だ行を果さず、宿志鬱屈、日夜快々として、光陰を空過し、荏苒同年十二月に至る。

此の月、下旬、偶々同志、伊丹、前田、高橋、松下等の諸氏、其他各鄉にも同志の歸鄉するに會ひ、因て東西の近情を談論交話し、以て當時に處するの方途を講究す。然かも、此の際に於ける、予等在鄉の同志、意氣大に消沈、孤立無援、寂寞を極むるの時に於て、忽然各鄉に、有力の同志歸省して、大に大義名分を唱道するに會す。假令正義の頽勢を挽回し能はずと雖も、恰も暗中一點の光明を仰ぐの心地して、同志の意氣自ら昂る。是より先き、十月十一月の間、熊本に於て神風連の暴動あり。山口に於て、前原黨の反逆あり。此の際、縣下の私學校黨、亦將さに彼に應ぜんとすること數次。此の如きの時運に際會し、孤弱なる吾人在鄉の同志、亦心裡平靜なる能はず。遂に學校黨の擧動に搖かさるゝ所となり、會議數回名簿を造りて、同志の崇敬者たる桐野利秋氏に之を提供して、進退を共に

せんことを決し、即時之を持參せしむ。然るに、予及び野田親昌、伊丹親吉の三名、大に異議を唱へて之に與みせず。此に於て、在鄕の同志僅かに三名、正義の影正さに滅せんとす。感慨無量、此の間に於ける境遇、拙筆の盡す所にあらず。而かも學校黨の暴狀、日に益す甚だしく、予之れを坐視するに禁えず。此の日、黃昏單身桐野氏を訪ひ、學校黨の現狀に對し、所感を述べて、氏の意見を叩く。然るに氏は平生の溫容に似ず、勵聲色を爲し、政府の政策を縱横無盡に論難痛罵したる後、予が名簿提出に反對せしこと、併て予が學校黨の擧動は大義名分を誤れるものなりとの非難攻擊に對し、時事を知らざる迂愚の論なりと爲し、屈服せしめんとす。予之れに服從し能はざる旨を述べて憤然去らんとす。其の時傍らに在りし夫人、止めて晚餐を供與せらる。桐野氏已に座にあらず、夫人予を慰諭して、名簿を出さしめんとす。

此の夜、更に淵邊氏を訪ひ、質すに前論を以てす、氏は詢々として時弊を論じ、政府の廓淸止む可からざる所以を說く。

斯くて、形勢急轉、熊本は鎭定し前原亦た獲斬せらるゝの報至る。學校黨一旦失望落膽す

と雖も、黨の領袖等專ら士氣の作興に努力せしを以て、黨員の横暴益々甚しく、眼中更に國憲國法なく、公然武器を購入し、彈藥を製造し、白鞘刀を帶び、銃を携へ訓練する等、叛計既に顯著なり。嗚呼、明治の元勳功臣等にして、此の挽回す可からざるの大勢を觀望す、豈に痛歎せざるべけんや。其擧動態度、明白に謀叛行爲にして、之を目睹するの志士仁人、誰か痛憤歎息せざる者あらんや。（川上親晴手記遭難記實）

これに依つて、本校と分校との紛争が、いかに深刻であつたかゞわかるであらう。

大山縣令と私學校黨

私學校徒と縣令大山綱良との關係を知る前に、先づ大山縣令と、西郷隆盛との關係を知らなければならない。

大山綱良は、文政九年、鹿児島城下に生れて、舊名を格之助といつた人である。隆盛に長ずること一年、大久保利通よりは、四つの年長であつた。

隆盛の青年時代郡方書役をしてゐたときに、大山（當時正圓）は、樺山資之（當時三圓）

海江田信義（當時有村俊齋）等と共に茶道方を以て、はやくから、江戸の薩藩邸に出仕してゐたので、隆盛はをり〳〵大山等の消息に接して、江戸の情況や、天下諸藩の形勢などを聞知するのが常であつた。

しかるに、嘉永六年六月、米國使節ペルリが、軍艦を率ゐて浦賀に來たので、安政元年正月、藩主齋彬公が上京されることゝ爲り、隆盛も公に隨從して、はじめて東都に出で、密に庭方役の内命を拜して、漸次重用されたのであるが、爾來大山もまた西鄉大久保等と共に、國事に奔走するに至つたのである。

明治維新の際、大山は戰功に依つて、賞典祿八百石を賜はつたのである、薩藩出身者中、西鄉隆盛の戰功に依る二千石、大久保利通の勳功に依る千八百石、伊知地正治、吉井友實の戰功に依る各一千石、小松淸廉、岩下方平の勳功に依る各一千石等に次いで、大山は、最も多くその功勳を錄せられたのである。

その後、大山は、隆盛が鹿兒島縣大參事を罷めたる後を承けて縣小參事と爲り、後參事に進み、六年四月、權令に任じ、七年十月、縣令に昇進して、十年三月御用召の時に及んだの

である。

かやうに、大山は、西郷大久保等とは、幼少時代よりの親友であつて、桐野利秋、篠原國幹、村田經滿等の先輩であり、私學校徒の後輩よりは、大先輩でもあつたのである。殊に賞典學校の資源として、西郷、桐野と共に、其の賞典祿を提供してゐるのである。

私學校の創立直後、明治七年八月、大山は、鹿兒島縣權令として、上京中であつたが、その際、大久保内務卿が、特命全權辨理大臣を命ぜられて、清國に使するに臨み、大山は鄕里に在る篠原國幹、淵邊群平に宛て、左の書を送つたのであつた。

尙以種田氏始兵隊連中は、一人も相見得不申候。

爾來、愈御揃、愈御雄烈被レ成二御座一、欣賀之至奉レ存候。迂生事も去月十七日着、滯京罷在候條、御休神可レ被二成下一候。扨、長田馬場學校始末之儀、則縣廳出張所より引合爲レ致候處、跡殘り人數より參り候趣は、孰れも引拂跡散々紛失致候に付、諸品は不レ殘賣拂、右金は格護相成候趣に而、悉皆右員數其外書籍、且當分假宿等誰々罷在候哉、是又銘々承屆、縣元え懸合候次第問合置候得共、未だ當便迄は引合無二御座一候間、いづれ近日中、分り次

第何分可ニ申上ニ、右に御承知可レ被ニ成下ー候。軍馬方跡學校建築之儀も、陸軍省より相拒み外に場所取調申出候樣指令相成、就而は、段々其元より、謂なき事迄も電信する者有レ之哉に而、專離間の策與被レ伺申候。最早不日瓦解之氣味顯然に候間、先當分に而、斷然建築可レ然と存候間、彼是御疑念被レ爲レ成間敷候。兵隊團の儀は、隨分肝膽寒き心持に被レ開申候。當時之處は、支那與の大難、海軍省抔の用意不ニ一方ー候。陸軍にても同樣に被レ伺申候。扨、唯今者、十分好機會與見留申候間ー速に突出有レ之、無ニ遲々ー破裂不ニ相成ー候而は、再恢復之期有ニ御座ー間敷奉レ存候。況衆目の指す處も、此一擧を相待而已に可レ有レ之候。必御油斷被レ爲レ在間敷、大久保內務卿、明六日より支那へ被レ赴、伊知地正治君、山縣氏、開拓黑田氏一昨日參議拜命相成候。先は右形行迄申上置度如レ此御座候。恐々不悉。

八月五日　　大山綱良

篠原國幹樣
淵邊群平樣

この書は、大山が、私學校徒に對する、一種の指導精神とも見るべきものである。憂國の

至情發してこの書信と爲つたものであらう。

かくして大山は、はじめより、私學校黨に勢援して學校の創立に盡力したのであるが、殊に八年一月、吉野開墾社を設定するに當り、隆盛から土地の選定方を依囑されて、はじめ、田水郷大野原を選定し、後吉野寺山に決定するまで非常に斡旋するところあつたのである。左の書面に依つてその内情がわかる。

先日は、芳翰被ニ成下一辱く拜誦仕候。陳ば田水大野原之反別爲ニ御知一被レ下御禮申上候。直樣、彼地へ取掛候儀不ニ相叶一、取掛候而、尾（註、首尾の略此時代の手紙等には多く省略しあり）の取れざる事に成立候ては、實に物笑と相成可レ申事に付、先づ此涯（こうがい）、手小（こまか）くいたし候而、充分隨を醒し候て、大きく取掛候賦（つもり）に御座候間、何卒御願申上候。地面（註、吉野寺山の地名）御免許相成候樣被ニ成下一度奉レ希候。追々は、大きく取掛候儀に成行可レ申と相考居申候。何分にも、難儀の業に御座候間、初を失し候而は、迚も成業無ニ覺束一に付、此節之處、小地を御賦與被ニ成下一候處偏に奉レ願候、此旨自由立働恐入候得共、以ニ書面一奉レ希候、頓首。

一月十七日　　　　　　　　西郷拝

大山様

拝呈

はじめ、出水郷大野原を選定したるも、鹿兒島を距ること遠く、且つ地勢餘りに廣大に過ぎて、いろ〳〵と不便の爲め、吉野郷寺山の地をトするに至つたのである。

同年末、私學校黨は、縣下の行政組織を一變して、縣政の上にも進出したのである。そして警察官、區長、戸長等が、學校黨の先輩に依つて占據されたのは、縣政に對する積極政策が、事實の上に顯はれたるものである。すなはち中島廣厚（健彦）は、一等警部を拜して鹿兒島縣第四課長（今の警察部長と同樣である）に補せられ、野村忍介は、三等警部を以て、鹿兒島縣警察署長（今の鹿兒島市警察署長と同樣である）に擧げられ、その他六等以下の警部に補せられたるもの多く、巡査は一等より四等に至るまで、多く私學校徒から採用されたのである。

また、區長戸長等に任ぜられたるもの、大略左記の如くである。

郷名	區長	戸長
加治木 國分	別府景長（晋助）	越山休藏
		兒玉強之助
出水	山口孝右衛門	桂正介
高山	重久敦周	坂本清緯
		國分壽助
種子島	小倉知周	堀與八郎
		伊知地彌兵衛
宮之城 蒲生	邊見十郎太	松永高美
		長崎通直
牛山	村田三介	木原胤澄
伊集院 市來	仁禮景通	森岡昌武
加世田	廣瀬喜左衛門	八木彦八

【註】其後幾くもなくして、廣瀨、八木、故ありて共に職を辭し左の如く任命さる。

餅原正之進　西郷小兵衞

高城七之丞

屋久島　安藤源之亟

以上の外、各郷の戸長副戸長等は、多くその郷における學校黨の長老を以て、これに任命ざれたのである。

内務卿と縣政の改革

内務卿大久保利通は、學校黨の勢力が縣政の上に延びて來たことを大に憂慮し、いよ〳〵これが改革を斷行すべき決意を固めて、先づ縣令大山綱良に上京を命じ、大山は、九年七月五日鹿兒島を出帆して、同月十七日着京したのである。

時に大久保は、徵恙引籠中であつたが、數日の後大山、を呼んで、縣政刷新の方針を指示し、これが決行を促したのである。そこで大山は、縣下の事情を詳細に辯疎して、改革の容

易に行はれがたき事由を具申し、内務卿の考慮を求めて、しばらく猶豫あらんことを懇請した。

左の事實は、十年三月、大山が、九州臨時裁判所に供述したるところである、學校黨の根抵が、いかに深く縣政の上に築かれて居たかゞわかるであらう。

自分儀、是迄難事に當ると雖も、今般の事件の如き苦心せしことなし。事情御聞被レ下ば、難レ有と故悉く陳述せん。

明治九年七月、内務省より、至急上京すべしと達しあり。然るに、縣下地租改正に付、上京致しがたく猶豫を願ひし處、其事は先づ措置き上京せよと再達ありたり。明治九年七月五日、縣地出立、同十七日東京着、内務省へ屆たるに、會々卿は病氣に付、全快の上、直談すべしとの達ありたり。

其後、内務卿に面接せしに、内務卿より、今般奥羽御巡幸あり、大御變革も仰出さるべし。此機會を失せず。鹿兒島縣も、參事及び課長等人選黜陟すべし。自分云、御沙汰を拒むに非ざれども、縣官の者罪あれば格別、然らざれば縣官に於て甘じて辭職するか、

一應歸縣の上、一同の存意を問はんと猶豫を請ひしに、卿より左樣に延引しては、折角呼出したる詮なし、斷然黜陟せよと諭されたれども、縣地の事情あるに付、自分の見込を述べて別れたり。

林内務少輔(友幸)は、鹿兒島縣地券等のこと、其外實地の事情不知故、内務卿より遣したる黜陟のことにつき、自分の見込を同氏に語りしに、同氏に於ても、鹿兒島縣は士族も多數故、物議等を生ずれば不ニ容易一に付、友幸よりも卿へ情實述べ置くべしと云ひたり。

其後四五日を經、卿より自分を招かれ、先達而黜陟のことを談じたれども、貴樣の見込もあるに付、其段は政府へ申立置く故、貴樣が見込之通にせよと云れたり。

其以前縣地より、自分儀、御用濟次第、早々歸縣致し吳よとの來書に付、追て御變革あるべきに付、急速歸縣致し難きこと、大略返書に認め出し置く處、佐官今藤宏三浦介雄縣地より出京(熊本暴發四五日前なり)參事は年齡六十以上且多病故、何時にても辭表を出すべしとて、同人の辭表、並に新任御差向け被レ下度との願書を持參せしに付、三條公及び内務卿へ出す。其後、熊本の暴擧にて卿も多忙なるにより、參事の辭表も其儘過去りたり。

明治九年十一月初め頃、久光家令楢原（奈良原繁）儀、縣地に出立に付、暇乞ひとして自分旅館に來り、縣官黜陟模樣如何なりしや、久光へ咄の都合もある故承度と云。仍て參事の辭表等は、何たる御沙汰なしと自分答へたるに、楢原は、内務卿に其模樣を聞べしと云ひて歸る。其日の暮頃、楢原再び來り、縣官の模樣卿に尋ねたれば、熊本騒動中にて新任を命ずることは、上申致し難くと云れたるに付、辭表等は取下る方然るべきやと談示ありたり。翌日、自分は今藤宏を召連れ、三條公に謁し、參事辭表等のことを伺ひたるに、即今新任を命ずることは六ケ敷、暫く其儘勤め呉よとの仰せありたり。

翌日、三條公より御直筆の御書翰を被ㇾ添、參事の辭表、並に新任の願書御下げに付、其旨内務卿へ申入れたれば、卿よりも同樣の願書、今藤宏へ戻されたり。

林少輔は、熊本騒動に付、急に彼地へ出立されたり。又同氏は、其以前鹿児島縣の處置方に付、鹿児島在勤の命を蒙られたる趣なり。林少輔より、書面を以て自分招かれ、自分歸縣の都合を尋ねられ、且同氏は、熊本處分濟、直に鹿児島へ廻るべしと云れたれど、其頃、縣下士族家祿等のこと六ケ敷に付、自分は急に歸縣致し難く、いづれ熊本か長崎にて出會

の都合に成るべしと答へ、別れたり。

其後、家祿のことは、十二月六日に御指命あり。依而七日に發程せんとするに臨み、內務卿より招かれ、鹿兒島の處分、林少輔へ一切委任して在勤を命じたり。同行歸縣すべし。且林は此節熊本に在るが、鹿兒島縣穩かならずとの電信林より報じたり。綱良承知せしやと尋ねらる。自分は承知せずと答ふ。卿云、林の電信、全く形ちなきことには有間敷、綱良大阪に到れば、承合事柄分り次第報知せよと。

其四五日前、今藤宏、三浦介雄を以て、自分近日御用濟の模樣故、長崎表にて出會すべしと、熊本に在る林少輔へ報知せり。

十二月十四日、自分大阪へ着き、縣地の模樣探訪すれども分らず、追て歸縣の上聞けば、山口、熊本の騷動以來、東京の官員引退き、政府は人なしとの街說にて、出水鄕の士族共數十人、縣廳へ出張せしこと等にて、少しく騷立たること有りたる由、然れば、林少輔より內務卿への電信は、此事に當ると察したり。

十二月二十五日、長崎着、林少輔も已に長崎に在り、二十六日、少輔並自分、且地理察の

官員三名同船、二十七日鹿兒島に着す。
十二月二十九日より、明治十年一月三日迄休暇なり（中略）。
林少輔は、西鄕に面會いたし度とて（十七日）西鄕を訪れしに、行先分らず、十八日朝も西鄕の宅に至られしに、留守なりし故、此上は致方なく、最早縣地出立すべしと云はれたり。因て又云はれしには、熊本滯在中、大久保等より交通の次第もあり、面會して親しく談示度思へども、其儀不ㇾ叶に付、此書面を西鄕に屆呉よと、自分へ渡されたり。其書面の主義は心得ざれども、大久保卿より林へ宛たる書面なり。自分請取、西鄕の弟（小兵衛）なるものへ托す、其後のことは知らず。云々。

はじめ、大久保内務卿は、林少輔に、縣政改革の事を委任し、鹿兒島縣在勤を命じたのであるが、九年十月末、熊本神風連の事變を契機として萩の亂が起り。遂に十年の大亂と爲つて、その目的を達することが出來なかつたのである。

私學校黨の眼に映じたる大久保内務卿と川路大警視

私學校黨は、大久保内務卿と川路大警視に對して、どんな眼で視て居たであらうか。左に記述するところを見よ。

參議兼内務卿大久保利通、鋭意政府の基礎を確立し、全國統一の政を布かんことを圖るや從來、鹿兒島の遠く西南の一角に在りて、獨立治を爲し、動もすれば、中央政府の命令に從はざるの勢ひある以て、憂の大なるものと爲し、早晩縣吏の更迭を行ひ、思ふ所を果さんと欲するの意あり。偶々明治八年尾、鹿兒島縣行政組織を一變し、諸般重要の地位、都べて私學校を擧げて之れを占めしめ、一縣の政柄、隱然彼等の掌裡に落つるの觀あり。夫れ私學校徒は、大久保の夙に之れを目して、兇險亂を思ふと爲し、政府に反抗し、革命を企圖すと爲すもの、然るに今ま其狀の斯くの如きを看取し、縣政改革の要益々其の急を告げ、之を處分するの先決問題たるを信じ、頻りに彈思する所あり。此秋に方り、内には則ち長州の勢家(木戸孝允一派)竊に爲めにする所あり、西鄉、大久保兩派の間に在りて離間中傷の策を弄し、兩虎を驅つて野に相ひ搏たしめんことを欲し、頻りに之れに油を注ぐあり。外には則ち無賴の牒者、豆眼管窺荒誕無稽の誣報を齎らし、速りに之に火を點ず

るあり、既にして、熊本及び萩の變あり、乃ち益々私學校徒の未だ炎々の勢ひを爲さざるに先だち、早く之れを撲滅するの要を思ふ。是に於てか、先づ內務少輔林友幸に命ずるに鹿兒島在勤の任を以てして、親しく情勢を視察せしめ、一面私學校徒の野心を豫防せん爲め、密に運船を鹿兒島に送り、陸海二軍所管の兵庫を開き、收藏する所の銃器彈藥を舉げて、大阪に移搬せしめんことを圖り、且つ大警視川路利良（舊正之進と稱す）を延ひて爪牙と爲し、更らに深旨を授くる所あり。

川路は、鹿兒島西田の人、其の家世々足輕たり。文久三年蛤御門の變、藩吏に從ひて洛にあり。勇功あり。尋いで藩命を奉じ長崎に遊び、英式軍樂を練習す。維新の際、西鄉大將に從ひ、出でゝ庄內を征す。時に職兵器隊長たり。既にして事平ぎて還る。軍功を以て自ら薦め、士班に列せらる。降つて明治五年初春、警察制度の創定せらるゝに及び、大將の命を受け、曾年の僚友（兵器隊）山下房親、篠崎貞平等と共に、元との兵器隊員を率ゐて東上し、謂はゆる「警視廳」を組織し、爾來累進、遂ひに大警視に至れるもの、則ち其大將に於けるや、荷恩山海も啻ならず、而かも其の人と爲り窮險にして剛腹、加ふるに、

其權勢を取るに急なるや、深く事の始終理の順逆を顧みるに遑あらず、却つて大久保の頤使する所と爲り、桀狗自ら甘んじて百方旨に副はんことを期し、先づ潛かに巡査二千人を增募し、以て何事をか準備する所あり。尋ひで腹心の乾兒數十名を放ち、名を歸省に托して鹿兒島に入り、以て何事をか斷行する所あらしめんとせり。――薩南血淚史――

以上、大久保內務卿と川路大警視に對する私學校黨の認識が、果して那邊にありしかを、想像することが出來るであらう。

封建治下における城下士と川路との關係

そも〳〵、封建時代において、城下士と外城士との間に、つねに軋轢の絕えなかつたことは、前に述べたるところであるが、しかし、かうした抗爭關係は、たゞに城下と外城とのみに限らず、城下においても、中央とその場末との間に、同じやうなる現象が繰り返へされたのである。かの桐野利秋の如きも、青年時代には、中央側の武士から、非常に壓迫されたものである。

この事に就いては、少しく餘談にわたるが、こゝに特に記述して、當時の社會情勢を知るの參考に資したい。

利秋は、天保九年、鹿兒島城外吉野郷實方に生れたのである。この實方は、城下を東北方に距ること一里ばかりの處に在りて、俗に吉野の原と稱する高原の入口にあたる處である。吉野郷は吉野村となり、今日鹿兒島市に編入されてゐるが、その當時に在つては、城下に隣接するところの片田舍であつた。

かやうな、邊鄙の場處に、高祿の武士が住まつて居やうはずはなく、大抵は中流以下の微祿の士で、往々農民と雜居してゐる者も少くはなかつたのである。

この方面は、一帶に畑地であつて、殊に薩摩芋の産地として知られて居り、農耕に從事する者、又鼓川の清流によつて、紙を漉いて生活の一助と爲すものもあつたので、中央城下の武士からは、唐芋武士(からいもぶし)吉野紙漉武士(よしのかみすきぶし)など嘲弄されたものである。

桐野家は、御小姓與に屬して、その祖先の時代には、食祿二十五石を給せられて居つたところ、後故あつて二十石を沒收せられたので、一家非常に窮迫し、父與右衛門の時に及んで

實方に移り住み、利秋は微祿なる田舍武士の子として、吉野唐芋、紙漉武士の仲間入りをいたしたわけである。

しかし、天性豪膽にして物に動ずることなく、恰んど恐怖といふ事を知らなかつた彼は、遂によく自己の運命を克服し、維新の風雲に際會して、陸軍少將に進み、後年私學校黨の首領と仰がるゝに至つたのである。

川路利良の環境も、亦よく之れと相似たるものがある。

川路家は、もと名門の出であると傳へられてゐるが、島津氏と戰つて敗れ、世々與力を以て遇せられたのである。

與力の役目は、町奉行の配下に屬し、部下の同心を指揮して、犯人逮捕の事を掌どつたものである、利良は幼名を正之進といひ、天保五年五月十一日、父正藏の長子として、比志島に生れたのである。比志島は鹿兒島城下を西に距ること、三里ばかりの處に在る田舍部落である。

幼にして穎悟、才幹群を抜き、勤勉力行、勇斷果決、何事にも熱誠をこめて、徹底しなけ

れば、止まざるところの氣慨を具へてゐたのである。やゝ長ずるに及びて、眞影流の師範坂口源七兵衞に劍道の傳授を受け、經學を文學博士重野安繹に學び、文を右にし、武を左にし、修養鍛錬、儕輩の間に嶄然頭角を顯はすに至つたのである。

しかし、利良も亦時代の子であつた。封建制度の下にあつては、いかに才幹衆に過ぐるも、家格に拘束されて、士族の下風に立たなければならなかつたのである。

そこで、利良は環境と鬪ひ、時代と鬪ひ、精勵發憤、自己の運命を開拓することに努めたので、城下武士との間に、一敵國の觀を爲し、はやくより嫉視せらるゝに至つたのである。

利良が十六七歳の頃、川路家は比志島から、城下西田町に移居したのであるが、西田町は甲突川の右岸に在る一小區であつて、當時卒族の冀北ともいふべき土地柄であつた。

後年、かやうな猫額大の小天地から、利良を中心として、園田安賢をはじめ、警察界における大小幾多の英材を出したことは、偉人川路の感化に負ふところ大なるものがある。

文久元治の交に至り、天下やうやく、多事と爲つて來たので、薩藩においては、勤王黨の意見に從ひ、西鄕隆盛を沖之永良部島より召還して、京都軍賦役と爲し、專ら國事に當らし

めたのであるが、この時利良は藩命に依つて、父正藏に從つて京師に出で、禁闕護衛の任務に服したのである、元治元年七月、禁門の事變が勃發したので、利良は挺身奮闘、敵の強豪を殪して殊勳を立て、軍賦役隆盛に認められ、こゝに始めて西鄕と川路との關係が成立つたのである。

かくして、利良は、隆盛の推擧に依つて士班に列せられ、兵器隊長として、戊辰の戰役に偉勳を立てたのである。特にその訓練にかゝるところの比志島義勇隊（三十二人の拔刀士より成る）は、向ふ所敵なく、敵をして心膽を寒からしめたるものである。

明治二年、功に依つて、賞與祿八石を賜ひ、薩藩兵器奉行を申付けられたが、是よりその前途洋々。たるものがあつたのである。

後　編

我國警察制度と警視廳創立過程における西鄕と川路との關係

慶應戊辰の戰雲終熄をつげ、海内はやうやく平靜に歸したやうであつたが、その實天下の諸侯は、依然として土地兵馬を擁して方隅に割據して居り、新政府の實權が、維新の大業を翼贊したるところの二三雄藩、すなはちいはゆる藩閥政治家の手に左右せられることを憤激するもの。政府の開進政策をよろこばずして、今なほ攘夷の精神を抱いて居るもの。甚だしきに至つては、封建制度を復活せしめて、德川幕府の再興を夢想する者さへもあつたのである。

かゝる情勢の下に、明治政府の鞏固なる基礎を築いて、王政復古の精神を貫徹せんとするには、是非とも廢藩置縣を斷行しなければならなかつたのである。

明治四年七月、廢藩置縣後、わが國における警察制度が創始されたことは、周知の事實であるが、こゝに明治政府の創立後、廢藩置縣にいたるまでの薩藩の內情をたづねて、廢藩置縣がいかにして行はれ、警察制度がいかにして生れたかを究めて、その警察制度の首唱者、創立者たる隆盛と、その建設者たる川路との關係に及びたいと思ふ。

明治元年十月末、戊辰の戰爭が終ると、隆盛は、たゞちに鄉國に引き揚げて、日當山溫泉に遊び、閑日月を友として、悠々自適してゐたのである。

この時に方り、凱旋將士等は、戰勝の餘威をかりて、門閥打破を絕叫し、人材登用の門戶を開放すべきであると主張し、その議を藩廳に申出でたのであるが、久光公は、この訴願を受理し、先づ隆盛にその意見を聽くべく、日當山溫泉場に、左の書を贈つたのであつた。

方今の形勢、不レ拘二貴賤一、登庸の儀當然に付、門閥を廢し可レ然旨、川村(純義)、野津(鎭雄)、伊集院(兼寬)等申出、至當の論故、速に採用可レ致事候得共、猶致二熟考一候處、當國の門閥は、過半祖先の功勞に依り、御先代より被二宛行(あてがはれ)一、數十代連續の家、殊に今般版籍返上の願書、未だ可否の朝命無レ之、自身の世襲は其儘にて、下の世襲を斷然及二廢止一候

事、情義更に不レ安、後世の批評も可レ有レ之、いづれ朝命に應じ、所置いたし候方當然かと存候得共、決着難ニ相成ー候間、存慮十分承度、書取を以申遣候事。

二月（明治二年）　　　　久　光

吉之助殿

想ふに、門閥階級を打破して、人材登用の道を開くことは、凱旋將士等のみでなく、何人も異論のないところであつたのである。

その頃、政府も亦諸藩會議を開き、公議輿論を以て、その基礎を定め、特に薩長二藩主と隆盛を起して、議席に列せしめることに朝議一決し、勅使を二藩に遣はし、優渥なる勅語を賜ひ、また、隆盛も出京すべしとの朝命があつたが、隆盛はその機にあらずと、辭退したのである。蓋し當時、藩の內情は、隆盛の統制に待つべきものがあつて、隆盛を他に去らしむることの出來ない事情があつたからである。

かくして、一藩の方針は、門閥打破、人材登用主義を採つて、藩政の改革を行ひ、島津家の家政と藩の政事とを區別し、藩廳を知政所、家政所を內務局と改められたのである。此の

改革は、藩政上未曾有の事で、衆望の歸するところ、爲政の主腦者を隆盛に求めて、二月二十三日、藩主忠義公は村田新八を隨へて、日當山温泉に赴き、親しく隆盛に接して、藩政に參與せんことを內命されたので、隆盛は命を拜し、翌二十四日、藩主に扈從して鹿兒島に歸つたのであつた。

爾來、隆盛は藩政を總理し、先づ藩內の家祿土地人民を收めて、俸祿を分與し、從來の門閥階級と、城下と外城との區別を撤廢して、士族平民の二階級と爲し、執政以下の諸官を廢して、新に大少參事を任命し、こゝに役員の顏觸をとゝのへたのである。そして、諸般の施設中において最も意を用ゐたのは、兵制の改革であつた。その改革によると、城下に歩兵四大隊と、砲兵二大隊、諸鄕には常備兵十七大隊、豫備兵二十大隊と、別に大砲隊を置かれたが、是等は、みな洋式訓練を受けたるもので、一朝維新の事業を妨害する者あらば、薩藩の獨力を以て、直に天下の事變に對應せんとする意圖であつた。

此の時、城下四個大隊長の任命があつた、一番大隊長桐利秋、二番大隊長篠原國幹。三番大隊長川村純義、四番大隊長野津鎭雄等であつたが、兵器隊長川路利良の任命は、未だ見る

に至らなかつたのである。
そこで川路の僚友であり、戊辰役における小隊長であつたところの山下房親は、隆盛を訪ねて「城下四大隊長の任命はあつたが、川路は、いかゞなさるつもりであるか」と尋ねたので、隆盛答へていふには「川路の事はよく承知してゐる、しばらく時機を待たれよ」との事であつた。

當時隆盛の胸裡には、廢藩置縣と同時に、輦轂の下における、東京府の治安維持に就いて警察制度を創立すべき意向であつた。それには、三弟信吾（後の侯爵西郷從道）から、佛國におけるポリス制度の事を、豫ねて承知してゐたものと思はれる。

明治三年七月、信吾が歐洲から歸朝すると、たゞちに兄を鹿兒島に訪ねて、わが國にも、ポリス制度を採用されるやに盡力されたいと勸めたのである、隆盛はその議に賛し、ポリス總取締として、ひそかに、川路利良を物色してゐたのである。

さて、政府は、いよ〳〵廢藩置縣を決行することゝ爲つたが、之れが準備の爲め、同年末薩長二藩に對して、勅使の下向となり、その際隆盛も亦勅命を奉じて、四年正月三日、鹿兒

島を出發し、長藩より土藩に立寄り、板垣退助を伴つて東京に着し、木戸孝允、大久保利通、等と協議を遂げし、三條、岩倉に、之れが方策を建言したのである。すなはち、「政府の大改革、廢藩置縣のことは、眞に國家の重大問題であるから、先づ政府の基礎を鞏固にし、薩長土三藩より兵を徵して御親兵に充て、事變暴發の場合に備ふる所がなければならない」と、朝議こゝに一決して、前記三藩に出兵を命ぜられたのである。この御親兵は、後の近衞兵の前身である。

かくて、隆盛は、二月十五日、東京を出發して、同月二十五日、鹿兒島に歸着し、三月下旬藩主忠義公を奉じ、城下步兵四大隊と砲兵四小隊とを率ゐて、鹿兒島を出帆し着京後は、牛込市ケ谷舊尾張藩邸（今の陸軍士官學校所在地）の屯營に入り、長土諸藩の兵とともに、之れが警備に就いたのである。そして同年七月十四日、廢藩置縣の大令を煥發せられて、この國家統一の大問題も、玆にやうやく解決するに至つたのである。

是より先き、東京府にあつては、府兵を以て、府下治安の維持に當らしめてゐたのであるが、いろ〳〵な弊害を生じたので、隆盛は、夙に東京府における警察制度を創立する意向を

もつて居たのである。

そこで、隆盛は兵を率ゐて鹿児島を出帆するに臨み、その準備のため、川路利良を始め、山下房親、篠崎眞平、神崎長太等を伴つて上京したのであるが、時期尙ほ早く、政府において廢藩置縣を行ひ、部内の大變革を遂行したる後でなければ、警察制度の創立に着手することの出來ない、極めて複雜なる政情の下にあつたので。隆盛は川路だけを、東京府大屬に推擧して、山下房親外二人は、一時歸國せしむべく餘儀なくされたのである。左の書は、隆盛が山下等に贈つたものである、

先刻申上置候書面、只今相達候付、寫差上申候。早速御歸國相成候樣都合可レ仕候間、何卒御仕廻被レ下度、此旨乍二略儀一以二書中一匆々如レ此御座候。以上。

五月十七日（明治四年）　西鄕吉之助

山下龍右衛門樣

其外樣

要詞

かくて、山下外二人は歸國し、その後の消息を待つうち、同年七月十日、左の書面に接したのである。

其後御左右不ㇾ承候得共、彌以御安康可ㇾ被ㇾ成二御座一、珍重奉ㇾ存候、陳ば御當地の形勢甚六ヶ敷、乍ㇾ漸御口開相成、いまだ十分御變革不二相成一候得共、不日相發可ㇾ仕。左候へば順序相立、御府內取締向等の儀も、相運可ㇾ申と奉ㇾ存候間、誠に御待遠可ㇾ有二御座一候得共、何卒今暫御忍被ㇾ下度御賴申上候。決て油斷は不ㇾ仕候に付、御見合被ㇾ下候處奉ㇾ希候。いづれ東京府の役人變遷不ㇾ致候てば不二相濟一、此機會相待居候處、追々御手相付、官省の運事相濟候得ば、直樣御手も相付事の由御座候に付、夫迄は迚も相運兼候間、もふは長くは有ㇾ之間敷候付、左樣御得心可ㇾ被ㇾ下候、此旨荒々奉ㇾ得二御意一候。以上、

七月十日　　西郷吉之助

山下龍右衛門様

篠崎眞平様

神崎長太様

追啓上、御一同様等にも、宜敷御鶴聲可ㇾ被ㇾ下候。野生にも無ㇾ據時機合に成、參議拜命仕候。實に恐入候次第にて、苦心此事に御座候。御遙察可ㇾ被ㇾ下候。

この書は、廢藩置縣の大令煥發に先だつこと四日である。長い間の懸案であつたところの廢藩置縣も、幾多の迂餘曲折を經て、首尾よく終了すべき見透しがついたので、此の手紙が發せられたのである。

かくして隆盛の盡力に依つて、東京府に警察制度を創立されることゝ爲つたのである。左に川路利良傳より轉載してその間の事情を明かにしやう。

抑も、大警視のはじめて迹を警職に發せしは明治四年に在り。時に維新日尚ほ淺く、喪亂の餘弊未だ脱せず、輦轂の下、斬殺劫掠比々踵を接し、爛醉放歌する者市街を横行し、頗る蠻陋の風習を極む。且火災の頻繁なる、殆んど警鐘の聲を絶たず。府民其生を聊んせず。曩に府兵を設け取締に供すと雖も、多種の弊竇を釁出し、人民稍々之を嫌厭するの狀態あり。是に於て旨あり。東京府に邏卒三千人を置き、以て人民の保護の職を備ふ。此時大警視東京府典事たり。府廳之を鹿兒島縣に差遣し、同縣士族の壯鋭端行なる者、二千餘人を

募撰し之を率ゐて歸京し、他府縣に募撰せし一千名許を一併し、以て取締組に充用し、從前府兵の弊習を排除し、大に取締の面目を一新す。是れ東京警視の創起にして、大警視力を警察に用ゆる發軔と爲す。(下略)――警視廳史稿

尋いで、明治五年八月、警保助兼大警視に任ぜられ、命を奉じて歐洲に航し、各國警察の事例を攻究することゝ爲つたのであるが、之れは、隆盛の推擧に因ることといふまでもなく、六年九月歸朝するに及び、時恰かも廟堂においては、征韓論の鬪議中であつたが、十月に至つて遂に破裂し、隆盛は冠を桂けて鄕國に歸耕したるも、川路は帝都に留まり、七年一月、警視廳を創立するに至つたのである。

親兵隊の不平組ポリスへの轉向相踵く

こゝに親兵隊のことに就いて、お話しなければならない。前に述べたやうに、はじめ薩藩から御親兵として派遣されたものは、歩兵四大隊と砲隊四座とで、みな城下隊であつたが、隊長と云ひ、隊士といつても、もと〳〵朋輩同士であつたのである。

ところが、親兵隊に編入されて、隊長、分隊長、下士、兵卒といふやうな階級が出來たので、將校連は隊外に住宅を構えて贅澤な生活も出來るが、下士卒以下の者は、營内にくすぶつて、外出も自由に許されず、給與の如きも、それ〴〵階級によつて、非常な等差があり。その急激なる待遇の變化に、兵士は不平を鳴らして、營内を飛出すものが多く、是等の退營者中、鄕國に歸る者もあつたが、海軍に轉じたる者もあり、特に「ポリス」と爲つた者が多かつたのである。

そこで、親兵隊では、是等の退營者を諸鄕兵を以て補充し、鹿兒島縣諸鄕の常備隊から人員を選拔して、東京に派遣されたので、先着の城下兵と諸鄕兵との間に軋轢を生じて、縣地における城下と諸鄕との抗爭が、親兵隊内に展開されたる如き形態と爲つて現はれたのである。當時諸鄕出身者であつた、故安樂兼道翁の懷舊談を、左に揭げる。

明治四年の春、私共は、御親兵として、喜入常備隊から選拔されて十四名（肝付兼濟、前田盛宣、新納久「安樂翁實兄」前田盛眞、安樂兼道、鳥越定、勝目安懷、隈元宗敏、西原清定、中野儀行、中村淸彥、中山正一、榎屋兼明、勝目彥藏）の同僚と共に、上京

することゝ爲つたのである。もつとも、城下の歩兵隊は、先發したのであつたが、私共は、他の外城の者と一緒に、中島健彦氏に引率されて、鹿兒島を出帆し、海上一路、品川に直航したのである。船は随分大きなものであつたが、内部の不潔さはお話にならず、全く豚小屋を見るがやうであつた。

鹿兒島を出帆して、佐多岬を東へ廻ると、海が非常に荒れて、船體が動搖し始めた。船に弱い者は、終始船室に閉ぢ籠つて吐氣を催す者もあつたが、私共も餘り船には強い方でなく、四日間碌々食事もとれず、大層困難に遭つて、鹿兒島を出てから、やうやく五日目に、品川に到着したのであつた。

當時、御親兵の營所は、牛込市ケ谷なる舊尾張藩の屋敷で、今の陸軍士官學校の處であつた。こゝは品川から三里餘もあらう。

船が、品川に着いたのは、お晝前であつたが、私共が上陸すると、午後から雨が降り出したので、一時宿場の遊女屋に雨宿りをして晴れ間を待つて居つたが、一向に止みそうもない。遂に雨を冒して東京へ出發することゝ爲り、隊員全部が蓑を着け、草鞋を履い

て、市ケ谷の營所まで、隊伍を整へて行つたのである。今日から見ると隨分異様なもので、道路目をそばだてたる當時の光景が、今尙ほ記憶に、あり／＼と殘つてゐる。入營後は、舊兵と新兵の區別が非常にやかましく。私共諸鄕の者にとつては、眞に憤慨に堪えない事が多かつたのである。殊に諸鄕の者は新兵で、城下の者が舊兵であつたのだから、諸鄕兵が一層苦しめられたのは、もとよりの事であるが、隊によつては、城下兵と諸鄕兵と、時に腕力沙汰に及ぶこともあつたのである。それで私共は短刀を寢臺の下に忍ばせて、毎晩床に就くといふ有様であつた。

かやうな次第で、最初同鄕から、選拔された十四名の者は、城下隊の間に配置されて、みなわかれ／＼となつたのである。是等の處置は、諸鄕兵を分離して、その團結力を減殺せしめやうとしたる手段であつたらしく思はれる。そして城下兵と諸鄕兵との軋轢は、六年秋、御親兵隊が解散される直前には、もつとも甚だしくなつたのであつた。

隊内では、相撲をとる事が、毎日の行事の一つであつた。暑い時でも、寒い時でも、一切お構ひなしに、締込をやつて、土俵の最中で、互に勝負を爭つたものである。私共は

一番大隊四番小隊であつたが、わが輩は相撲にかけては、隊中での大關格であつた。また、調練は佛式であつた、雨さへ降らなければ、毎日練兵場に出て、佛人教師から調練を授かつたものである。銃器は「ミニヘル」といふ重い小銃であつたが、その頃では最新式のものであつた。

この懐舊談に依つて、城下兵と諸鄕兵との間に、いかに軋轢が行はれたるかの一端を知ることが出來やう。

親兵隊を置かれてから、廢藩置縣の後、東京府に警察制度を創設されたので、諸鄕兵の中には、親兵隊を去つて、ポリス（卽ち邏卒）に轉向する者が多かつたのである。

この時、親兵隊は、城下兵の領分であつたが之れに反して、警察は川路を中心として、一部城下出身子弟の外、主として諸鄕の者が多く、卽ち新設されたるところの東京府の警察は諸鄕士族がその羽翼をのばすべき、新天地であつたのである。

この間に在つて、隆盛は、城下兵のためには固より盡力したのであるが、諸鄕兵のためにも、よく世話をしたものである。左の書は、時の東京府參事黑田嘉納（後の子爵黑田清綱）

に邏卒轉向者の世話を依頼したるものである。

御安康奉二恐賀一候。陳ば御親兵にて参居候もの、隊に於ては、田舎者と餘程輕蔑いたし候向にて、有志者至極殘念がり候事にて、是非ポリスに入組呉候樣、起て歎願いたし候付、御親兵方承合候處、同等の場所へ引直し候儀六ケ敷、少し成共立場を上げ候へば、不レ苦趣に御座候間、何卒右之人數御繰込被レ下候樣御頤申上候。此人數は、組頭邊へ御用被レ下候ても、決て不足の者共にては無レ之、加治木者抔は、分隊長迄も被二仰付置一候處、御斷申上、兵士にて参居候へ共、餘り無法の會釋に逢ひ、頻りにポリスを希望いたし候事にて、實に愍然の仕合に有レ之候間、宜敷御高配奉レ願候。彌御決定相成候節は、何等の御場所へ御用可二相成一共、差支は有レ之間敷哉。今度兵部省え御打合の上、御取計被レ下度、同等の場所より少し上り候へば不レ苦筋、兵部省にては相決居候趣に御座候間、何卒其御含を以て御依頼申上候、以上。

阿　多、丸田市十郎

加治木、鮫　島　敬　助

三月朔日(明治五年)　西郷吉之助

黒田嘉納様

書中組頭とあるは、今の警部に相當するのである。分隊長まで仰付けられた者が、頻りに辭退して、ポリスを希望せりと書いてある。之れも城下と諸郷との軋轢によつて、たとへ分隊長を拜命するも、部下統御の困難なることを察して之れを辭退し、軍隊を去つて警察を希望するに至つたものであらう。

かくして警察は、親兵隊における城下出身の不平組と、諸郷出身者の不平滿々たる一部とが、期せずして合流するところと爲り、こゝに親兵隊側と警察側との間に新なる交渉を生じて、警察側における川路と軍隊側における城下出身者との間に、一種不可思議なる鉢合せを生ずるに至つたことも、爭はれない事實である。

かくて、川路利良の勢力はその部下たる諸郷出身者の間に、自然に扶植せられ强化せられて、こゝに川路を中心としたるところの警察側と、城下出身者を中心としたるところの軍隊側との分野に、截然たる一線を劃するに至つたのである。そして征韓論の破裂後、川路がそ

の獨自の立場において、東京に留まり、隆盛と行動を共にしなかつたのは、その事理自ら明瞭である。

川路大警視と警視廳の創立

川路利良と大警視、大警視といへば、直に川路利良その人を連想せしむるまでに、川路大警視の名と、警視廳とはそれほどに密接なる關係がある。川路利良傳に據れば、

明治七年一月、朝議先づ內務省を置き、次で警視廳を設け、大警視を以て長官となす。是より礪淬黽勉、部下を督勵し、巡査の人員を增して六千人と爲し、以て非常に備へ、府下各所に警察病院を設置し、一は以て巡査の病患を治療せしめ、一は以て府民の病苦を救濟し、旁ら獨國大醫「デーニツク」を傭聘し、裁判上に係る醫術を講究し、以て人民の寃枉奸詐の倖免なきを保し、又消防隊を組織し、喞筒を準備し以て火災を防遏し、上は皇居より、下は支署に至るまで電線を架設し、以て警報の駕疾を圖り、河海警察を創設し、以て水路の安寧を保護し、而して囹圄を本廳の所轄に屬す可き所以を禀議して之を管理し、

大に獄則を更め、宿弊を改革する等、其他弊を去り、利を興し、以て警務を振擧せし者、勝て數ふ可らず。是より、亂盜水火の災難從て減消す。而して、夫の佐賀山口の諸亂作るごとに、巡査を差發して、鎭靖勦捕に從事せしめ、殊に鹿兒島の逆亂に際し、警察隊を率て、奮戰決鬪、陸軍を援け、賊勢を挫きたるが如き、實に其功績の著明なるものと爲す。嘻。大警視は、實に文を知り、武を知るものと謂ふべきなり。性來他の嗜好なく、唯事務の修擧を以て快樂と爲せり。其病に海外に臥すや、公事に捲々として、從行諸員を督勵し、成功を必期し、使命の任に負く勿れを以てせり。平生人に語りて曰く、本邦の政事を以て、之を歐洲各國の治體に比すれば、一も其右に出る者なし、實に憾む可しと爲すのみ。吾れ願くば我警察法をして彼各國の上に超過せしめんと欲す。是れ甚しき難事に非ずと。其の自ら任ずるの重き此の如し。故に我警察は、假令大警視已に亡すと雖も、其精神は猶ほ依約として事例に傳承し、存在活動をして窮らざるを信ずるなり。――警視廳史稿。

警視廳が創立されてから、川路利良は大警視として、警察制度の建設整備に努め、またわが警察を歐洲各國の上に超越せしめんことを念として、渾身の力をこの一事に注いだこと

は、いかにその標致するところの高くして、その自から任ずることの重かりしかを見るべきである。

先きに、明治六年十月、征韓論の破裂し、隆盛その職を辭して歸國するに及び、近衞軍人等も、その後を追うて歸國するもの多く、川路も亦西鄕に隨つて、鹿兒島に歸へるであらうと、一般に豫想され、近衞軍人等も、亦かく期待してゐたのである。

ところが、川路は、それらの豫想に反して政府に留まり、警視廳を創立して、警察制度の完成に努むると同時に、その後頻發したる內外の事變に對處し、大久保內務卿をたすけて、これが目的達成に邁進したのは、學校黨のもつともよろこばなかつたところである。

そして、彼は、警察制度を完成することが、自己の天職であり、また隆盛の知遇に對へる所以でもあると思つてゐたのである。

しかるに、私學校黨は、川路が、恩を忘れて、款を敵國に通ずるものと爲し、學校黨と川路との間に、ます〳〵その溝渠を深むるに至つたのである。

熊本山口の事變と私學校黨

明治九年十月二十四日突如として、熊本に神風連の變が起つた。時に隆盛は日當山溫泉にあつたが、鹿兒島縣警察署長野村忍助は急遽隆盛を訪ねて、事變を報道したのである。隆盛曰く「これ大野鐵平（舊稱大山黑作兼）一輩の爲すところであらう、すみやかに人心の動搖を鎭撫し、必ず壯士輩が雷同輕擧に出でないやうに」と、堅く戒しめられ。野村はたゞちに辭し歸つたのである。

尋いて同月二十八日、山口において前原一誠等が亂を作したのである。時に隆盛は、なほ日當山溫泉に滯り、桐野利秋は吉田の別墅にあつたが、學校黨は、その狀勢に刺戟せられて、今や前原長州に起ち、その波及するところいよ〳〵大なるものがある。これわが黨が蹶起して、大に爲すべきの秋であると、形勢すこぶる急迫せるものがあつたのである。

そこで學校黨、中堅級の一人永山盛武、桐野に面會してその所見を述ぶるところあつたのである。すでにして辭しかへり、途に邊見十郎太河野主一郎に會つたが、この二人もまた桐

野を訪問するところであつた。

桐野は、邊見、河野の二人を引見して、その意見を聞き、これに告げていふには、「一大爺（隆盛）にして、これを首肯せば、余も亦直ちに起つべきのみである、敢て時を選ばない」と、桐野は、永山にもかやうに答へたのであるが、けだしその意をはかるに、隆盛は、かうした言議に接すれば、必ず勵聲一番、いたくその不逞を戒飾することを察して居たので、かやうな事をいつたのである。

はじめ、永山盛武は、桐野のいふところを聞いて意を强くし、轉じて日當山溫泉にいたつて隆盛に謁し、其所信を披瀝して語氣頗る激切を極め、大に期待するところがあつたのである。

隆盛勃然色を作して曰く「校徒みな動搖せるか」永山「さういふわけではない」、隆盛「卿等先輩者が自重せざること、斯樣な有さまでは、いかにして後輩を率ゐることが出來るか、前原が亂を作して、良民は兵禍に苦しんでゐる。これ實に國家の一大不祥事である。しかるに卿等これを見て、却つて、喜色あるが如きは、何事である」と、一本きめつけられたので、永山は恐懼その罪を謝して、辭去した。

野村忍助は、再び隆盛を訪ねて、鹿兒島の狀況を、詳細報告するところあつたが、隆盛のこれに教ふるところ、少しも初めに異たらなかつたのである。

この時に當り、私學校黨側では政府において、討薩の議ありとの怪聞が傳はつたのである。これ等の怪說は、一方において、私學校黨暴發の噂を生じて、いたるところに流布されたのである。左の記實に徴せよ。

偶々流說あり、曰く、「如今廟堂討薩の議あり」と、校徒甲乙、遞次傳聞し、頗る悻々憑怒せるの狀あり。時に鹿兒島縣令大山綱良東京に在り、鹿兒島縣大書記官田畑常秋代理す。野村田畑に說ひて曰く、「流說紛々、人心穩かならず、宜しく人を京攝の間に出だし、事態の眞相を打探すべし」、田畑曰く、「余も亦た之れを思はざるに非らず、而して未だ其の人を得ず、願はくば足下を煩はさん」と。

野村之れを諾し、二等巡査澁谷精一を隨へ、密かに發して大阪へ入る。然るに沿道過ぐる所、頗る長肥薩三州人士の往來を警戒するを以て、詳かに變故を探る能はず。是に於て某日(詳かならず)大阪警察署に至り、親しく署長に面して曰はく、「余は是れ鹿兒島

の警吏なり、我縣僻遠にして、頃者前原の變を聞くや、未だ事象の如何を究めず、徒らに流言に誤られて、物情頗る恟然たり。偶々縣令東京に在り、田畑大書記官之れを憂ひ、特に余を派して實を探らしむ。願はくば、今貴署に就き其詳細を知るを得ん」と。署長之れを諒とし、電信及び郵報の前原事變に關するもの一切之れを開示せり。野村一々寫し取り、以て田畑に通報す。既にして畿內山陽の情勢を探了し、踵を回ぐらして大阪より兵庫に至り、三邦丸に駕し、將に歸程に上ぼらんとす。時に至尊關西を巡狩し給ひ、內務卿大久保利通之れに扈從せんとするの說あり。乃ち澁谷をして先づ歸らしめ、己れ再び京都に入り、更らに虛實を探訪するに、事果して眞なり。依つて愈々歸路に就き、長崎に至る、偶々微恙あり　醫家を叩きて治を求む。醫の曰く、「公は鹿兒島縣の人、聞くが如くんば、西鄉先生精兵一萬を提げ、熊本を經て上京の途にありと、眞僞果して如何」。野村曰く、「余曩きに大阪に客たり、今ま將さに鄉に歸らんとす、途上未だ其の詳を知らずと雖ども、是れ必ずや訛傳に出でん」と。既にして歸て鹿兒島に至る、士氣激昂復た前日の比に非ず、往々來り說くものあり、曰く「聞かずや、飛鳥盡きて良弓

藏まり、狡兎死して走狗烹らる。曩きには、江藤佐賀の變あり、今ま前原萩の變あり、之れに次ぐもの果して誰ぞや。由來先んずるもの、能く人を制す。大機既に眼前に迫る。公等何を以て逡巡猶豫せる、宜しく早く意を決し、起つて君側の奸を鋤くべし」蓋し、此時東京よりの流說あり、政府西鄕を暗殺するの議ありと、野村（忍介）之れを諭して曰く、「公等の言に由り、其意を察するに、將に干戈に訴へ、宿憤を伸べんとするものに似たり。抑も兵は大事なり、人民死生の在る所にして、國家存亡の由て繫るの道なり。若し濫りに之を動かすあらんか、皇國の不幸之より大なるはなし。況んや今の秋に方たり、內訌外紛交々臻り、國步艱難を極むるに於てをや」と。衆甚だ之れに服せず、殺氣日に月に益々加はる。野村憂心忡々たり。――薩南血淚史。

想ふに、西鄕隆盛が私學校を起して、壯士を訓練したのは、國內に事を擧げんとする意思ではなく、國家の外患に當り、是等の壯士を第一線に送つて、外難克服の衝に立たしめんとしたからである。

先きに政府が征臺の議を決し、鹿兒島において徵集兵を募集するや、隆盛に隨つて歸還せ

るところの非役軍人等の一派は、絶對にこれに反對して一兵たりとも應募せしめなかつたのであるが、しかし隆盛は政府の依頼を受けて募兵に盡力し、一大隊の兵員を編成して、これを蕃地に送るやうに斡旋したのも、國家の外難を克服せんとする精神の顯はれである。すなはち、外に向つては、大に敵愾の氣を鼓舞すると同時に、内においてはその輕擧妄動を戒しめ、その過激なる行動を抑制し來つたのである。

ところが、熊本における神風連の變や、山口における萩の亂に因つて、彼等の期待せる外難克服の機は、空しく去つて望むべくもあらず、政府は、先に佐賀の亂において江藤新平等を梟首し、今また前原一誠等を斬に處して、政府に反對するものは、悉く誅に服したので、私學校黨に對する政府の一大鐵鎚が、早晩彼等の上に加へられるであらうことを豫想してゐたのである。

そこで、政府に對する私學校黨の不滿と反感とは、ます〳〵昂騰してその勢ひいよ〳〵熾烈と爲り、戰雲漠々、薩隅日三州の山河に、やうやくにしてたなびき始しめたのである。若し私學校黨の少壯輩が銳氣にむちうちて、その動くがまゝに自由に放任して置いたならば、

西南戰爭は、明治十年二月を待たず、熊本山口の變亂直後に、暴發したであらうことは、殆んど疑ひを容ざるところであつたのである。當時私學校黨の形勢が、いかに險惡なる狀態にあつたかを察すべきである。

大久保內務卿諸卿同志者を招く

私學校黨の形勢が、時々刻々と險惡なる方向を辿りつゝあるときに、政府においても、亦是等の情報を得て、これに處するところあらんとし、內務卿大久保利通は、鹿兒島縣諸郷出身有志、伊丹親恒等二十名を招いで一場の內旨を與へたのである。それ等の事情は、左の記錄に詳かである。

予は同志の士前田素志を率ひ藩を出づ。往きて神戶に着すれば、熊本縣神風連暴擧の事を聞き、横濱に至れば、前原一誠亂を山口に作すとの報喧しく、着京の時、小網町の暴擧（青森縣士族永岡久茂等の思案橋の變）あり。又新潟縣下不穩の狀ありとして、警視廳より、巡査警部を派遣する等、人心恟々として鼎の沸くが如し。是に於て、予は先づ川路

大警視及安藤中警視を訪ひ、具に告ぐるに、鹿兒島不穩の狀を以てし、更に川路安藤兩警視を介して、大久保內務卿に面接し、等しく之れに告ぐる所ありたり。居ること之を頃くして、予は川路大警視に依り、當時警視廳警部たりし高崎親章、松山清心（信吾）菅井誠美其他福澤塾の卒業生等、通じて二十名と共に、大久保內務卿の招集に應じ、內旨を受く、其要に曰く「鹿兒島私學校黨の暴狀、倍々露骨となり、政府も之れに對し、大に考慮を繞らしつゝあるが、而も憫むべきは、由來、何等事理に通ぜざる青年子弟の輩にありとす。卿等宜しく往きて之を解諭し、說くに大義名分を以てせよ。庶幾くは、以て不辜をして厄を免れしむる事を得んかと」聲涙共に下るの概ありしかば、各感激し、雀躍身を挺して、事に之に從はし事を希ふもの、二十人一口に出づるが如し。是に於て、部署を定め、各國に歸り、東奔西走、席暖かなるに遑あらず、潜かに其徒を集めて、反覆順逆を說き、懇懃解諭せしかば、感發して正に歸するもの啻に青年子弟の徒のみならず、他日官軍彼地に進擊するに方り、是等のもの相率ひて先づ歸順せしかば、官軍の討平上益する處尠なからざるものありと云ふ。（下略）――伊丹親恒家系並閱歷。

上記の如く、鹿兒島縣諸鄕出身同志者は、大久保內務卿の旨命を受けて、歸鄕するに至つたのであるが、諸鄕同志者と、內務卿大久保との關係が、後に一大問題を惹起するに至つたので私は、親恒翁の嗣子伊丹松雄氏（陸軍中將）を訪ねて、此の間の事情に就いて、親しく意見を質したのである、左記はその談話の要旨である。

大久保內務卿及川路大警視が、父等の一行に對し、暗殺云々のことを說諭せられたりとは、父は申して居らず、父が小生に話したる所に據れば左の通りである。

大久保內務卿の話。私學校の行動に關しては、色々の情報が手許に集つて居る。旣に明瞭である。事茲に到つては致方なし。唯縣下の者共が沈思熟考せずして、これに附和雷同すると大變であるから、お前達は直ぐ歸縣して、おの〳〵その方面を分ちて、縣下の者共に、この際大義名分を誤らないやうに說諭して吳れと、賴み論された。

これに依つて、內務卿大久保利通の內命が、西鄕を暗殺すべしとの密旨でないことも亦明かである。

しからば、大警視川路利良は、どんな內命を傳へたのであらうか。

川路大警視と訓諭大要

明治九年、十二月二十六日下谷龍泉寺町川路別邸において、諸郷同志者が、歸縣の事を鳩首協議の際に、大警視は、秘書格大山勘助（綱昌）の手を經て、左の訓諭大要を各員に交付携帶せしめたのである。

故大山綱昌翁の談によれば、この草案は、佐和少警視（名は正）が作つたもので、川路大警視が自ら筆を執つて、檢閲修正を加へ、美濃紙に清書せしめたものである。

一、政府に罪ありや如何の事。

一、大義名分の事。

一、假令、鹿兒島の兵を擧げて、日本勢討に足れりとするや、如何。鹿兒島獨り他に無き强きものと見做し安んずるや、如何。

一、若し日本勢を破りし後、私學連に天下を治むるに足るべきの人ありとする哉、如何。

一、兵を擧げて出でんとするに、其軍資ありや、如何。

一、兵を擧げて出づるに、直に東京へ乘り得べきの船あるや、如何。

一、陸路よりするに、肥後鎭臺通すべきや、如何。

其戰ひ各々手負死傷ある時、見殺しにせずして、援する手當有るや、如何。

一、肥後此頃失策を釀し、不覺を取れり、賊軍に應ずるの見込ありや、如何。

其餘尚知るべし。

一、應ずべきもの又あるべくもなし、肥後學校黨二百名あり、久留米、柳川憤發力なし、

勿論柳川の如き、素よりの土着にて纏むる能はず。

一、福岡の士族は、氣節なきを以て賴むに足らず。

一、佐賀の士族屢々の失策、最早悔悟せり、是兵器全くなし。

一、長防は不平黨全く絕えたり。

一、藝州は全くなし。

一、備前には杉山あれども、當分商法等專ら也、無覺束。

一、因州に少々あり、器械全くなし、士族甚窮めり。

一、高知に立志社ありと雖も、是は民族黨にて異なるものにあらず、今日の如く、派を開きたるには應ずるや、如何。

一、庄内に開墾黨（百姓黨あり皆警視を戴くものにして、事ある節は忽ち應すべし）あり、頑冥甚し、器械全くなし。

一、水戸は當時全くなし、多くは警視廳に仕ふ。

一、帯刀は禁ぜらる所也、且私に兵器を携ふる時は既に犯罪也。

一、私に兵を起すは則無名の師也、無名の師にして官軍に抗する則賊軍也。

一、壹壇上等に見識を居え、說同人となるべし。

一、私學の人物にて、天下を治むるに足れりとするか、纔に私學の人類にて、政府を斃すに足れりとするか。

一、兼て憎む所の大久保何の罪かある、海外に對しては、頗る西鄕家の上に出るの功あり、然し倘何をか罪とせん哉。

其餘要路の官に誰を罰して誅すべき哉。

一、彼の黨、今日人を憎むは皆嫉妬也。政府を誹謗するは俗に云ふ負け惜み也。如何となれば、其憎むべき罪跡は全然なかるべし。

一、私學校の警視を憎む、何の罪ありて然るか、當時新聞を見よ、日として警視を警めざるなし。然るに私學校獨り是を憎む、必ずや憎むものゝ非なるを信ず。

一、人と生れて自助獨立の權なく己れの生涯の利害を人に任じて羈縻せらるは、牛馬に均しからずや。君等尚陋習を脱せず、舊城下士族に欺かれ、是に牛馬視せらるゝのみならず、終には天下の大罪に陷らんとす、吾輩是を知りて默止するに忍びず。

一、如何に不見識の外城にても、今日の時勢にして獨立するの意見なく、此上にも又城下士族に僕視せらるゝは罪の至りならずや。且先年親兵の時を思はずや。然るに今日亦欺かるゝのみならず。彼と共に錦旗に對し賊名を承けんとす。嘆すべからずや。

一、彼れ或は云はん、此擧たるや、只死力を以て奸吏を斃さんのみ、決して政權を奪ふにあらず、百官は宜く人を選むべしと。嗚呼此言哉、眞に暴と云ふべし。自ら政權を執るの見込なく、且自ら之を治むるの術なくして徒に亂を起す、之を何とか云はん哉。三千

五百萬の良民を保護するに際し、若し奸吏を除かんとなれば、全く政府に因り、之を退けて可ならん。然るに、其殺戮を極めんとするもの他にあらず、畢竟彼れ負惜よりして其私怨を晴らさんとするもの也。天下誰か如斯の賊に與みせん哉。況哉、警視は六千名の力に因り、方今天下の目標たるもの也。此擧哉。眞に天下吾に幸ひ給ふもの也。有士各々分を盡し、國家を保護すべし。希くば、六千名衆夫れ奮勵あらん事を。

一、此地にて、彼の黨の書面を得て出すべし。

一、彼の地に至らば、彼の黨に信用せられ、彼の黨の爲に奔走し、彼に其費用を得る如きは、實に熱せりと云ふべし。

一、一名の使用を豐にする者は、彼れ極めて疑ひを生じ、其金圓の出る所を探るに至らん。故に兼て困窮切迫の姿に在るを要し能々愼むべし。

一、其謀る所以の確證を得、其連類の姓名等を熟知詳記すべし。

一、諸縣の士族、祿制に付不平を唱ふるものありと雖も、是は欲情より起る私心にて、是にて起らば百姓一揆に劣れるもの也。誰れか是を大義名分とせん乎、夫れ天子は父母な

り。人民は子也。然るに、此三千五百萬の同胞中に父母の無名の患を爲すと爲さゞるとありとて、新聞紙上喋々論したるにあらずや、薩制の不平は江湖に對しては如何ぞ、
一、未だ私學に入社せざるものに說き、入社せざらしむるを上策とす。
一、是に就ては、人に目立たざるを要す。假令ば國分の如きは、宮内八幡の參詣に託し、川内の如きは新田宮、或は藤川天神に名を藉りて、相知る人に因て其術を施すべし。其術たる哉、公平忠實を極め、丁寧綿密なる一宗旨を布くが如くなるべし。——大警視川路利良君傳

これを通讀するに、劈頭先づ政府に罪ありやと質し、大義名分のこと、次に私學校黨の現勢より、各地における反政府黨の形勢を說き、私に兵を起すは無名の師であり、無名の師にして官軍に抗するは賊軍であると云ひ、内務卿大久保に何の罪がある。海外に對しては、その功西鄉の上にある。學校黨が今日人を憎むは嫉妬であつて、負け惜みてあると斷じ、學校黨が警視を憎むは認識不足である。當時の新聞を見よと反問して居る。
次に、外城士(諸鄉士)の意氣地なきを歎じ、人と生れて自助獨立の權なく、己れの生涯の

利害を人に任せて、羈束せらるゝが如きは牛馬に均しく、如何に不見識の外城にても、今日の時勢にして獨立するの意見なく、此上にも城下士族に僕視せらるゝは罪の至りならずやと大に激勵するところあり、最後に未だ私學校に入社せざるものに說き、入社せざらしむるを上策とすと結び、大義名分に從つて進止を決し、その方向を誤らしめざらんことにつとめたのである。

かくして內務卿大久保と大警視川路とは同志者の背後的人物として、學校黨の指彈するところと爲つたのである。

諸同志者の歸縣

上來しばしば述べたやうに、先に熊本において神風連の變あり、次いで、山口萩の亂起るに及び、私學校黨の情勢も亦いよいよ切迫して來たのである。

そこで、在京鹿兒島縣諸鄕出身の同志者は、母國の危急を救はなければならないと、寄りより協議しつゝあつたのである。

それに就いて考へさせられるのは、その頃の通信交通機關のことである。東京から鹿兒島までの連絡交通機關として、鐵道は東京横濱間に開通して居つたゞけで、横濱から神戸に、神戸から瀬戸内海を經て、日向灘を横斷するか、瀬戸内海から馬關海峡を通過して、九州西海岸を迂廻するのほかはなかつたのである。汽船は定期といつても、二三日遅れるのが普通であつて、海が荒れると、天候の同復を待つので、航海途中に意外の日數を費したものである。今日東京鹿兒島間を、汽車でわずかに二十四五時間を要するに比べると、その不便なことは想像も及ばなかつたのである。

また、通信機關も不備であつた。鹿兒島では、まだ電信の取扱ひがなく、一つの電報を打つのでも、熊本まで行かなければ、發信することが出來なかつたのである。こうした有様で、鹿兒島に電信の取扱を開始されたのは、十年戰爭後のことで、卽ち明治十年十二月鹿兒島電信分局が設置されたのである。

そこで、諸鄕の同志者が、私學校黨形勢緊迫の情報に接して、兩親をはじめ、兄弟姉妹の安否、親戚故舊の消息はどうであらうと、日夕鄕里の事を憂慮し、殊に同志者の多數は、警

察官として先きに佐賀の亂に出動し、最近敬神黨秋月黨の事變や、萩の亂に派遣せられて叛徒の悲慘なる最期を目擊してゐるので、鄕里の同志者等が、私學校黨に强制せられて、萬一方向を誤るやうなことがあつては一大事である。是非とも未前に救つてやらなければならないと、相前後して歸縣することゝ爲つたのである。

しかし、同志者を蹶起せしめたる根本的動機は、他に大なる事由の存するものがある。それは、結論に詳しく述べることゝして、さて、同志者の一部有志は是までの協議の結果によつて、十二月二十六日、下谷龍泉寺町川路大警視別邸(川路邸は今尙ほ現存す)に會し、特に警察官側は卽日上司の許可を得て、歸國の準備をとゝのへ、二十七日より二十九日の三日にわたり、三々五々東京を出發して、横濱から海路歸國の途に就いたのである。

かくの如くにして、歸縣したる同志者は、すべて二十一名で、中に一名の城下出身者があるる。左に城下と諸鄕と各鄕別に、列記して見やう。

城下之部

西田鄕士族　　警視廳一等巡査　樋脇盛苗(通稱實助)

諸郷之部

牛山郷士族　警視廳第四方面第一分署長　權中警部　園田長輝

（後寺原長輝と改む）

谷山郷士族　警視廳第三方面第四分署長　權中警部　菅井誠美

平佐郷士族　警視廳第四方面第二分署長　權中警部　末弘直方

出水郷士族　警視廳第五方面第五分署長　權中警部　野間口兼一

大根占郷士族　警視廳第六方面第四分署長　權中警部　松山信吾

（後松山清心と改む）

伊集院郷士族　警視廳少警部　中原尙雄

喜入郷士族　警視廳少警部　安樂兼通

加世田郷士族　警視廳少警部　土持高

高岡郷士族　警視廳權少警部　山崎基明

市來郷士族　警視廳權少警部　高崎親章

加治木郷士族　警視廳二等巡査　伊丹親恒
加世田郷士族　警視廳二等巡査　西　彦四郎
加治木郷士族　警視廳四等巡査　前田素志
帖佐郷士族　警視廳四等巡査　高橋爲清
蒲生郷士族　警視廳四等巡査　松下兼清

以上十六名警視廳關係

谷山郷士族　中江佛學塾書生　平田宗質（通稱才七）
平佐郷士族　慶應義塾書生　柏田盛文
加世田郷士族　近藤塾書生　猪鹿倉兼文（通稱保）
加世田郷士族　外務省學生　大山綱助
平佐郷士族　書生　田中直哉

以上五名書生側

前記樋脇は、曾て喜入郷校に教鞭を執つたことがあり、辯說爽かな才人であつたといふこ

とである。

また、△印を付した松山は、私學校黨の入手前、鹿兒島を脱して歸京の途に就き、わづかに難を免がれたのである。

松山は、舊臘二十七日、東京を出發して横濱に一泊し、翌二十八日玄海丸にて出帆、三十一日神戸に着し、十年一月九日正午、同志菅井誠美、土持高、安樂兼道、樋脇盛苗、西彦四郎、大山綱助、猪鹿倉保の八名と、三菱汽船大有丸にて、神戸を出帆し、十一日午後十一時鹿兒島に着し、暫時滯在、城下の狀況を視察して、十五日夜鹿兒島を出帆して、翌十六日鄕里小根占に歸着したのであるが、情勢穩かならず、危險がその身邊に迫りつゝあることを豫知し、二月一日匆卒鄕里を出發して、翌二日拂曉鹿兒島に着し、同日正午三邦丸に乘込み、午後四時出帆したのであつた。

以上警視廳關係十六名の外に、私學校黨側の記錄（薩南血涙史）によれば谷山鄕士族古垣兼成、同佐藤信武（今和泉鄕士族の誤り）加治木鄕士族川上親晴の名が記されてある。

是等の三名は、おの／＼その鄕里において、同志者と行動を共にして捕縛されたる人達で

あつて、警視廳に奉職して居たのではない。特に川上翁は、諸鄉同志者をはじめ、西本願寺の僧侶大洲鐵然等八名その他、當時の同厄者五十餘名中、唯一の生存者であつて、貴族院議員に列し、八十餘歳の高齢を以て、今尙ほ矍鑠として意氣壯者を凌ぐものがある。

同志者の歸縣と私學校黨の警戒

諸鄉同志者の歸縣は、果然、私學校黨に大なる衝激を與へたのである。その頃、東京から歸來したるものは、何人を問はず、みな政府筋の探偵と見做され、同志者の歸縣が、彼等を興奮の渦中に投じたのは、むしろ必至の勢ひであつたのである。雨を呼ぶか、風を起すか、左に記るすところは、まさしくその形勢異變の前兆である。

斯くて、兇徒二十餘名は、二十七日より二十九日に亘り、各々結束して程に上り、海路を取つて西下せり。翌十年正月六日より十五日に亘り、兇徒一行、參々伍々、漸く鹿兒島に抵り、更らに分れて市內市外に散處し、日夜義故を歷訪し、頻りに詭辯を鼓して、私學校との關繫を離間し、併せて、校徒の擧動を打探し、一々當路に密報せり。

時に一等巡査有馬靜藏、第一分署西田町出張所長たり。某日（詳かならず）部下の巡査倉皇馳せ至り、一書を懐に出だして曰く「此れ田中直哉が在京の同志に寄せんとするもの」有馬受けて、之れを檢するに、文中「到底尋常手段を以て鎭撫すること難し、若かじ、寧ろ火を草牟田瀧之神、及び礒等の火藥庫に放ち、城下騷亂を極むるの機に乘じ、西郷、桐野、篠原以下四十餘人を刺殺し、一擧事成るを期せんには」との意あり。有馬大に驚き、直に馳せて縣廳に抵り、之れを第四課長一等警部中島廣厚（健彦）に致す。中島以爲らく「事態甚だ輕からず」と、乃ち密かに警吏に命じ、大將以下、重なるもの丶身邊を警護せしむ。是より先き（舊臘下旬）、大將突如一僕三犬を從へ、告げずして小根占に遊獵し、平瀨十助の家に留まる。蓋し、大將夙に流言を耳にし、出でゝ煩を避けるなり。小根占は大隅國根占郷に在り、鹿兒島を距ること海上十里餘。

一等巡査加世田景國は、野村（鹿兒島縣警察署長野村忍助）の實弟なり。一月中旬、兄を訪ふて曰く、「聞くが如くんば、一兇漢（多分松山新吾の事ならん）の小根占に向へるありと。果して眞ならば、夫子の身危しと謂ふべし。願はくば、密に彼地に赴き、以て不虞の禍に備へ

ん」野村曰く「阿弟の言ふ所最も善し、須からく急に往て、噬臍の悔を取ること勿れ」と。加世田直に結束して起つ。野村心倘ほ安んぜず。更らに一等巡査澁谷精一、二等巡査相良研一を召し、密かに之れに命じて曰く「先に愚弟を小根占に遣はし、以て夫子を守護せしむ。然れども未だ萬全を保し難し。故を以て、今ま復た公等を煩はす。意ふに、明々地に夫子をして之を知らしめば、其叱責を見るや必せり。幸に余に獵衣二領あり、用て形を變すべし。公等若し夫子に謁するも、其の由る所を告ぐる勿れ」。二人旨を領して、將に結束せんとす。時既に夜に入る。附近の同志三十餘人、訪ふて野村の家に至る。野村急に二人をして、去て別室に潜め、衆人談正さに熟するの機を候し、服を更へ、暗に乘じて出でしむ。絶えて之れを知るものなし。

又た、他の一方に於いて、九年十一月中流言あり。政府密に刺客を鹿兒島に遣はし、西郷大將を暗殺せんとすと。私學校徒を之を聞き大に驚き、永山盛弘、淵邊高照、西郷小兵衛、邊見十郎太、高城七之亟、河野主一郎等相ひ會し、密かに議して曰く「此事流言なりと雖ども、夫子に知らしめざるを得ず」と。乃ち小兵衛をして之れを告げしむ。大將哄然笑て

日く一頃日、此事あらんを豫知せり、夫れ果して然るか。假令、余暗殺せらるゝも可ならずや！と、是より永山等も、密に壯士輩をして、潜に大將の身邊を看護する所ありしが一月に至り、果して中原の一派歸省せしを以て、朝夕永山邸に會し鳩首凝議する所あり。切りに兇徒の擧動を探知して、之れに處するの術を得んことを欲す。――薩南血涙史

かくて、學校黨は、同志者を目して獅子身中の虫であると爲し、これを憎むこと甚だしく、その擧動を探索して、東獅子を狩り捕らんとの計畫を立て、中原尚雄の舊知兒玉軍治谷口登太の二人を利用して、谷口を中原に接近せしめ、歸縣の內情を探らしめたのである。

谷口登太中原等の動靜を探る

私學校黨は、いかにして谷口登太を利用し、谷口はいかにして、中原尚雄に接近したか、當時、學校黨に、七人の幹部があつたのである。篠原國幹、永山盛弘、淵邊高照、逸見十郎太、西鄕小兵衞、河野主一郞及び高城七之丞等であつて、事大小となく、およそ學校黨に關することは、この幹部に依つて決定されたるものゝ如くであつた。

谷口と中原とが會見するに當つても、幹部の指命によるものであつて、先づ兒玉軍治谷口登太の二人を利用し、谷口が重要使命を帶びて中原と會談するに至つたのである。是等の經緯に就き、左に記述するところを見よ。

兒玉軍治及び谷口登太なるものあり。當時其の籍を私學校に置かざるの故を以て、頗る校徒に嫌惡せらる。兒玉は市内西田の人、本と兵器隊長たり。谷口は市外日置郡小山田の人、亦本と兵器隊士たり。謂はゆる兵器隊は、舊藩時代に於ける足輕士族の一級團なり。然るに、中原亦實に兵器隊士として、本と此二人と同班たり。殊に皇政維新の後、同じく警視廳に職を奉じ、多年交友の關係あり。是に於いてか、校黨幹部相議し、兒玉谷口の二人を利用し、政府の機密を探らんことを欲す。八等警部嶺崎良明は河野（主一郎）の實兄なり。故ありて籍を私學校に列せず。乃ち其の紹介に依りて、兒玉谷口の舊友なる田中市右衛門、重久武二の二人を招き、旨を銜めて彼等を說かしむ。是に於いて、田中、重久先づ兒玉と嶺崎邸に相會し、尋いで田中更らに谷口を其の邸に訪ふて具さに關節する所あり。兒玉谷口之を諾し、口を舊交を温むるに籍り、以て中原に接近し、

仔細に機密を探取するに努む。其日谷口中原を伊集院町の一商家に訪ふ。蓋し、中原一弟（註名を一二といふ）あり。私學校徒に與みす。乃ち謀議の或は彼に依つて漏洩せんことを恐れ、特に貸して寓せるなり。先づ互に寒暄を叙し、健康を祝するの後、談話刻を移して辭し歸る。越えて三日、中原輸して谷口を招く。谷口之れに應じて至り、夜に及び其の寓に一泊せり。此間に於いて谷口の探り得たる事實は其報告に詳かなり。

中原尚雄より暗殺の始末承得候次第左の通に御座候

中原尚雄儀は、兼て懇意の者に候處、歸省致し候旨承候に付、當月末方彼宅へ參候處、何も以前に不二相變一段々懇話に立至り候故、私にも今一度上京致し度候得共、旅費に相苦居候、其上勤場も無レ之場合に及候ては尚更困窮の譯にて、東行を催し候儀遲引致し居候段相話候得ば、同人申聞候は當時警視廳も盛大に取起すの賦に候間、勤場の處は決して外れ申間敷、殊に先度奉職致居候譯も有レ之、何も故障は有レ之間敷、同人も別て力を得候事に候へば、自レ是相共に上京致し、互に盡力可レ致との事に成行申候。就ては、歴跡學校之儀は、如何の景況に候哉と承候に付、當分入校の人々夥敷、毎家入校致し候處、

我々共の如き入校不レ致者は、隣家兼而の交際も、何歟隔て有レ之向に相成、却て嫌疑を受け候場合にて、迷惑の仕合に候段申述候處、此學校人數は、上京致すべくとの說有レ之候、是非共其意は可レ有レ之事と被二相考一候。同人の胸算にては、櫻花の時節かと見居候旨承に付、今少しは遲く成候はん。五月頃かと承得候。是は慥成處より聞届候段相答候得ば、決して無レ疑、東京に於いても其評判有レ之、五月之招魂祭に名を托して、出掛け可レ申との說に符合せり。如レ斯時機に至り、互に學校外にて何も同腹の事故、其上は可レ秘譯無レ之、打明して可レ談とて、忽ち顏色を變じ、膝を立直し、此一條に付ては、一大事を被レ命て罷歸候。是非共、此私學校なる者を瓦解せしめ候策を施し候次第にて、各鄉に於いては、如何にも手を下し安く、是は掌中に有レ之候得共、麑下に於ては甚だ六ケ敷、乍レ然、此根據を不レ破候ては、瓦解に至兼候に付、此處に於いて秘中の秘策を用ゐ、十分可二相崩一之事を決し居候に付、第一西鄉隆盛を暗殺せば、必ず學校は瓦解に至るべく、其他桐野篠原兩氏迄も斃候得ば、其跡は至て制し易く、尤西鄉には同人知己の事故、面會を得て可二刺殺一覺悟に候。勿論此人と共に斃れ候得者、我身に於いて不足は無レ之とて、餘程思切て

の談に御座候。勿論桐野篠原迄斃さば、跡は「えりくつ」と唱へ、其暗殺を英佛と云へりとて、何も無二疑念一打明し候に付、今一層深く問詰候には、箇樣の大事承候上は相共に身命を抛ち、一向援はまり可レ申、何分にも早く事を不レ擧候はゞ、終に難二仕遂一時機に罷成可レ申候に付速に可二相決一とて引別れ罷歸、途中より再び立戻り、此上は猶臆病の事は無き哉と、兩三度繰返し候處、決して懸念は有レ之間敷、安心致し候樣との事に御座候故、其約定の人々は、慥成見据有レ之候か、彌決死の者ならでは破れ可レ申、誰某にて候哉と尋掛候處、末廣直方等の人々にて、可レ疑人物にては無レ之、何れ其人々には面會爲レ致、其上屹と大事を取究め可レ申との事にて、三日を過ぎ出會の儀申來候に付、尚雄宅へ參候末廣直方高崎親章柏田盛文出會致し、皆々別れ立、伊集院町家園屋を借受候て參候處、柏田に同意の人數募り方として、伊作邊へ差越し候手筈等談合有レ之、其餘格別波入候談判も無レ之皆々罷歸り候得共、私には尚雄宅に一泊致し候處、東京に於いて決死の約定致し候園田長輝、野間口兼一、末廣直方、安樂兼道、土持高、菅井誠美、高崎親章、樋脇賢助、伊丹親恒、平田才七、大山綱介、猪鹿倉保、田中直哉、山崎基明等の姓名を記

し候手帖を爲レ見、底意顯然露洩致候儀に御座候。右之通相違無レ御座候間此段申出候也。

丑一月　　　　　　　　　谷口登太

時に、谷口兒玉等の頻りに中原と往來するを見るや、校徒の中、未だ箇中の消息を解せず、憤激の餘、往々之れを斬らんと欲するものあるに至る。二人屈せず、志を勵まし身を致し、益々中原と交はりを密にす。故を以て中原亦た深く谷口を疑はず、知らず識らず談深處に至り、陰謀端なく暴露するに至る。而して谷口の齎らせる此報告は、校徒をして烈火の如く激怒せしめたり。——薩南血涙史。

この中原よりの暗殺始末書は、谷口登太の署名にかゝるも、その實彼が作成したるものではなく、これに因つて、兵器彈藥掠奪事件を勃發し、尋いで中原等同志の逮捕と爲り、西鄕暗殺事件の唯一證據資料として、中原をはじめ、同志者の口供が作成されたのである。私學校黨は、中原を同志者の巨魁と見て居たのであるが、中原と城下青年との爭鬪は、一朝一夕にはじまつたことではなく、その由つて來るところ久しきものがある。中原が、その青年時代に、加世田日新公の例祭に當つて、每年城下の青年等と、大立廻りを演じたと

いふ一挿話がある。
日新公は、武田神社と稱し、鹿兒島縣川邊郡加世田郷麓に鎭座し、島津義久公を祀るところである。公は有名なる「いろは歌」を作り、これを以て、一藩の士風を鼓舞したる人である。武神として崇敬せられ、毎年例祭日である七月二十三日には、六月燈の催しがあつて、盛況を極め、遠近より氣を負ふ青年の參拜するもの多く、特に城下各學舎の若者達は、夜を徹して參詣するのが恒例となつて居る。

武田神社の所在地たる加世田郷は、中原の居村伊集院郷から、大凡五六里餘もあらう、中原は毎年の例祭毎に、他の同志仲間と參拜するのが習はしであつて、中原と城下青年との大喧嘩が、この例祭における呼び物と爲つて居つたといふことである。

壯にして、加世田日新公祭日に、友人と同行參拜せり。然るに、當時は鹿兒島城下の士族は田舍武士を輕侮して、横行濶歩せりと云ふ。故に負けず嫌ひの尙雄は毎年參拜の度毎に、城下士族と大喧嘩を起し、同行者は何時も閉口したりと云ふ。爲めに同行する者なきに至れりと。——從六位故中原尙雄概歷。

かくして、中原は、城下青年等の間に、はやくからその名を知られて居つたのである。彼は外城出身者としての强烈なる意識を以て、常に城下士に接觸したので、彼の到るところ葛藤抗爭相ついで起り、彼は個人的に、諸鄕におけるもつとも有力なる鬪士として、つとに城下靑年等に囑目されて居つたのである。

しかるに、今や彼は警視廳少警部として、他の同志者と共に歸縣したので、私學校黨の視線は、彼等同志者の上に注がれ、流言はさらに蜚語を生み、事態ます〳〵惡化し私學校黨はかねて中原の舊友であり、その隣鄕に居住するところの谷口登太を利用し、先づ中原に接近して、同志者の情爲を探らしめたのである。黑雲白雨、禍機は刻一刻と迫まり來つて、まさに、一觸卽發の狀態にあつたのである。

兵器彈藥掠奪事件の勃發

由來、鹿兒島における陸海軍省の所管にかゝる兵器彈藥は、藩政時代において、藩の武庫に貯藏されてあつたものであるが、これ等の軍需品は、藩士の持高より每年一石に對する割

高八升一合を釀出して、軍事費に充てられ、準備されてあつたのである。

しかるに、明治の世と爲りて、島津氏が封土を奉還するに當り、薩藩より政府に獻納したるものであつて、政府は造船所を海軍省の所管に屬せしめ、火藥製造所を陸軍省の所管として、引き續き兵器彈藥の製造に從はしめてあつたのである。

かうしたわけで、學校黨の少年輩の間には、かの兵器彈藥の如き、もとを糺せば我等のものである。國家有事の時には、これを奪取するも、敢て不可なしとの考へを懷いて居つたものが少なくなかつたやうである。

九年十月、熊本、秋月、萩の亂等相續いで起り、九州の山河、到るところ殺氣旺溢して、形勢頗る危機に瀕したので、政府は、内閣顧問木戸孝允の首唱に依り、鹿兒島に在る兵器彈藥製造所を、大阪に移轉しやうとしたのであるが、海軍大輔川村純義等は、つら〳〵鹿兒島の情勢を察して、その擧の却つて士心を激發し、徒らに平地に波瀾を起すに至らんことを憂ひ、極力これに反對したので、その議一時中止と爲つてゐたのである。

しかるに十年一月下旬に至つて、縣下の形勢は、容易ならざる有樣と爲つたので、政府は

遂に意を決して大阪砲兵支廠に命じ、赤龍丸を鹿兒島に派遣し、陸海軍省の所管にかゝるところの兵器彈藥を、大阪に運搬せしめんとしたのである。

中原等の歸縣と、赤龍丸の廻航とは、何等の關係があつたのではないが、當時學校黨において、擧兵の名義を見出すことに腐心して居つたときで、たま〳〵赤龍丸が廻航して、陸海軍省所管の兵器彈藥を、大阪に運搬するに當り、舊來の慣行によらず、夜間窃かに、これを搬出しやうとしたことが、學校黨の憤激するところと爲つて、遂に掠奪事件を勃發するに至つたのである。學校黨の主張するところによれば、

十年一月初旬、政府、私學校撲滅の目的を以て、先づ許多の刺客を鹿兒島に遣くり、次いで、下旬陸軍權少錄某をして、汽船赤龍丸(三菱會社所屬)を率ゐ、鹿兒島灣に入り、窃かに各所の武庫を開き、兵器彈藥を出して之れを大阪に移さしめんとす。火藥運搬の事、由來慣式あり。其の之れを行ふや必ず日間に於いてし、且つ又た豫め時間通路を定めて、縣廳に通報し、馬背方尺の赤旗を樹て、以て危險を表示するを例とし、縣廳亦た、普ねく沿道民戶に豫告し、以て警戒する所あらしむ。然るに今ま彼れ啻だに之れを縣廳

に報ぜざるのみならず、暮夜四顧闇黑、東西辨ぜざるの時に乘じ、極めて密かに搬出せり。是に於てか、一般市民も憤激せり。私學校徒も憤激せり」殊に其校徒に在つては、當時、益々泰西武器の練習を重んじ、競つて「スナイドル」銃、及び彈藥を貯ひ、彈藥俄かに其價を增し、一顆率ね五錢より拾錢に至る、而して所在武庫收藏する所の彈丸は、總べて「スナイドル」式に屬し、少壯者流、國家一朝事あるの日、執つて以て我武を試むべしとせるもの、然るに、今俄かに他方に取り去らる。之れを見るもの、誰れか冷頭平心なるを得んや。

二十九日夜、松永高美、堀新次郎等、新屋敷方限（方限は界隈若しくは附近と云ふが如き方言なり）の校徒、汾陽光輝の邸に會飮し、酒酣にして、談忽ち彈藥事件に及ぶ。汾陽尙次郎は光輝の弟なり。憤然膝を進めて曰く「聞くが如くんば、政府近者刺客を遣くり、以て夫子を暗殺せんとし、今ま復た各地の武庫を密開し、彈藥を搬出して遠く他に移し去らんとすと。是れ實に潜かに我徒を討せんことを圖り、豫かじめ其地を作るに非ざるなきを得んや。夫れ先んずれば人を制し、後くるれば人に制せらる。我徒宜しく先

づ發して之れが所を爲すべし」と。主客辭を帶び意氣頗る昂る。謀らず辭を同ふして其說に贊し、即時附近の壯士を呼集し、大約五十餘人を得たり。而して幹部諸氏一人の之れを知るものなし。午後九時密かに發し、草牟田隆盛院火藥庫を襲ひ、番卒を縛して、倉庫の戸扉を打破し、縱横亂入し、彈藥六百函（一函收むる所五百發）を奪取し、之を草牟田私學校（火藥庫を距る約一丁餘）に貯ふ。三十日早晨、中島（註、名は廣厚鹿兒島縣第四課長）馳せて野村（註、名は忍介、鹿兒島縣警察署長）を訪ひ、告ぐるに前夜の椿事を以てす。野村乃ち直ちに出でゝ、之れを大山縣令に報ず。恰も之れと相前後して、海軍造船所次長海軍少佐菅野覺兵衛の事變を縣廳に申告し、以て其保護を求むるあり。大山大に驚き、急に中島に命じて、巡査數名を從へ、現地に趣き、所員と會同臨檢せしむ。――薩南血涙史。

その間にあつても、火藥の掠奪は、連續數夜にわたつて行はれたのである。二月一日朝、桐野利秋は、變を聞いて、鹿兒島郡吉田鄕の別墅から、別府景長は、始良郡加治木鄕から、おの〳〵城下に走せ至り、篠原國幹の邸に相會して、善後處置に就いて、協議するところあ

つたのであるが、未だこれが對策を得るに至らず、桐野喟然として歎じていふには「噫豎子終に大事を誤る、眞に千秋の一大恨事である。しかし今に及んで、幾多の子弟をして、眼の富り縲絏の辱を受けしむるは、余輩の忍びざるところである。今日の事、其れ唯だ斷の一字あるのみ」と衆議遂に決し、逸見十郎太等をして、急に隆盛を迎へしむることゝ爲つたのである。

これに先だち、この朝、西郷小兵衛は一艘の獨木船（俗に丸木船といふ）をやとひ、六櫓を立てゝ小根占に向つた。飛舟矢の如く數時間にして達し、隆盛に面して城下の情勢を告げ、併せて刺客處分の道を問ふたのである。隆盛いはく、「余別に思ふところがある。宜しく一網打盡し、一切の情由を提供せしむべし、元兇縛に就かば、すみやかに一報せよ」と、かくて、二日早天、小兵衛は鹿兒島に歸へり、隆盛の旨を傳へたのである。

ところで、小兵衛が小根占を去りたる後、逸見等が代つて往き、急に隆盛に面謁して、つぶさに來意を陳べたのである。隆盛沸然色を作していふには、「卿等、彈藥何の用かある」と、またその他を言はず、徐ろに起つて歸途に就き、三日早朝鹿兒島に着いたのであつた。

かくして、形勢急轉直下、中原等同志の逮捕と爲り、遂に學兵の動因と爲つたのである。

中原尚雄等の同志捕縛せらる

二月三日早朝、隆盛は鹿兒島に着し、直に上陸して、上町（鹿兒島城を中心に、その北部を上町、南部を下町といふ）なる肥後氏に立寄り、童兒の手習ひするのを見て、その筆をかり、一氣に左の七絶を揮毫したのである。

白髮衰顏意とする所に非ず。
壯心劍を横へて勳無きを愧づ
百千の窮鬼吾何ぞ畏れん
脱出す人間虎豹の群

この詩は、除夜の作であるといふ說もあり、是等の異說について、少しく述べたいこともあるが、餘談にわたるからこれを省略する。

さて、隆盛は肥後氏に立寄つて、同日午前九時頃、輕衣草鞋を穿ち、一僕三犬を率ゐ、逸見十郎太等を隨へて、武村の邸に歸つたのである。

この日學校黨は、同志者の逮捕に着手し、同日午後四時頃、伊集院鄕に到つて、先づ中原を捕へ、その家宅を捜索して手帳を押收し、直に中原を鹿兒島に護送し、また一隊は馳せて市來鄕に到り、高崎親章を捕縛したのである。

次で、四日朝より夜に亘りて、學校黨はそれ〳〵各鄕に手配を爲し、末弘直方、田中直哉、伊丹親恒、前田素志、川上親晴、高橋爲清、松下兼清、菅井誠美、平田宗質、猪鹿倉兼文、柏田盛文、大山綱介、安樂兼道等を捕縛し、五日、土持高、野間口兼一等縛に就いた。

かくて一同は、學校黨に依つて拷問の上、拇印を强要せられて左の如き口供書が作られたのである。

三十二年

中原尙雄の口供書

鹿兒島縣伊集院鄕士族　警視廳少警部　中原尙雄

一、自分儀、明治九年十一月四日、少警部拜命奉職罷在り、同年十一月末方、日は失念、大警視川路利良宅へ差越候處、同人より各縣の事情等彼是と承り候末、鹿兒島縣に於い

て、近頃種々不レ穏向も有レ之、迚も西郷陸軍大將在縣なれば、名義不レ立に麁忽の所爲は無レ之とは申しながらも、萬一擧動の機に立至らば、西郷に對面刺違へるより外仕樣はないよとの申聞けに隨ひ居候折柄、是又日は不レ取レ覺、同縣士族大山勘助宅へ立越候處、咄に西郷若し事を擧げば、刺殺すより外なきと承候に付、彌々前件の主義包藏罷在候內、同年十二月二十四日、中警部園田長照末弘直方自宅へ參り、追々歸省願出度含みと云ふも、鹿兒島縣の動靜、何分世評まち〳〵の向き申すに付、其儀に於ては、自分にも共に歸省致度相答候處、兩人共其意に應じ候に付、卽日其形にて皆共罷歸候事。

一、翌二十五日、警視廳內にて、川路利良へ烏渡面會の節、歸省の願書可二差出一候間、宜敷相賴候段申述候處、夫は好き事なり、宜敷氣張吳へく申聞候に付、前書云々の儀も有レ之、彌々決心罷在候。尤も園田長輝方集會の盟約に付、午後三時より差越候處、平田才七、野間口兼一、猪鹿倉保、大山綱助、菅井誠美、伊丹親恒、末弘直方、山崎基明、高崎親章、安樂兼道、土持高等追々來集いたし、孰れも見込の論を立て、歸省の上は、各鄕より私學校入校の者は固より、其外へ名分の無き師を起すは、人臣として有間じきと云ふ儀

を主張し、入校の面々、且つ入校志願の者共を引離し度との事に、決議致し候事。

一、翌二十六日、午後、川路利良私宅、當分明き家の所に於いて、右人數集會を期し置き、歸省の願書差出し候處、即時許可相成り、皆々參會に及び候。其節の評議の次第は第一私學校の人數に離間の策を用ひ、我方に人數を引入れ、私學校を瓦解せしめ、動搖の機に投じ、西郷を暗殺し、速かに電報を以て東京に告げ、陸海軍併せて攻撃に及び、私學校の人數を鏖ろしにいたし候儀を決定し、電報の役には、園田野間口素より肥後境の者故、熊本鎭臺に驅付、是より電報に及ぶべき事と、其の他報知に於ても悉く暗號相定め、都て決議の上、明日の發程を究め候。併し同時に發程候ては、外見の畏れも是れあり、面々仕舞次第と取定め、皆共歸宿致し候事。

一、同二十七日、東京發程横濱迄差越し、一泊、翌二十八日午後九時、玄海丸乘船出帆の處、船中殊の外不ㇾ宜、諸所滯泊にて、明治十年一月十一日着縣、夫れなり外出等も致さず候得共、末弘高崎等參り吳候儀は有ㇾ之、何も前書探偵の件々もはかどらず、折柄暗殺の密謀發見いたし、終に御捕縛に相成候次第、此の度御取調により、陸軍大將西郷隆盛を川

利路良が命を受け、容易ならざる儀を差挾み、且つ人心を離間するの始末、取企候次第、今更ら何共奉ニ恐入一候事。

右之通相違不ニ申上一候。以上。

明治十年二月五日　　中原尚雄（拇印）

園田長輝外十三名の口供書

鹿児島縣牛山郷士族　警視廳中警部　園田長輝

同　谷山郷士族　警視廳中警部　菅井誠美

同　出水郷士族　警視廳權中警部　野間口兼一

同　平佐郷士族　警視廳權中警部　末弘直方

同　喜入郷士族　警視廳少警部　安樂兼道

同　加世田郷士族　警視廳少警部　土持高

同　市來郷士族　警視廳權少警部　高崎親章

同　高岡郷士族　警視廳權少警部　山崎基明

同　西田郷士族　警視廳一等巡査　樋脇賢助

同　加治木郷士族　警視廳二等巡査　伊丹親恒

同　谷山郷士族　書生　平田才七

同　加世田郷士族　書生　大山綱介

同　加世田郷士族　書生　猪鹿倉保

同　平佐郷士族　書生　田中直哉

一、自分共儀明治九年一月以來、追々警視廳中警部其他拜命奉職罷在、大山綱介、猪鹿倉保、田中直哉は書生にて、親敷相交り、然る處、同年十一月頃より、鹿兒島私學校の人員、何歟擧動是ある世評に付、探偵として歸省可ㇾ致旨、大警視川路利良より内諭致ニ承知ㇾ折柄、大山勘助よりも右事件承候に付、同年十二月二十五日、中原尙雄初め外十四名集會し、孰れも見込の議論を立て、私學校入學の者は素より、其外入校有志の面々へ離間の策を廻らし、人心を引放し度決議候事。

一、翌二十六日午後、川路舊宅明家に於て、亦集會を期し、歸省の願書差出候處、即刻許

可相成り、皆々參會に及び候。其節の評議に、第一私學校の人員に離間の策を用ひ、我方に人數を引入れ、私學校を瓦解せしめ、動搖の機に際し、西郷を暗殺し、速かに電報を以て東京に告げ、海陸軍併せて攻撃し、私學校人數を、鏖ろしに致し候儀を決定し、電報の役には、園田野間口素より肥後境の者故、熊本鎭臺に驅付、是より電報に及ぶべきと、其他報知に於ても悉く暗號相定め、都て決議の上、明日の發程を相究め、尤も同時に出立候ては、外見の畏も是あり、面々仕舞次第と取究め、皆共歸宿致候事。

一、同二十七日より、翌二十八日迄に東京發程、明治十年一月中旬に至り、孰れも鹿兒島着、前件探偵等もはかどらざる内、密謀發覺いたし、終に御捕縛に相成、右の次第川路利良か命を受け、容易ならざる儀取企候始末、今更何共奉二恐入一候事。

右之通相違不申上候。以上。

明治十年二月七日　　右十四名連記（拇印）

西彦四郎外四名の口供書

鹿兒島縣加世田鄉士族　　警視廳二等巡査　西　彦四郎

同　加治木郷士族　警視廳四等巡査　前田素志

同　帖佐郷士族　警視廳四等巡査　高橋為清

同　蒲生郷士族　警視廳四等巡査　松下兼清

同　平佐郷士族　書生　柏田盛文

一、自分共儀、明治九年九月以來、追々警視廳へ奉職罷在候處、同年十二月、警部末弘直方始め其他、鹿兒島私學校の者共、容易ならざる形勢に因り、探偵方として歸省の段粗々承り、同じく探偵方として歸省致度存じ、同月二十六日、川路利良の内命を受け、同縣士族大山勘助へ歸省の願書差出候處、即刻許可相成り、探索等精々心を用ひ、且つ私學校人員入學志願の者離間いたし候樣、其他の儀共は、末弘等の指令に從ふべき旨承知し、尤も集會に一切關係不レ致候事。

一、同日より翌二十八日迄、銘々發程、明治十年一月中旬に至り、鹿兒島へ着し、前件探偵等も不二相叶一内密謀發覺し、終に御捕縛に逢候事。

右之通相違不二申上一候。以上。

明治十年二月七日　　右五名連記(拇印)

その他私學校黨は本願寺開教使、大洲鐵然等の一行をも捕縛するに至つたのである。

本願寺開教使一行の遭難

眞宗西派本願寺開教使大洲鐵然等は、中原尙雄等の暗殺事件と、何等關係があつたのではないが、一行の遭難は、時機にとりての一災厄であつたのである。

こゝに、遭難の顚末を述ぶるに當り。薩藩と眞宗との關係にさかのぼらなければならない。今を去ること、三百年前、豐臣秀吉が薩藩を征伐したときに、眞宗の僧侶が嚮導となつたといふことで、爾來薩藩においては、眞宗を布教することが禁遏されて居つたのである。

しかし、久しい間、念佛停止、眞宗禁制の迫害に惱まされたる薩藩の人々も、すでに皇政維新の皇風に浴し、四民平等の本旨に復りては、もはや、一島津侯の領民ではなく、等しく皇室直下の臣民となつたのである。

明治四年七月、廢藩置縣の制が布かれて、薩藩の政務は鹿兒島縣廳に移されたので、社會

の變革、人文の推移は、獨り薩藩だけを永く排佛主義の下に置くことを許さず、數百年來、遠い祖先の時代から、迫害と拷問とによく堪へ忍んで來たところの、熱烈なる眞宗の信者は「千歳一遇の好機到れり」と爲し、眞宗禁制の解除をその筋に歎願せんとする運動を見るに至つたのである。そして一方京都本山においても、早くから政府當局者へ、鹿兒島縣開教に就いて、幾度となく請願したのであつた。

當時内務卿大久保利通は、内心ひそかに、眞宗の開教を希望して居つたのであるが、薩藩は、天下の雄藩でもあり、またその數百年來の政策として、久しく採り來つたところの眞宗禁制を急激に改めては、どんな不祥事の突發を見ることあらんも測りがたしとの深謀遠慮から、その請願にたやすく應じなかつたとのことである。

ところが、明治九年夏都城縣（今の宮崎縣）と、鹿兒島縣の二縣とが合併されることゝなつて、鹿兒島縣における眞宗解禁の機會も、またやうやく到來したのである。

都城縣においては、以前から、信仰自由であつたが、鹿兒島縣は、眞宗禁制であつたので同一縣内に、自由と禁制とが對立してゐることは、縣政上不都合であるとの理由からして、

大久保内務卿は、命を鹿兒島縣令に傳へて、信教の自由を布達せしむること丶なり、同年九月五日、信仰自由の布達が發せられたのである。

しかるに、私學校黨は、眞宗解禁の事情を、わが黨の運動に因るものであり、殊に開教使の一行は、彼等のいはゆる刺客の一人たる田中直哉の誘導により入麑したるものであると爲し、國事探偵であるとの猜疑心から、大洲鐵然等一行八名が遭難するに至つたのである。試みに私學校黨側の所説を見よ。

明治八年、信教自由の論大に起る。縣廳乃ち其處分を警察に諮ふ。中島（名は健彦鹿兒島縣第四課長）野村（名は忍助鹿兒島縣警察署長）建議して曰く「夫れ宗教は形而上の說、苟くも心之を信ずれば、形之を禁する能はず。況んや宮崎縣の如き、古來未だ嘗て此の禁あらず、今や既に合同して一縣の下にあり。然るに若し之れを東に許し、之れを西に許さゞる如きは、偏私の甚だしきものに非ずや」と。然れども、衆議紛々、日を移して決せず、野村、中島に謂て曰く「異議紛論、曠日彌久せんよりは、寧ろ夫子の見を叩き、以て之れを決するに若かざるなり」と、因つて共に大將を訪ひ、具さに語るに此の事を

以てす。大將曰く「宜しく禁を解くべし」と。野村曰く、「高見暗に吾人の意見に合す。快甚だし。然りと雖ども、一語簡古、人々解し易からず。願くは一篇の金科を賜へ」と、大將乃ち筆硯を呼び、理由の概略を書して授く。二人直ちに縣廳に至り、諸官を會して之を示す。是に於て、議始めて決し、管下に公告して曰く、「宗教の信教は、兩宗各自の自由に任かす」と。日ならずして、東西本願寺使僧を遣はし厚く謝す。野村之れが接伴役たり。寺院堂塔の建築、布教方法の規儀、多くは、其立案起草に係かると云ふ。

其後未だ幾ばくならず、(九年五月)田中直哉警視廳探偵として郷(平佐郷)に歸り、頻りに私學校徒を離間せんと欲して成らず。以爲らく「縣既に新教自由の令を發す。宜しく此機を利用して我が目的を達すべし」と、因つて東の方京都に至り、先づ西本願寺に說くに「時に及び、布教所を鹿兒島に置き、教僧を派遣せば、宗教を發展するに於いて、頗る利なる所以を以てす」西本願寺之れを然りとし、乃ち派するに、大洲鐵然等數人を以てせり。夫れ然り、大洲一行の鹿兒島に入るや、全く田中の誘導に由る。而して田中は謂はゆる刺客の一人たり。是に於てか卽ち桀狗の嫌疑、延ひて之れに及べるなり。

これに依つて見ると、私學校黨が、大洲鐵然等の本願寺開教使に對して、どんな考へを抱いて居つたかといふことがよくわかるであらう。

川村海軍大輔等鹿兒島を視察す

かくて鹿兒島の形勢緊迫するや、政府は、川村海軍大輔林内務少輔を急派せしむることゝ爲り、二月七日、一行は軍艦高雄丸に投じて神戸を出帆西下し、九日午前鹿兒島に到着したのである。縣令大山綱良は、野村忍助を伴ひ、高雄丸に川村を訪ねて、左の談話を交換した。

川村。近頃、鹿兒島は物騷で、人心動搖してゐるとのことである。先きに政府は、御用船を回航して彈藥を運搬せしめやうとしたところ、何者かに妨げられて空しく還つた。しかし、遠く懸け離れてゐるので詳しい事情が判らない。それで、小官政府の命を受けて、實地視察に派遣されたわけである。

大山。中原尚雄等の刺客問題、彈藥事件の顚末、縣下昨今の狀況を談じ、西郷大將は桐野

篠原等と共に、東上して、政府に質すところならんとして學校徒に衛られ、不日發程の豫定である。

川。謂ゆる政府の陰謀なるもの、司法官の訊問を經たりや否や。

大。未だし、しかしながら、證憑十分で、毫髪も疑ひを容るゝ餘地はない。

川。彼等の口供を、今見せて貰へまいか。

大。お目に懸けたいと思ふが、只今一件書類は警部の手で整理中で、まだ大半未了のまゝであるから、これに應じ兼ねる。

川。貴官の言ふところを、敢て疑ふのではないが、謂ゆる刺客の口供なるものは、未だ必ずしも輕々に信ずることは出來まい。小官が充分にとり調べて、鄉黨の情悶が解けるやうに盡力しやう。貴官も亦滿腔の熱誠を傾けて、西鄉が東上を飜意するやうに努められたい。平地に波瀾を捲き起さず、圓滿に終局を告ぐることが出來得れば、眞に國家の幸福である。

大。公等の如き、重望を負へる人が、鎭撫に斡旋盡力さるれば、或はその效なきにしも

あらざるも、事今日に至つては、その關するところ、獨り大將一身に止まらず、縱令大將を動かすことが出來ても、餘衆が斷じて肯んじないであらう。況して小官の如きは、謂ゆる蚊力山を負ふもので、その成るなきや明白である。

川。事態まことに困まつたことである。たゞしかし、この際一縷の望みがないでもない。幸に西鄕と面會することが出來れば、どうにか局面を展開する方法を見出さぬと限らぬ。西鄕と會見するやうに斡旋されたい。

大。大將も亦切りに、公等と會ひたいと言つて居られる。先づ會見の場所と時刻とを指定されよ。

川。本日午後一時を期し、椎原國幹（通稱與右衛門、隆盛の叔父で川村の舅である）の家で會見しやう。

大。公等が、今たゞちに上陸すれば、或は危險がないとも測りがたい。因つて、小官先づ歸り、委曲大將と協議を經て、その結果を齎らし、再び來り報ずるであらう。

かくて、大山は、川村と再會を約して別を告げ、船を下つたのである。

ところが、海上少しく不穏の狀況が漂つて來たのである。ふと四邊を見ると、たま〳〵血氣にほこる數十の學校徒が、數艘の小艇に分乘して、おの〳〵手に〳〵小銃をとり、高雄丸に向はんとしてゐるので、大山は大に驚き、野村に命じて、いたくその輕擧妄動を戒しめ、直に拝をかへさしめたのである。

かくて、大山と野村とは、本校に至つて隆盛に面し、川村よりの言を傳へたので、隆盛は「今の時川村等と會つて見るのもよからう」と、大山に告げて「足下中に居てよろしく取計はれたい」と、椎原邸において川村等を待つことゝ爲り、大山は再び高雄丸に赴いて、その旨を通じ、辭して歸つたのである。

大山が高雄丸に往つた後、隆盛は約に從つて、まさに、椎原邸に往かうとすると、篠原國幹等が座にあつてこれを遮ぎり「願はくばお出かけになることを見合はしていたゞきたい」と、顧みて逸見十郎太、河野主一郎に謂げていふには「君等は、今往つて川村に面會し、事の次第を陳べて、彼等の意中を尋ね、若し川村の言ふところが、君等の氣に合はねば、その處置も君等の自由に一任しやう」と、二人ひそかに心に決するところがあり、共に匕首を懐

にして起ち上つた。

時に、隆盛の弟西郷小兵衛、逸見等が暴擧に出でんことを慮りて、隆盛に向つていふには、「川村と論談するのは、逸見等でもよろしいが、今回の使命は、事頗る重大である。桐野、篠原（一説篠原を村田新八とあり篠原村田いづれが眞か）の兩位を煩はし、逸見等は護衞として往つたらいかゞでしやう」と隆盛これを可とし、桐野、篠原の二人で出かけることゝ爲つたのである。

西郷小兵衛は、その人物眞摯頗重厚にして、衆望あり、大事に臨みて、よく大局に處するの器量を備へて居たのである。

かくて、桐野、篠原は永山盛弘、西郷小兵衛、河野主一郎、逸見十郎太、高城七之丞等十餘名を從へ、海岸に到り、獨木船三艘に分乘しやうとすると、その中の一艘が、片重に堪へずに傾覆したので、篠原以下數名の者が海中に墮ち込み、さらに一艘をやとつたのである。

この時、毛利權平の揮下十餘名の壯士が、先を爭つて船に乘り込み、從はんことを請ふたが、桐野、篠原これを許さず。川村は艄橋に立ち、この有樣を望み見て「是れ本船を奪はん

とするものである、今射てこれを粉韲するのは、容易の事ではあるが、我れから進みて禍端を啓くことは、策の得たるものでない」と、艦長に命じて、錨索を斷たしめ、櫻島赤水方面に引揚げたので、衆皆望みを失ひ、手を空くして還つたのであつた。

是より先き、大山は川村を訪ねて辭し還り、行く〳〵ひそかに思ふやう「川村と隆盛とが會見したならば、漠々たる暗雲の中、或は一道の光明を認めるやうになるかもはかりがたい、左すれば、川村、林は急に歸阪し、刺客陰謀の調査に從ひ、余は縣内の鎭撫に全力を傾倒することが出來て、狂瀾を既倒に回へすの道も絶無ではあるまい」と、車を驅つて椎原邸に往つて見ると、隆盛は未だ見えないとのことで、本校に赴いて隆盛に面接し、川村、林の言を傳へて、東上を猶豫あらんことを請ふたのである。隆盛いはく「彼等すでに肺肝を示してこれを承知すれば、強いて出動するの必要もないやうなものであるが、果して行はるべきことであるかどうか、頗る疑問である」と、大山は沈思これを久して立ち去つた。

次いで野村忍助は、縣廳に往つて、縣令大山に面していふには、「今、桐野、篠原以下の諸士川村を訪ふてその目的を達することが出來ない。むしろ川村を海岸縣廳出張所に招請して、

穏かに事を謀るに越したことは無い」と、因つて大山と共に本校に往つて、これを餘衆には
かつたのである。衆議「若し縣令が往かれるならば誰か一人を從はしめやう」と、桐野、篠原
いはく「野村氏が初めから事に與つて居るから、從ひ行かしむべし」と、邊見十郎太隊を進
めていふには「余、願はくは共に往かん、今日の事固より生還を期せず必ず、他人をして往か
しむるなかれ」と、時に永山盛弘傍に在つてこれを止めていふには「この際、野村氏が最も適
當である。他人が代つて往くことになれば、却つて先方の疑忌を招くおそれがある」と、邊見
赫怒し、まさに刀を拔かうとしたが、衆百方これを慰諭してわづかに事なきを得たのである。
そこで、大山が衆に向つていふには、「徒らに論談して時を費す間に、川村が一たび遠く去
らば、大事はすべて畫餅に終るであらう、小官は獨りで往つて來やう」と、直に座を起ちて
高雄丸にいたり、三たび川村と會見したのである。大山いはく、桐野、篠原等が、しきりに
貴官に面議せんことを望んで居る、高意いかゞ」と。
川村、敢て辭するわけではないが、小官上陸せば、船中の士卒、擧つて從はんことを請
ひ、隆盛が來船するとしても、必ず多數の校徒が隨從するであらう。」嗚呼事已に此に至る。

相見ゆるも何の益があらう」と答へたのである。

かくて、隆盛と川村との會見は、遂に不調に終つたので、大山は、沈思默考これを久うし、「萬事已む」と、遂に川村に別を告げて還り、高雄丸も亦同日午後五時錨を拔き、尾之道に到つて、京都行在所と東京へ「事すでに破る政府は全力を盡してこれに備へざるべからず」との電報を發して復命したのであつた。

兵器彈藥掠奪事件と大久保內務卿

前に述へたる如く、私學校黨の少壯輩が、連夜兵器彈藥を掠奪したとの電報が、熊本方面から西京行在所と東京に達したので、政府は、海軍大輔川村純義、內務少輔林友幸を鹿兒島に遣はして、狀況を視察せしむるところあつたのである。

しかるに、是より先き、明治天皇は、一月三十日京都において、孝明天皇の十周年祭を行はせ給ふことゝ爲り、有栖川熾仁親王以下、三條實美、木戶孝允、伊藤博文等を隨へさせられ、一月二十四日東京御發輦、橫濱より御召艦高雄丸に乘御、龍驤春日清輝の三艦これに供

奉し、二十八日神戸に御入港、尋いて、一月三十日、京都後月輪東山御陵に行幸、皇考十周年祭を行はせられ、御滞京中であつた。

この時、大久保内務卿は、右大臣岩倉と共に東京に留つてゐたのであるが、この警報に接して、これ畢竟桐野利秋、篠原國幹等の所爲であつて、西郷の與り知らざるところであると、堅く西郷を信じて疑はなかつたのである。

しかし、また一方においては、舊冬以來、鹿兒島の狀勢が非常に惡化しゐるから、勢ひの赴くところ、西郷の力もこれを制することが出來ないで、或は終に暴發するに至つたのではないかと、ふかく憂慮してゐたのである。

そこで、川村が鹿兒島に至らんとして、神戸に待機中、大久保は、川村に電報を送つて・「掠奪事件の報告によれば、すでに暴發に決したるもの丶如し、嚴に縣令を詰責して、當然の處置を爲さしめ、又速に西郷に面接して、善處するところあれ、形勢いよ〳〵非にして、破裂すべしと思はゞ、直に長崎に至りて急報すべし」と、注意するところあつたのである。

また、大久保は、若し鹿兒島が暴發することゝならば、その影響が極めて廣範圍にわたる

であらう、左すれば、政府が東西にわかれて居ては不便である。すみやかに御還幸を促し奉り、一致協力して、當面の難局に處すべきである。と、斯樣にも考へて居たのである。そして岩倉と謀つて、土方久元を西京に遣はし、三條木戸にその意思を通ぜしむることゝ爲つたのである。

左の書は、二月七日付を以て　内務卿大久保利通が土方に托して、伊藤博文に贈つたものである。

謹啓　聖上益御機嫌克御同慶奉㆑存候。臺下にも、御別後御安固被㆑成㆓御座㆒、鐵道開業式も無㆑滯被㆑爲㆑濟候事と奉㆓欣賀㆒候。隨而當地においても、外務省、引續教導團兵舍一棟燒失後、餘に異條も無㆓御座㆒候。

一、御出發前、御內談申上候件々、陸軍卿御示談有㆑之事與存候。然るに、南海の近況、愈狂濤を發し候趣、既に、別紙熊本縣令より電報に依り候得ば、陸軍省之彈藥も强奪之樣子、多分相違有㆑之ましくと致㆓想像㆒候。此上者、河村之報知を以、模樣可㆓相分㆒候得共、何れにしても、此節は破裂と見据へ候外無㆓御座㆒候。其情態を憶察するに、此度の暴擧は、必

桐野以下班々之輩におひて、則決せしに疑なく、其證は追々近況を聞くに、一月下旬頃は、西郷は日當山へ入湯致居、桐野宅え、壯士輩晝夜を分たず頻りに相迫り、西郷兼て外國と必事を起すに無二相違一候に付、其節は斷然突出云々、桐野之を評して、其說古しと嘲笑せしとの事も有之候。是等は如何にも實情等敷候。十一月比、混雜の源因は、西郷へ迫り候節、熊本萩之擧動に依て、決て不レ可レ動。乍レ去、此上之時機に依り、天朝之御危急と申場合に至る歟。且熊本萩の暴徒、初めに我に依賴せしを是を諾せず、彼必怨を結に無二相違一候付、或は我に報せんも圖る可からず、若左樣之時宜に臨み候得ば、十分應ぜざる可からざれば、其用意はなくて不レ叶との一言にて、我も〳〵と騷き立、終に不レ可レ制之勢に立至候由に候。一言一句を不レ愼は、其罪不レ可レ許候得共、其底意を推し候得者、兼て御承知有レ之通之氣質故、丁寧反覆說諭する流儀に無レ之、一握に方向を捻ぢ廻はさせ候、例之方便上に出候譯にて、決而無名の輕擧をやらかす趣意に無レ之信用仕候。追而御噺も申上候通、昨年來之行懸り、止に止まれぬ形狀に陷り、終に今日之事端を發くに至り候義と存候、乍レ去、此節之端緒よりして、若干戈と相成候得ば、名もなく義もなく、實に天下後世中外に

對しても、一辭柄の以て言譯も不㆓相立㆒次第、實曲直分明、正々堂々其罪を鳴らし、鼓を打て之を討せば、誰か之を間然するものあらんや。就而は、此節事端を此事に發さしは、誠に　朝廷不幸之幸と、竊に心中には笑を生候位に有㆑之候。前條次第に候得ば、西郷においては、此一擧に付而は、萬不㆓同意㆒、縱令一死を以てするとも、不㆑得㆑止雷同して、江藤前原如き之同轍には決而出で申まじく候。萬々一も、是迄之名節碎て、終身を誤り候樣之義有㆑之候得ば、さりとは殘念千萬に候得共、實不㆑得㆑止、是まで之事に斷念仕外無㆓御座㆒候。

一、假令、西郷不同意にて、說諭を加ゆるにしても、到底此度は破れに無㆓相違㆒候付、變に應するの手順相立候義、最肝要に有㆑之候。西郷は斃るゝにもせよ、關せざるにもせよ、同縣に事有る日には、全國其影響を及ほし、一時天下は瓦解と見るより外なく、宛然戊辰東北戰爭之時分に異ならざる可し。然れば、大に廟謨を確定し、必勝の神算を計畫し、其順序の手配、追討の發令、陸海軍出征配賦、豫しめ期定する處無㆑之候而は、他之一揆暴徒とは同日之論にあらず、一機を誤り候得ば言ふも忌々敷候得共、皇國の安危存亡に可㆑關は

必然と存候。

一、前條に就而者、固より陸海軍においては、兼而用意全備之事には可レ有レ之候得共、一應政府相纏り、御評議無レ之而は、東西懸而往復書通等にて、意脉貫通致候事に無ニ御座一候、仍而乍レ恐主上御神拜式來る十一日之由に候得ば、右被レ爲レ濟次第には、早々御東下被レ爲レ在候樣御内意有レ之度、祈望仕候。最臺下には、兼て開業式相濟次第には、歸東之筈に御内達も有レ之事故、不日御發程に有レ之事と存候。此節行幸は、御神拜之御旨趣に付、右被レ爲レ終候得ば、其餘之事は先被ニ差置一候而、何も御不都合は被レ爲レ在まじく奉レ存候。鹿兒島縣之事は、未公然たる事にも無レ之、且是がため、俄に還幸と申も如何に候得ば、現場御變革、引續、行幸にて、諸事大事件も、是がため御決定相成兼候事も不レ少候間、表面は其邊之廉を以、御達にて可レ然歟。最其爲土方（久元）御差立候事に有レ之候付、右等は如何樣共御都合次等に而、相濟候事に可レ有レ之候。兎も角、右に御治定之處、御配慮被レ下度御依賴申上候。自ら右府公（岩倉）より太政大臣殿（三條）へ、公然之御懸合は被レ爲レ在候付、前條は下官一分を以申上候事に候間、左樣御聞取可レ被レ下候。

一、長崎へ軍艦被ニ差廻一候義、如何に候哉。今日においては、不レ可レ缺と存候。乍レ去、右日艦出發に付而は、供奉軍艦之御都合も有レ之、如何と奉レ存候。其邊は川村（純義）へ御打合せも有レ之候御事と相察候付、定而何とか御達も可レ有レ之、何れ速に還幸に被レ爲レ成候得ば、別段軍艦相廻候樣無レ之而は相濟ましく、攝海は第一に空虚になし候事は、此節柄御大事に可レ有レ之候。

一、熊本鎭臺司令長官之事は、何樣之都合に候や、此頃承候得ば、大山（巖）よりも何とか陸軍卿（山縣）迄申遣たる由。同人は先當分通へ被ニ差置一候方宜くと愚考仕候。乍レ去、自ら陸軍卿之賢考も有レ之筈と存候。谷干城も此節は隨分はまり込候模樣之由、若や今度端を開き候事に相成候得ば、將官は九州へは出張無レ之而は相濟ましく候。谷抔はまり候得ば、此際に御繰替も、同人之名譽にも可ニ相關一候付、宜くと見込相付候得ば、其まゝ被レ置候而も可レ然、未然なれば兎も角、事此に及候上は、何樣に可レ有レ之哉。尚陸軍卿へ御示談可レ被レ下候。

一、川村（純義）は如何樣之手筈に御示談有レ之候哉。何れ神速行在所へ報知申上候樣、御

含めも有ㇾ之候筈と相察候。兎も角、此模様にて、否相分候事に有ㇾ之候。下官にも、爲ㇾ念昨朝神戸迄電報差出置候。相違候や否は不㆓相分㆒候。其趣は再度之報知、彼れ愈決心と相見得候上は、益彼に曲を與ゆるを我利とす。少も彼れの暴は顧みず、縣廳へ強く責め付、西郷へ面會を以專一とすべし。事破ると見居候へば、速に長崎へ引上げ、急に報告すべし云々と申送り置候。爲㆓御含㆒申上置候。何卒彼の曲を責め、十分屈辱せしめ、彼内輪におひて處分を付、此一段落は謝罪爲ㇾ致候上策に爲ㇾ出度、千祈仕居候得共、何分勢ひそこに至り兼候歟と想像仕居候。模様次第、此上之手順は、警察之手を斷然差出之心得に候。乍ㇾ去、是は御承知之通、彈藥之中に火を投ずるが如き今日之行懸故、甚關心仕候付、今一左右次第、其時宜を見て差出可ㇾ申候。他縣に候得ば、取も直さず、警察は差出不ㇾ申候而不㆓相濟㆒候得共、是は下官之所見有ㇾ之候付、其段は御聞置被ㇾ遣度候。

右申上度草々如ㇾ此、餘は何も土方（久元）より御直聞被ㇾ下度候匆々。敬白。

二月七日　　　利通

伊藤賢臺下

再伸、大臣公(三條太政大臣)始、木戸(孝允)君、山縣(有朋)君へ宜御傳被下度奉願候、
何も心事御推恕所仰候也。

この書に依つて、大久保がいかに西郷を信ずることの厚かりしかを見るべく、また、火薬掠奪事件は、その首謀者を戒飭して謝罪せしめ、一段落を着けんとの意圖であつたことも、よくわかるのである。

ところが、こゝに一難を加へたる事件が起つたのである。それは中原尚雄等の同志者が、私學校黨の爲めに捕へられたとの情報を、熊本縣令及び、同鎭臺司令長官から受取つたことである。

大久保は、事態いよ／＼緊迫せるものあることを察して、先づ岩倉に謀り、川村と林の報告如何によつては、自ら西上することに決したのであつた。

野村綱の自訴と中原等の暗殺事件

二月九日、川村海軍大輔等の一行を載せて、軍艦高雄丸が鹿兒島に入港したるその日の午

後、商船迎陽丸も來泊し、船客中に野村綱といふものがあつた。彼は內務卿大久保の命を帶びて、狀況視察の爲めに鹿兒島に赴いたのである。

野村は、鹿兒島縣士族野村好醉の長男で、文藻に富み、辯論に長じ、才子肌の人であつたやうである。曩きに宮崎縣に出仕して、中屬と爲り、同縣が鹿兒島縣と併合されるに及び東上して、十年一月三日大久保內務卿を訪ひ、鹿兒島縣の近狀を具陳するところあり、大久保の信任を得て、鹿兒島視察の內命を受くるに至つたものである。

當時、鹿兒島では、船舶の出入に細心の注意を拂ひ、警吏の臨檢すること頗る嚴重であつたが、特に二月九日は、高雄丸入港の際であり、迎陽丸の臨檢が一層嚴密を極めたので、野村は容易に上陸することが出來ず、同船乘組の知友の證明を得て、將に上陸しやうとしたときに、中原等が捕縛されて、政府の陰謀暴露したとの報道が齎らされたのである。

そこで、野村は一事こゝに至つては、もはやこの身も終にのがれることは出來ないであらう」と、すなはち觀念して、十一日夜縣廳に赴き、縣參事田畑常秋に面して、歸縣の事由を告白した。

この夕、縣令大山綱良は、島津久光公を訪ねて用談を爲し、夜半縣廳に歸つてその事を聞き、直に命じて野村を第二分署に拘禁し、その實情を糺問せしめたのである。

口　供　書

鹿兒島縣第一大區二小區十番地居住士族野村好醇嫡子

野　村　綱

一、自分儀、舊宮崎縣廢合の末、宮崎學校處分の事も有レ之、舊學校弟子九名方向取定めの爲、明治九年十二月五日當地出發、同二十八日着京、其時分紛々、鹿兒島動搖の風聞有レ之、國家の爲不都合の儀と思込み、同三十一日大久保卿へ、鹿兒島表の説路頭に紛々と有レ之、自ら上等社會に於ては、確實御熟知の御事とは乍レ存、路頭の説の樣有レ之候ては、甚だ不都合の始末故、私儀も委しくは不レ存候得共、御聞被レ成度候へば、可ニ致出頭一との趣、郵便を以て申遣候處、十年一月三日參り呉候樣申來り罷越候處、前書の始末如何と被ニ相尋一候に付、成程一時は壯士輩競ひ立候得共、十一月下旬方より靜定の向にて、自分出立の砌は穩に候。若し路頭の説にて、政府處分に誤る事有レ之候而者、實に爲ニ國家一不ニ容易一

次第に有レ之候旨申演候處、此末は如何成り立つべきや、如何が處分然るべきやと被レ申候に付、之は私共の見に及ぶ間敷相答候處、先づ鹿兒島私學校は、一體政府の爲めに一大厘物の如し。仍而我輩の工風には、盛大なる學校を設立し、少年輩をして學問の方向を定めしめ、同校人數を離間し、諸郷にも同樣着手いたし、漸次厘物を小くするに如ずと承り候事。

一、同二十九日、可レ參申來候に付罷越候處、三十一日の飛脚船より出立候樣、尤鹿兒島の人氣は、起さめ仕易き國柄故、兎角二三月頃が懸念に被レ思、且陸軍省より彈藥取寄候手都合も有レ之、通例の事なら、郵便又は電信より被二申越一度、而して動搖甚敷時分は、乍二御苦勞一直に驅付け呉れ度、其節は郵便は止り、電信は切るゝに違ひはなし、其上陸軍等の用意は、成程非常に備ると云ふものゝ、確たる報ならでは人民の騷きにも相成る事故、其節は直に馳付け候樣、殊に警視廳よりも探索差出し有レ之候。皆必死の格護にて先き達て出立せり。暴發等の節は、自ら大小爲す所あるべしと懇々被二申演一候に付、其意は畢竟主任の人を斃すか、又は火藥庫へ火差入る等の事にて、隨分仕果すべくと波受け、左樣の事なら

ば承知仕候旨相對へ候處、金百圓報知の路費として被ニ差出ー候に付、受納いたし、而して此度發會の事は、誰も知らぬこと故、其段は深く可ニ差含ー、尤先達て差出候探索人名は是たり、爲ニ心得ーとて半切紙に書きたる人名を出されたり。一見するに、何等警部或は書生の片書と鄕名有レ之候、其書面は、警視廳より廻り來りたるものにて候事。

一、同年一月三十一日、東京出立、神戸より迎陽丸に乘組み歸縣候處、中原尚雄警視廳より内諭の次第發覺いたし、御捕縛相成候段承り、自分に於ても、前書承知いたし候件々、彼等右次第に付ては、今更ら着手の道無レ之、大書記官田畑常秋へ大略申出、深重の處は包藏いたし居候處、再び御喚出相成り、第一分署へ差廻され、猶御取調の末、前件形行申立候事。

右之通相違不ニ申上ー候。以上。

明治十年二月十三日　　野村　綱（拇印）

この口供により、私學校黨は「是れ實に、政府の陰謀に批支して、將燃の積薪に油を注げるもの」と云ひ、これに由つて、中原等の暗殺事件が、解決されたるものと思料して居るの

である。

私學校黨と、暗殺事件確認の根據

中原尙雄等の暗殺事件に對する糺問は、鹿兒島縣第四課長一等警部中島健彥監督の任に當つて、仁禮景通（二等警部）中山盛高（四等警部）河野通英（同上）古川源助（六等警部）宮內俊助（同上）等これを分擔して、その審理を進めたのであるが、中に就いて、中原に對する訊問は、中山、河野の二警部が、專らその衝に當つて居る。

また、監督中島は、樺山資綱を一部の審理に當らしめたのである。樺山は元と司法省に出仕して、司法大丞となつたが、征韓論の破裂後、隆盛が掛官歸國するに及び、その進退を共にし、東京に滯まつて居たのであるが、最近歸國して、特に依囑されたのである。

私學校黨は、野村綱の口供を以て、動かぬ證據を得たりと爲し、さらに、中原より押收したるところの手帳に記載せる、五項目の事實に依つて一切の疑問が解決されたるものとし、左の如くこれを主張してゐる。

中原一味の口供は、私學校徒の任意改竄を加へ、强ひて拇印を徵せしもの、敢えて信ずるに足らずと爲すものありと雖ども、初め彼等の供述は、數回に亘りたるものにて、中原の手帳と共に、警察署より私學校本校に提出し、大將以下の一覽に供し、二月十一日、本校より縣廳に回送せる該草稿は、頗る次第不同にして、且つ冗長の嫌ひあるを以て、仁禮中山河野及び一等屬今藤宏等點閱し、多少枝葉の部分を斧削し、繁を去り要を存せしに過ぎず。文意の如きに至りては些箇の變更を加へざりしと云ふに觀るも、口供改竄の一事を以て、直ちに誣服と斷じ去るは當らざるなり。況んや野村の口供に至ては、徹頭徹尾、自から語り出づる所のもの、他人曾て其の一字一句を删動せざるに於いて、政府の陰謀愈々其實ありと謂ふも、誰れが能く之れを辯ぜんや。

玆に最後に於いて、是れ等の疑問を解決し、以て其の眞相を明かにせんと欲するものあり。則ち中原の手帳是れなり。川路大警視が中原に命じ、窃かに私學校黨を離間し、且つ大將以下の暗殺を計らしめたるは、中原の手帳と自白とにより、當時一人として、毫髮の疑ひを存する者あらざりしが、其手帳に至つては、唯一の證左にして、且つ問罪事件の原

因たるを以て、大將自ら之を保管せしも、長井村に於いて、一切の重要書類と共に、之を燒棄したるは頗る遺憾なりしと雖ども、幸にして、永山彌一郎之れを謄寫したる自筆の遺記あり、則ち川路の言を中原が手錄したるもの、當時私學校黨の周ねく見聞したる所のもの是なり。今左に之れを抄出すべし。

中原の手帳

一、官職有レ之者は、皆銘々其職に斃れて止むべし。

一、官職は素より勅命也、勅命を奉じて賊を攘ふ。何をか疑はん。

一、勅を奉じて死を致す、何の榮か之に過ぎん。

一、古より勅命を守て、賊名を請けたる者なし。

一、故に云、死を以て職を奉する者は、常に恐るゝ敵なきもの也。如何となれば、四方は賊野となり、大敵吾を圍むも、君命なる大義名分を戴き、死を以て之を貫かんことを目的とすればなり。

右中原の手帳に記載有レ之候（永山氏所藏）

是れ則永山が、御船に於て戰死したる後ち、遺物と共に、永山家に送致したる重要書類の中に現存するもの、中原自身と雖ども、豈能く之れを否認するの餘地あらんや。――薩南血涙史。

かくて、私學校黨は、中原等の暗殺事件を確認して、擧兵の名義と爲し、問罪の師を起すに至つたのである。

問罪の師

二月五日、私學校黨は、中原の口供を作り、尋いで、七日園田長輝外十三名と、西彦四郎外四名の口供とを作つて、これを隆盛に示し、罪を政府に問はんことを迫つたのである。隆盛思ふやう「勢ひの激するところ、これを制すべくもあらず、叛するも誅せられ、叛せざるも亦誅せらる。」と、遂に意を決して、大擧東上するに至つたのである。

隆盛、大山綱良を私學校に招いて、嘸然としてこれに告げていふには「余が嚮に當地に在つたならば、必ず校徒を戒飭して、變を未發に防ぐことが出來たであらうに、事こゝに至つ

ては、時機を失して回復の途なく、また刺客一輩の事は、もと余の一身に關することで、今自らこれを糺さんとするのは、いさゝか穩當を缺くの嫌ひはあるが、勢ひの驅るところ、已むなく將さに東上して親しく大久保に面質したいと思ふ。」

大山いはく、衆徒を率ゐて東上されるのは、事態頗る穩當でなく、公の威望を以てするも、道路或は遮斷の厄に遭はないとも限らぬ、余が深く氣遣つて居るところである。隆盛。余は陸軍大將として、たとひ全國の兵を率ゐるとも、固より自由の權に屬し、また陛下の許し給ふところである。幸ひに省慮あれ。大山いはく、しからば則ち可なるも、凡そ事はその輕きに失せんよりは、むしろ大事をとるに若かず、政府及び沿道の縣衙衛戍に通知して、豫しめ天下の誤解を避くべきである。隆盛。洵に貴官の言はれる通りである。這樣の一件文書は、總べて貴官の處置に一任する。

かくて、縣令大山は辭去し、二月十二日付、陸軍大將西鄕隆盛外二名の連署を以て、左の屆書を認め、これを縣令大山綱良に提出の形式を取つたのである。

拙者共事、先般御暇の上、非役にして歸縣致し居候處、今般政府へ尋問の筋有レ之、不日

に當地發程候間、爲ニ御含ニ此段屆出候。尤舊兵隊之者共隨行、多數出立致候間、人民動搖不レ致樣、一層御保護及ニ御依賴ニ候也。

明治十年二月十二日

陸軍大將　西　鄕　隆　盛

陸軍少將　桐　野　利　秋

陸軍少將　篠　原　國　幹

縣令　大　山　綱　良　殿

大山はこれを受理し、一等屬今藤宏（鹿兒島縣第一課長）に命じて、縣廳より政府に對する稟報、各縣廳各鎭臺に致すべき通牒を起草せしめ、また管下人民に普告せん爲め、中原の口供を印刷して、布達に添え各所に掲示せしめた。布達にいはく。

今般陸軍大將西鄕隆盛外二名、政府へ尋問の筋有レ之、舊兵隊等隨行不日に上京の段屆出候に付、朝廷へ屆の上、更に別紙の通、各府縣並に各鎭臺へ通知に及び候。就ては、此節に際し、人民保護上一層注意着手に及び候條、篤く其意を了知し、益々安堵可レ致、此旨布達候事。

但兇徒中原尚雄の口供相添候。

明治十年二月十二日　　鹿児島縣令　大山綱良

また十四日、專使を以て政府を始め、名古屋鎮臺司令長官、愛知、和歌山、靜岡、三重各縣令、長崎、福岡、山口、廣島、岡山、高知及び愛媛の各縣廳、十五日熊本鎮臺等に送致せしめたのである。政府及び熊本鎮臺に關するものを左に掲げる。

西郷陸軍大將外二名上京に付御屆

今般、當縣官員へ上京申付け、御屆の事件、左に申上候。近日當縣より、舊警視廳へ奉職の警部中原尚雄、其外別紙人名之者共を、歸省等に託し、潜に歸縣の處、彼等竊かに國憲を犯さんとするの姦謀發覺したるに付、則ち御規則に基づき其筋へ申付、該人名捕縛の上、鞫問に及び候處、圖らずも、該犯の口供別紙の通に有レ之候。就ては、右事件陸軍大將西郷隆盛、陸軍少將桐野利秋、陸軍少將篠原國幹等が耳聞にも相觸たるか、右三名より、今般政府へ尋問之筋有レ之、不日に當地發程致候間、御含の爲め、此段屆出候。尤も舊兵隊之者共隨行、多數出立候間、人民動搖不レ致樣、一層御保護及ニ御依頼一候旨、

別紙之通書面を以て届出候に付、縣廳に於いて、書面の趣聞届候間、此段御届置候也。

追伸、本文の趣、最寄の各縣並に鎭臺へも及㆓通知㆒候、且又該犯の者、中原尚雄外發京の節、或は四ヶ月の俸給、或は八ヶ月分の俸給を受取たる段申出候、右は口供へ漏脱に付、此段申添候也。

明治十年二月十三日　　　　鹿兒島縣令　大山綱良

太政大臣　三條實美殿

別紙書面一通、陸軍大將西鄕隆盛より、其御臺へ依賴に付、送致候條、御落手可㆑給候也。

二月十五日　　　　鹿兒島縣令　大山綱良

熊本鎭臺御中

別紙

拙者儀、今般政府へ尋問の廉有㆑之、明後十七日、縣下發程陸軍少將桐野利秋、篠原國幹及び舊兵隊の者隨行致候間、其臺下通行の節は、兵隊整列指揮を可㆑被㆑受、此段及㆓御照會㆒候也。

明治十年二月十五日　　　　陸軍大将　西　郷　隆　盛

熊本鎮臺司令長官

この書は、現に第六師團に保存されてあるとのことであるが、書中「指揮を受けらるべし」との文句は、隆盛の本意でなく、十六日、これが取消しを申入れたのである。

先刻御引合相成候肥後鎮臺え掛合の一條、縣廳間違にて掛合いたし候儀を申分り、早々御取消可レ被ニ成下一候。彌御掛合相成候はゞ、何分爲ニ御知ニ可レ被レ下候。其邊又々間違候ては、先鋒の兵隊、如何の事變に及候哉も不レ被レ知候付、爲レ念又々申進候。以上。

二月十六日　　　　西　郷　吉　之　助

今　藤　宏　様

要　用　詞

なほ、同日、隆盛は、大山縣令へも、取消方を督促してゐる。

先刻、及ニ御報一置候熊本鎮臺えの掛合は、御差出相成候哉、爲レ念御尋申上候間、否爲ニ御知ニ被レ下度御頼申上候。以上。

二月十六日　　　　　　　　　　西郷吉之助

大山綱良様

隆盛が、熊本鎮臺えの掛合に就いて、いたく懸念し、いかに名分を正さんと努めたるかを見るべきである。

しかし、この掛合状は、すでに十五日專使に托して差立てられ、その間一日を經過して居るので、この取消状が縣廳において、いかに取扱はれたかは不明である。

かくて、薩軍は、二月十五、六、七の三日間にわたつて、陸路鹿兒島を出發し、歩武堂々、大擧東上したのである。

さて、少しく餘談にわたるが、隆盛が鹿兒島を出發するに臨み、洵に趣味深かい美談がある。この話は未亡人故岩山氏の直話として、或る確かなる筋から傳へられたるものである。隆盛が衆に推されて、家門を出發したる當時の有樣が、もつとも如實に物語られてゐるのである。左記はその談話の大要である。

主人は、いつも六疊の書院の間に居られました。その書院の前には、中庭がありました

が、主人は、その室を居間兼應接間として居られました。お客があれば、この室にお通して、應接されたのであります。

彈藥事件が起りまして、主人が小根占地方から歸つて參りますと、絶えず、桐野さんや、篠原さん方がお見えになりまして、おん二方から、こうなつた上は、軍勢を率ゐて立たなければならないとて、頻りに主人に勸告されましたが、主人は頑として、大義名分を說いて、これに應じなかつたのであります。

ところが、或日のこと、主人が沈思默考中、その中庭のところに無數の蛇が列を爲して通りましたので、これを見て、主人は私を呼んで申されますには「あれを見よ、モー致し方が無い」と申されました。

そして、主人は桐野さんを呼んで「モー決心した」と申しわたされました。こうして、いよ〳〵主人の腹が極まつたのであります。

それで、主人が熊本に立ちますときに、自宅を出られましたのは、夜分でございましたが、自宅から武裝して立ちましたのではありません。

その時、學校黨の方々が、大勢お見えになつて居りましたが、段々時刻も立ちますので、主人は「モー遲くなる」と申されまして、玄關の椽に腰を掛けて、學校黨の方々に申されますには「お前達が、わしを、つれ出すのぢやから、」と靜かに構へて、靴を履かせ帽子を冠せ」と申され、全く一身を學校黨の方々にお任せして、悠々と出立されましたのでありますと云々。未亡人故岩山氏直話。

私學校黨の暴發と征討令の發布

是より先きに、政府は、海軍大輔川村純義、内務少輔林友幸等を鹿兒島に遣はして、現狀を視察せしめたのであるが、私學校黨の情勢いよ〳〵緊迫して、西鄕と川村等との會見も全く不調と爲り、學校黨の暴發は、もはや既定の事實と爲つたのである。

しかし、政府は今において直ちに征討令を發することは、玉石倶に焚くの虞れがあり、時期尙ほ早きに失するので、先づ勅使の下向を請ふて、大義名分を說き、その方向を誤る者を少なくしなければならないとて、内務卿大久保は參朝して岩倉と謀り、西上することに決定し

たのである。

かくて大久保は、十三日東京を出發し、横濱より海路西上して、十六日神戸に着し、伊藤博文川村純義の二人に面會して、川村より鹿兒島縣下の實情を聽取し、同日京都に上つたのである。

これより先き、十三日、伊藤は神戸から大久保に左の電報を發して照會するところがあつたのである。

鹿兒島の状況は川村の電報でよくわかつた。車駕還幸の延期と、鹿兒島征討の發令とは、二つながら重事である。明十四日大阪に行幸あらせらるゝにより、この二つの事を議定して、上裁を仰がんと思ふ。且つ又島津從二位（久光）西鄕大將の暴動は、未だ分明ならざるも、暴徒に黨せざるものと見做す。特に二人に對して暴徒を鎭撫すべしと命ぜられてはいかゞ。

この時、大久保はすでに出發後で、岩倉より左の答電があつた。

車駕還幸は、その期日を延べて蹕を京都若しくは大阪に駐め、號令一途に出で、前進の

勢ひを張らんことを要す。征討令を發するは極めて重事である。薩隅日の三國を、一彈丸の下に潰裂せしむることは、玉石俱に焚くの虞れがある。大久保參議本日出發西上す。着の上、然るべく謀議ありたし。

又柳原議官（前光）は内務卿と同船、西上を命じたり。議官の西上は或は勅使を命ぜらるることもあらんかと慮つての取計ひである。余の意を諒承されたし。

かくて、車駕還幸の延期と、鹿兒島征討の發令とは、大久保の到着を待ちて決定さるゝこととゝ爲つたのであるが、十六日到着して直ちに三條に謁し、玉石俱に焚くの不可なることを說いたので、十七日、有栖川熾仁親王を勅使に任じ、柳原前光、河野敏鎌に隨行を命ぜらるることゝ爲たのである。

勅旨は、玉石俱に焚くを遺憾に思召され、島津久光、西鄕隆盛の二人に命じて鎭撫に從事せしめるやうにといふことであつた。そして騎兵一中隊、步兵四個大隊を勅使に隨從せしめ、野津鎭雄三好重臣の兩少將を司令官とし、又海上護衞の爲め軍艦一隻を從へ、久光、西鄕の奉答次第に依つて、勅使の進退を決し、直に隨從の兵隊を以て、臨機の處置を爲さしむるこ

とに決定して居つたのである。

かくして、大久保ははじめより隆盛の心境を深く信じて居つたので、その西上するや、自ら鹿兒島に赴いて、久光公と西郷とに說き暴徒の鎭撫に當らんことを請ふところがあつたのである。しかるに、政府の事情はこれを許さゞるのみならず、また聖上も御許容あらせられず、大久保の意圖は終に實現するに至らなかつたのである。

かくの如く、朝議は勅使派遣のことに決定して居たのであるが、また〳〵十八日に至つて、薩軍の先鋒熊本管內水俣佐敷に進入し、隆盛もまた薩軍に推されて、出陣したりとの確報到着したので、政府は遂に勅使差遣の議を中止したのである。そして、私學校黨學兵の名義は、川路大警視が大久保內務卿の內命を受けて、部下の警察官を遣はし、名を歸省に假りて、西鄕を暗殺せしめんとしたる陰謀發覺せりとて、問罪の師を起すに至つたものであることが明かとなり、大久保はこの意外なる出來事に深く慨歎したのである。

また、同日、熊本鎭臺司令長官の電報に依つて、二十日若くは二十一日に、兩軍前線の衝突を豫想せられ、形勢切迫せる事情が明白となつたので、十九日、遂に征討令を發布される

に至つたのである。

鹿児島縣暴徒、擅ニ兵器ヲ携ヘ、熊本縣下ヘ亂入、國憲ヲ不レ憚、叛跡顯然ニ付、征討被ニ仰出一候條、此旨布告候事。

明治十年二月十九日

太政大臣　三　條　實　美

同日、有栖川宮熾仁親王を征討總督に任ぜられ、左の委任狀を賜はつた。

二品親王　有　栖　川　熾　仁

朕卿ヲ以テ、鹿児島逆徒征討總督ニ任ジ、陸海一切ノ軍事並將官以下黜陟賞罰專テ以テ卿ニ委ス、卿宜勉從事速ニ平定ノ功ヲ奏セヨ。

明治十年二月十九日

奉勅太政大臣　三　條　實　美

また、この日陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義を征討參軍に任じ、左の勅旨を給はつた。

各通　陸軍中將　山縣有朋
海軍中將　川村純義

二品親王有栖川熾仁ヲ以テ、鹿兒島逆徒征討總督ニ任ジ、委スルニ陸海一切ノ軍事並將官以下黜陟賞罰ノ事ヲ以テス、汝（有朋、純義）ニ參軍ヲ命ズ、其能ク帷幕ノ機謀ニ參シ、總督ヲ輔翼シ、速ニ成功ヲ奏セヨ。

明治十年二月十九日

奉勅　太政大臣　三條實美

かくて、總督府を大阪に置き諸軍を總統せられ、二十五日にいたりて、西鄕、桐野、篠原の官位を褫奪し、これを鹿兒島縣に達し、また征討の趣旨を全國各府縣に諭告された。

今般、鹿兒島縣下逆徒征討被ニ仰出一候御趣意ハ、本年一月三十一日夜、陸海軍省所屬鹿兒島縣下ノ彈藥庫へ、逆徒多人數不意ニ押入、貯蓄ノ小銃彈藥多數奪取、猶又二月二日三日ノ兩夜同所亂入、監護ノ官吏ヲ暴辱シ、銃器彈藥ヲ始メ、倉庫ニアル所ノ物品悉皆掠奪致シ、且海軍省所轄、同所造船所ヲモ奪取、標札ヲ揭ケ改メ、其上同月八日、郵便船太平丸

琉球ヨリ歸艦、鹿兒島港へ碇泊候ヲ差押へ、乘組官員ヲ抑留致候ノミナラズ、多衆嘯聚、
兵器ヲ弄シ、各所ニ徘徊スル等、不㆓容易㆒形情ニ相聞へ候ニ付、現狀取糺之爲メ、川村
海軍大輔、林內務少輔ヲ高雄丸ニ爲㆓乘組㆒、鹿兒島表へ被㆓差遣㆒、兩人着港ノ上、縣官へ使
トシテ屬官二員上陸セシメ候處、逆徒等忽チ右二員ヲ抑留シ、剩へ銃器ヲ携へ、小船數艘
ニテ、該船へ迫リ來リ、直ニ小銃ニ裝彈該船へ可㆓打掛㆒形狀ニ付、一旦其場ヲ出艦、近
傍海岸へ投錨シ、大山縣令へ面會ノ上、事情取糺候處、逆徒等前文彈藥掠奪暴擧ノ後、假
ニ當時歸縣致シ居候警察官吏數名ヲ捕縛、糺問ノ口供ヲ要シ、妄說ヲ以テ悖亂ノ名ヲ飾
リ、人心ヲ煽動シ、兇徒ヲ嘯聚スル等、不軌ノ形跡判然タルヲ認メ、兩人直ニ歸京上奏
ニ及ヒ候ニ付、猶取糺シノ上、至當ノ御處分ニ可㆑被㆑及叡慮ニ候處、遂ニ去ル十八日、
西鄕隆盛、桐野利秋、篠原國幹等、政府へ尋問ヲ名トシ、逆徒ヲ引率シ、兵器ヲ携帶セ
シメ、熊本縣下へ亂入候段、國憲ヲ蔑如シ、治安ヲ妨害スルノ擧動、彌叛跡顯然ニ付、
深ク御震怒被㆑爲㆑立、邦典ヲ奉行シ、逆徒征討被㆓仰出㆒候次第ニ候條、厚ク御趣意ヲ
奉體シ、此際訛言流說ニ疑惑不㆑致樣、管下人民へ懇諭シ、取締方一層注意可㆑致、此旨

更ニ相達候事。

明治十年二月二十五日

太政大臣　三　條　實　美

勅使鹿兒島に下向す

はじめ政府は、島津久光忠義父子、西郷隆盛に勅使派遣の議を決したのであるが、二月十八日、隆盛出動したとの確報達するに及び、十九日、征討令を發布せられ、二月二十六日改めて勅使を差遣せらるゝことゝ爲り、元老院議官兼太政官出仕柳原前光を勅使に任じ、勅諭を島津久光父子に賜ひ、三月一日、勅使は、參議兼陸軍中將黑田清隆、海軍少將伊東祐麿を隨へ、海陸軍及び警視隊を率ゐて神戸を出帆し、八日鹿兒島に到着したのである。

勅使への委任事項は、左の如きものである。

一、征討布告發布之事。

一、西郷隆盛、桐野利秋、篠原國幹、官位褫奪、辭令傳達之事。

一、彈藥製造所、造船所處置之事。
一、中原尙雄等及び其他該事件に關係之者受取護送之事。
一、外國人引揚之事。
一、大山縣令御用召之事。
一、便宜縣廳へ諸事指令之事。
一、護衛陸海軍及び巡査へ打合、臨機處分之事。

かくて、柳原勅使は、三月一日神戸を解纜し、長崎を經て八日鹿兒島に到着したのであるが、この夜、忠義公は、勅使の船に參候して勅書を拜した、時に久光公は病床にあつて、四男珍彥公子を代つて伺候せしめたので、勅使は十日久光に面して、勅書を親授せんことを告げたのであつた。

十日午前九時、護衛兵と警視隊とが先づ上陸し、尋いで、勅使は黑田參議等を隨へて上陸あり、直に磯島津邸に臨み、久光に勅書を授けられた。續いで、鹿兒島征討の布告を發し、西郷、桐野、篠原の官位褫奪の辭令を傳達したる後、大山縣令に命じ、中原尙雄等をはじめ、

西本願寺僧侶大洲鐵然等、その他事件に關係あるもの、五十餘名を出獄せしめ、また縣令大山綱良は、御用召の趣を達せられたのである。

しかるに、大山は、かねて心に決するところがあつたのである。或る別懇の一友人が、彼を訪ねて「勅使一行の捕虜となつて、屈辱を蒙らんよりは、むしろ戰地に赴き、西鄕と進退を共にせずや」と苦諫したるところ、大山は「厚志謝するに言葉もない、果して辱を受くるであらう、しかし、余は深く心に決するところがある。」と、從容として意に介せざるもの〻如く、彼は自己の運命の赴くところを達観して居たのである。

なほ、縣令大山に就いて一挿話がある、彼は勅使に隨行して、乘艦の途中、親戚兒玉氏の室に進ひしに、兒玉氏より「この節は、あなたも御上京なさいますか」と問はれて、彼は微笑を浮べながら「はい、長崎に斬られに往きます」と答へたので、兒玉氏は返へす言葉もなく、無言のま〻別れたといふことである。

薩南史談界の老大家猪谷宗五郎翁は、鹿兒島縣大書記官田畑常秋の親戚に當る上村直氏から聞いたことであるとて、著者に、次の如く語られたことがある。

勅使來麑當時の事、ある晩上村さんが、田畑さんの處を訪ねられると、田畑さんから後刻大山（縣令）さんも見えるはずである、ゆつくりと、話をしてゆくやうにとのことで、話込んで居ると、丁度そこに大山さんが下僕に酒樽を持たして、やつて來られたのである。その時、大山さんは懷中から書類（田畑さんは、かねて辭表が出してあつた、この書類はその辭表であろう）を取り出されて、今になつてこんな事をといつて、その書類を田畑さんに返へされた。

大山さんは、至つて無口の人であつたが、非常な酒豪であつた、田畑さんも、大山さんに引けを取らぬ酒豪で、この兩雄は、その晩徹宵痛飲された。

以上は、その話の大要であるが、察するに、三月十日大山縣令御用召の前夜の事であらうと思はれる。

大山縣令の勅使隨行後は、田畑大書記官が縣廳の中心と爲つて、跡始末に當つて居たのであるが、その後、岩村縣令（通俊）赴任の報があり、田畑は心安んせず、官薩兩軍の間に立ちて、苦心經營するところあつたが、大勢また如何ともするの術なく、四月下旬遂に一死以

て、その身を潔くするに至つたのである。

勅使の入麑を薩軍本營に急報す

三月八日、柳原勅使が海陸軍及び警視隊を率ゐて鹿兒島に來着するや、大山縣令は直ちに急使を走せて、熊本薩軍本營にこれを通報したのである、左の書は隆盛が十二日付を以て、大山縣令に返へしたものである。

迫田隆義外一名、御遣被レ下來翰の次第承知仕候。下拙、事柄分案候得共、敵方策も盡果候て、調和の論に落候か、畢竟敵方に於て、熊本籠城に相成候ては、各縣蜂起可レ致に付、全力を熊本に相盡、猶是事破候はゞ、もう無ニ致方一それ切とて策不ニ相立一候儀、慥に聞得候に付、卽彼の策中に陷り、此籠城を餌に致、四方の寄手を打破候得は、此處にて勝敗相決可レ申、地の形と云、人氣と云、其所を得候に付、我兵を一向此處に力を盡候處、旣に戰も峠を切り通し、六七分の所に討付申候。今哉孟賁あり共、再職勢を守返すの期有レ之間敷、餘程敵の兵氣も挫け候に付、少し此地に息を休め、油斷爲レ致候て、又

一策廻し候目策に相違無二御座一候間、決して狸にだまされざる義肝要の事に御座候。征討總督の令出候間差上置候。全く暗殺は打消し候趣、合戰を幸と申候旨に相見へ、可レ悪の巧に御座候。然上は、何分曲直分明ならざれば、鎭撫もへちまも無レ之、斷然條理に不二相戻一候處、御盡力可レ被二成下一候。最初より我等に於ては、勝敗を以て論じ候譯にては無レ之、元々一つ條理に斃れ候見込の事に付、能々其邊は御汲取可二被下一候樣、偏に企望致候也。

三月十二日　　西郷吉之助

大山綱良樣

追啓　別紙當縣之兵隊協同隊より探偵差出候處、探得候形行申出候に付差上申候。大概四方の模樣も同樣に御座候。久留米、柳川肥前邊よりは、追々報知有レ之候。

この書によれば、隆盛が、はじめより勝敗を眼中に置かず、元々一つ條理に斃れる見込を以て、いかに名分を明かにせんとしたかゞわかる。

また、柳原勅使が京都着後、岩倉に宛てゝ鹿兒島の状況を報告したる書中に、次の如き一

節がある。

西郷の謀反する從來の素志に非ず。征韓論不ㇾ行、退職後は、外患ある時之外、不ㇾ動を期し他念なし。然れども、政府の處置に不滿足あるは勿論候。昨冬長州・肥後の亂起るを見て、想らく、天下從ㇾ是瓦解、政府之力不ㇾ能ㇾ制、然らは宣武力を張り、割據自防すべしと。以ㇾ是大に士氣を鼓舞し、兵備を整ふ。士族等は常に暴發せんとするも、西郷從來鎭定せし故、其機を不ㇾ得、一旦其絆を解しより、即其勢滔々として不ㇾ可ㇾ防。然れども、長肥鎭定せし故、西郷亦士族を鎭定せんとすれども不ㇾ服、西郷去て溫泉に行く、此際赤龍丸來り彈藥を運搬す。兵士等思へらく、是れ討薩の前兆なりと。即先んずるに如かずと。遂に之を奪ふ。此際警部は探偵に來ると信じ、即捕縛拷訊し、口供を作る。又加ふるに野村の自謝あり。即壯士等西郷に迫り、西郷亦想らく、此時に當り、反するも誅せらる。反せざるも誅せざる。如かず大擧して先發せんと、遂に決意東上す。是れ西郷の暴動する所以なりと。

前記隆盛が大山綱良に返へしたる書と、本文とを對照すれば、暗殺事件に對する隆盛の心

境を垣ひ知ることが出來るであらう。

大山縣令の御用召と中原等關係者の出獄

三月十日、勅使は、島津久光に勅書を傳達したる後、縣令大山綱良に命じて、中原尙雄、野村綱等二十一名と、西本願寺僧侶大洲鐵然以下八名、その他の同囚者を獄中より出さしめ、これを護送することゝなし、また大山綱良に隨行を命じ、十二日長崎に向つて出帆したのである。

中原等の同囚者は殆んど三十五六日の間、鐵窓の下に呻吟して、幾度か死生の境に出入したのであるが、今こゝに、優渥なる天恩に浴して、九死に一生を得て、再び天日を仰ぐことが出來たのである。左の記事に依つて一同歡喜の狀思ひ見るべきである。

時ハ三月九日（實は三月八日である）夜、軍艦運送船十一隻、舳艫相啣ミ、鹿兒島灣ニ入リ、卽夜直チニ警視隊一大隊、歩兵一大隊ヲ以テ縣廳ヲ圍ミ、其不虞ヲ戒ム。翌十日詰朝、縣廳門前大道ノ左右兩側ニ整列スルモノ、一ハ則チ歩兵隊ニシテ一ハ則チ警視隊ナリ。各、付

ケ劍一ノ敬禮ヲ執ル。當時監內獄舍ノ中ニ在リ、慷慨悲歌、鐵窓ノ下、夜ナ夜ナ、月ニ吟スルノ予等ハ、夜來ノ光景固ヨリ之ヲ知ルニ由ナク、迎ヘラレテ牢舍ヲ出デ、一歩ハ一歩ヨリ驚キ、迎フルモノ亦垢面蓬髮鬚顏ヲ沒セルノ予等ニ接シ、感慨措ク能ハズ。知ルト知ラザルト左右兩側悉ク淚ヲ垂ル。

遣中會々松山清心氏（別名新吾警視廳權中警部、縣下根占鄕の人）アリ、氏ハ先キニ予等ト共ニ京ヲ出テ薩摩ニ歸レルモノ、當時僅カニ身ヲ脫シテ賊手ヲ免カレ、歸京シテ、茲ニ中隊長ヲ以テ勅使ニ從ヘルノ人ナリ。感慨世ノ常ナラズ。嗚咽歔欷遂ニ滂沱トシテ、語ル能ハザルモノアリシモ亦其處ナリ。

予等ハ、夫レヨリ直ニ海岸ニ出デ、汽船（神奈川丸）ニ乘ズ、官軍歡待慰籍至ラザル所ナク、既ニシテ纜ヲ解キ、港ヲ出デ船神戸ニ着ス。（この邊非常に略筆してあるが實は、十日乘船、十二日鹿兒島を出帆して、十三日長崎に着し、十六日同港出帆、十八日神戸に着して居る）初メ、鹿兒島縣令大山綱良、亦送ラレテ船中ニ在リ、此ニ至リ、森岡兵庫縣令、令旨ヲ以テ其官位剝奪ヲ傳達シ、縛ニ就カシメ、船中牛馬ヲ容ルヽノ處ニ繫ガル。（下略）——伊丹親恒手記。

中原等の同志者は、同囚者の間に、捺印組といはれたものだそうであるが、是等の捺印組の外、本願寺僧侶大洲鐵然等をはじめ、自餘の同囚者は、大阪において、一同解放されたが、捺印組のみは、同月二十日神戸を出帆して東京に護送されたのである。

話は再びもとに戻つて、中原等その他關係者の運命に關し、川上親晴翁の遭難記實に次の如く記されて居る。

後聞ニ依レバ、邊見十郎太、今藤爲(宏)ト共ニ、西郷氏ノ認諾ヲ得テ、予等五十餘人ヲ斬首センガ爲メ、縣廳ニ歸リタルニ、既ニ柳原侍從勅命ヲ奉ジ、陸海ノ大軍ニ擁セラレテ、着麑セシ後ナリシヲ以テ、遂ニ下手ノ機會ヲ得セシメザリシハ實ニ天祐ト云フ可シ。

と、眞に危機一髪の間に在つたのである。

また、森岡兵庫縣令(名は昌純後男爵と爲る)は、その昔、文久二年四月二十三日、當年の大山格之助、奈良原喜八郎等と共に、藩主久光公の命を受けて、尊王討幕論の急先鋒たる、有馬新七、柴山愛次郎等を伏見寺田屋に斬り、寺田屋騷動における八勇士として知られた人であるが、今や、鹿兒島縣令としての大山綱良は、その舊昔の同志、森岡兵庫縣令に依つて、

縛に就くに至つたのである。眞に奇しき因縁といはねばならない。

內務卿出獄解放者の窮狀を救ふ

柳原勅使の下向に依つて出獄したるところの、中原等のいはゆる拇印組の外、西本願寺の僧侶大洲鐵然等をはじめ、二十餘名の同厄者は大阪において、一同放免されたのである。しかし、是等の一同は、月餘にわたる獄中生活から、急遽解放されたので、一錢の持合せとてもなく、非常に困却して居たのである。

內務卿大久保は、一同の窮狀を耳にし、應急金を贈つてこれを救助したる事實がある。五月十九日、妹婿石原近義（當時警視廳權少警視）に與へたる手紙の中に左の一節がある。

此內、中原以下一列之內、大阪にて二十餘名解放相成候もの、一錢の路費等も無レ之、進退困難之由承り候付、貳百圓丈相送り相救ひ置候。仍て旅中旁差支候得共、此節之事は、小子に於て、傍觀被レ致候儀に無レ之候間、假令居宅等賣却候而も、是非相救ひ候覺悟にて候間、必ず氣遣被レ下間敷候。跡形もなき事を以て、暴發の名を假る爲、暗殺とか何と

か、小子を以卑劣之名を負はしめ、遺憾千萬に候得共、世上に言聞きするにも不ゝ及、自ら後日明々白々たる事に付、決而頓着不ゝ致候。是亦御安心可ゝ被ゝ下候。（下略）

當時、内務卿大久保は關西出張中であつて、東京における自宅の事は、石原氏に一切の世話を依賴してあつたものと思はれる。

この書に依て、暗殺事件に對する大久保の眞意が、數百萬言を費したる辯明書にまさること萬々、もつとも簡潔にして、しかも的確に立證されて居るのである。

中原の口供と谷口の始末書及びその供述との關係、相良長安抹殺論

私學校黨は、中原尙雄等の口供を、擧兵の名義に利用したるものであるといはれて居るが、その口供中における暗殺問題に就いて詮議して見ると、先きに谷口登太が中原より聽き取りたる始末として、學校黨の幹部に報告したることから、中原等の口供は、その始末書に由つて作成されたるものであつて、その口供中「陸軍大將西鄕隆盛を川路利良が命を受け容易な

らざる儀を差挾み、且つ人心を離間するの始末取企候次第、今更何共奉₌恐入₋候事」とあるのが、いはゆる西郷隆盛暗殺事件の基礎的條件を構成してゐるのである。

これを以て、私學校黨は、政府に訊問の筋ありとして、兵を擧ぐるに至つたのであるが、谷口の九州臨時裁判所において、供述したるところによれば、暗殺云々の事は、中原より承はつたことがないと申立を爲し、中原の口供は、私學校黨において取拵へたるものであると想像する旨申述べて居る。

それに就いて、もつとも疑はれるのは、谷口の供述書にある、相良長安なるものゝの身上である。相良は鹿兒島福昌寺門前に居住して居る者で、谷口とはかねて知合である。明治十年一月二十六日、相良は、谷口登太を訪ひて、中原より機密を探るべく依頼したので、谷口はこれを諾し、同月三十日午後一時頃、中原をその鄕里に訪ねたのである。

ところで學校黨側の記錄によれば谷口が中原を訪問するに當り、幹部は兒玉軍治と谷口とに內命を授けて、奔走せしめて居るのであつて、谷口の供述との間に矛盾を生じて居る、そして、谷口は九州臨時裁判所の申立において、相良長安なる者を拉し來つてゐるが、これ

は勿論、谷口が幹部に對する善意の辯護であらうと思はれる。

しかしそれにしても、相良長安とは一體何ものであらう。虚無の人物か、實在の人物か、ともあれ、谷口は中原を訪ねて、巧に彼を籠絡して、漸次探偵の歩を進め、往復訪問數回にわたつて、その目的を遂げたのであつた。

その際谷口は「中原尚雄より暗殺の始末承候次第は左の通御座候」と、幹部に、會見始末を報告してゐるが、その報告文は、何人の手によつて作成されたものであるか明かでない。谷口は一個の野人であつて、もとより文筆に嫻はず、頑强の質、精悍の氣、直情徑行、俗にかみなり爺と云はれるほどの變り者であつたといふことである。

かくして、彼は幹部の眼識にかなつて、この一役を買はされたのであらう。彼は中原との會見始末が、戰亂暴發の動因と爲つて、擧兵の名義を與へるやうな一大事件を惹起するとは、夢想だもしなかつたであらう。そして、彼は九州臨時裁判所の審問に依り、自己の名義に因つて報告されたる中原との會見始末書に、「中原尚雄等西郷隆盛を暗殺せんと企てたる云々、自分より私學校黨の者へ申出たるに由り、右を證據として取糺の上、中原等の口供成案相成

りたる趣」を聞かされたときに、彼はどんなに驚愕したことであらう。
この始末書は、實に重要なる報告文書である。この報告書は、相良長安に依つて作られたるものであるとの說もあるが、幹部の指命に依つて、奔走する程度の使者に、こうした重要文書が作成されやうはづもなく、殊に相良長安なるものは、身元調査の結果福昌寺の門前に實在して居なかつたことがわかつたのである。
福昌寺は、淨光明寺畔南洲神社の所在地から、東北方の山手に奥まりたるところの島津家の菩提寺で、曹洞宗の名刹ではあるが、かやうな邊鄙なる門前界隈に居住する者が、いはゆる城下における元微祿なる武士階級仲間であつたことはいふまでもなく、その環境に依つて武士の間に差別思想が、根深く漲つてゐた當時において、福昌寺門前に居住する田舍士族輩に、かゝる重要文書が、單獨料簡で作られたるものとは受取りがたく、相良長安に對する疑問は、ますく深まつて來たのである。
そこで昭和十年十一月、鹿兒島の友人に依囑して、相良長安の身元を取調べて見たのであるが、同月二十三日、左の回報に接したのである。

（前略）陳ば、御申越の相良長安の身元調の件は、二日間の調査をなしたるも、終に不明に終り候。二十日知友の紹介にて、池之上町新納時正氏（福昌寺前に、昔より住居、十年役當時十二三歳なりしも、父が當時戸長にて、税金徴集等の爲め、此方面に走り使などさせられた人）に付尋ねしも、長安なる人は居住せずとて知られず、また、相良熊と云ふ人は、共力舎下に居りしも、今日住所不明なり。山口新吉氏を訪ふて尋ねられなば判明致すべしとの事、依て昨二十二日は南洲神社に參り、社務の人々に、何か文献なきやと尋ねしに、西南紀傳上中下各二冊を見られよと示されしが、之れには各傳ありしも、相良の傳記なし、相良長良（五左衛門）あり。仍て玉里町に山口新吉氏（八十九歳の由、十年役に何の隊長かの由、南洲先生の首を袖に包みて隠した人の由）を訪ひ尋ねしに、夫は僧侶の名なり、坊さんならんとのみにて不承知たり。唯だ十年役の物語などして、不得要領にて退去致候、福昌寺は、明治四五年頃、廢佛の厄に遭ひ、今は唯だ寺の跡に人家あり。島津家祖先の墓あるのみ。（下略）

山口新吉翁の談によれば、相良長安は僧侶の名前である。しかし、何處の寺の僧侶ともわ

からず、新納時正翁の說、もつとも信憑すべく、相良長安とは、全く虛無の人物であることがわかつたのである。

そこで、私學校黨側の記錄によつて、當時の關係から見ると、幹部と兒玉軍治、谷口登太との間に田中市右衛門、重久武二の二人が斡旋し、田中が谷口に使したのである。

とにかく、この始末書が兒玉、谷口に依つて作成されたるものでないといことは、殆んど疑ふべき餘地がないのである。そして學校黨の多數は是等の事情を知るものなく、兒玉、谷口の二人が中原に接近して、何事か策するところあるを覺り、少壯輩が大に憤慨して、二人を斬らんとしたる事實に徵しても、この間の消息を窺ふことが出來やう。

かくて、中原等の同志者は白洲において、大警視川路の密旨を承けて、西鄕隆盛暗殺の陰謀を企てゝ居るものであるとて、拷問糺彈されたのであるが、固より身に覺えのないことであると、これに抗辯したので、終に口供に拇印を强要されたのである。

しかし、中原が醉餘谷口に對して、西鄕と耦刺云々のことを口走つたと云ことで、それが誤り傳へられて、暗殺事件の契機と爲つたものであると云はれて居る。次に詳しく述べたい。

中原醉餘の口禍暗殺事件の契機となる

中原が生前の關係筋から聞くところによれば、彼は非常に酒が好きで、朝からチビリ〳〵やるといつたやうな酒豪であつたといふことであるが、相手の谷口登太もまた、中原に劣らぬ酒客であつたやうである。

先に、谷口が中原を訪ねたときに、兩人は久方振りに對面したので、酒を酌んで徹宵獻酬をなし、大に胸襟を披いて話をするうち、談やうやく佳境に入り、私學校黨の近情に及んだのであるが、中原は酒氣に乘じて、左の怪氣焔を吐いたといふことである。

中原云ク、實ニ私學校黨ト云フモノハ、ツマラヌモノナリ。今日ニ至テハ、政府ニ於テ海陸軍ノ備モ嚴重ニ相成リタルニ付、假令私學校黨鹿兒島ヨリ熊本ニ押シ出ス共、鎭臺ヲ踏潰スルコトハ、容易ニ出來ルコトニアラズ、其中前ノ濱(鹿兒島港)ニ軍艦ノ二三艘モ來リ、川內邊ニ一二艘モ廻リ、海陸ヨリ打チ立ルトキハ、一氣ニ打チ破ラルヽハ必定ナリ。鄕々ノ者ハ、是迄鹿兒島ノ人ヨリ鄕ノ者トテ區長ヲ立テラレ、不平ヲ懷キナガラ、今日ニ

至リ、私學校黨ニ隨從スルハ、誠ニツマラヌ仕方ナリ。若シ學校黨事ヲ擧グルノ場合ニ至リ候共、鄕々ノ者ヲ私學校ヨリ引キ離スコトハ、自分ノ力ニテ隨分出來ル心得ナレトモ、鹿兒島ノ處ハ、始メヨリ西鄕ト共ニ致シ居ル故、甚ダ六ケ敷事ナリ。故ニ自分先ヅ西鄕ニ面會、議論致シ度相考ヘ居レドモ、若シ途中ニテ、私學校黨ノ仁才共ヨリ、ツマミ殺サレ共シテハ、馬鹿ラシキコトナリトテ留メルモノ有レ之ニ付、差控ヘ居ルナリ。併シ西鄕若シ事ヲ擧グル時機ニ至ラバ、立越シ議論ニ及ヒ、聞キ入レザル時ハ、刺シ違ヘルヨリ外ニ手ハナイ。此人ト共ニ斃ルレバ、吾身ニ於テ不足ハ無レ之ニ付、西鄕ノ方ニ行ク考ヘナリ。オ前ハ鹿兒島ニ道モ近キ故、何カ變リタルコトヲ聞込ミタラバ、早速知ラシテクレヨ」云々――谷口登太供述書。

中原は谷口を信じて、彼が私學校黨の廻しものであることに氣付かなかつたのである。そして中原の醉餘の口禍が、谷口の報告によつて、いはゆる西鄕隆盛暗殺事件なるものを、構成せらるゝに至つたのである。

私は中原氏と最も關係の深かつたところの元警視總監安立綱之翁に就いて、中原の人物觀

をうかゞつたことがある。翁の話は次の如きものであつた。

中原君と私は、公私ともに、特殊の關係があつて、非常に懇意にしてゐたものである。君は、明治七年の征臺役には、徴集隊四番小隊分隊長で私共の隊長であり、十二年、琉球の廢藩置縣の際には、警視廳から警備として派遣せられ、君は私共の部長であつた。君はなか／＼奇拔な人で、大の左黨であつた。少しお酒が廻はると、自分の思つてゐることを、スパ／＼無遠慮に云つてのけるといつた風の人物だつた。しかし、平生は極めて口數の少ない人で他と議論を上下して談論風發、自分の意見を貫徹するといふやうな辯者でもなかつた。

要するに君は口先きの人でなく、不言實行の人であり、細心周密な人ではなく、事物に拘泥せぬ無頓着な人であつた。一言にして云へば、剛毅朴訥にして磊落粗大、東洋流の豪傑ともいふべき肌合ひの人であつた。

と、これに依つて、中原その人の人物性格がよくわかるであらう。

なほ、中原等の同志者で、暗殺事件に連座したる故高崎親章の懐舊談がある。たゞに安立

翁の中原に對する人物觀を裏書するばかりでなく、暗殺事件に對して、裏面の眞相を明かにすることが出來やう。

繼て、引立てられたのが土地の警察署（市來警察署）、予は再び事の意外なのに喫驚せざるを得なかつた。斯くて署内の柱に縛り上げられたが、何樣力限り強く繩を掛けられたので、細目の繩は手首に深く喰ひ入つて、靡れた肉から血がポタリ〳〵と滴る。

翌日、八里の道をば屠所に向ふ羊のやうに、警察本部（鹿兒島）に牽かれて行つたが、さて出發の前、食事を許されて繩を解いて貰つた處、双腕は一面に紫色に腫上り、指の自由が利かぬ。併し、流石に氣丈は慥であつたと見え、胸中の鬱積は散じて、聊か空腹を感じて居たから、小使に賴んで握り飯にして貰ひ、其を口に押し込んで貰つて、漸くに腹を充した。

斯くて、八里の道を曳かれ曳かれて、警察本部に押送されたのであつたが、生憎と此日は非常に寒い日で、空を壓する凍雲が、劍のやうな風を送つて、身は爲に砭（いしばり）さるゝ許りであつた。其上警察本部へ着いてからの、亂暴な處置つたらない。丁度霙の降る庭に据置い

て、其儘終日を過さしめた。

其に引續いて拷問だ、打つ、蹴ろ、蹴ろ打つ。此位はまだしもの事、中には榑の棒で毆つた位、其慘酷、其峻烈、元より想像の外で、其苦みは迚も言葉で盡されなかつた。

さて、拷問の口實といふのは、彼の西鄕暗殺の事。卽ち我々が圖太くも、西鄕先生を暗殺せうと思つて、歸鄕したのであらうと言ふのだ。此慮外の糾問に、誰も辯解しない者はない。で極力之を非認すると、非認したといつて、打つ蹴ろ毆ろ。實に言語道斷の拷問にかけるのである。中にも中原の拷問は一番手酷しかつた。

其といふのも、中原を一味の主謀者と認めて居たからであつた。當時、中原は猛烈な拷問の爲に、二三度も卒倒した。すると彼等は水を噴いて蘇生せしめ、又も拷問を續けるのであつた。されば、中原は身體一面韓紅を浴び、指が一本〳〵裂け挫れて、丁度サヽラの樣になつてゐたさうだ。從つて足も立たねば手も利かず、便所に行つても始末に困るといつた樣な次第、アレデ能く生命を取留めたと、不思議に思ふ位であつた。

さて、此中原といふ男は、さして學問はなかつたが、膽勇剛毅、所謂眞の豪傑と稱すべき

人で、生命を何とも思はぬ性質であつた。從つて萬事一本調子の正意正道、曲つた事は極嫌ひといふ、大義名分を明かにする方の人であつた。

で、西郷の反逆にはテンデ不同意、就ては人に語つて「西郷は恩人である、自分に取つては大恩人である。併し、幾何恩人だと云つても、朝廷に弓を彎くといふのを默つて居られやうか。此は甚だ不可ぬ。實に良くない考へだ。自分は近日西郷に逢つて直諫する積りである。萬一西郷が自分の諫言を容れなければ、餘儀はない。刺し違へて死ぬ迄の事だ」

と、言つたさうだ。

處が、鹿兒島で刺し違へるといふ事は、人を殺して自分も死ぬといふ事に當るのである。殊に此中原は、其位の事は遣り兼ねまじき人であるから、斯うと聞知した西郷の身邊は、由々しき大事だと、格段の注意を以て警護された。

諫めを容れずば、西郷と刺違へると言つた中原の言葉は、私學校黨の肺腑を衝き、餘程強い感じを與へて、彼等を警倒せしめたらしい。從つて其反響も一方ではなく、詰まり西郷暗殺云々の蜚語は、此が根源となり、尾に鰭つけて流布されたものと思はれる。さりと

て、中原は決して他意があつて言つたので無い事は、茲に改めていふ迄もない。斯くて中原は巨魁と目指され、一番酷い目に合はされたのである。（下略）——明治十年遭難實歷談。

是に至つて、暗殺事件なるものは、中原個人が、醉餘口走りたる西鄉との耦刺問題が、契機と爲つたのである。

しかしながら、殘るところは、川路大警視が、中原等の同志者に暗殺の內命を傳へたかどうか。問題の鍵は、この一點にある。こゝにおいて、その訓諭草案を檢討する必要がある。

川路大警視訓諭草案に就いて

先きに明治九年十二月末、中原等が歸國するに當つて、川路大警視は訓諭大要を各自に携行せしめたのであるが、その本文ともいふべき訓諭草案は別にある。

これは、中原等の同志、樋脇盛苗の手錄中から得たるものである。樋脇は城下西田鄉の人で、大警視は同鄉の先輩である、殊にその秘書格故大山綱昌翁とは特殊の關係があつたの

で、大山翁から、この草案を入手したるものであらうと思はれる。中に謄寫の誤字や脱字も二三あるが、そのまゝ卷末附錄に收めてある。

故大山綱昌翁の談によれば、この草案は佐和少警視（名は正）の記稿に成つたものを、大警視自ら筆を執つて修正を加へたものである。全篇殆んど私學校黨の暴擧排擊論ともいふべきものであるが、中に次の如き一節がある。これが中原等に、暗殺の事を內命したるか否やに就いて、一波瀾を卷き起したるものであらうと思はれる。

東京六千餘員の警視を創立するは、吾長官（大久保內務卿）を始めとし、其の根元西鄕氏の意に出づるものなり。近來の風評、其虛實を審かにせずと雖ども、西鄕氏腕力を以て來り迫ると。是れ蓋し不平暴激の徒、氏の威名を假り、世を煽動するものにして、西鄕氏に於て、萬々斯の如き暴擧なかるべきは、堅く信ずる所なり。

然れば、今日氏の知遇を辱ふし、氏の信を得るものと雖ども、一朝大義を誤り、一己の私見を主張し、兵戈を以て迫るが如き、國憲を破るものあるときは、之を殺して以て恩を報ぜんことを期す。是れ氏が曾て教誨する所にして、則ち氏に背かざるものなれば、氏も亦

必ず之を滿足すべし、是れ世の開明に從て、人智自ら進み、大義名分を明にするを見るに足るべし。――訓諭草案の一節。

前文中「之を殺して云々」とあるは、前後の關係から、隆盛を暗殺すべしとの意味でないことは申すまでもあるまい。これは、隆盛が決して暴發することなかるべきを前提として立言したるものである。

之れを要するに、訓諭の主眼は、隆盛を暗殺するといふことでなく、私學校黨を離間して、これを潰滅に歸せしむることが、その目的であつたのである。

川路大警視は訓諭草案の冒頭において、私學校黨は、この與死力を以て奸臣を殪さんのみであると云つて居るが、その實は、積日の怨望私憤を逞しうせんとするものであると云ひ、若し眞に國を亂すの奸臣ありとせば、人民の義務たる匡濟の道を盡して、之れを退くる難きにあらざるべしと云つて居る。

最後に「政府の大臣を責むるものにして、人民の權利を奪ひ、公衆の幸福を害する等、顯確の證跡を持せず、又天下の公認に依るに非ざる時は、其一己の憤懣たるや明かなり。日本

人にして、日本國を愛するもの、報國の義務を盡して、此の亂民を驅逐せざるものあらんや」と結び、大警視川路利良が私學校黨の存在を以て、眞に國家の憂ひと爲し、いかにこれを潰滅せしめんと努めたるかを察すべきである。

中原等に對する正式裁判の決定

內務卿大久保利通は、徹頭徹尾、西鄕を信じて疑はなかつたけれども、終に私學校黨に推されて、兵を率ゐて熊本縣下に進入したとの確報があり、且つその擧兵の名義が中原等の口供を證據として問罪の師を起したるものであることが明白と爲つたので、大久保は中原等に對する公平至當の處分を仰いで、天下の疑惑を解かなければならないとの、固き決意を表明するに至つたのである。

三月二十日、中原等が、岡內權大檢事に護送されて、神戶を出發東上するに方り、同日、大久保內務卿が岩倉に照會したる書中に、左の一節がある。

大山綱良も官位剝奪、此節護送相成候。中原以下も同樣、旣に權大檢事岡內護送にて、今

晩發船仕候。中原以下之裁判は、頗る御大事與愚考仕候。臨時裁判所を被ㇾ開、公平至當之御處分有ㇾ之度希望仕候。下官一身上にも關係有ㇾ之御事故、別に喋々不仕ㇾ候。

ところが、當時大臣參議の意見は、中原等を裁判所に於て糺問することは、その當を得ないといふことであつたが、內務卿は、自分の身上に關係あることでもあり、暗殺事件を以て、私學校黨が擧兵の名義となして暴發したのであるから、中原以下を糺問して、その事實の眞相を世に發表すべきであると主張し、朝議遂に其議に決定されたのである。

また、中原等の方でも、出獄後の取扱に就いて、不平があつたのである。一同かたじけなき天恩に浴して、九死に一生を得たることは、歡喜に堪へないところであるが、なほ、自由を拘束されてゐるので、罪のない者に、いつまでも自由を與へないといふのは、怪しからぬといふことであつた。

しかし、それには、政府においても大なる事由があつたのである。當時、島津久光公をはじめ、鹿兒島縣民は、殆んど暗殺事件を疑ふものなく、當の隆盛も三月十二日大山縣令への返書中にあるやうに、「全く暗殺は打消し候趣、合戰を幸と申候旨に相見へ、惡むべきのたく

みに御座候」とある、すなはち、暗殺事件を、戰爭にまぎらして打消したのは、悪むべき仕業であるといふのである。

また、柳原勅使が京都着後、岩倉に贈りたる書面にも左の如く報告されてある。

久光は固より方向確然、雖レ然、中原尚雄及野村自訴一件には頗疑惑有レ之、勅使連れ歸の後、政府にて直に放免せん事を憂へ、其事を黒田參議及前光に告ぐ。兩人答て曰く「暗殺之事、決可レ無レ之、雖レ然、政府公平糺審し、決て直に放免して不レ顧の事なし」と。此事は久光而已ならず、全縣之問題にて、此御處分、公明正大に非ざれば、後日之物議難レ免、屹度御注意有レ之度候。

と、この報告に依つて、中原等は、一時暗殺未遂犯人として取扱はれたのである。

中原等の同志者の一人、前に掲げたる高崎親章の遭難實歷談によると、それ等の事情を詳かにして居る。

久々で壯快な春光に浴し、此警視隊の手に渡されて船に乘つた時は、誰しもホッと一息ついて、蘇生の思ひをせぬ者は無かつたらう。處で、茲に再び不本意の事が起つた。其は何

であるかといふに、かくても尙自由を拘束してゐることとである。我々の積では、今日漸くにして、幾閲月の苦楚も融けた靑天白日の身、此からは直に幽囚を解かれて、躍如戰地に向ふ積で居たが、事は豫想に反して、さう甘く行かなかつた。何故かといふに、假令寃罪であるとしても、我々一同は暗殺未遂といふ、天人共に許さゞる罪名を負ふてゐるので、直に解放されるといふ譯に行かぬのは最もな次第である。

切角の歡喜も、俗に所謂糠喜び、戰地に居ながら――遙に漠々たる戰雲を望みながら、怨恨つきぬ鹿兒島の地を後にして、東京に向つた時の口惜しさ、恨めしさ、且は身の儚さを、人知れず泣いた者もあつたらう。殊に政府の命令とあつて、猶且忌はしい罪人扱ひ、長崎へ寄港しても、上陸を許されぬ始末に、誰も赫とせぬ者は無かつた。況して氣を安んじた後の事とて、一層腹が立つて、腹が立つて、日がな一日政府の處置を難じて居た。

不平の内にも、海上穩かに大阪に着いた。時しも川路大警視は大阪に出張して居られたので、着早々大警視に面會を求めた所が、此處でも意外の取扱ひ、如何に切望しても、如何

に懇願しても面會を許されぬ。實際誰しも不平たら〳〵であつた。賴むは一人川路大警視のみと、一日千秋の思ひ、大阪に着くのを待つた效もなく、希望の萬分の一だも容れられぬのみか、大警視は、きつぱり面會を謝絶した。といふ理由は「自分（大警視）が指圖で、大久保氏の命令に由り、貴公達を刺客として、鹿兒島に送つた事になつて居るさうだから、此際面會すると、却つて世の疑惑を招いて宜しくない。何れ其內に面會の機があらう」といふのだ。

其處で一同は、「若しさうだとすると、大久保川路の兩氏が主犯で、我々は從犯に過ぎぬ。然るに此主犯たるべき兩氏を捨てゝ置いて、我々從犯者を拘禁するといふ法はない。而も拘禁の命令たるや、政府の當局者から發せられたといふではないか。されば主犯者たる當事者が、從犯者たる我々を拘束幽禁せよと、命令を下したといふことになる。何たる理不盡、何たる暴壓ぞ。我々は斷じてそんな得手勝手極まる命令に服しはしない。卽刻處置を付けて貰ひたい。

と、大に敦圉いで論じたが、「まあ少時忍耐して吳れ。近々、屹度曲直の判斷を付けるか

ら、其迄東京に居つて呉れ。國家の爲めに一身を抛つて盡竭せうといふ、貴公達の精神は能く分つてゐるから、何卒ならぬ堪忍をして少時東京に居つて呉れ。」と、懇々さとしては賴むやうにいはれるので、止むなく、又も罪もないのに、護送の幾夜を重ねて、不平だら／＼と東京まで押送された。

當時、東京に町用役といふ者があつた。一同は、着京後其扱になつてゐたが、今度は至極氣樂なもので、別に之といふ檢束を受けず、自由自在に横行活歩された。

敢て隴を得て蜀を望むのではないけれども、恁ういふ自由な身になつて見ると、誰も戰爭に往きたくなる。で八方運動しては、掻き口說き、說いては賴み、賴んでは又說いて、戰地にやつて貰はうと、極力運動して見たが、終に許されなかつた。

不平憂悶憤慨の内に、十年の役がおさまつた。其と同時に、我々も放置されたのであるが、併し譯なく、無意味に許されたのではなくて、一々公平なる判官の裁判を仰いで無罪の宣告を受け、玆に始めて靑天白日の身となつたのである。

卽ち戰爭が濟むと、やがて、臨時裁判所なるものが開かれて、裁判長は、名判官の聞え高

かりし、彼の玉乃世履氏、一々呼出して取調べられたが、元より覺のない寃罪とて、誰も激しく抗告するので、終には鹿兒島の裁判所で、我々を取調べて、峻烈にも西鄕暗殺の判決を下した者と對決する事となつた。敢て説く、其者共は敗軍の將となつて、官軍の手に捕へられ、我々と同樣の運命を新にして、拘禁されてゐるので――有爲轉變は世の習はし、調べた者が、今は調べらるゝ身となつての對決に、予等を睨んだ目に生氣なく、予等を叱咤嘲罵した口は、兎角澁り勝ちで、見るも哀れを感ずる位であつた。

對決の結果、始めて西鄕暗殺云々の事は、あられもないこしらへ事で、這は全く憎みても餘りある私學校黨が、密々に事を擧げやうとする陰謀の曝露を、防がんが爲の惡辣な手段に外ならなかつた事が判明して、天下晴れての無罪の宣告に、胸の溜飮を下げた。さて、其宣告は、今の所謂不論罪、當時の所謂構ひなしといふもので、判決の全文は「其方共儀、鹿兒島に歸省中、暴徒に縛せらるゝ一件、取調の處、不束の筋無レ之に付、構ひなし」といふ。今から見れば奇異の感じがせんでもない、可笑しな判決文であつた。

以上は、大審院九州臨時裁判所における裁判の概要である。その際構ひ無しの判決を受け

たるものは、中原以下の同志二十名と、野村綱とを加へて二十一名である。
前に述べて置いたやうに、鹿兒島裁判所で、中原等の糺問に當つたのは、仁禮景通（二等警部）中山盛高（四等警部）河野通英（同上）吉川源助（六等警部）宮内俊助（同上）五人であつて、中島健彦（一等警部）これを監督し、他に樺山資綱（元司法官）に囑して、一部の審理に當らしめたのであるが、始めから中原の糺問に當つたのは、中山盛高と河野通獎の二人であつた。
しかるに、薩軍出動するに及び、河野は一番大隊大小荷駄、中山は二番大隊大小荷駄として共に出陣し、殊に中山は、熊本本營と鹿兒島の間を往來して、後方勤務に大に活動し、遂に官軍に捕へられたのである。
後、九州臨時裁判所に召喚されて、中原等と對決したのは、多分中山、河野の二人であらうと思はれる。判決確定の後、十二月二十四日付、大久保内務卿が、鹿兒島縣令岩村通俊に贈りたる書中に、左の一節がある。
今度、中原以下取調關係之中山、河野等護送、九州臨時裁判所ニ於テ、夫々糺問有レ之候

處、愈判然相成、於二其地一警視官ニテ調之口供ヨリ、一層詳細相分可レ申與之事ニ候。此儀ハ下官等ニ於テハ、殊ニ熱心罷在候處、右之都合ニテ實ニ大幸無二此上一、最明白之上、其地え相違候ハヾ、猶又人氣一新可レ仕與愚考仕候。（下略）

かくて、中原等に係る、暗殺事件は、正式裁判に依つて、無罪の判決を言ひ渡され、終結を告げたのである。

結論

序論

およそ、漸進論と急進論とは、一定の方向に進まんとする二つの勢力が、緩急その意見を異にするところの對立的關係である。

急進論は、矯激焦躁、やゝもすればその方法手段を選ぶことなくして、專ら事功をいそがんとし、漸進論は、四圍の情勢に順應して、漸次その效果を收めんとするにある。前者は、血氣旺盛なる少壯派に依つてこれを主張せられ、後者は、思慮圓熟せる長老派に依つて、これを支持されて居るのが、一般的情勢である。

私學校黨における急進論と漸進論との關係も、亦この二つの範圍の外に出でない。少壯派が、外部の客觀的社會情勢に刺戟せられて、やゝもすれば、過激なる行動に出でんとするに

對し、長老派は、愼重なる態度を以て、堅く輕擧を戒しめ、誤りなからんことを期したのであ る。

明治十年の戰亂は、急進と漸進との二勢力が、やうやくその均衡を失して、少壯派の進出勃興を來し、遂に暴發するに至つたのであるが、しかし、當時の大局より仔細に觀察すると、政府と私學校黨との間に蟠りたるところの、複雜微妙なる關係が、自から反政府熱を煽つて、私學校黨の暴發を促進せしめたる傾向のあつたことも、否むべからざるものがある。

西鄕隆盛は一黨を總理し、およそ黨議に於ける重要事項は、一にその決を仰いだのであるが、しかし、その地位は、少壯、長老、二派の上に超然たるものがあつたのである。

當時、私學校黨に幹部があつた、篠原國幹は私學校の監督を以てその中軸と爲り、永山盛弘、淵邊高照、逸見十郎太、西鄕小兵衞、河野主一郎、高城七之亟等これを助け、桐野利秋、村田經滿は、これが顧問格であつた、そして黨務に關することは、首腦部の議を經て決定せられ、實行されたのである。若し私學校黨が、少壯派の自由行動に放任されたならば、西南戰爭は熊本、山口の變亂直後、明治九年末に暴發して、必ずしも十年二月を待たなかつ

たであらう。

しかるに、幹部の自重論と、隆盛の嚴肅なる戒告とに依つて、僅かに事無きを得たのであ
る。その頃、私學校黨の動搖說がさかんに傳へられて、終に暴發したかつたのはこれが爲め
であつた。

明治七年、佐賀の亂に、江藤新平等が處刑せられ、明治九年山口の亂に、前原一誠等が斬
首されたので、私學校黨は、政府の彈壓が、早晚わが黨の上にも加へられるであらうと豫想
してゐたのである。

ところが、十年一月初旬、中原尙雄等が歸縣しておの〳〵その鄕里において、親戚故舊等
に大義名分を說き、私學校に入社を阻止し、すでに入社したるものは、すみやかに脫退する
やうに勸諭したので、私學校黨は離間の策を講ずるものと爲し、中原等の同志者は大にその
嫌忌するところと爲つたのであるが、政府は、さらに同月末御用船赤龍丸を鹿兒島に廻航し
て、陸海軍省の所管にかゝる兵器彈藥を、密に大阪に搬出せしめんとしたので、私學校黨を
して一層憤激せしめたのである。

しかし、中原等同志の歸縣と赤龍丸の鹿兒島廻航とは、何等關係があつたのではないが、この偶然の事態に直面して、少壯輩はます〳〵政府の處置を憤り、特に中原等の同志者は、我が校黨撲滅の目的を以て歸縣したるものであり、西鄉先生を暗殺するところの刺客であるとの風説を、流布せしむるに至つたのである。

一月二十九日の夜、鹿兒島新屋敷町私學校黨の有志が、同方限の先輩汾陽光輝の宅で會飲中、談たま〳〵、赤龍丸廻航のことに及んだので、光輝の弟某が、憤然一同を顧みていふには「近頃政府は、警視官を放ちて、西鄉先生の刺客を遣り、今また、兵器彈藥を他に搬出せんとしてゐる。これわが校徒を討たんとする前提であらねばならぬ。先んずれば人を制し、後るれば人に制せらる。むしろわが方より發すべきである」と。時に主客意氣ます〳〵昂り、即時壯士を嘯集して、五十餘人を得たのである、午後九時、密に草牟田隆盛院火藥庫を襲ひ、多數の彈藥を奪取し、これを手始に學校黨は數夜にわたりて、各所の兵器彈藥を掠奪したのである。

三十日早朝、學校黨の幹部は、西田警察分署の報知に依つて、昨夜の出來事を知り大に驚

き、ただちに會議を開いて善後策を講じ、一面には政府の機密を探るべく、兒玉軍治、谷口登太に旨をふくめて、先づ谷口を遣はして中原を訪はしめたのである。

中原と谷口とは、かねて舊交があるので、中原は谷口を迎へて大に喜び、置酒高談に及んだのである。酒酣にして、中原が谷口にいふには「實に私學校黨といふものは、つまらぬものなり、政府に於て、陸海軍の備も嚴重に相成りたるに付、假令、私學校黨鹿兒島より熊本へ押し出す共、鎭臺兵を蹈潰すことは、容易に出來ることにあらず(中略)、若し學校黨事を擧ぐる場合に至り候共、鄕々の者を私學校より引き離すことは、自分の力にて隨分出來る心得なれども、鹿兒島の處は、始めより西鄕と共に致し居る故、甚だ六ケ敷事なり。故に自分先づ西鄕へ面會、議論致し度相考へ居れども、若し途中にて、學校黨の仁才共よりツマミ殺され共しては、馬鹿なことなりと留めるもの有レ之に付、差控へ居るなり。併し西鄕若し事を擧ぐるの時機に至らば、立越し議論に及び、聞き入れざる時は、刺し違へるより外に手はない。此人と共に斃るれば、吾身に於て不足は無レ之」云々。

この中原一流の酒の上の放談は、谷口に依つて、私學校黨の幹部に報告されたのである。

そして、中原と西郷との耦刺問題は、先に流布されたるところの、西郷暗殺の風説を裏書したること丶爲り、同時に中原等の同志者は、內務卿大久保と、大警視川路の內命を受けて、西郷を暗殺せんが爲めに歸縣したるものであるとの流言に符合し、中原等の暗殺說を疑ふもののなく、私學校黨に大なる衝激を與ふるに至つたのである。そして耦刺問題は、いよ〳〵確實性を帶びて、谷口が中原よりの聽取始末書は、暗殺事件に關して、私學校黨に奇貨居くべき絕好の機會を與へて遂に擧兵名義に利用されるに至つたのである。

そこで、問題と爲るのは、その始末書作成の顚末である。谷口が幹部に報告したる始末書には「中原尙雄より、暗殺の始末承候次第、左の通御座候」とあるが、彼は九州臨時裁判所において「暗殺の儀は、中原より決して承はらざるは勿論、右樣の儀、自分より、相良長安其他へ申出でたる事は、一切無之」と否認して居る。

中原尙雄その他の同志者の口供は、私學校黨に依つて、揑造されたものであるといはれてゐるのであるが、しかし、その根本資料たる暗殺事實聽取始末書作成の顚末は、より以上の問題でなければならない。何となれば、中原等の口供は、この始末書を證據書類として、作

成されたるものであるからである。（本文相良長安抹殺論參照）

かくして、中原等の暗殺問題は、一時これを確認すべき有力たる資料を提示したる結果と爲り、同志者側に頗る不利なる影響を持ち來したのである、そして同志者は、西郷を暗殺するところの陰謀團であると讒誣せられ、遂に中原をはじめ一同逮捕せられて、拷問糺彈されたのである。

しかし、同志者は、隆盛を暗殺するが如きことは、全く思ひ掛けないことであるので、縣廳第四課において、讀み聞かされたる口供中に、西郷隆盛暗殺云々の語あることを知り、極力抗辯して、遂に拇印を強制されたのである。

私學校黨の暗殺確認說の根本的主張ともいふべきものは、野村綱の自訴と、中原の手帳に記されてある箇條書が、その動かすべからざる確證であるといふのである。野村の自訴に就いては、これを後項にゆづり、左にその手帳の條章を記して見やう。

中原の手帳

一、官職有レ之者は、皆銘々其職に斃れて止むべし。

一、官職は素より勅命也。勅命を奉じて賊を擒ふ、何をか疑はん。
一、勅を奉じて死を致す。何の榮か之に過ぎん。
一、古より勅命を守て、賊名を請けたるものなし。
一、故に云、死を以て職を奉ずる者は、常に恐るゝ敵なきもの也。如何となれば、四方賊野となり、大敵吾を圍むも、君命なる大義名分を戴き、死を以て、之を貫かんことを目的とすればなり。

私學校黨は、この條書を、中原が、川路の言を手錄したるものと爲し、いかに中原自身といへども、豈能く之れを否認するの餘地あらんや」といつて居る。

かやうに、私學校黨は、その條章を重要視して居るが、中原は訴廷において、係り官の糺問に對して「是れは會議の節巡査を鼓舞する爲めに私の心得書である」と答辯してゐる。そこに各々の立場において、意見の相違がある。

しかし、この條章は私學校黨側では、暗殺事件の唯一の證左であり、問罪事件の原因であるとして、隆盛自ら保管してゐたのでであるが、八月、長井村の重圍突破に當り、一切の重

要書類と共に、これを燒棄したといふことである。いはゆる西郷隆盛暗殺事件なるものは、大體において、かくの如き經緯のものであるが、是から、私學校黨と大久保內務卿、川路大警視、諸卿同志者との關係等、その他おの〱の場合に論及したい。

一、私學校黨と大久保內務卿

私學校黨は、何故に內務卿大久保利通を仇敵視したのであるか、文官と武官との確執もあつて、その原因は多々あらんも、左にその主要なる二三の事例を記して見やう。

1、私學校黨對大久保

一、明治六年廟議において征韓論の鬪はされるや、大久保は非征韓論を主唱して、隆盛の遣韓使節を阻止し、遂に征韓論を決裂に至らしめた。

一、征韓論の決裂後、幾くもなく、政府は征臺の師を起して、事を海外に構へ、大久保自ら特命全權辨理大臣として、清國に使するが如き、自己撞着も甚だしい。

一、佐賀山口の亂の如きは一種の義擧である。しかるに、政府特に大久保は、これを討滅して、徒らに國家の元動を殺戮するのみならず、その餘勢を以て、遂に我が校黨をも撲滅せずんば止まないであらう。

以上はその公憤に因るものであるが、その他、私學校黨は彼を憎惡するの餘、當時常磐橋内印刷局の寫眞を隆盛に示して、これ大久保が新築せる私邸であると云ひ、その豪奢を故意に吹聽したるが如き、大久保に對する私憤に因るものもある。

2、大久保對私學校黨

一、初め、大久保は、縣下後身の人材養成の爲め、東京における賞典學校に、その賞典祿千八百石を寄贈してゐたのであるが、隆盛鹿兒島に歸へつて、私學校を創立し、賞典學校を鹿兒島に移して幼年學校と改稱し、私學校に合併するに及び、九年三月、大久保は賞典祿の返還を求め、內務省の勸業費に寄付したること。

一、鹿兒島縣々政の改革を圖つて、私學校黨の勢力を驅逐し、參事以下縣官の一大淘汰を

行はんとしたること。

一、警部中原尙雄等の同志者に、陸盛暗殺の內命を傳へて縣地に還へらしめ、且つ學校黨の離間を策せしむるものと爲し、危疑の念を、私學校黨に與へたること。

一、政府が赤龍丸を鹿兒島に廻航して、兵器彈藥を搬出せしめたのは、大久保の意圖であつて、我が黨を討伐する前提であると、私學校黨に疑惑せしめたること。

是等の事實は、私學校黨がたゞ一圖に、內務卿に對する怨恨を增すにとゞまり、かの掠奪事件の首謀者を謝罪せしめて、穩便の處置に出でんとしたる慘憺たる苦心の如きは、私學校黨が夢想だもなし得なかつた所である。

當時、西鄕と大久保とはどうであつたかといふに、征韓論の破裂後、兩雄の關係は、大猿も啻ならざるものがあつたかのやうに想像されて居るが、大久保は絕對に西鄕を信じて居り、西鄕は無名の暴擧に加擔するものでないと確信して居たのである、しかし西鄕も終に推されて出動したとの確報を手にして、大久保は「西鄕に賊名を負はしむるに至つたか。」と、暗涙に咽んだといふことである。

また、大久保は隆盛の歿後、重野安繹（文學學士）に囑して、その傳記編纂の意向であつたが、明治十一年五月十四日兇變に斃れて、その目的を果さなかつたのである。

二、私學校黨と川路大警視

私學校黨と大警視川路利良との關係は、一面西鄕と川路との關係である。私學校黨は、川路に對して「その西鄕大將における、荷恩山海も啻ならざるものあり」といつて居る。

1、私學校黨對川路

一、隆盛の掛冠歸國に當り、川路は西鄕先生に山海も啻ならざる恩義を受けながら、ひとり東京に留まつて、先生と行動を共にしないのは、忘恩も亦甚だしく、實に不都合千萬であると、これその第一要點である。

一、川路は啻に忘恩の徒であるばかりでなく、內務卿大久保の爪牙と爲つて、政府に蟠居し、征韓論派を彈壓するのは、言語道斷であると、これその第二要點である。

一、その他私情私怨も多分に手傳つて、本來、川路と私學校黨とは、到底融和することの出來ない關係に置かれてある。

2、川路對私學校黨

一、征韓論の破裂後、近衞軍人の動搖甚だしく、特に鹿兒島縣出身者中、その職を抛棄して歸國する者多く、彼等を相當處分すべしとの論もあつたが、朝議は寛典を以て歸縣せしむることゝ爲つたので、警保寮權助川路利良坂元純熙等は、何等の故を以て、近衞將校等を、非役のまゝ歸國せしめられたのであるか、その意を得がたい、國家の威信に關するとて、建白書を上つたのである。大久保と西郷從道とは、川路等に說諭して此の問題は解決されたが、同縣出身非役將校等の憤激すること甚だしく、私學校黨と川路との確執は、こゝにも胚胎してゐる。

一、大警視川路は、警部中原尙雄等の歸國に際して、訓諭大要を携行せしめたのである。左にその要點を拔萃して見やう。

一、政府に罪ありや如何。

一、私に兵を起すは則無名の師也。無名の師にして官軍に抗するは則賊軍也。

一、兼て憎む所の大久保、何の罪がある。海外に對しては、頗る西郷家の上に出るの功あり。然し而何をか罪とせんや。其餘要路の官に誰を罰して誅すべき哉。

一、彼の黨、今日人を憎むは皆嫉妬也。政府を誹謗するは、俗に云ふ負け惜み也。

一、私學校の警視を憎む、何の罪ありて然るか。當時新聞を見よ。日として警視を譽めざるなし。然るに私學校獨り是を憎む。必ずや憎むものゝ非なるを信ず。

一、彼れ或は云はん。此擧たるや、只死力を以て奸臣を斃さんのみ。決して政權を奪ふにらず、百官は宜く人を選むべしと、嗚呼此言哉眞に暴と云ふべし。自ら政權を執るの見込なく且自ら之を治むるの術なくして徒に亂を起す。之を何とか云はん哉、三千五百萬の良民を保護するに際し、若し奸吏を除かんとなれば、全く政府に因り、之を退けて可ならん。然ろに其殺戮を極めんとするもの他にあらず、畢竟彼れ負惜よりして、其私怨を晴らさんとするもの也。

これに依つて、川路と私學校黨との關係が、いかに險惡なる情態にあつたかがわかる。いはゆる西鄕暗殺事件は、兩者積年の怨望私憤が、たま〳〵中原等の歸縣に際して、一時に爆發したのである。端的にいへば、暗殺事件は、川路と私學校黨との犬糞的泥試合の結果、激發されたるものであつて、大久保は、その長官である關係から、引合に出されたるもの丶如くである。そして、大久保先づ西鄕暗殺の內命を川路に傳へ、川路は部下の警部中原等に密旨を下したるものと讒誣せられ、さらに流言蜚語その間に錯綜して、遂に一大騷亂を展開するに至つたものであると思はれる。

三、私學校黨と諸鄕同志者

前にしば〳〵述べたやうに、中原をはじめ、諸鄕同志者が歸縣したのは、私學校黨の暴發を未前に防ぎ、鄕黨を正しい方向に導いて、私學校黨の脅從から、救ひ出さうといふ爲めであつた。

由來、薩人の間には、藩政時代の頃から、城下と諸鄕との軋轢があつて、諸鄕はつねに城

下の爲めに制壓されてゐたのである。同志者中の思想的指導者とも見られる平田宗質は、東京を出發するに臨み、此の行、城下に對する公怨と私怨とを一時に晴らさなくてはならないといつたといふことである。

彼は、鹿兒島縣谷山郷の人、資性剛毅にして濶達、慷慨氣節を尙び、儕輩の間に頗る重きを爲して居たのである。夙に中江篤介（兆民）の佛學塾に學びて、民權自由の理を究め、學殖深遠識見卓拔、四民平等の理想を抱いて、城下の横暴を憤ること甚だしく、これと相拮抗するには、日進の學術を研鑽して相對するの外なしとしたのである。そして、公怨と私怨とを一時に晴らすことは、たゞに平田のみでなく、この際城下の覊絆を脫して、平生の憤怨を清算しやうとするのは、同志者の一致せる覺悟であつた。

當時、私學校黨の情勢は、非常に旺盛であつたが、城下のみでは、その勢力が乏しいので、全縣下を擧げて一丸とすべく、諸郷勢力の獲得に狂奔したのである。そこで、大久保內務卿は、諸郷の者が、私學校黨に引き入れられることを大に憂慮し、伊丹親恒等の諸郷同志者に內命を傳へ、おの／＼その郷里に歸つて、青年子弟等の輕擧妄動を戒飭せしめ、川路大

警視も亦訓諭大要を携行せしめて、一同を激勵したのである。

一、人と生れて自助獨立の權なく、已れの生涯の利害を人に任じて羈靡せらるゝは、牛馬に均しからずや。君等尚陋習を脱せず、舊城下士族に欺かれ、是に牛馬視せらるゝのみならず、終には天下の大罪に陷らんとす。吾輩是を知つて、默止するに忍びず。

一、如何に不見識の外城（城下に對して諸郷のことを外城と云ふ）にても、今日の時勢にして獨立するの意見なく、此上にても、又城下士族に僕視せらるゝは、罪の至りならずや。且先年親兵の時を思はずや。然るに、今日亦欺かるゝのみならず、彼と共に錦旗に對し、賊名を承けんとす。嘆ずべからずや。――訓諭大要より。

諸郷同志者は、大久保の內諭もあり、また川路に激勵されて、おの〳〵その郷里に歸つたのであるが、さて、各方面の情勢を探査すると、私學校黨の勢力が想像以上に地方に延びて居ることがわかつて、大勢すでに決定してゐたのである。

時に政府は、三菱汽船赤龍丸を鹿兒島に遣はして、陸海軍省所管の兵器彈藥を大阪に運搬せんとしたので、形勢俄かに惡化し、私學校黨少壯派の爲めに兵器彈藥掠奪事件勃發して、

遂に暴發の動因と爲つたのである。

しかし、私學校黨が暴發すべきことは、殆んど確定してゐたところであつて、或は二月の半頃と云ひ、或は櫻花四月（東京を標準とす）の頃と云ひ、或は少し遲れて五月の頃ともいはれ、彼等はたゞ、擧兵の名義を見出すことにのみ腐心して居たことゝて、中原等同志の歸縣は、彼等に奇貨居くべき絕好の機會を與へたのである。

中原等の同志が歸縣したのは、私學校黨が諸鄕への進出を防止する爲めであつたが、私學校黨は、これを以て離間を策するものと爲し、これを嫌忌すること甚だしく、同志者は政府と私學校黨との間に介在して、大久保內務卿と川路大警視の密旨を受けたる、西鄕暗殺の刺客と讒誣せられて、一同逮捕せられ、私學校黨は暗殺事件を以て罪を政府に問ふところあらんとして、遂に擧兵の名義に利用するに至つたのである。

四、野村綱の自訴に就いて

野村は、內務卿大久保利通の內命を受けて、鹿兒島の狀況視察の爲め、歸縣したのである

か、私學校黨は彼の自訴に依つて、中原等の暗殺事件が、解決されたるものとして居る。野村の口供中、左の事實がこれを證明して居るといふのである。

警視廳よりも探索差出し有之候。皆必死の覺悟にて、先き達て出立せり。暴發等の際は自ら大小爲す所あるべしと、懇々被申演候に付、其意は、畢竟主任の人を斃すか、又は火藥庫へ火差入る等の事にて、隨分仕果すべくと汲受け、左樣の事ならば承知仕候旨相對へ候處、金百圓報知の路費として被差出候に付、受納いたし云々。(下略)

これ野村が、大久保の意を忖度して陳述したるものである。これを以て暗殺事件に對して決定的に斷案を下すことは、その理由甚だ薄弱である。

彼が自訴の目的は、一身上の安全を計るにあつたのである。從つてその眞意は、大久保が中原等に暗殺の內命を下したるものであると訴へたのではなく、一身の安全を計る爲めには、自訴の外に己れを救ふの道なしと考へたからである。

三月十日、野村は中原等の同志と共に出獄して東京にかへり、一同(二十一名口繪參照)撮影して居るが、その後、彼の口供のことが明瞭となるに及び、同志者は彼に對して、餘り好感

をもたなかつたといふことである。

五、隆盛と暗殺事件

西郷隆盛の出所進退は、つねに名分論に終始して居る。かの征韓論における一大隊の出兵の議に反對して、先づ自ら請ふて、遣韓使節たらんとし、平和的使節の派遣を先議としたるが如き、その名分論のもつとも顯著なるものゝ一つである。

隆盛は、はじめより、國内に事を起さんとする意思ではなく、一朝外患に際して、多年訓練したるところの壯兵を驅りて、その難局に當らしめんことを翹望してゐたのである。しかし、少壯輩が、政府を憎み、四圍の情勢に刺戟されて、やゝもすれば、國内に騷亂を起さんことを變ひ、極力これを戒飾して居たのであるが、兵器彈藥掠奪事件を勃發し、尋いで、中原等の暗殺事件に因つて同志者を逮捕し、政府に尋問の筋ありと稱して、遂に兵を擧ぐるに至つたのである。

始め私學校黨が、擧兵の標識としたるところは、君側の奸を除くといふことであつたが、

暗殺事件を惹起するに及び、政府の陰謀暴露したるものと爲し、そこに擧兵の名分を見出したのである。そして擧兵に際して始めより勝敗を眼中に置かず、いづくまでもその名分を正しうせんとしたのである。

隆盛は、學校黨から中原等の口供を示して、罪を政府に問はんことを迫まられ、始めは頑としてこれに應じなかつたのであるが、騎虎の勢ひいかんともなしがたく、心に思ふやう、「事こゝに至る、勢ひの激するところ、遂に暴發すべきは必然である。叛するも誅せられ、叛せざるも亦誅せらる」と、遂に衆に推されて、擧兵に決するに至つたのである。

薩軍鹿兒島を出發するに臨み、私學校黨は隆盛に向つて、中原等の同志者を、軍神の血祭に供せんことを強要したのであるが、隆盛これを遮ぎり、彼等は他日の證據となるべき大切な人達であるからとて、大山綱良に、固くその保護を依頼したのである。隆盛が、いかに暗殺事件を確信して居たかゞわかるであらう。

六、終　篇

明治十年の戰亂は、私學校黨において、西鄕隆盛暗殺事件を主題として、中原等の口供を作成し、罪を政府に問ふところあらんとして、擧兵の名を求め暴發したるものであつて、固より、隆盛の意思でなかつたことは明かである。

中原尙雄等同志の歸縣は、內務卿大久保の內命によること無論ではあるが、その歸縣の目的は、西鄕隆盛を暗殺するといふが如きことではなく、おの〳〵その鄕里に歸つて、親戚故舊その他の鄕黨に大義名分を說いて、その方向を誤ることのないやうに注意を喚起すると同時に、多年城下に對する屈從的不名譽を、この一擧に雪辱しやうといふ爲めでもあつて、人心恟々、殺氣旺溢せる際であり、特に流言蜚語、頻りに人心を惑はし、遂に暗殺事件を構成して、擧兵名義に利用されるに至つたのである。

城下と諸鄕との軋轢は、藩政時代にその端を發し、中央集權の積弊は、これを釀生して、當時に至つたのであるが、諸鄕同志者おの〳〵その鄕里に歸るに及び、私學校黨の嫌忌するところとなり、彼等は大久保內務卿と川路大警視の密旨を啣める西鄕暗殺の刺客であるとの流說に禍せられて、軋轢の犧牲となつたものである。

しからば、暗殺事件の責任は、これを何處に求むべきか、大久保内務卿か、川路大警視か、諸鄕同志者か、私學校黨か、是等は城下と諸鄕との間における、複雜なる一種の對立的關係ではあるが、事件の眞の奧底には、或る大なる時代の力が潛在してゐたのである。時代勢力の潮流とは何であるか、封建制度に依つて、齎らされたるところの、中央集權の餘弊である。

これを要するに、暗殺事件は、封建時代における、社會制度の缺陷に依つて生れ出でたるところの副產物である、すなはち天賦人權の伸暢と、これに制壓を加へんとするところの社會組織による階級的鬪爭が、たま〳〵暗殺事件をかり來つて、赤裸々に展開されたもので、强者の壓迫と、弱者の反抗との相擊の結果である。かくして暗殺事件は、城下と諸鄕との軋轢史上における最後のページに、血を以て彩られたるところの、階級鬪爭的一大悲劇であつたのである。

しかるに、暗殺事件が、十年戰役の直接原因でもあるかのやうに、一部に認められて居るのは、事實の眞相を誤れるものである。

從來、私學校黨は、征韓論に對する政府の措置に憤慨して、君側の奸を除くといふことが、

擧兵の標識とされて居たのであるが、暗殺事件を勃發するに及び、彼等は、これを以て、政府に尋問の筋ありと稱して擧兵の名を設け、俄かに問罪の師を起すに至つたのである。

かくして、私學校黨は、暗殺事件を以て罪を政府に嫁し、擧兵の名分を求め、隆盛を推して盟主と爲し、天下の大軍に抗すること八ケ月、力戰奮鬪、刀折れ彈竭き、秋風落莫、骨を故山に埋め、維新の元勳として、天下萬衆に景仰されたる曠世の偉人を、その輝かしい過去の勳業から、全く泥土に葬り去つたのである。眞に凄絶悲壯の極みである。(終)

附錄

暗殺事件主要參考資料

○私學校黨側之部

靜閑社と有馬藤太

征韓論の破裂後、西鄕隆盛は退京に臨みて、その腹心の部下有馬藤太（後純雄と改む）を東京に駐めて、諸般の狀況を報告せしめたのである。

有馬藤太とは、そも〳〵どんな人であつたか、彼は天保八年七月十五日鹿兒島城下に生れ、八十餘歳の高齡を保ちて、大正八九年の頃大連において他界したのである。

十三歳の時、飛太刀流師範小野强右衞門に從つて劍法を學び、十九歳にしてその師範代と爲つたほどの斯道の達人であつた。資性磊落不羈、細節に拘はらず、至つて强情であつたが、また一面非常に快活であつた。最も辯舌に長じ、談論風發機略縱橫いはゆる手も八丁、口も八丁といつた風の人であつた。

彼が、二十二三歳のときに、英人の入寇を警むる爲めに、藩命に依つて、大島の宇檢に守

備として派遣されたのであるが、隆盛もまた、その頃大島に謫居中であつた。一日、名瀬港で隆盛に面會したのが始まりで、それが機縁と爲つて、後にはその殊遇を受くるに至つたのである。こゝで斷つて置くが、隆盛は、文政十年丁亥十二月七日生れで、彼に長ずること十一歳であつた。

戊辰の役には隆盛に從ひ、鳥羽伏見の戰に監軍として出陣し、後大總督府が東海東山の二道から關東に進發するに及び、東山道の薩軍本營詰となつて江戸に出で、下野方面に轉戰して、宇都宮城を降し、下總國流山において、新選組隊長近藤勇を降らしめたのも、この人の手柄であつた。

明治の世となつて文官に轉身し、同四年七月、刑部省と彈正臺とが廢せられて、司法省が新設さるゝと同時に、始めて司法省權小判事に任官し、尋で小判事に昇進したのである。

明治五年三月、參議西郷隆盛の後援を得て、司法省の大改革を企圖し、先づ中判事樺山資綱(後隆盛の辭職に從つて退官)と謀り、兒島惟謙、鶴田皓、楠田英世等の同志と大に活動し、江藤新平を司法卿に薦めて、部内の改革を行つたのも、是等同志の斡旋盡力に因つたのである。

有馬の西郷における武官としての桐野利秋と、その名を等ふして、隆盛の兩側近からとり去ることの出來ないほどに密接な關係があつた、かくしてつねに隆盛の樞機に參して、大の西郷黨であつたのである。

彼は、「若し西郷先生の遣韓使節の事が實現すれば、其隨員として、文官側では伊地知(正治)さんと私とが其選に當つて居た」と述懷してゐる。

ところが、征韓論の破裂と爲り、隆盛がその職を辭したので、彼も亦官を罷めたのであるが、しかし隆盛の命に依つて、東京に留まつたのである。明治十年二月、私學校黨の暴發にいたるまで、彼と隆盛との關係が、左の懷舊談に依つて詳かである。

靜閑社と、怪傑有馬藤太 嗚呼。明治六年十月二十二日、最後の談判を岩倉邸に試みて、遂に硬論派の說は容れられず、二十四日、西郷先生副島(種臣)後藤(象次郎)板垣(退助)江藤(新平)等、皆袖をつらねて其職を去つた。

勿論。私も辭したが、玉乃世履や福岡孝悌などがやつて來て、西郷先生が辭職されたとて、我々司法官に大關係の有る譯ではないから、辭職するのは止めたらどうだと、親切に留めて

異れたけれども、西鄕先生あつての私ぢや、先生が罷められては、何の樂しみもないから、とうとう止めて仕舞つた、そして先生と共に歸國せんとしたところが、

「否や、お前は今歸つてはいけない、我々の意見が今破れたとはいへ、之れで結末を告げたのでは無い。前途は遼遠ぢや、お前は後に殘つて、色々と、大小の事を報告せよ」

と云はれて、ツマリ御用滯在と云ふ命令で、其儘滯京したが、畢竟秘密探偵をやつた譯だ。私共は、大東義徹、大屋祐義、佐久間長敬、今和利春、大海原尙義、內保五郞外二三名の人々相集り、代言會社を組織し、之れを靜閑社と名けた。靜閑社と征韓論、そこに何物かが通つて居らねばならぬ。私は、以後東京大阪鹿兒島の間をあちこちして、時の到るを待つて居た。

佐賀の亂風と江藤　明治七年一月十二日、大東義徹が來訪して、

「江藤は、明日出發、横濱から海路歸國するそうだ」

と云ふた、私は少しも知らなかつた。兎に角、公私共に深い關係の有る私に知らせずに、歸國する其理由がわからない。とはいふものゝ、色々の情報を綜合して考へれば、萬更其間の

消息が分らぬこともなかつた。と云ふのは、江藤を司法卿にする時、共に骨を折つた樺山資綱と、外に海老原量平（穆）といふ者と、此二人が窃かに歸國して、西郷先生に

「江藤と呼應して事を擧げて下さい、其中間の取次は、私共二人で引受けます。」

と申上げたところ、先生の一喝を喰つて、這々の體で東京へ逃げて上つて來た。しかるに矢張り西郷先生の心の奥底が判らない。「江藤などが、佐賀で事を擧げれば、必ず先生は助勢せらるゝに違ひない、少くとも、薩摩の健兒は奮起するだらう」と臆測して、之れを江藤に告げた。江藤も半ば此謀に乘つた。是れが、當時私が判斷したるところの彼等の狀況であつた。

何は兎もあれ、歸國と聞いた以上放つて置くわけには行かぬから、翌朝停車場（新橋停車場か）まで行つて見ると誰も居ない。代言會社に行つて見た。所がモー早く立つて行つたと云ふ。そこで私は次の列車で、江藤の後を横濱へ追ふた。其旅館に行つて見るに、大分多くの人が見送りに來てゐる。樺山、海老原二人は頻りに奔走してゐる。私を見ても知らぬ風をして居た。私は私の判斷が、たしかに中つて居ると信ぜぬ譯に行かない。私は江藤に逢つて、當らず障らぬ話をして、彼の將來を祝福した。江藤も亦私に對して何だか、恐れ憚る風が微

見える。私はよい加減に切り上げて皆と別れた。それから後の事は知らぬが、何でも樺山と海老原は、大阪で江藤と別れて東上したと聞いた。

間も無く、卽ち二月初め、江藤は島義勇等と共に、事を佐賀に擧げ、二月二十三日大敗して鹿兒島に奔り、救を西鄕先生に求めた。先生は斷乎として之れを退けられた。江藤等卽ち日向の飫肥（註外之浦である）より海を渡つて、高知の甲浦に遁れたが、三月二十七日遂に縛に就き、四月十三日、佐賀に於て梟首せられた。

私は之れを聞いて、矢も楯もたまらなくなつて、鹿兒島へ馳せ戾つて、西鄕先生を訪ふた。先生は、私を見るや否や

「モー、大抵お前が歸つて來る時分と思ふて居た」

と云はれる。

「今度江藤が事を起して、敗れたそうでありますが、それは當然の成行として、何故先生は人を遣すなり、手紙をやるなりして大義を說いて下さらなんだ、切腹させて下さらなかつた。可愛相に、彼れは梟首の極刑に處せられたではありませんか。」

と聲涙共に下る。私を見て居られた先生は、容を改め

「そこが卽ち、お前が歸つて來るだらうと判斷した所だ。お前なりやこそ、江藤のために涙をそゝぐが、能く聞け、江藤等は事を起した。それに從ふた士族は二千五百、三千にも達したであらう。然るに事敗るゝに及んで彼等を見殺しにし、見捨てゝ置いて阿容々々と逃げて來た。そう云ふ同情なき者に對し、どうして私が面會が出來るか、又大義を說いて聞かせる餘地があるか。」

この大敎に、私は廓然として悟つた。それから私は、江藤が歸國前における情態やら、私の判斷を話すと、先生は。

「お前の判斷は當つて居る。樺山、海老原の二人が江藤の旨を受けて、助力の事を相談に來たから、今日は暴力を以て事を爲すの時ではない。誠意誠心、國家の發展を計らねばならぬと、段々と其不心得をさとし、後來を誡めてやつたのに、私の胸中が分らぬ二人は、遂に江藤までも誤まらせた。

と、いたく殘念がられた。

任官の相談を受け、去就を南洲翁に謀る 明治九年八月末頃、岸良兼養から一寸相談があるから、司法省まで來て吳れよ」と云つて寄こしたので、行つて見ると、同席者は、大木喬任、玉乃世履、山田顯義及岸良兼養の四人であつた。

「君が司法省を罷めてから、始終故障が起きて困る、ドーか今一度出て吳れないか、今度は位置も勅任判事と云ふことに爲つて居るから、一つ考へて吳れろ」

といふ相談ぢや

「ヤ、夫は千萬有り難いが、私と西鄕先生との間がらは、皆さんが熟く御承知の通りで、此く〳〵の次第で有ると申し上ぐれば、勿論先生は喜んで御受けせよと云はれるに違ひないが、私も久しく歸國せぬから、旁々一旦歸國して、先生ともよく相談して來るから、一寸御猶豫ありたい」。

と云ふと

「夫れでは、內御請丈をして行け」

と云ふので、辭令は歸京の上として、只御請丈で、司法省を辭して歸宅し、九月初め、大東

義徹や大海原尚義も同道で、鹿兒島へ歸着した。桐野其他澤山の朋友親戚の者が迎ひに來て居たが、私は其足で直ぐ先生を訪問し、歸國の用向を述べ、其の御意見を伺つた。

「夫れは御請した方がよい、そうすれば、又種々の道も開けるから、是非やれ、併し、折角歸つて來たことぢやで、暫くは遊んで英氣を養つてから東上せよ、そして、大に我國司法の爲めに勉めよ」。

と、大層上機嫌で、様々の話があつた。

先生は其時私の前にヌツと顔を突き出して、

「黑田了介（清隆）は未だ生きッちよいや」

と櫟ぐる様な、一種妙な調子の聲で尋ねられた。

「ハーイ、生きッちよりますよ、先生は、又どうして其様なことを問はれるのですか」

と尋ねると

「ウン、樺太をロシヤに取られては、黑田は生きて居られない筈ぢや」

と云はれた。

一體西郷先生は、北海道さへあれば、又朝鮮さへ處分して置けば、樺太はどうでもよい、どうせ近き將來に奪還するのだと云ふ意見で有つたが、黒田は、最初樺太不割讓論者の中堅で、

「此黒田の眼の黒い間は、寸地尺土たりとも外國に與へることは成らぬ、若しも樺太を露西亞に與ふる樣なことに爲つたらば、先づ此の黒田の命を捨てる」

と、堅く誓つたのであつた。岩倉も亦樺太問題を以て朝鮮問題に代へんとした。而るに彼等は、其後二年にして、即ち八年五月、ムザ〳〵と樺太を露國に與へた。それで、先生はコンナ皮肉を云はれたのであつた。當時黒田は、北海道開拓長官であつた。

大東などは、十月初め東上した。大東（註近江西郷と稱せらる）は私學校の組織などを視察して、郷里彦根に一校を起して壯士を養ひ、以て他日の用に供せんとしたのだ。彦根中學校の前身が夫れだ。私は彼れ是れ四ヶ月位郷里で悠遊し、明治十年一月五日、鹿兒島を出發して東上した。其出發前夜、西郷先生は私を召んで、

「藤太どん、お前や、元來法律の素養が無いのぢやで、勅任判事に爲ると一寸骨が折れや

う。折角、皆から歡迎して吳れるのだから、强ち判事に爲らぬでも、侍從に爲るか、或は內務の課長位に爲つて、そして自分の力の有る丈を盡し、以て大に忠孝の道を進むが宜からう」。

と云はれたので

「私は、何でも構ひませぬが、何も彼も先生の御胸中に在る事ですから、如何なりと御願ひします」。

と、萬事を御一任すると。

「吉井幸輔と岸良兼養に、俺が左樣云ふたと、その譯を悉しく傳へて、萬事宜しく賴むことにせよ、必ず誤つた考へを起して忠孝の道を踏み外づすなよ」。

と、それは〳〵丁寧に云つて下さつたが、此が、トー〳〵今生の見納めであつたのだ。此の如くして御別れして、一月經つか經たぬに、西鄕の謀反と聞いた時は、實に驚いた。

私は、鹿兒島から東京へ直行し、其の趣を兩人に傳言したが、丁度其時　天皇陛下は京都に行幸中で有つた爲めに、私の任官の事は其儘に成つて居た。

鹿兒島動搖の報至り急遽歸國の途に着く　私が鹿兒島滯在中は、始終西鄕先生を訪問したのだから、勿論征韓論の事に就いても屢々話をした、先生はいつも
「未だ其時期が來ない、マー四五年待たねばならぬが、强ち武力に訴へねばならぬと云ふことはない」
と云つて居られた。桐野は、まだモット氣永く「十年々々」と云つてゐた。然るにだ、然るに、私が東京へ着くと間もなく、（正月三十日）
「鹿兒島の私學校黨が、陸軍火藥庫の彈藥を掠奪し、海軍造船所を占領した上、西鄕隆盛を擁して兵を擧げた」
と云ふ飛報が到着して、東京は上を下への大騷動が初まり、直ぐ東京より出兵と云ふことに成つた。私にも刑事が尾行すると云ふ騷ぎで、モー仕官どころの話ではなくなつたが、私は鹿兒島を立つて、漸と二十四五日しか爲つて居ない、又先生は、今は其時機でないと、常に言ふて居られたのだから、今時分事を起されるなどゝは、夢にも思はぬことなので、彈藥など奪つたと云ふことも、如何しても信ずることは出來なかつた。夫れでもジツと仕て居る譯

に行かないから、兎も角歸國して見ることにして、二月十四日出帆（横濱）十六日神戸に着した。大阪から直ぐ鹿兒島行きの船に乘らうと考へて、先づ神戸の税關に降りると、警部や巡査が澤山待つて居て、上陸者から一々名刺を貰つて居たが、私の名刺を取るや否や、巡査は直に何れへか走り去つた。私はコリヤ油斷は出來ぬと見たから、直ぐ丸力と云ふ宿屋に荷物を預け置き、其儘大阪へ直行して、妾の宅へ行つて見た。ところが

「朝から晩まで、刑事が入り替り立ち替り來て、有馬さんは來ないか、手紙は來ないかと、それはモー大變だす。迚もコーシては居られまへんさかい、早くどうとか仕と與んなはれ」。

と云ふから、其夜は妾の伯父の家に一泊して、翌日兼ねて關係の有る各島會社（大島各島の砂糖問屋）に行つて見た。所が商社でも右の風説を聞いて、驚いて居た所であつたそうな。此時はモー鹿兒島騷動の事實で有ること丈は確かに成つて居たが、其茲に至つた經過に就いては、十人十說、確なる說は無論無かつた。

私は、兎にも角にも、軍用金として西郷先生に送る爲めに、取り敢へず八萬圓丈募集し、

之れを携へて是非共鹿兒島へ歸らうと思ひ、二月十八日神戸迄行つて見たけれども、モー軍艦が碇泊して居て、迚も駄目なので、直ぐ大阪へ引返へした。

大阪に於いて捕縛せらる 其晩の事だが、伊藤博文の秘書で小倉處平（諱良儔日向飫肥の人當時大藏省七等出仕）と云ふ、我黨の者が訪ねて來て。

「先生大變ですよ、貴方は明日拘留になる筈ですから、不利益になる樣な書類は早く處分しなさい。私は鹿兒島に行つて、西郷さんの部下に這入る考だが、今の内は官軍の面を被つて居るからよいが、官軍を脫走してから困るから、どうか鑑札見たいな物を下さい」。

と云ふので、紙に此譯を細く書いて、見印と實印とを押してやると、小倉は夫を袴の帶の裡に縫ひ込むで、

「是さへあれば大丈夫です。西郷さんの部下と爲つて大に働きます」

と、勇み喜んだ。

「君が無事向に着いたら、私の目下の情況を、西郷先生に悉しく申上げて下さい。」

と云つて別れた。小倉は無事、西郷先生の許に到着し、何でも其後ち小隊長と爲つて、遂に

戰死したといふことで有つた。私は彼の注意に依つて惜しいことだが、色々の書類を燒き棄てゝ仕舞つた。

翌二月十九日朝、各島商社に行つて、色々始末をして歸宿して見ると、野津七次道貫が來て居た、彼は悵然として、

「藤太さん、愈々開戰と爲り、行けと云ふ命令が有れば、行かねばならぬが、兄弟喧嘩は好まぬがナー、何とか無事に治まればよいがネー」

とシミ〳〵と話したが、彼はシホ〳〵として別れ去つた。

「命令があれば、行かねばならぬが、兄弟喧嘩は好まぬがナー」

嗚呼。何と云ふ悲痛な言葉ぞ。而して遂に兄弟喧嘩を爲すべく餘儀なきことゝ爲つた、昨日の師弟、今日の仇、昨日の盟友、今日は敵。嗚呼。忠か義か、何ぞ夫れ悲慘なる。

私は、其日の午後、神戸へ行く積りで、二階で一寸休息して居ると、警官が四五人靴のまゝでドヤ〳〵と、二階に上つて來たので、

「今日は貴下方が來る事は、チヤンと知つて居たのだから、別に逃げ匿れする樣なことは

仕ない、が一體人の家に這入つて來るのに、靴の儘とは何だ」、

と、怒鳴り付けた所が、是は失禮しましたと云つて、皆靴を脱いで來た。

「私を捕縛に來た以上、令狀を持つて居やうナア」

「イヤ決して捕縛に來たのではない、唯署長から、少し御尋したい事があるから、一寸署まで御同行を願へと云ふことでありました」

「宜しい、私は正々堂々たる者だ、御尋の筋が有るなら、御同行しやう」

と、云ひ乍ら直ぐ外に出た、其處にも十人程巡査が居た。警察に行く道すがら、澤山の人達が

「有馬の旦那はん、どない仕やはつたのんやろ」

と、不思議相に囁いて居た。

警察に着いてから、大變長い間待たされたが、署内で夕食を濟ませ、二人の監視巡査と色々な話をして居ると、やがて訊問所へ案内された。警部が一人出て來て

「貴下が有馬純雄さんだネー」

と尋ねた。然りだと答へると。

「今度西郷さんが兵を擧げたに就いて、貴下は必ず關係がある筈ぢや、夫れを悉しく話して貰へませんか」

と、非常に叮嚀に尋ねた。私は、眞實に何にも知らないのだから。

「其事ならば、私は全然與り知らない。私は勅任判事に任命せらるゝ内命を受けて、正月五日鹿兒島を出發したのだが、西郷先生が兵亂を起すなどゝ云ふことは、斷然無いと思つて居た。先生が兵を擧ぐる考へならば、私を手放さるゝ筈もないし、又私が先生の手下を離れる理由も無い、兎に角、今度のことは、私は全く關係して居ない」

と、色々と辯解もしたし、警部など煙に卷いてやつた、それが夜十二時頃迄掛つた。

「今度は、マー之れで宜しいから、今夜は、警察署の宿舍に泊つて貰ひ度い」

と云ふ。

「自分は罪人ではない、署に宿めらるゝ筈はない、憚り乍ら、私は立派な宿舍を持つて居る」

などゝ拗て見たが、結局署の宿舍に一泊した。そうして、矢張り多數の巡査が護衛して居た。然るに私が便所に這入つて居ると、一人の巡査が徐つとやつて來て。

「有馬さん〳〵」

と小聲で呼んで

「どうか、私等と共に逃げて下さい、私等も眞實西鄕黨ぢやから、それが露顯すれば、今にも捕縛せられる躰である。今夜貴下が逃げて吳れゝば、私共同志七八十名が大丈夫護衛して、共に薩軍に投じます」

と云ふた。私は、是れを聞いて「面白い」と思ふて見たが、「イヤ〳〵あんな事云ふて、俺を釣るのかも知れん」と考へたので。

「否や、私はそういふ事は出來ない、其上各島商社との關係も有るから、マー御免蒙らう」

と云つて斷はつた。併し乍ら、若しも此時、さきに集めたアノ八萬圓が私の手元に有つたならば、必ず彼等の眞意を確めて、一緒に逃げたに違ひない。

右の巡査等は、事實西鄕黨であつて其翌日、悉く捕縛されたといふことであつた。今考へ

ても、惜しくてたまらぬ。

京都へ護送さる　翌二十日、午後四時頃になると

「京都の方へ廻すことに爲つた」

と云ふので、京都から警部巡査が迎ひに來て居た。モー此うなりや、ドーセ碌な事はないと、私はスッカリ覺悟を極めて仕舞つたから頓と憚る者も無い。警官など、固より眼中にない。

其處へ私の荷物七個を持つて來て、

「此れは貴下の荷物か」

と尋ねるから、よく視ると蓋が開いて居るので、私は奮然として立ち上つた。

「是りや怪しからん、他人の行李を、其所有主の承諾無しに開放するとは何事か、まるで泥棒の所爲ではないか、夫れで君等は人民保護の役人と云はれると思ふか」

と、理を推し、例を引き、論難攻擊、警部の職權を楯にする答辯を排擊した。

私は、多年司法事務を執つて、本舞臺を踏んでゐるのだから、イヤモー彼等は、滅茶々々に成つて仕舞つた。けれども、警察力には、是が非でも服しなければならない、例の八萬圓

は、其處に其儘あるので、之を唯で、沒收されるのは、忌々しいから、此金は會社の金だと欺き、會社員三名を呼び出して貰ひ、ヨイ加減に三人で分けて、預かる樣と持たしてやつた。
明治十年二月二十日夕刻、京都から迎ひの警官に護送せられ、大阪の停車場に行つた。汽車に乘る段になると、下等切符を渡したから（從前汽車の等級は、上等中等下等と分けてあつた）。
「乃公は、從來上等計りで、中等下等に乘つたことはない、其上痔が惡いから、ソンナ物は御免蒙る。猶ほ御氣の毒ぢやが、私は下等などに乘る身分ぢやないよ、私は罪人ぢや無いと云ふことを忘れん樣にせよ」
と、駄々を捏ねると、非常に困つてゐたが、遂に外套を三四枚敷いて呉れたので、氣の毒ながら、夫れに腰を下して上等の代りとして收まつた。京都に下車すると、河原町の警察署に送られたが、私は一警部に向つて
「私はモー何にも云ふことは無いから、宜い加減にして呉れよ」
と、頼むと、

「私の方では、何にも御調することはない、唯太政官から預つて居れと云ふて來た丈の事だ」

と、更に寺町の警察署へ移され、ソコに寢て居ると、又叩き起された。折角寢たのだから、今夜はモー免して呉れといふたけれども、ソー云ふ譯に行かぬとて、今度は堀川の方へ引張つて行つた。

京都未決監に投ぜらる 「私は、ハハー、乃公を、ソコの草原の裡で、打ち殺すのぢやなア」と、覺悟して居たが、間もなく二條城に着いて、府廳内の京都監獄の未決監の二重牢の第三番室に投げ込んだ。モー夜は明けて居た。以後、巡査が四人交代で、嚴重に見張をして居た。誠に御苦勞であつた。取扱は別に粗末ではないが、臭いのには閉口したが、日數經る間に慣れて仕舞つた。

或日、私は

「何か太政官から嫌疑の次第が有ると云ふ事であるが、何卒其筋へ伺出でになつて、至急取調の程を切願する」

旨を書面にて申出でたけれども、何の沙汰も無く、また幾日かの日を過ごした。然るに、或朝一人の巡査が來て、竊かに

「今日は取調がある筈で、大久保內務卿と伊藤工部卿とが障子越しに聞かれることに爲つて居る」

と、教へて吳れた、私は

「時こそ來れ、今日こそ思ふ存分、言ふ丈のことを云つて退けやう」

と、待つ程なく果して訊問所に呼び入れられた。先づ姓名住所官職の有無など、形の如く聞かれてから、大阪で聞かれたのと同じ事を問はれた、私は

「其事ならば、モー大阪で殘らず申述べた通りの事で、其外には何にも承知致し樣が無い。私は、昨年夏歸國して、本年正月五日鹿兒島を出發し、豫ねて勅任判事に任ぜらるゝ事に定まつて居たのが、丁度京都御行幸中といふので、其運びに至らぬ内に、此度の騷動に爲つたもので、私は全く何にも知らない。彈藥を奪つたといふことも若しそれが事實であつたにしろ、それは斷じて先生の考へではない。今度の事件の起りに就て考ふるに、甚

だ可怪、理窟に會はない。

白洲における西郷先生辯護論　抑も、維新の大業は、主として、誰の力に依つて成つたので有るか位は、貴下等も固より充分承知せらるゝ筈である。今に爲つて見ると、色々手前味噌を云ふ者が出るが、西郷先生の爲された力の偉大なりし事は、方今西郷先生を邪魔扱する不心得者でも、內心必ずや敬服してるだらう。それ等の事は、大久保さんや伊藤さん達、（次の間に居るのを知つて居るから、故意と名指して云ふた）、其外、當時國事に關係した人ならば、誰でも先生の精忠無二の國士たることを認めない者は無い筈。從つて先生が自ら立ちて、戟を執るなどのことが有るべき道理が無い。萬々一にも有つたとすれば、夫れは現政府の或者が、餘儀無く兵を擧げねばならぬ樣に仕向けたものに相違ない。或は亦先生の眞意を知らざる血氣の隼雄達に誤まられたのかも未だ知るべからず。兎も角、先生は決して、皇室に對し奉り、鋒を逆にし、國家民人を塗炭の苦に陷るゝ樣な人ではない。私は、先生の殊遇を受けて、敢て自ら揣らず、微力を盡し得た者で、西郷先生あつて有馬藤太あり、先生無ければ、此の藤太（純雄と稱するに至つても矢張り藤太と云つた）。も亦

た無き者である。若し先生が兵を擧げらるゝことを豫測せんか、たとひ誰が何と云つても先生を捨て、獨り上京するが如き、根性の腐つた有馬ではないと云ふことを承知して貰ひませう。

私は、西鄕先生と大久保さんと、國事に就いて、堅い〳〵約束をされたといふ事を、先生より確かに承はつて居る。夫れは大久保は內に在りて國政を料理し、西鄕は外に出で、國事に當ると云ふソー云ふ、約束が取り交はされてゐた。

伏見鳥羽の砲聲を聞いた時、西鄕先生は、劍を執つて戰場に臨まれた。大久保さんは、袴の股立取つて、昂然として紫宸殿の御椽に跳び上つた。其時の光景を、先生は

「アノ時は、大久保の決心の程も見へて、其勇ましかつたことは、俺は前にも、後にも見たことはない。大久保は中々エイラ處があるよ」

と、しみ〴〵と話されたことを承はつたことがある。

此の如く、西鄕大久保二人の方は、切つても切れぬ仲である。として見れば、今度の事件に就いても、誰れ彼れと云はず、第一番に大久保さんに聞いたら明白に爲らう。イヤ、

明白に爲らねばならぬ筈ではあるまいか、どうです。
嗚呼。西鄕去つて廟堂人なし、人ありと雖も膓なし、膓なきの人幾人ありとも、亦た何をか爲し得やう。
幸なるかな、幽には列祖の御影護あり、明には聖天子の在すあつて、君臨し玉ふが故に、再び藩政時代に逆轉する樣なことは、斷じて無いとは思ふが、貴下方も餘程しつかりせんと、內國民の怨を買ひ、外西洋の侮りを受けるであらう。實に目下の我國情は、一髮の千鈞を引くに齊しいと云はねばならぬ」
と、滔々と辯じ立てた。何の事は無い、法廷で政談演說をやる樣なものだ。
私は、モー一身を無きものと覺悟して居るから、何等心に掛ることはない。思ふ存分なことを云つて退けたので、胸がスーツと透いた。右演說を了ると、掛りの警部が立つて、障子の內へ這入つたが、何か密々と話聲がする、間もなく出て來て、今日はモー之れで止むる旨言渡されて、牢に戻つた。
其後は、何等の取調も無かつたが、何か本が見たいと願つたけれども、法律の本は勿論、

新聞さへも見せて呉れない、唯八犬傳と、いろは文庫丈を貸して呉れたから、毎日〳〵夫を讀んで、八犬傳は三度も讀み返へした。

出獄　そうこうする內、熱病で三ヶ月程入院して居たが、非常な高熱で、いろんなことを饒舌ると云ふので、是には私も大に閉口したものだ。退院後、直ぐ又痔を治療する爲め入院中、明治十一年三月の或る日、呼び出しに依つて出獄して見ると、警部が書附けを差出した。

「其方儀嫌疑の筋有之取調べし處、其義なきに依り、構ひ無し」

と云ふ文面だ。私は勃然として

「其方には構ひ無しか知れんが、此方には大に構ひが有る」

と、怒鳴り散らした。猶餘り癪に障るから、損害賠償を訴へたが駄目だつた。「嫌疑があつたが、調べて見たら、何でもないから歸つてもよい」と、いふのだから、御話しにならない。摑まへ處がない。此達しは、玉乃世履が大に考へて書いたのだと、後日玉乃自身が話して居た。

出獄後、私は直に東上して代言會社を閉鎖した。當時代言會社は、「征韓論會社」＝靜閑社

＝ぢやとなど云はれて居て、連中は皆拘留されて居た。

此會社を靜閑社と名づけたのは、征韓に因んで命名したのであるかの様に聞えるが、之れは偶然で、其實唯靜閑空寂の意味から取つて、斯く命名したので、別に何の意味が有つた譯ではない。其れが偶然音通じたのは、是れも所謂何かの因縁だらう。――維新史の片鱗。

大山縣令擧兵理由辯疎狀

今般、陸軍大將西鄕隆盛、外二名上京ノ次第ハ、兼テ御屆申上候通ニテ、既ニ去ル十五日當地發程致候。尤通行ニ付テハ、曩キニ各府縣各鎭臺ヘ通知致置候。熊本縣ニ於テハ未前廳下燒拂、剩ニ通リ筋川尻マデ押出シ砲擊ニ及候旨、追々報知有レ之、實ニ意外ノ次第ニ立至リ候。然處、彼地ニモ、去ル十九日、當縣征討ノ命被二仰出一候哉ニ相聞ヘ、何共奉恐入候。年、併西鄕隆盛儀ハ、先般辭表差出候以來、縣下ニ於テ嚴重ニ致二謹愼一候。且數萬ノ士族白實ヲ以、學校ヲ開キ、忠孝ヲ重ジ諸生ヲ敎導シ、第一方向ヲ誤ラザル樣勸メテ說諭シ、コレニ佐賀ノ暴動、曳續キ、熊本山口同斷ノ節、縣內安靜、終ニ一毛ヲ損セザルハ、全國ニ

明瞭ナル事ニ候處、何等ノ嫌疑アツテ、大久保利通、川路利良ガ私怨ヲ以テスルカ。容易ナラザル國憲ヲ犯シ、暗殺ノ内諭ヲ下シ候義、實ニ海外ニ對シ、乍レ恐政府上ノ御失體ト奉レ存候。尤隨行ノ者共、銃器帶刀ヲ以テ途中保護ノ義ハ、暗殺ヲ命ゼラル、程ノ者、無ニ異議一上京不ニ相遂一ハ勿論ノ事ニテ、不レ得レ已於ニ下官一モ 聞屆置候。就テハ、愈當縣征討被ニ仰出一之上ハ、縣官且士民ニ至ル迄、御征討之御趣意被爲在候哉。夫々無名ノ恥ヲ蒙ラセ候テハ、鹿兒島縣人民ト雖モ皆士民ニシテ、政府ノ命令ヲ不レ奉者一夫モ無レ之候得共、何分士民擧テ動搖ニ立至候間至急御勅諭被レ下度、尤西郷大將ノ趣意モ致ニ貫徹一候樣御處分被レ下度、此段愚誠ヲ以テ奉レ願候也。

明治十年三月二日　　鹿兒島縣令　大山綱良 ㊞

征討總督有栖川殿下

追テ去ル二十八日付ヲ以テ太政大臣殿ヘハ同案ヲ以差出置候也。

鹿兒島裁判所司法官連袂上表

小官等。之ヲ司法官ニ受ケ、職ヲ鹿兒島裁判所ニ奉ジ、今般ノ形勢ヲ目撃シ、愛國ノ至情默スルニ忍ビズ、敢テ僭越ノ罪ヲ犯シ、我ガ　天皇陛下ニ奉呈スルニ別紙ヲ以テス。願クハ閣下、小官等ノ微衷ヲ憐察シ、至尊非常ノ宸斷ヲ翼奏シ、人民ノ塗炭ヲ救ヒ玉ハンコトヲ小官等謹テ小言ス。

明治十年三月三日

鹿兒島裁判所在勤

長島鋭太郎

郷内盛武

小川重信

八代規

山本守時

小野道一

吉木祐雄

太政大臣　三條實美殿下

斧鉞ノ誅ヲ冒シ、血涙號泣昧死以テ、我　天皇陛下ニ上言ス。小官等、實ニ司法官ノ後ニ備リ、今又鹿兒島裁判所ニ在リ。今般、陸軍大將西郷隆盛上京スルヲ目撃ス。豈之ヲ默止スルニ忍ビンヤ。抑此原因タルヤ、舊警視○○○○○雄等同人ヲ密々暗殺セントスルノ陰謀發覺シ、其供出スルトコロ別冊ノ如シ。實ニ驚愕爲ス處ヲ知ラズ。是西郷隆盛等、我政府ヘ伺向ノ意アリテ、登京スル所以カ、然レバ則一朝暴徒ヲ以テ目スベカラズ。宜シク源ニ溯リ、其主謀ノ者ヲ處スルニ法律ヲ以テシ、國憲ヲ正サヾルベカラズ。然リ而シテ、何事カ今日ノ齟齬ヲ生ジ、六軍西ニ下リ、西郷隆盛等ノ行路ヲ遮リ、國民ノ如何ヲ顧ズ、此慘害ヲ爲スニ至ル、且ツ當縣令ノ使節ヲ抑留シ、其意ヲ中塞シ、大ニ疑フ處アルガ如シ。然リト雖モ、今地方官ノ任ニ背カザルハ、小官等ノ熟知スル所ナリ。然ルニ、勢已ニ斯ノ如シ、嗚呼今日ノ人民實ニ方面ノ歸スル所ヲ知ラズ痛歎ノ至リニ堪エズ。且夫該犯數十名ノ如キ、當縣廳已ニ我裁判廳ノ檢事ニ附シ、檢事之ヲ法卿ニ具申ス。其犯罪ノ證アル。已ニ司法卿之ヲ　陛下ニ奏聞スル處アルベシ。仰願クハ　陛下至仁犬馬ノ言ヲ斥ケズ、我國民ノ塗炭ヲ憐察シ、速カニ非常ノ宸斷ヲ垂レ玉ハンコトヲ、小官等恐懼ノ至ニ堪エズ。

謹テ上言ス。（別冊ナシ）

明治十年三月三日　　　鹿兒島裁判所在勤

姓　名　同　前

征討總督宮へ西郷隆盛進獻書

二月十九日、征討令を發布せられ、長崎縣から、電信を以て、鹿兒島縣令宛に通達があつたので、大山縣令はこれを受取り、受書を差出したる旨、福島勇七なる者を使者に立て、熊本薩軍本營隆盛の許に寄越したのである。

その際、隆盛は、大山縣令の名を以て、有栖川征討總督宮へ上るべき左の書を認め、これを福島に託して、大山に贈つたのである。

福島勇七到着にて、長崎表の事件委敷承知いたし候。然處、長崎縣より、征討の電信を以て、御達の趣有ㇾ之御承知の段、御受書被二差出一候趣相見得候付、幸の事候間、長崎縣え御託し相成、征討將軍宮樣え別紙御差出被二成下一度御願申上候。乍二此上一宮を押立來

候はゞ、打据罷通可レ申候付、何卒右の御計午二御手數一宜敷奉レ願候。此旨早々福島氏歸縣爲レ致候也。

三月五日

西郷吉之助

大山綱良様

書中別紙とあるのが、すなはちたの書である。

今般、陸軍大將西郷隆盛等、政府え尋問之次第有レ之出發いたし候處、熊本縣は未前に城下を燒拂、剩川尻驛迄全兵押出し、及二砲擊一候故、終に戰端を開候場合に立至候。然處、去る九日（十九日の誤り）には、征討の嚴令を被レ下候由、畢竟政府においては、隆盛等を可二暗殺一旨、官吏の者に命じ、事不レ成内に及二發露一候。此上は、人民激怒可レ致は理の當然に可レ有レ之、只激怒の形勢を以て、征討の名を設けられ候ては、全征討をなさん爲め、暗殺を企、人民を激怒なさしめて、罪に陷れ候姦謀にて、益政府は罪を重候譯にては有レ之間敷哉。乍レ恐天子征討を私するものに陷り、千歳の遺憾此事と奉レ存候。殊に萬國に被レ對、何等の名

義相立可申哉。譬へ政府におひて、當縣の人民は誅鋤し盡さるとも、必天地の罪人たるは疑なく候得者、先づ政府首謀の罪根を被相糺、其上縣下の人民、暴激の擧動有之候はゞ、如何樣共嚴罰可被爲在御事と奉存候。此時に當り閣下　天子の御親戚に被爲在ながら、御失德に不立至樣御心力を可被盡處、却て征討將軍として御發駕相成候義、何共意外千萬の仕會に御座候。就ては、天に事ふるの心を以、能御熟慮被爲在、御後悔無之樣偏奉企望候。因て口供相添進獻仕候。誠恐頓首。

大山綱良

征討將軍宮樣

九州臨時裁判所における谷口登太の口供書

鹿兒島縣薩摩國日置郡小山田村

士族　谷口登太

三十三年七箇月

一、自分儀、別ニ勤場モ無レ之、農業而已致シ居候處、明治十年一月二十六日（舊曆十二月十三日）ト覺ユ、兼テ知音ノ鹿兒島福昌寺門前居住士族相良長安自分方ヘ來リ、御前ハ東京ヘ出ルト云フコトナルガ、サウカト相尋ヌルニ付、決シテ然ラザル旨相答ヘタル處、然ラバ、何故私學校ヘハ入ラザルカト相尋ヌルニ付、何モ譯ハ無レ之候ヘ共、鹿兒島ヘハ三里餘モ相隔リ、困窮ノ身分、辨當ノ手當ニモ差支フルニ由リ、是迄入校致サヾル旨相答候處、私學校ト云フモノハ、外難ノ生ジ候節ノ爲メニ備ヘ置クモノナルヲ、吾ガ國ニ於テ、戰爭ニテモ起スモノヽ如ク相考ヘ、入校致サヾルハ大ニ間違ノコトナリ。當時、既ニ亞細亞土耳其ニテ戰爭相始マリ居ルニ付、日本ヘ及ブモ測リ難シ。ソノ時ニ至リ、彼是致シ候テモ、合戰ノ出來ルモノニテハ無レ之ニ依リ、來ル舊曆正月中旬頃迄ニハ、私學校黨繰出シ、上京ノ手筈ニテ兵器モ十分取調有レ之、昨今入校スル者最多シ。若シ其時ニ至リ、臆病ヲ垂ル、樣ノコトニテハ、仁才共ヨリ（仁才トハ青年ノ方言ナリ）毆キ殺サルヽモ難レ計ニ付、速ニ入校致シ候方、身ノ爲メナルベシト勸メ候末、近頃、東京ヨリ警部等歸省致シ居ルモノ數名有レ之、中原尙雄モ歸リ居ル由。オ前ハ兼テ中原トハ懇意ノ趣キナルガ、最早面會致シタルヤ

ト相尋ヌルニ付、成ル程歸リ居ルコトハ承知致シタレドモ未ダ面會セズ。勿論中原ト別段懇意ト云フニアラザレド、臺灣征討ノ時同樣從軍致シ、互ニ相知ルモノニ候段相答ヘ候。然ル處、相良ヨリ申聞ケ候ニハ、中原等ハ何カ私學校ノコトヲ探ル爲メニ歸リ居ルニ相違ナケレドモ、區長等ハ孰レモ私學校黨ノ者ニテ、警部等ニ面會モ不都合ニ付、オ前中原方迄氣張リクレ候コトハ相成ル間敷哉。尤モ私學校黨ノ者ト思ヘバ、中原モ用心致スベクニ付、先ヅ臺灣歸リ以來、絕テ面會セザル旨ヲ申述ベ、次ニ私學校ニ入ラザルニヨリ、何カ嫌疑ヲ受ケ迷惑ニ付、東京ニ於テ可レ然勤場モアラバ、出京致シ度志願ナリト、此方ヨリ話シ掛ケ可レ申、左スレバ、中原モ何トカ答フル次第アルベシ。其事ヲ聞キ取リ報知致シ吳レ候ハヾ、私學校ヘ入校ノ儀ハ如何樣ニモ取計ラフベシ。成ルベク早ク參リクレヨトノ事故、承諾致シ、一月三十日(舊曆十二月十七日)午後一時頃、中原方ヘ立越シ對面ノ上、自分ヨリ中原ニ向ヒ、此程歸リ居ラル、由ハ承リタレドモ、是迄御無沙汰致シタリ。今日ハ當所ノ市ニ付(十二月十七日ハ、伊集院町ノ市ナリ。)旁出掛ケタリト申述ベタル處、能ク來リタリトテ、不ニ相替ニ懇談ニ及ビタル末、私學校ノ模樣ハ如何カト中原ヨリ相尋ヌルニ付、自分ハ入校不レ致

候得共、近頃ニ相成リテハ、入校ノ人々夥敷實ニ盛大ナルコト、毎家私學校黨ニ付、自分共ノ如キ入校セザル者ハ、カネテノツキアヒモ何カ隔意有レ之向ニ相成、大ニ嫌疑ヲ受候場合ニテ、迷惑ノ仕合ニ付、出京致シ度相考居候得共、今トナリテハ可レ然勤場モ有レ之間敷ト存ジ、猶豫致シ居候段申述ベタル處、中原申聞ケ候ニハ、當時警視廳モ盛大ニ取建テ相成ル賦リニ付、勤場ノ處ハ決シテハヅレ間敷、殊ニ先年奉職致シ居候譯モ有レ之、何モ故障ハ無レ之筈、自分モ別シテ力ヲ得ル事ニ付、共ニ上京互ニ盡力スベシ。然ルニ、私學校黨出京スベシトノ說有レ之、今日ノ勢ヲ察スルニ、是非共破裂ハ致スベク、イツ頃ニ可レ有レ之哉ト相尋候ニ付、自分ノ考ニテハ、多分舊曆三月頃ナラント相答ヘタリ。（コレハ相良長安ナリ、若シ中原私學校黨出京ノ頃合ヲ尋ヌルナラバ成ル丈ケ遠ク云ウテ置ケト申含メタル故、如斯相答ヘシナリ）然ル處中原云ク、實ニ私學校黨ト云フモノハツマラヌモノナリ。今日ニ至テハ、政府ニ於テ海陸軍ノ備モ嚴重ニ相成リタルニ付、假令私學校黨鹿兒島ヨリ熊本ヘ押シ出ス共、鎭臺ヲ蹈潰スコトハ容易ニ出來ルコトニアラズ、其中前ノ濱ニ軍艦ノ二三艘モ來リ、川内邊ニ一二艘モ廻リ、海陸ヨリ打チ立ルトキハ、一氣ニ打チ破ラル、ハ必定ナリ。鄕々ノ者ハ、是

迄鹿兒島ノ人ヨリ鄕ノ者トテ區長ヲ立テラレ、不平ヲ懷キナガラ、今日ニ至リ私學校黨ニ隨從スルハ、誠ニツマラヌ仕方ナリ。若シ私學校黨事ヲ擧グルノ場合ニ至リ候共、鄕々ノ者ヲ私學校ヨリ引キ離スコトハ、自分ノ力ニテ隨分出來ル心得ナレドモ、鹿兒島ノ處ハ、始メヨリ西鄕ト共ニ致シ居ル故、甚ダ六ケ敷事ナリ。故ニ自分先ヅ西鄕ニ面會、議論致シ度相考ヘ居レドモ、若シ途中ニテ私學校黨ノ仁才共ヨリ、ツマミ殺サレ共シテハ、馬鹿ナコトナリト留メルモノ有レ之ニ付、差控ヘ居ルナリ。併シ、西鄕若シ事ヲ擧グル時機ニ至ラバ、立越シ議論ニ及ビ、聞キ入レザルトキハ、刺シ違ヘルヨリ外ニ手ハナイ。此人ト共ニ斃ルレバ、吾身ニ於テ不足ハ無レ之ニ付、西鄕ノ方ニ行ク考ナリ。オ前ハ鹿兒島ニ道モ近キ故、何カ變リタルコトヲ聞込ミタラバ、早速知ラセテクレヨトノ依賴ヲ受ケ候ニ付承諾致シ、鹿兒島ノ模樣及ビ西鄕在宅ノ頃合ヲモ承リ報知致スベシ。ソレニ付テハ、邊見十郎太ノ弟ハ兼テ知人ニ付、彼方ニ參リ、一體ノ模樣承リ合セ可レ申ト相語リ候。サウシテ吳ルレバ最幸ノコトナリ。ソレ等ノ處ニ行テモラハネバナラヌト、中原ヨリ申聞ケ候ニ付、同日午後四時頃、中原ノ宅ヲ立チ出テ罷歸リ居候。翌三十一日、午後、相良長安來リ、中原方

へ參リ呉レタリヤト相尋ネ候ニ付、中原ト談話ノ次第、逐一殘ス所ナク相話シ候處、サウシタコトカ、其通リ疑ハレテ居ルカラ、面會シテ尋ネ見ザレバ分ラヌト云フコトハ其事ナリ。實ニ國ノ爲ヲ思ウテ疑ハレルハ、ツマラヌコトナリト申シタル末、オ前ガ私學校へ入學ノコトハ、自分可レ然取リ計ヒ遣ハスニ付、少モ懸念ニ及バザル旨申置キ立歸リタリ。其後二三日ヲ經テ(日ハ覺ヘズ)相良長安ヨリ使ヲ以テ(コノ使ハ私學校黨ノ者ニ相違ナケレドモ、其姓名ハ存ゼズ)鹿兒島下荒田峯崎某(註名は良明通稱半左衛門薩軍四番大隊八番小隊長)方迄、參リ呉レ候樣申來リタルニ付、卽チ罷越シ候處、今一タビ中原方へ氣張リ呉ルヽベキ旨相良ヨリ申聞ケ、且中原へ面會ノ上ハ前日ノ話ヲ續ケ、私學校ノ勢盛ナルヲ語リ、近日東京獅子下リ居ルニ付、私學校黨ニテ獅子狩リヲ爲ス風聞有レ之ニ付、用心致シ居ルベシト云フコトヲ語リ可レ申旨、相良ヨリ承リタルニ付其通承諾シ、翌日午後四時頃、中原方へ立越シ候處不在ナリシガ、近所ニ參リ居ル由ニテ、家內ノ者ヨリ呼ビニ遣シタルヲ以テ、無レ程歸リ來リ談話ノ央、市來郷ノ高崎親章中原方へ參リタル處、中原ヨリ話ヲスルニヨキ處アル故來ルベシトテ、自分並ニ高崎モ同樣連レ立チ、伊集院町ノ一家へ至リタルニ、川內ノ末弘

直方、外ニ一人名前知ラザル者（註柏田盛文か）罷在リ、以前ヨリ中原ト共ニ、焼酎ナド飲ミ居候體ニ相見エタリ。自分モ其席ニ加リ焼酎酌ミナガラ、兼テ相良ヨリ申含メタル通、鹿兒島ノ模様、及不日東京獅子狩可レ有レ之等ノコト迄相語リ候處、中原ト外三人ニテ、我々等此節歸省ノ事柄ハ、大山勘助、八木新兵衛、其他二三人ヲ除クノ外ハ、決シテ知ルモノナキ筈ナルニ、コノ事ノ私學校黨ニ洩レタルハ不思議ノ事ナリ、必ズ海老原穆ガ東京ヨリ報ジタルニ相違ナシナド話合候テ、其座ニテ承知シタレドモ、其他ハ別段込ミ入リタル談話モ無レ之、夜ニ入リ高崎親章ハ、追テ出會スベキ旨相約シ立去リ、末弘直方外一人ハ其座ニ居殘リタルヲ以テ、自分ハ中原ト連レ立チ、中原ノ宅ニ至リ、互ニ寢轉ビ談話ノ中、先刻立歸リタルハ市來郷ノ高崎、殘リ居ル二人ノ内一人ハ末弘某ニ有レ之、孰レモ東京ヨリ歸省致シ居ル者共ニ候段、其節始メテ中原ヨリ承リタリ。然ルニ、中原ヨリ金一圓カ二圓カ確ト覺エズ、紙ニ包ミ差出シタルニ付、金子ハ何モ入用無レ之旨相答ヘ候處、鹿兒島等ヘ往來スルニハ、金子無レ之テハ不都合ニ付、持參致スベキ旨申聞ケタルニ付、其儘受納致シ、其夜ハ中原方ヘ一泊、翌朝未明中原宅ヲ立チ出デ、朝飯前自宅ヘ罷リ歸リ候處（註伊集院よ

リ谷口の居村小山田は約二里あり。）前日相良ヨリ使ニ來ル私學校黨ノ一人、尚又自分宅へ參リタルニ付、中原方ニテ見聞シタル次第、洩レナク相話シ候處、直チニ立歸リ候事。二月二日ト覺ユ、鹿兒島廣小路分署ヨリ呼出シニ付出頭候處、警部體ノ者名ハ存ゼズ、鑑札一枚相渡シ、私學校ニ入リ居ラザル者ハ、捕縛セラル、モ知レザル故、此鑑札ヲ所持セヨト申聞ケタルニ付受取候。其印鑑ハ第四課ノ印鑑ニ有レ之候事。二月三日、西田警察分署ニ出頭スベキ旨、書面ヲ以テ申來リタルニ付直チニ立越サントスル途中ニ於テ、前日ヨリ度々相良ノ使トシテ、自分方へ來リタル私學校黨ノ一人ニ出逢ヒ候處、是ヨリ伊集院迄デ參ラズシテハ相叶ハザルニ付、オ前モ參リ呉レヨト申聞ケタルニ依リ、其意ニ從ヒ、鹿兒島縣警部淺井直之進、巡査町田權左衛門、其他名前知ラザル者數人ト同行ノ途中ニ於テ、町田ヨリ自分へ申聞ケルニハ、中原尚雄等取調ノ筋有レ之捕縛可レ致處、大勢其宅ニ踏ミ込ミ、怪我等サセテハ厄介ニ付、オ前ノ名前ニテ中原へ書翰ヲ遣スニ付、一歩先手ニ參ルベシトノコトニ付、町田ト共ニ道ヲ急ギ、伊集院町ナル曾テ中原ト會同シタル一家へ立チ寄リ、食事等致シ候內、町田ニ於テ自分名前ノ手紙ヲ認メ、中原方へ差遣シタリ。無レ程中原ハ都

合能捕縛シタル段、名前知ラザル同行ノ者ヨリ通知アリ。是レヨリ尚又市來迄參ルベキ旨、町田ヨリ申聞ケタルニ付、直樣出立、市來ニ於テモ同樣、町田ヨリ自分名前ノ書面ヲ高崎親章ニ差遣シ、無難ニ捕縛シタル由ニテ、更ニ平佐鄕ヘ向ケ立越シタル處、雨中歩行ヒマドリ、町田ト自分ハ、他ノ人數ト途中ニ於テ相後レ着シタルトキハ、既ニ他ノ人數ニテ、末弘直方ヲ捕縛シタル旨承リタルニ付、町田ト共ニ罷歸リ候事。二月十三日、私學校ヨリ呼使ヲ受ケ罷出候處、名前知ラザル書記體ノ者ヨリ、其許ハ邊見十郎太ノ隊ニ編入ニナリタリト申聞ケルニ從ヒ、十郎太ニ面會候處、隊ノ極リタルモノハ、直ニ番兵ニテモ致サズテハ不二相成一トノ事ニ付、一應歸宅、帶刀再ビ同校ニ至リ、三番大隊一番小隊ノ分隊長被二申付一タルニ付、固ク辭退シ兵卒トナリ、分隊長ニハ八木彥八擧ゲラレ候事。同月十六日、押伍列トナリ出立、熊本ニ至ル途中、水俣ヘ掛ル山ノ上ニテ、小隊長邊見十郎太ヨリ、中原尙雄ノ口供隊中ノ者ヘ讀ミ聞カセ、右ノ筋合ナルニ付、此段政府ヘ尋問トシテ上京致ス旨申渡サル。右讀ミ聞ケ文中、自分ヨリ長安ヘ申立タル趣意ト異ナレドモ、何等申出デズ候事。同月日失念、熊本縣下細工所自分宿所ヘ、本營詰池上四郞使ノ由ニテ、小使體ノ

モノ來リ、實印差出スベシトノ事ニ付、所持セザル旨答ヘ差歸シ候處、再ビ來リ云ク、所持セザレバ買求ムルカドウナリトモ致シ、差シ出スベシトノ旨ニ從ヒ、所々相尋ネタレトモ市人ハ立チ去リ、買求ムルコトナラズ、幸ヒ明家ニ捨テアル四角ナル古印一ツ拾ヒ取リ、渡シ遣シタル處、程ナク自分ニ出頭スベシト呼ビ來ルニ應ジ立越シ、池上四郎ニ面會ス。然ル處、同人一通ノ書面ヲ出シ、是ハ其方中原尙雄ト談話セシ始末ヲ認メタル書面ナリ。讀聞ス間承ハレトノ事ニ付承リタリ。然ルニ、自分中原尙雄方ニ行キ談話セシ次第トハ、其趣意大ニ相違ノ文ナレドモ、兵隊ヲ繰出シ接戰ノ場合、異論申スモ無益ナリト考ヘ、相違無レ之段申置立歸リ候事。其後、川尻ノ戰急ナル趣ニテ、三番大隊一番小隊同所ヘ援兵ニ赴ク時、自分ハ桐野方ヘ行クベキ旨、半隊長山本彥十郎ヨリ達シヲ受ケ罷越シ候處、桐野ヨリ此方モ下人計リニテ、熊本人等來リ候節ハ不都合ニ付、御苦勞ナガラ此方ヘ居リ吳レ候樣ト申スニ任セ居リ候事。川尻ノ戰敗レ、熊本ヲ引揚ル砌リ、中牟田ヘ彈藥運搬方桐野ヨリ被二申付一、一箱ヲ人夫ニ持タセ、自分附添ヒ中牟田ニ至テ、同所モ陣ノ隊號並隊長名前モ知ラザル隊ニ相渡シ候事。矢部ヲ經テ人吉ヘ引揚候後、病起リ候ニ付、治療相加ヘ居候處、

同所本營詰村田新八ヨリ呼出ニ付罷越候處、同人ヨリ彈藥製造所人少ニテ差支ヘニヨリ、當分彈藥製造掛ト爲リ、出來上リタル彈藥ヲ諸隊ヘ分配方可レ致旨被ニ申付一相勤メ候。同掛リ頭役ハ新納軍八ニテ、自分ハ萬事其指揮ヲ受ケ取計ヒ候事。人吉ノ戰敗レ日向ニ退キ候後ニ、各所ノ戰ニ味方續テ敗走ニ及ビ、此先トテモ官兵ニ抗スル能ハザルヲ悟リ、且一時方向ヲ誤リタルヲ悔悟致シ候ニ付、八月十四日、延岡永井村ニ於テ、軍門ニ降伏仕候事。

中原尙雄等、西鄕隆盛ヲ暗殺セント企テタル云々、自分ヨリ私學校黨ノ者ヘ申出タルニ由リ、右ヲ證據トシテ取糺ノ上、中原等ノ口供成案相成リタル趣、今般再應御取調ヲ受ケ候得共、暗殺ノ儀ハ、中原ヨリ決シテ承ハラザルハ勿論、右樣ノ儀、自分ヨリ相良長安其他ヘ申出デタル事ハ一切無レ之、前件申立候通、鹿兒島ヨリ出陣ノ途中ニ於テ、邊見十郎太ヨリ中原ノ口供ナリトテ讀聞カセ候節、其文中暗殺云々ノ儀有レ之、不審ニ思ヒ候次第ニ付、其口供ハ全ク私學校黨ニ於テ、取拵エタルコトヽ想像致シ候事。

右之通相違不ニ申上一候。以上。

明治十年十二月二十四日　　　　　　谷　口　登　太（拇印）

谷口の口供に對する元私學校黨有志の所見

薩南血涙史抜記

世人往々にして、刺客の事實を否認し、谷口の報告を以て、私學校黨の捏造に係かるものと爲し、戰爭局を結ぶの後、谷口の警視廳に於いて拇印せる口供中、一言の暗殺に及べるもののなきを以て、最も適切の反證と爲すものありと雖ども、其謂はゆる口供なるもの、實は當時の法官、密かに長上の旨を承け、任意添削紛飾を經て、强ひて拇印せしめしものゝ如し。乃ち下記の數篇、此の間の消息を暴露し來つて、毫髮遺憾なしと云ふべし。

一、谷口登太と問答

（明治四十三年四月二十日、午後三時、加治木常樹、谷口登太の面前に於て認む。）

谷口登太は、今ま尙ほ存命なれば、暗殺事件の內容を確めんとて、數根賀倍を作ひ、明治四十三年四月二十日、谷口を小山田村の宅に訪はんとて、横井町（市より二里半）に至りしに、此日は馬踊の日にして、甚だ雜沓を極む。谷口も之を觀んとて、爰に來居たり、谷口は

其知已なる人の宅に我等を誘ひ、爐を圍みて談話す。
加治木曰く、十年中原等暗殺の件たるや、當初私學校の爲に探偵したる報告書と、東京警視廳にて供述したる口供とは、大に矛盾せる者の如し。如何なれば、斯くは異りしぞ。
谷口暫時瞑目して、何か考ふるものゝ如かりし。
加治木曰く、十年の事、言ふに忍びざるものありといへども、之れが爲めに、先輩戰友死するもの六千餘人。其眞相未だ世に明かならず、死者瞑する所なし、故に其眞相を明にし、之れを千載に傳ふるは、生存者の義務ならずや、願はくば、其事實を明白に告られたし。
谷口曰く、中原暗殺の事は、當時私學校に報告せし通りなりしが、余は長井村に於て縛に就き、宮崎裁判所に押送せられ訊問を受けたるを以て、包まず之れを陳述せり。其大要は、始め余は出軍の際、逸見十郎太隊の分隊長を命ぜられしが、余は之れを辭退せしに、八木彦八代つて分隊長となれり。余は同隊の押伍にて出軍せしに、熊本に至るや、本營附に轉ぜり、此の際、八代鏡二ケ所の官庫に官米あるを探知し、其官庫を開き、官米を掠奪して我軍に供し、其後彈藥掛となりしも、我軍利あらず、人吉に退却せり。此の比よりして痳

病に罹りたり、されど、差して困難といふ程にもなければ、矢張彈藥掛に從事し、遂ひに延岡長井村に至れり。八月十七日可愛獄突撃の時も、余は後軍に在りしが、途中敵の爲めに道を絶たれ、重圍を脱出する事能はず、山中に潛伏すること三四日、雨に濡れ一飯を喫せず、遂に官軍の爲めに捕はる。官軍は余を宮崎裁判所に押送せんとせしも、此の時、余は病甚だしくして、歩行するを得ざるより、懷中に金五圓を有したれば、此の金を以て人夫を雇ひ、輿に乘らん事を乞ひしに、官軍之を許可せり、故に余は輿に乘つて美々津に一泊し、又高鍋を經て宮崎に至れり。宮崎裁判所にては、余が病氣なるを見て、坐して訊問を受くるも苦しからずとの事なりしかば、白洲に坐して取調を受けたり。依て余は中原等探偵事件より、分隊長辭任の事は勿論、八代鏡の官米掠奪の事に至る迄、遂一供出せり。然るに押伍以下の者は、宮崎裁判所に於いて、自宅謹愼を命じて直ちに釋放せしも、余は裁判官より鹿兒島に於いて、再び訊問するの必要あらんも計られざれば、御苦勞ながら、鹿兒島迄參り吳れたし。最も病氣の事なれば、乘物は官より手當すべしとの事にて、鹿兒島に至りしに、一回の訊問も受けず、長崎に送られたり。長崎にても同樣にて東京に送られ、直

に警視廳監倉に收容せられぬ。爾後三回の取調を受けたり。第一回は宮崎の申立に依り、西郷暗殺の事に付中原と對決せり、中原は西郷暗殺の事は、言ひたる覺なしと主張すれど、余は中原より現に暗殺の事を聞きたりとて、凡そ二時間位も論爭せり。第二回は、中原も白洲に呼出され居りしも、此時は中原とは對決せず、自分のみ取調べを受けたり。第三回は十二月二十四日なり。此の時、裁判官の申告に、其後屢々中原の取調を爲したれど、中原は暗殺の事は言はずと申立居れり。汝は此事を主張すれども、是れは水掛論に歸すべし。就ては汝が八代鏡等の官米掠奪の事も、互に戰爭中の事なれば有得べき事柄とし、此れは調書より省く事に致すべし。又汝が調書も、無用の事共餘りに長ければ、之れと同時に削りて短くすべし、或は先の申立と、意味變更する事もあれど、其れは止むを得ざる事なれば、豫め承知すべしとて、幾度も八代鏡の官米掠奪事件を除却する事を申告せられたり。右の如き都合なりし以て、前に私學校に報告せし書面とは相違せしも、其略したる口供書に拇印せしに、同日直に放免せられたり。

加治木曰く、然れば中原暗殺事件は、私學校に報告せし通り、相違なき事實なりしや。

谷口曰く、暗殺の事は、正しく中原より聞きたる事に相違なき事實なり。

加治木曰く、其後中原と會見せられし事ありしや。

谷口曰く、先年伊集院鄕大迫邑にて、中原が車より來るに出逢ひたり。其の時、中原より谷口君ではないかと聲を懸けられたれば、立留まつて談話せり。彼れは平素の通り打解て談話せり。其後一二回途中にて逢ひし事あれども、遂ひに當時の事には及ばざりし、余は中原とは素よりの知人にて、臺灣征伐の時にも一緒なり、彼れは文筆は無けれども、記憶は之れに反して强き者なり云々。

二、有馬要介直話（加治木常樹手記）

兒玉軍治、後に至り、川畑某より聞き及べりとて、余に物語れるは、谷口登太は東京警視廳在檻中、初めの程は、中原暗殺の事に付、强業の申立を爲したりしが、或夜谷口が舊同僚たりし川畑警部、竊かに來り、谷口を呼出し、其申立によりては、首のなき事になるかも知れずと聞く。君は程能く申立を爲す方然るべし。舊友の善みにより、竊に忠告すといひければ、谷口も之れが爲め恐怖して申立を變せりと。

三、河野主一郎直話（加治木常樹手記）

谷口は、遂に官の籠絡する所となり、警視廳より釋放せらるゝに及び、羅紗の羽織などを、警視廳在勤の舊友より貰ひ受けて歸縣せしといふ、是れは當時の風説なりし。

〔附記〕谷口登太は、弘化元年六月六日、鹿兒島城外小山田に生れ、昭和八年二月十八日午後六時、九十歳の高齢を以て、その天壽を終つた。（著者）

○諸郷同志者側之部

川路大警視訓諭草案

暴徒或ハ言ハン、此擧只死力ヲ以テ、奸吏ヲ殪サンノミ。決シテ政權ヲ奪ハントスルニ非ズ。百官有司、宜シク其人ヲ撰擇スベシト。嗚呼、是何ノ言ゾ哉。此言ヲナスモノ、眞ニ暴逆ト謂フ可シ。自カラ政柄ヲ執ルノ見識ナク、又之ヲ治ムルノ能力ナク、而テ好ンデ禍亂ヲ釀成シ、蒼生ヲ苦シメ、國威ヲ損スル者、暴逆ニ非ズシテ何ゾ。若シ眞ニ國ヲ亂スノ

奸臣アリトセバ、人民ノ義務タル匡濟ノ道ヲ盡シテ、以テ之ヲ退クル難キニアラザルベシ。然ルニ計茲ニ出デズ、漫リニ暴威ヲ募リ、殺戮ヲ極メント欲スルモノハ何ゾヤ。則積日ノ怨望私憤ヲ逞シクセント欲スルニ外ナラザルナリ。天下ノ人、心アル者、誰カ此草賊亂民ニ與力シ、千載消磨スベカラザルノ臭名ヲ負フモノアランヤ。只當サニ誓テ此賊ヲ平治シ、國家ノ體面ヲ淸ソスベキノミ。抑モ、方今海ニ海軍アリ、陸師アリ、各々全國ノ精鋭ヲ收メ、躍如持滿ノ勢力アリ、一旦緩急アラバ沛然江河ヲ決スルガ如クナルベシ。誰カ能ク之ニ敵セン。夫レ天道正ニ福シ、邪ニ禍ス。今ヤ我國家ニ禍スルノ端緒已ニ開發セリ。三千五百萬ノ有志此機ニ乘ジ、ソノ心力ヲ根本ニ盡シ、國家ヲ保全シ、上ニ　天皇陛下ノ宸襟ヲ安ジ奉リ、下モ蒼生塗炭ノ艱苦ヲ救ヒ、各自ノ榮譽ヲ發揚シ、海外各國ヲシテ、國其國タリ、民其民タルヲ承認セシメンコト、豈ニ今日ノ急務ナラズヤ。豈ニ千載ノ一時ナラズヤ。夫レ人タル者、貴賤上下ノ別ナク、一身ヲ治ムルニ至リテハ、不羈獨立ノ君主トナリ。然ルニ、人トシテ自主自立ノ權力ナク、又ソノ志望ナク、生涯ノ利弊、得失ヲ擧テ、之ヲ他人ニ委ネ、自ラ其ノ固有ノ權利ヲ抛擲シ、心身兩ツナガラ羈束ヲ被リ、同等ノ人類

ニ自在ニ驅役セラレ、恬トシテ顧ミザルモノ、之ハ人面ヲ假冒スルノ牛馬ト謂フトモ、溢言ニ非ザルナリ。方今、一視同仁ノ盛世ニ遭逢シ、猶獨立自主ノ權利ヲ保有スル能ハズ。空シク之ヲ他ニ致シ、甘ジテ、人獸トナリテ他ノ鞭韃驅役ヲ受ケ、頻リニ天下ノ大惡ニ陷リ、千載磨スベカラザルノ賊名ヲ蒙ラントス。吾輩同胞、豈前岸ノ火ヲ觀ルガ如クナルニ忍ビンヤ。

鹿兒島ノ士民、無根ノ風說ニ動搖シ、或ハ天ヲ敬シ、民ヲ憐ムヲ名トシ、刀ヲ磨シ、銃ヲ裝フト。其趣意奈何ヲ審カニセズト雖モ、想フニ必ズ容易ナラザル擧動アラントス。抑モ、今日國法アリ、民法アリ、職務ニ章程アリ。苟モソノ權限ヲ紊ル可カラザルハ皆人ノ知ル所ナリ。一己ノ私見ヲ主張シ、何程國家ノ爲メナリトスルモ、窃ニ兵戈ヲ弄スルガ如ク、國憲ヲ犯ス者アルニ至リテハ、罪素ヨリ免ル可カラザル也。

夫レ人常ニ能ク方嚮ヲ定メ、名分ヲ明ニスト雖モ、或ハ時世ヲ過慮スルノ餘、偶々他ノ誑惑スル所トナリ、變ニ臨ミ、誤謬ナキヲ保タズ。故ニ反覆思考シテ、自己ノ意ニ充ツルニアラザレバ、決シテ之ニ與ミス可カラズ。彼ノ不平黨ナルモノハ、常ニ政府ノ不幸ヲ悅ビ、

專ラ黨與ヲ募ルヲ勤メ、一回此黨ニ入ルトキハ、官途ハ勿論、上京ヲ禁ズル等、今日ノ政府ヲ顚覆スルニアラザルヨリハ、再ビ青天白日ヲ見ザルモノヽ如シ。開明ノ今日ニシテ、何ガ故ニ斯ノ如ク人ヲ束縛スルヤ。又何故ニ黨與ヲ募集スルヤ、是其怪シム可キノ事ニシテ、今日自立自由ノ世ニアリナガラ、如此ノ束縛ヲ受ケ、至重ノ生命ヲ委任シ、如何ナル慘禍ヲ蒙ムルモ之ヲ顧ミザルハ、牛馬ニ異ナラザルモノト謂フベシ。萩ノ玉置(玉木正誼カ玉木ハ乃木大將ノ實弟也)ト云フ人ハ、頗ル人望アリ、此人ナラバ大丈夫ナリト、少年輩ヲソノ父兄ヨリ委托シ置キシニ、豈ニ計ランヤ、前原ニ欺カレ、其少年輩倶ニ官軍ニ抗セリ。因テ萩ノ死傷ハ少年ニ多シト云フ。今此ノ少年ニシテ、知ラズ識ラズ斯ル慘禍ヲ蒙ルノミナラズ、千載磨スベカラザル賊名ヲ負フ。眞ニ痛惜スベキナリ。血氣ニハヤル少年輩ハ、以テ殷鑒トナスベシ。

夫レ兵ハ國家ノ大事ナリ。之ヲ起スハ止ムヲ得ザルニ在リ。然ルニ彼不平黨ハ、好デ之ヲ起サントス。必ズ其終ヲ全クセザルヲ信ズ。且彼ノ黨ノ人物ヲ見ヨ。天下ノ要職ニ居ルベキ幹才アルモノアル歟。若シ此等ノ人ニ至重ノ生命ヲ托シテ、安ズル如キ愚騃ハ、人間以

下ニシテ、決シテ靈魂ヲ具スルモノト做ス可カラズ。

此黨自カラ謂フ。我輩蹶起セバ全國響應セン。蝦夷松前マデハ一擧シテ拔クベシ。今ノ政府ヲ倒サンコト瞬間ニアリト。慢モ亦甚シ。此暴言ヲ信ジ、此暴擧ニ應ズルモノアラン。常ニ腕力ヲ挾ンデ人ヲ弱シトスルハ、鹿兒島人ノ習癖ナリ。誰カ又之ヲ許サン。今三州ノ兵ヲ擧テ、以テ王師ニ抗スルニ足レリトスルカ。試ニ天正年間ノ事ヲ思フ、當時其力九州ヲ拔クノ勢アリテ豐公ニ抗ス。然ルニ、僅々三旬ヲ出ズシテ、降ヲ乞ヒシニアラズヤ。當時專ラ腕力ヲ用フル者ニシテ、猶然リ、今日ノ朝廷ハ、素ヨリ豐公ノ比ニアラズ。人材アリ兵力アリ、器械アリ、況ンヤ、名分ノ犯ス可カラザルモノアルニ於テヲヤ。

彼レ若シ事ヲ擧グルニ當リ、上京セバ海路ヨリスルカ、鹿兒島ニ運用ノミニ備フル極メテ舊物ノ汽船アリ。遠洋ヲ航シ、直ニ東京ニ達スベキニアラズ。海上少シク風濤ノ險アラバ、忽チ覆沒ノ患アルベシ。幸ニ風浪ノ難ナキモ、海軍進デ之ヲ一擊センカ、空シク海中ノ水屑トナランノミ。若シ陸路ヨリスルカ、先ヅ肥後ニ至ラバ鎭臺之ヲ討ツベシ。頼ム所ノ暴徒ハ、曩ニ既ニ盡ク。ソノ外諸外縣、設シ或ハ之アルモ、資力ナク又器械ナシ。總テ慮

ルニ足ラズ。抑モ、鹿兒島藩ノ如キ、維新前後、國家ニ勳勞アル少シトナサズ。然ルニ今ニ於テ暴擧アラバ、遂ニ前功ヲ失墜スルノミナラズ、併テ今日ノ榮譽ヲ汚辱シ、國家許多ノ權威ヲ減損スルニ至ル。君等幸ニ能ク之ヲ猛省セヨ。曩ニ鹿兒島人某、東京ニ來リ、該縣人巡査奉職ノ輩ヲ煽動誑誘セントスルニ際シ、或ル巡査左ノ如ク之ニ詰論セシニ、某自カラ愧服シテ出ヅル所ヲ知ラズ。終ニ怏々トシテ、空シク歸縣セリト云フ。東京六千餘員ノ警視ヲ創立スルハ吾長官ヲ始メトシ、其ノ根元西郷氏ノ意ニ出ヅルモノナリ。近來ノ風評、其虛實ヲ審カニセズト雖モ、西郷氏腕力ヲ以テ來リ迫ルト。是レ蓋シ不平暴徒ノ徒、氏ノ威名ヲ假リ、世ヲ煽動スルモノニシテ、西郷氏ニ於テ、萬々斯ノ如キ暴擧ナカルベキハ、堅ク信ズル所ナリ。然レバ、今日氏ノ知遇ヲ辱フシ、氏ノ信ヲ得ルモノト雖モ、一朝大義ヲ誤リ、一已ノ私見ヲ主張シ、兵戈ヲ以テ迫ルガ如キ、國憲ヲ破ルモノアルトキハ、之ヲ殺シテ以テ恩ヲ報ゼンコトヲ期ス。是レ氏ガ曾テ教誨スル所ニシテ、則チ氏ニ負カサルモノナレバ、氏モ亦必ズ之ヲ滿足スベシ。是レ世ノ開明ニ從テ、人智自カラ進ミ、大義名分ヲ明カニスルヲ見ルニ足ルベシ。君等ハ虛言ヲ以テ、世ヲ煽動スルノ徒ナリ。ソノ一

ツヲ擧ゲンニ、政府ニ於テ、九州ヲ外債ノ抵當ニセリト、是虚言世ヲ煽動スルモノニアラズシテ何ゾヤ。且ツ今日、人民ノ警視ヲ信ゼザルモノナシ。然ルニ彼ノ不平ノ徒、獨リ之ヲ惜ム。是レ其匪謀ヲ懐クガ爲ニ、我權力ヲ畏憚嫌惡スルニアラズシテ何ゾ。若シ國家ノ爲メナレバトテ、腕力ヲ用ユルナレバ、佐賀山口等ノ賊モ、忠臣ナラントスル歟、古來腕力ヲ以テ事ヲ爲シ、忠臣タリ、又公益ヲ爲シタルノ例アルヲ聞カズ。

假令、三州ノ兵ヲ擧テ上京スルモ、是ニテ政府ヲ顛覆スルニ足レリトスルカ。且獨リ鹿兒島ノミ强クシテ、他ハ之レニ當ルニ足ラズトスルカ。夫今日ハ、大義名分ノ明赫ナルノミナラズ、天下ノ大勢ニ於テモ、亦確然動カスベカラザルナリ。少年血氣ノ輩決シテ戊辰ノ看ヲ爲シ、噬臍不レ及ノ悔ヲ貽スコト勿レ。誰カ今日ノ朝廷ヲ弱ト謂フ。弱ナレバコソ之ヲ助クベシ。而テ又何ノ弱キコト之レアラン。今朝廷海陸ノ二軍アリ、何レモ職掌ヲ盡スベシ。加フルニ、警視六千餘員アリ。皆大義名分ヲ明カニシ、方嚮ヲ詳ニス。方嚮トハ何ゾ、則勅命ナリ。勅命ヲ奉ジテ亂賊ヲ討スルハ、臣民タルノ一大義務ニシテ、此ノ大義ニ戻レン事、兼テ希望スル所ナリ。又西郷氏ニ於テモ、決シテ斯クノ如キノ暴擧ナカルベシト雖

モ、平素不平ヲ政府ニ挾ムノ徒ニシテ、氏ノ名ヲ假用スル者ニ詿惑セラレ、附和囁集、知ラズ識ラズ賊名ヲ蒙ムリ、非命ノ死ヲ遂ゲ、辱ヲ後世ニ貽スルノミナラズ、海外ニ對シ、國家ノ權威ヲ汚損シ、開明ノ進歩ヲ妨碍スルニ到ル、實ニ痛歎慨惜ニ堪ヘズ、我輩幹保ノ職ニ在テ、最モ切ニ憂慮スル所ナリ。

宇内萬國何ノ國ニ論ナク、政府ハ人民ノ生命權利所有ヲ保護シ、之ヲ安全ナラシメンガ爲メ、人民ノ上ニ立テ、之ヲ統制スルノ大義名分ト、權利義務トヲ有スルモノナリ。故ニ一地方ノ人民、又ハ一個ノ人民政令ニ背戻シ、公權ヲ狂害シ、人ヲ強迫シテ人ヲ欺罔シ、其盟社ニ入ラシメ、或ハ一己ノ私憤ヲ逞フセンガ爲ニ、徒黨ヲ結合シ、又ハ無根ノ評說ヲ以テ蠱惑シ、天下ノ平寧ヲ破ラントスルノ形跡アラバ、政府之ヲ抑制平治スルノ義務ヲ猶豫スル能ハズ。此時ニ當テハ、人民モ亦平素政府ノ保護ヲ受ケ、其安全ヲ得ルガ故ニ、必ズ之ニ對スルノ義務ヲ盡サヾル可カラズ。且國家禍亂アルトキハ、人民決シテ獨リソノ安全ヲ保ツベカラズ。是ヲ以テ、或ハ心ヲ勞シ、或ハ力ヲ役シ、心身共ニ大義名分ノ義務ヲ負擔セシメザルベカラズ。方今諸ノ士族、祿制ニ關シ、不平ヲ唱フル者間々アリト雖モ、此

祿制タルヤ、特ニ政府仁厚ノ意ヲ寓スル所ニシテ、士族クル者深ク此ノ意ヲ體シ、一日モ早ク獨立自助ノ域ニ到ルヲ謀ルベキニ、慮茲ニ出ズシテ、却テ卑陋ノ不平ヲ行爲ニ顯ハスモノニシテ、仁厚ノ父母、卽政府ニ對シ、暴威ヲ以テ御情ノ仕送リヲ永續セント欲スルトキハ、彼ノ百姓一揆ノ下ニ出ヅルコト、啻ニ二三層ノミナラズ、天下萬國、誰カ之ヲ大義名分アリトセンヤ。又何等ノ痴漢カ之ニ與ミセンヤ。夫レ同胞三千五百萬人ノ倶ニ所戴ノ父母ニシテ、無謂ノ慈惠ヲ獨リ下士族ノミニ加フルトキハ、其他ノ同胞諸子ニ對シ、明辯ナキノミナラズ、又其不公平ノ責ヲ免カルヽコトヲ得ズ。然ルヲ況ンヤ。父母ニ迫リ、此ノ不公平ノ擧ヲ爲サシムルヲヤ。何ノ面目アツテ同胞ニ對センヤ。人民ハ國家ノ體軀ニシテ、君主政府ハ之カ頭首ナリ。故ニ政府ハ此人民ヲ保護誘掖シテ其安寧福祉ヲ得セシムルヲ以テ大主旨トシ、人民ハ政府ノ命令處分ニ恭順スルヲ以テ、大義務トスル者、之ヲ眞正ノ國體トナスベシ。然レバ君主政府ハ、此ノ保護誘掖ノ大主旨ヲ遂クルノ力ヲ有セザル可カラズ。故ニ政令ヲ施行シ、法權ヲ創立シ、獄訟ヲ聽斷シ、和戰ヲ決定シ、加レ之外國ト條約ヲ結ビ、征討攻伐ヲ施シ、租税ヲ徵收シ、兵士ヲ召募スル等ノ大權利ニ遵從シ、敢テ背

戻セザルニ非レバ、決シテ平寧平幸ヲ享有スル能ハズ。又外國ト對峙シ、獨立ノ體面ヲ全フシ、邦國ノ光榮ヲ發揚スルヲ得ズ、且人民タルモノ、政府ノ保護ヲ受ケ、安全ヲ得ルガ爲ニ、亦必ズ之ニ對スルノ義務ナカルベカラズ。他ナシ人民タル者、政府ノ命令ヲ遵奉シ、又其處分ニ恭順シ、之カ尊嚴ヲ提敬シ、之カ威儀ヲ添ヘザルベカラズ。然ルニ擅ニ政府獨占ノ兵權ヲ侵シ、朝憲ヲ蔑シ、禁命ニ違ヒ、兵器ヲ携ヘ、私ニ無名ノ師ヲ起ストキハ、其ノ目的方面ノ如何ヲ問ハズ、已ニ國家ノ亂賊ニシテ、良民ノ公敵ナリ。而シテ公民ノ安寧福祉ヲ損害スルノミナラズ、各國ニ對シ、國家ノ威權ヲ減損スル實ニ少々ナラザル可シ。故ニ君主政府ノ義務トシテ、充分ノ權利ヲ振ヒ、之ヲ征討鎭壓セザルベカラズ、此ノ時ニ當テハ、人民タルモノ亦必ズ政府ヲ助ケ、已ニ害スルノ亂民ヲ勦除スルノ義務ヲ避クルコト能ハズ。又此權利ヲ抛棄ス可カラザルナリ。然シテ其ノ初ニ溯レバ、是皆同胞一體ノ兄弟ニシテ、同心協力、外侮ヲ禦ギ、安榮ヲ益シ、國運ノ旺盛ヲ致スベキニハ、一ハ國家ノ忠良ト仰カル、功勳ヲ千載青史ニ耀カシ、一ハ天下ノ亂賊ト指サレシ醜辱ヲ異邦後世ニ暴ラシ、且國家ノ幾分ノ光榮ヲ損スルニ至ル、向背ノ間、豈猛省セザルベケンヤ。夫レ兵ハ

國家ノ威力ニシテ、君主政府ノ專握スル所ノ大柄ナリ。決シテ人民ノ私スルヲ得サルモノニシテ、而シテ之ヲ施用スルニハ、權力ハ特ニ君主政府ニ在ルノミ。其ノ之ヲ施用スルハ、實ニ已ヲ得ザルニ出ルナリ。然ルニ兵ヲ起ス、天皇ノ勅命ニ依リ、又已ヲ得ザルニアラズ、天下ノ公論ニ違ヒ、開明ノ氣運ニ戻リ、名義ヲ敬天愛民ニ假リ、無智ノ人民ヲ煽動シ、暴勢ヲ皇張シ、以テ私憤ヲ逞フセントスルモノアラバ、其レ誰カ之ニ與ミシ、國ニ奉ズルノ義務ヲ以テ、國ニ背クノ暴擧ヲ助ケ、甘ジテ天下ノ大惡ニ陷リ、國賊ノ臭名ヲ負フモノアランヤ。必ズヤ之ヲ誅戮勦除スルニ振起奮發スベキナリ。抑人ヲ愚ニスルモノ、先ヅ己ヲ愚ニシテ人之ヲ輕ンズ。是ヲ以テ、審量遠察ヲ爲シ、妄リニ以爲ク、我黨大聲シテ一呼セバ、天下響應シテ雲集スベシト、殷鑒遠カラズ、彼ノ江藤前原ノ身ニ在リ、目ヲ刮シテ方今實際ノ形勢ヲ通觀セヨ、果シテ思ヒ半バニ過グルコトアラン。

肥後ニ學校黨ナルモノ二百許名アリト雖、概ネ確定ノ志趣ナシ、決シテ事ヲナスニ勝フルモノアラズ、且從來ノ頑夢ヲ往日ノ一擧ニ破レリ。久留米柳川ハ奮發ノ氣力ナシ。尤柳川ハ土着散居ナルヲ以テ、一時ニ遷メ難シ。

福岡ハ、氣節地ヲ拂ツテ頼ムニ足ラズ。

佐賀ハ、熱焔ヲ往日ノ暴擧ニ挫折シ、己ニ悔悟セリ。好シ然ラザルモ器械軍資ナシ。頼ムニ足ラズ。

長防ハ不平黨全ク絶ヘタリ。

藝州ニ少シク不平黨アリト雖モ、是亦器械ナク資力ナシ。

土州ニ立志社アルモ、是民權黨ニシテ、開明ニ着眼スルモノナリ。其ノ間、不平ヲ開進ノ政府ニ抱クモノ無キニアラズト雖、材器衆ヲ提携スルニ勝ヘズ、必竟慮ルヽニ足ルモノニアラズ。

庄內ニ開墾黨アリ、頑陋殊ニ甚シ。尤器械ヲ有セズ。又百姓黨アリ。往日警保ノ恩ニ浴シ、皆警視ヲ欣慕シ、民權ヲ貴重ス。其間開墾黨ヲ制スルニ足レリ。

抑モ此ノ暴徒中ノ人物ニシテ、天下ヲ治ムルニ足レリトスルカ。又此ノ僅々ノ人數ヲ以テ、政府並ニ人民ノ開明ニ向フ者ヲ勦絶スルニ足レリトスルカ。

常ニ惜ム所ノ大久保ハ、果シテ何ノ罪カアル、海外ニ對シテハ、西鄉氏ノ上ニ出ヅルノ功

アリ。然ルニ何ノ罪センヤ、其他要路ノ顯官ニ何等ノ罪證アリテ、之ヲ誅セント欲スルヤ。

政府ニ罪アリト云フ、其罪如何。且未ダ人民ノ義務タル匡救ノ道ヲ盡サズ、直ニ兵力ヲ以テ强迫セントスル、亂民ニアラズシテ何ゾ。王ヲ尊フニ　天皇ノ勅意ニ出デズ、民ヲ憐ムニ人民ノ企望ニ協ハズ。然ルニ尙大義名分アリトスルハ如何。

鹿兒島獨リ他ニ異ナリ、强キモノトナシテ、天下ニ横行セントス。果シテ其ノ理勢アルヤ如何。

故ナク政府ヲ顚覆シ、國威ヲ汚損シ、民力ヲ得、裁判ノ大柄ヲトラントス。其ノ目的方法如何。

兵ヲ用フル者、先ヅ軍資ナカルベカラズ。縱令之レアルモ十分ナラザレバ不可ナリ、軍資十分ナリヤ。又新ニ之ヲ得ルノ道アリヤ。

海路直ニ東京ニ航セントスルニ、若シ海上ニ於テ戰艦ノ邀撃ヲ被ラバ、之ニ勝フルノ兵船アリヤ。且ツソノ水上操兵ノ道、旣ニ習熟スルヤ。如何。

無名ノ師ヲ起シテ、有功ノ政府ヲ覆ヘシ、開明ノ國是ヲ破リ、數多ノ人命ヲ傷害シ、尙天

下ニ對シテ辭アリトスルカ。如何。
夫レ、人ヲ惡ムモノハ、必ズ惡ムベキノ事實ナカルベカラズ。政府ヲ責ムルモノハ、殊ニ其責ムベキノ顯跡確證ナカル可カラズ。其ノ一己人ヲ惡ム者、或ハ何等ノ因由ナク、事實ナク、唯其已ト目的好惡ヲ同ジフセザルニ係ルモノアルモ、猶恕スベシト雖、政府ノ大臣ヲ責ムルモノニシテ、人民ノ權利ヲ奪ヒ、公衆ノ幸福ヲ害スル等、顯確ノ證跡ヲ持セズ、又天下ノ公認ニ依ルニ非ルトキハ、其一己ノ憤懣タルヤ、昭々乎トシテ蔽フベカラザルナリ。既ニ此ノ因アレバ、必ズヤ民福ヲ毀害シ、國運ヲ衰弱スルノ事ナカルベカラズ。日本人ニシテ日本國ヲ愛スルモノ、豈ニ誰カ奉國ノ義務ヲ盡シテ、此ノ亂民ヲ驅逐セザルモノアランヤ。

遭難日誌

高崎親章記

◇**九年十一月四日**　署中會議ニテ出席セシニ、午後二時ニ至リ、卽刻出頭ノ命本廳ヨリ電報アリ。依テ直ニ出頭セシニ、熊本ヘ出張ノ内命ヲ蒙レリ。

◇同五日　午前八時本廳ヘ出頭、熊本縣ヘ出張ノ命アリ。謹テ之ヲ拜ス。高山權少警視以下五十餘人左ノ通。

◇同六日晴　午前九時出廳、總員整列、午前十時四十分ノ汽車ニテ横濱ヘ出行。辨天通四丁目西村新七方ニテ中食、午後五時、玄龍丸ヘ乘込、同六時過出帆セリ。

◇同七日晴　風波强クシテ進退自由ナラズ、淸水港ニ碇泊、時ニ午後五時、直ニ上陸、喫飯等ヲ整ヘ、同十時歸船。

◇同八日晴　午前五時出帆、海上無事。

◇同九日小雨　遠張兩洲洋ヲ航ス、醉甚シ。

◇同十日晴　午前五時神戸ニ着、直ニ上陸、榮町日向屋ヘ投宿ス。時ニ園田中警部ニ面會ス。同氏ハ長崎ヨリ歸京ノ途也。該地ノ狀況ヲ語テ曰ク、彼ノ地實ニ危シ。一日モ早ク我隊伍ノ出張ヲ希望スト。於レ是、總員ヲ二手ニ分チ、宮内中警部以下二十五人、本夜午後十時名護屋丸ヘ乘込、殘員ハ玄龍丸ニテ博多ヘ上陸ノ筈ナリ。我手ノ組ハ五方面二方面六方面ノ半數二十三人也。午前四時ニ出帆ス。神戸ニテ堀之內子ヨリ、大人ノ辱書ヲ拜受ス。

◇**同十一日晴**　午前四時出帆、海上平穏ナリ。

◇**同十二日晴**　午前六時、下ノ關着、暫時投錨セシ間上陸シテ、該地ノ狀況ヲ視察シ、暫ニシテ歸船、九時ニ出帆、午後十一時三十分長崎ヘ着、樺島町溝口慶二方ヘ投宿ス。

◇**同十三日晴**　長崎警察署ヘ出頭、二等警部山川氏ヘ面シ、當地ノ情況ヲ聞キ、熊本出張ノ都合ヲ謀リ、問屋ニ談ジ同僚ト議ヲ盡シテ、午後二時、長崎港ヲ川蒸汽船金花丸ニテ出帆セリ。

◇**同十四日晴**　午前六時、肥後百官(貫)關ニ着シ、漕舟ニテ大島ニ着。是ヨリ陸行二里計、熊本ニ午前八時着、裏京町八百屋ニ投ジ、中食後、米屋町一丁目市原午藏方ヘ投宿シ、直ニ縣廳ニ出頭、當地ノ狀況ヲ問フ。昨今平和ナリト。家君ニ書翰ヲ送ル。

◇**同十五日晴**　午前在宿、午後ニ至リ、陸行ノ半數着熊ノ用意ヲ整ヘ、阿彌陀寺ニ旅宿ヲ定ム。此件ニ付縣廳ヘ出頭、警部ニ談ズ。無レ間山田比企ノ兩人到着、阿彌陀寺ニ伴ヒ、總員ハ午後四時ニ着セリ。

◇**同十六日晴**　高山氏ノ宿所、阿彌陀寺ニ集會、勤務ノ方法ヲ議シ、本夜ヨリ巡行ヲ定ム。

◇同十七日雨　縣廳ニ往復シ、出張所取設方ニ奔走シタ。鹽屋町福富藤四郎方ニ轉宿ス。出張所ハ、船場二丁目元小野組跡ニ定ム。諸備品等縣廳ヨリ借用シ、威儀ヲ整フ。

◇同十八日曇　本日ヨリ巡行方法ヲ定ム。甲乙ノ二部ニ分チ、甲ノ部當直山田之ニ長タリ。乙部ハ予之ニ長トシ、午後巡視ヲ了シ、四時ニ退出ス。

◇同十九日晴微雨　乙部當直ニテ、午前八時ニ出勤、諸規則ヲ履行ス。

◇同二十日雨　午前九時、交代歸宿、午後村島辰治來ル。四時出張所ニ至。時ニ當縣警部四人來リ、談テ後チ、日勤ノ諸員ト退出、夜十一時十五分、檜垣少警視來訪。高山氏一同面接。同氏ハ福岡ヨリ來、鄉里ニ書翰ヲ送ル。

◇同廿一日晴　當直八時ニ出勤、野崎貢、檜垣氏ニ隨行、出張所ニテ面會、巡査四名也。天草ヨリモ巡査來ル、是モ檜垣氏ノ手ナリ。

◇同廿二日雨　交代了テ宿所ニ歸リ、暫時休息入浴旁日ヲ了。

◇同廿三日曇　當直晝間ハ無事ナリ。夜三時、忽然焰火東方ニ見ユ、直ニ現場ニ至リ見ルニ工兵砲兵營ノ間ヨリ出火アリ。巡査モ共ニ出張、火防ト市街ノ警衞ニ從事ス。午前五時ニ至

テ鎮火ス。此旨警視廳ニ電報ス。
此火ノ起ルヤ、市中蕭然トシテ人ナキガ如シ。當縣ノ警官出張スル事又甚タ遲緩兵、兵卒ノ周章又甚シ。是レ前日ノ暴擧ニ避易シ、恐怖ノ狀如レ此。且ツ兵卒ノ市街ヲ警戒スルヤ。市民ノ通行ヲ遮ル等、疎暴至ラザルナシ。依テ陸軍中尉ノ月岡三郎ニ面接シ、諸事ヲ辨ズ。鄕里ヨリ來翰アリ。

◇**同廿四日晴**　午前十二時ニ至リ出張。町ニ諸事ヲ辨シタル後宿所ニ歸ル。本日又細工町一丁目齋藤新三郎方轉宿ス。

◇**同廿五日晴**　當直出務、常ニ異ナリナシ。夜醉倒人ヲ處ス。巡視ハ晝夜例ノ如シ。

◇**同廿六日**　交代歸宿、暫時睡眠後出張所ニ出頭、時ニ昨夜近見村ニ變アリト聞ク。是神風連ノ餘黨ナラントト。依テ直ニ高山氏ニ歸報、其指揮ヲ乞ヒ、雇中島某ヲ從ヘ、近見村及島村諸所ニ至リ、之ヲ探索スレド判然セズ、午後十二時歸宿。

◇**同廿七日**　當直巡視中、昨夜ノ事件ヲ第三大區八小區戸長大田黑大八、同小區戸長後藤某ニ探ル。又夜巡視中縣廳ニ警部ニ會ス。午前六時又火アリ、高麗門ヨリ直ニ出張、防火ニ盡

力、戸數五戸類燒ニテ鎭火。

◇同廿八日晴　午前十二時、交代、暫時休息、午後一時出張所ニ出、近邊遊歩シテ歸。鄕里ヨリ父書ヲ拜受ス。

◇同廿九日晴　當直無事、巡視等如二平日一。

◇同三十日晴　交代終テ歸宿、入浴後市中ヲ散歩ス。

◇十二月一日曇　當直宮內中警部、木村某ヲ伴ヒ、探偵トシテ福岡縣へ出張ス。晝間無事。夜十二時、兵卒誤テ行人ヲ狙撃ス。幸ニシテ中ラズ。之レ哨兵通行人ヲ怪ミ。問答ノ間、哨兵怖レテ此所業ニ及ビシト。巡査砲聲ヲ聞キ、直ニ現場ニ馳付、哨兵ニ接對事情ヲ聞ク、答辯曖昧ナリ。依、予自ラ鎭臺本營ニ行、週番士官ニ談判スルトコロアリシ。

◇同二日曇　交代歸宿、午餐終テ出衙、本夜忍巡行ヲ始ム。本夜亦出勤ス。

◇同三日曇　當直無事。

◇同四日雨　交代歸ルヤ山田氏榎田巡査ヲ從へ、鹿兒島へ探偵ノ爲メ出張ス。予曾テ縣下ノ事情ヲ知ル。之ヲ山田ニ通ズ。山田出發スルヤ尙洩ストコロアリ。之ヲ高山氏ニ通ズ。高山

氏ハ之ヲ林内務少輔ニ通ゼシ乎。内務少輔ヨリ内命ノ旨ヲ以テ、鹿兒島縣下探偵ノ事ヲ談セラル。予直ニ旅装ヲ調ヒ、隈元績三ヲ伴ヒ、午後二時熊本ヲ發シ、松橋ニ至テ日沒シ。薩摩屋ニ投宿ス。

◇同五日雨後晴　午前九時、小舟ニテ松橋ヲ發、午後二時風波ノ爲メ、日奈久ニ汐懸リ、再ビ乘船、午後十一時出帆。

◇同六日晴　午前六時、米ノ津ニ着船、是ヨリ高尾野ヨリ阿久根ニテ馬、同所ヨリ西方マデ同様。西方ヨリ向田マデ歩行。午後九時、旅人宿鬼塚へ投宿ス。

◇同七日晴　午前八時、向田出發、午後一時、市來湊着、自宅ニ投ジ中食、夫ヨリ四方ニ奔走事情ヲ探ル。爰ニ於テ隈元ト議ヲ定メ、同人ハ伊集院ニ至リ泊ス。予ハ明日鹿（鹿兒島の略）ニ越サン事ヲ約シ、尙諸所奔走知ルトコロアリ。

◇同八日曇　午前七時湊出發、横井マデ歩行。同所ヨリ人力車ニテ鹿兒島問屋（當時鹿兒島ニ各郷ノ定宿アリテ、之レヲ問屋ト云ヒシナリ、爰デハ鹿兒島市來問屋ノ意）ニ至ル。爰ニテ隈元ニ出合、議ヲ定メ廣口某店ニ談合、同夜ハ石燈籠通リ、大黒町篠原方へ泊ス。又諸所ニ於テ探知

スルトコロアリ。後市左衛門來。

◇同九日雨　凡ソ事情知ルトコロアリテ、午前八時、人力車ニテ鹿兒島出發伊集院着、同所ヨリ歩行、市來湊着、本夜自宅へ一泊。

◇同十日晴　午前三時、駕籠ニテ出發、向田ニテ夜明ケタリ。同所ヨリ歩行西方ニテ中食、又駕籠ニテ米ノ津ニ行ク。時ニ午後九時、同所ニ一泊。自宅ヨリ出發ノ際ハ、家君將來ヲ安セラルヽノ色アリテ、自ラ燈提ヲ取リ、市ロノ出ハヅレマデ見送リ、尙ホ暫ラク爰ニ止リ、予ノ往ク影ヲ――。

◇同十一日晴午後雨　午前七時乘船、風波强ク航路自由ナラズ。水俣へ上陸、同所ヨリ馬ニテ陸行、佐敷ヲ經テ、午後九時田ノ浦へ着。

◇同十二日晴　田ノ浦ヨリ駕籠ニテ、午前三時出發、日奈久へ越シ、同所ヨリ人力車ニテ八代ヲ經テ、熊本へ午後八時着シ、直ニ高山氏ヲ伴ヒ、林內務少輔村田內務大丞ニ面接。鹿兒島縣下ノ事情ヲ申告ス。

◇同十三日晴　歸旅スルヤ、既ニ我一行ハ歸京ノ事ニ決シ、直ニ旅裝ヲ整ヘ、高橋マデ人力

車ニテ越シ、濱屋敷新藏方ニ宿、午後六時、――丸ニ乘船。

◇同十四日晴　午前四時出帆、同十一時茂木浦着、是ヨリ陸行、長崎ヘ午後一時着、外浦町森屋惣兵衞ガ周旋ニテ、糀島町諸熊錄二方ヘ投宿。

◇同十五日　在滯。

◇同十六日雨　乘船證書ヲ警察署ニ受ケ、汽船ネバタ號ヘ乘込。

◇同十七日　午前二時出發、午後四時下ノ關着六時出帆。

◇同十八日　午後四時過神戸入港、直ニ上陸、榮町日向屋ニ投ズ。

◇同十九日　篠崎氏ヲ訪ヒ、午後六時乘船、十二時出帆。

◇同二十日　海上平穩ナリ。

◇同廿一日晴　午前七時横濱着、直ニ上陸、本町四丁目森屋善三郎方ヘ投。十二時ノ汽車ニテ新橋ヘ着、直ニ整列本廳ニ至ル。直ニ長官川路大警視ニ面謁、肥薩ノ事情ヲ具申ス。巡査モ一同長官ニ面謁各解散セリ。

◇同廿二日　本日ヨリ一周間ノ休暇ヲ賜ヒ、諸所ニ散歩、後チ署長――氏ヲ訪フ。

◇同廿三日　樋脇盛苗ノ寓ヲ訪フ。不在又眞柄子ガ寓ヲ訪ヒ、同人ヲ伴ヒ、濱町ノ魚久ニ會食シ、後チ蠣殼町吉岡ニ行キ、日過ル時ニ、盛苗子來テ書翰ヲ殘スアリ。依テ直ニ盛苗ヲ訪フ。時ニ歸縣ノコトヲ談ズ。

◇同廿四日　歸省ヲ思立、尙ホ鹿兒島私學校ニ關スル事ヲ以テ、大山綱昌氏ヲ訪フ。次ニ末弘直方氏ヲ訪フ不在、後チ出署、歸縣ノコトヲ談ジ、又樋脇ヲ訪フ。

◇同廿五日　川路大警視ヲ伺候シ面會、後チ本所ニテ安樂子面會、又末弘氏ヲ訪フ、不在。夕晩園田氏ヲ訪フ。時ニ數人來集、歸縣且ツ同行ノコトヲ約シ歸宿ス。

◇同廿六日　出署、歸宿願書ヲ差出、後テ諸所散步、夜ニ入、中島岩熊ノ雨氏來ル。

◇同廿七日雨後晴　樋脇ヲ訪ヒ、同人發足ニ臨ミ、離盃ヲ酌ミ、後チ大山氏ヲ訪ヒ、書類等ヲ謄寫シ、又新宿ニ野崎某ヲ訪ヒ歸ル、後チ同人並大久保來。

◇同廿八日晴　永田町ニ高崎家ニ行キ、歸縣ヲ告ゲ、又池端畔、九州地方ヨリ歸ルト聞キ、同氏ヲ本鄕ニ訪ヒ、暫時談話歸宿、後チ市中ニ物品ヲ購ヒ、又出署、諸子ニ別レテ歸宿。

◇同廿九日　午前九時出發、十時ノ汽車ニテ橫濱ニ至リ、本町四丁目森屋ニ滯宿、名護屋丸

ノ出帆ヲ待。

◇同三十日　滯在市中ヲ散歩ス。

◇同三十一日　昨日ニ同ジ。

◇十年一月一日雪　朝拜、後チ市中ヲ散歩ス。

◇同二日　不快殊ニ腫物ヲ發シ、進退自由ヲ失フ。

◇同三日　前日ニ同ジ、亦風邪ニ罹ル。

◇同四日　午前十二時乘船、四時出帆、海上無事、不快且ツ腫物ノ爲メ、困難ヲ究ムルモ、銳氣以テ乘船出發セリ。

◇同五日　海上無事、腫物痛ムコト殊ニ甚シ。

◇同六日　午前六時神戸入港、直ニ上陸、丸山方ニ投ズ。

◇同七日　市中散步、時ニ野間口子邂逅、後チ同人ノ寓ヲ訪ヒ、同行ヲ約シ、午後七時乘船。

◇同八日　午前四時出帆、海上無事。

◇同九日　午後十二時、長崎ニ至ル直ニ上陸、森屋ニ投宿。

◇同十日晴　野間口氏來訪、予亦同氏ヲ訪フ、氏ハ後刻出發スト。予ハ萩原某ト同行、茂木ニ至リ、肥後屋ニ投宿。
◇同十一日晴　午前三時出帆、順風。午後八時、阿久根ニ着シ一泊。
◇同十二日晴　午前七時出立、西方向田兩町ニテ馬ヲ繼ギ、午後九時自宅ヘ到着ス。
◇同十三日　親戚知己ヲ訪ヒ、歸鄕ヲ告グ。
◇同十四日　友人來訪、酒宴ヲ催ス。
◇同十五日　隣家其他ヲ訪フ。
◇同十六日　耳ヲ憂ヒ、醫ニ治療ヲ請フ。又類家及友人ヲ訪フ。
◇同十七日晴　〇〇、來客アリ、終日酒宴ニ興ヲ盡セリ。
◇同十八日　友人ト酒宴ニ心ヲ慰ム、前日ニ同ジ。
◇同十九日　大久保氏其他諸子ガ宅ヲ訪ヒ、世上ノ談ニ及ビ日ヲ終フ。
◇同二十日　町家ノ饗應ニ預リ、後チ友人ト世上ノコトヲ談ズ。又共ニ鳥獵ニ往ク。
◇同廿一日　友人ト諸所ニ遊ベリ、又友人來訪。

◇同廿二日　友人ト鳥獵其外ニ遊ビ、誼ヲ厚フス。

◇同廿三日　大久保子其外ヲ訪フ、諸子ノ談話ヲ聞ク。

◇同廿四日　隣家其外、諸所ノ遊、又友人ト會合諸事ヲ談ズ。

◇同廿五日　野崎氏ノ招待ニ預リ、後チ又友人來訪。

◇同廿六日　市家ノ饗應ニ預リ、後チ友人ト會ス。

◇同廿七日　諸所ニ遊ビ、又友人ト會ス。

◇同廿八日　客家其他類家ニ遊ビ、又友人ト會ス。

◇同廿九日　前日ニ同ジ。

◇同三十日　前日ニ同ジ。

◇同卅一日雨　早朝出發、鹿兒島ニ行ク。途中伊集院中原氏ヲ訪フ。諸事ヲ談ズ。是ヨリ車ニテ鹿兒島ニ至リ、樋脇氏ヲ訪フ。不在。又高麗町橋、福永氏ニ行キ、諸所遊歩、後チ岩下家ニ泊ス。

◇二月一日雨　午前八時岩下家ヲ辭シ下町諸所遊歩、時ニ彈藥掠奪ノ件ヲ聞ク。愈戒心ヲ加

フ。歸途種脇氏ヲ訪フ。正午ヲ過ギ、途中中原氏ヲ訪ヒ、爰ニ末弘、柏田ノ兩子來會、共ニ談合スルトコロアリテ、薄暮該地ヲ發シ、途中夜ニ入リ、城ノ町永山家ニ泊ス。

◇**同二日**　午前八時、永山家ヲ辭シ、十時歸宅、直ニ市口ニ往ク、時ニ末弘來訪ヲ告グ、直ニ歸宿、友人三人ト興ヲ盡シ、末弘氏ハ一泊ス。

◇**同三日**　末弘出發後チ隣家諸所ニ遊ブ、又串木野某ニ面會ス。友人奔走ノ色アリ、意益嚴戒。午後九時在宅、義兄來リテ在宿ヲ訪ヒ、直ニ還ラル。予甚疑フ。外部ノ情況ヲ察知セントスルノ折、旅宿芳太郎方ヨリ使來テ一書ヲ齎ス。一見スルニ、前日伊集院中原方ニテ、始メテ面會シタル谷口藤太外一名、面談セントノ趣ナリ。於レ是彼等愈暴發ノ芽アルヲ知ル。彼ガ陰謀アルノコトハ察知スレドモ、其暴動ヲ一見セント、先ヅ旅宿ニ至ルニ、谷口外一名アリ。谷口曰ク、今日中原ヲ訪ヒシニ、城下ニハ既ニ事ヲ擧ゲントスルノ勢アリ。故ニ中原ハ此難ヲ避ケンコトニ苦メリ。依テ事アルノ日ニハ當地ニ來ルベシ。長崎ニ避ケンカ、船ノ用意ナカルベカラズ。乞フ之ヲ謀レト。予前日來、谷口ハ私學校ノ諜者ナルヲ知ル。故ニ其計略ナルヲ察知シ、予ノ談ニ移ラントセシニ、次ノ座敷ニ隱レ居リシ五人ノ者、突然躍リ入

リ、左右ヨリ両手ヲ押ヘ、首ヲ押付、已ニ縄ヲ懸ケントスルヲ、何故ト問フモ、只御用トノミ答ヘ、且ツ曰ク、命ハ助クト。終ニ予ヲ縛シタリ。予曰ク、今日アル事ヲ當ニ察知セリ。故ニ懐中ニ用意ノ者アリト告ゲタルニ、懐中ヨリ髪ソリヲ出シ、皆々驚キタル形勢ナリキ。夫ヨリ分署（市來警察署）ニ連行キ、内室ノ柱ニ繋ギ、殊ニ縛縄嚴ニシテ實ニ堪難ク、呼吸次第ニ迫リ、只夢中ニ在ガ如シ。依テ縄縛ヲ緩メン事ヲ再三乞ヘドモ、之ヲ許サズ。分署ハ左ナガラ陣營ノ如シ。本夜既ニ暴徒ノ爲メニ害セラレン乎。胸中ノ思譬ヘガタシ。其間巡査居宅ニ書類ヲ捜リ、再三往來セリ。又宮崎者（宮崎のものといふ意）ナリトテ、一人連レ來レリ。是ハ裁判官某ガ從者ナリト。

◇同四日雨曇　午前七時、少ク縛縄ヲ緩ベ飯ヲ與レドモ、手ニ取ル能ハズ。小使ノ介抱ニ依リ纔ニ之ヲ食シ、又再ビ嚴縄ヲ加ヘラレ、引立ルニヨリ、予ヲ何レヘ拘引セラル、ヤト問ヒシニ、鹿兒島ヘト答ヘタリ。夫ヨリ草履ヲハカセ、裾ヲツブリ、握飯一ツヲ袂ニ入レ、分署ヲ出ツルノ時ハ六時ナリキ。護送者六人、内三人ハ巡査ナリ。其他ハ勝目謙吉、岩重吉十郎、松元藤太郎ナリ、此日終日降ニ雨雪ニ尖風肌ヲ徹シ、唆衣ヲ纏フモ、尚堪ヘザルノ思ヒアルニ、雨雪

ヲ凌グノ外套ヲモナク、雪ハ髪ニカサシ、衣ニ雫ヲ流シ、身體戰慄、歩過度ヲ失ヒ、實ニ瞑夢ニ在ルガ如シ、死シテ地獄ニ陷シカト覺タリ。尙ホ思ハル、ハ家君ニシテ、或ハ東京ノコトヲ忍ビ、心中云ハン方ナシ。伊集院ニ至リ、食ヲ與フルモ繩縛ヲ解カズ、繩ハ雨ニ濕ヒ、兩手ハ膨脹シ、氣脉殆ド絕ス。途中水上ニ至レバ、辻番ノ徒、市街ノ守備ヲ嚴ニス。西田ニ至リ、分署ニ往キ暫ク庭ニ立タシメ、夫ヨリ人力車ニ乘セ、廣小路ナル分署ニ往キ、該所ノ巡査予ヲ請取、是ヨリ疏暴益甚シ。直ニ椽ノ柱ニ繫ギ、言行共ニ畜生ヲ以テス。他ノ同輩既ニ拷問ニカヽリ、或ハ庭ニ或ハ椽ニ、出血リンリ(淋漓)、實ニ見ルニ忍ビザル形勢也。暫クアリテ、予ヲ白洲ニ廻シ、其引率皆牛馬ヲ使フノ言ヲ以テス。白洲ハ滿場流血紅氈ノ如シ。進退獄卒ノ言ニ從ヒ、流血ノ上ニ坐ス。時ニ警部ト覺識モノ兩人アリ。先ヅ予ニ問テ曰ク、其方ハ東京ニ何ヲ勤メシ乎、答フ權少警部ナリ、曰ク、歸縣セシハ何故ナル乎。答フ、愚親ノ病氣ヲ以テ也。曰ク然ラズ、汝ヲ縛スルニ何ノ罪ナキヲ以テセン。斯ク見苦敷樣ニハ誰カナスゾヤ。自ラ求メシモノ也。然レバ心ニ覺ヘアルベシ。詳カニ申立ベシ、答我身ニ於テハ、國禁ヲ犯スノ罪アルヲ知ラズ、縛繩セシハ、其方ガナストコロ、其方余身ニ罪アルヲ知ルベシ。其方ヨ

リ其理由ヲ聞カント。於レ是、一人其席ヲ代リ、兩人予ニ對シテ曰ク、其方義、東京ニ於テ、同志ト會談シ、大事ノ謀ヲ決シ、其事ヲ行ン爲ニ歸縣セシモノナリ。其決議ノ顚末ヲ申述ベシト。答フ、余東京ニ於テ、大事ヲ議セシ事ヲ更ニ知ラズ。併シ、同僚ニ會セシ事ハ、鄕里ノ良友私學校ト同盟シ、既ニ事ヲ擧ゲントスルノ勢アリ、依テ名義ノ存スルトコロ、大義ノアルトコロヲ解キ、輕擧ノコトナキヲ約シ、互ニ信義ヲ厚フシ、兄弟親戚ヲシテ、方向ヲ誤ラシメザランコトヲ勸ムベシトテ、今般歸縣セシモノト協議ヲ盡シタリ。其他ニ議セシコト更ニナシ。彼曰ク、然ラズ、其他ニ川路ノ宅ニ於テ、會セシ事アルベシ。其時ハ川路モ出席セシ乎、答フ、其席ニ臨マザレバ、川路氏ガ之ニ出席セシヤ否ヤハ知ラズ、然共、予輩ガ私事ニ付、同氏ガ臨席スルノ謂レナケレバ、出席ナカルベシト思考ス。彼曰ク、川路ガ宅ニ於テ會合スルニ、川路ガ出席セザルトハ何等ノ言乎。川路モ出席セシニ相違ナシ。其時大事ヲ談セシモノナリ。既ニ同僚ニ於テ、白狀致セシ上ハ、汝モ之ニ服セヨト、答フ、余其決議アルヲ知ラズ、又大事云々ヲ知ラズ、假令同僚ノ白狀ト聞クモ、心ニ覺ヘナキ事ハ、誰カ之ニ心服スルノ理アランヤト辯ジタルニ、左右ニ在ル帶刀ノ壯士二人、各棍棒ヲ揮ヒ、四肢ヲ遷

バズ、打擲スル事凡三四回、爲忽出血、氣絶スルニ至レリ。暫クアリテ、下レノ聲ニ應ジ、獄卒ニ引カレ、下方ノ椽ニ繫ガレ、其宅内ヲ見ルニ、慓悍ノ壯士群ヲナシ、兵器ヲ携ヘ、出入騷然タリ。可憐ハ我同僚ナリ。面部ヲ傷クアリ、腦髓ヲ傷ラル、アリ、甲指ヲ挫カル、アリ。肉破レ骨露ハレ、流血淋漓、實ニ見ルニ忍ビザルアリサマニテ、哀モ同ジ我身ナリ。身に曲ことのありもせば、斯ばかりかと思はすも、あはれはかなき世のさまと、調べながらに待雪の、深ければ空ははれやらで、降る雪雨に身をさらし、死するの時を待にけり。

暴徒ハ晝夜斷間ナク、市街ヲ警邏シ、時刻ヲ以テ交代シ、分署ハ宛ナガラ陣營ノ如シ。暴徒ハ各帶刀ユスノ棒柞棒ヲ携ヘ、終夜拷問ノ聲アリ。實ニ慘狀ヲ極メタリ。

◇同五日晴、漸々快晴　暴徒ハ尚ホ諸所ニ奔走、出入毎ニ我輩ノ顏ヲ睨ミ、彼ガ首ハ切リデ(切リ量ノ意)ガアル、アレハ首ハ能ク切レソウニアル、彼ガ首ハ已ガ切ル、汝ガ膽ハ已ガ取ル、アレガ顏ハ猿ニ似タリ抔、惡口至ラザルナシ。午前十時、醫員來テ拷問ニ依テ傷ヲ受ケタルモノヲ治療ス。暫クアッテ一同ヲ拘引ス。其前名列書ヲ出シ、是ハ我ガ有ナリ、之ハ誰カ切ルベシ。或ハ耳語シ、今ニモ斬殺スル擧動アリ。十二時頃同所ヲ引出セバ、跡ニ少年

徒群ヲナシ、相語テ曰ク、濱ニテ殺ストノコトニ付見ニ行クト。前後左右ニ添ヒ來ル。是ニ愈死期來レリト決心シタリ。然ニ跡ニ聲アリ。聞逵〱ト呼ベリ。夫ヨリ暫ク変ニ立タシメ、新地ナル監獄ニ送ラレタリ。監內ニ加治木ノ人（喜左衛門、親袈市）ノ兩名アリ。又樋島ノ三ナルモノアリ。

高崎親廣略傳稿高崎親章編

鹿兒島縣薩摩國日置郡西市來湊町士族

高崎親廣

文政二年己卯八月生

通稱 九郎左衛門

一、高崎親廣ハ、島津家ノ舊臣ニシテ、其先豐後大友家ニ出ツ。天正十四年、島津義久大友豐後守ト戰ヒ、捷テ其一族高崎一佐ヲ召具シ人質トナシ、薩ニ歸ル。則チ其孫ナリ。祖高崎親元市來鄉噯役ニ任ジ、家祿ヲ領シ、世世此地ニ住ス。

一、親廣幼ニシテ學ヲ修メ、後チ學舍ヲ設ケ、鄉士ノ子弟ヲ聚メ、敎鞭ヲ取ルコト十數年、國史ヲ講ジ、和歌ニ親ミ、八田氏ニ從ヒ、又關盛長ト交リ、夙ニ勤王ノ義ヲ唱ヘ、每朝京都ニ嚮ヒ、拜禮スルヲ常トセリ。夜間寢ニ就クニモ、皇居ニ足ヲ向クルヲ愼ミ、其行動ヲ以テ、常ニ子女ヲ訓戒セリ。文章手簡等、日本帝國ヲ記スモノ、皆　皇國トシ、必ズ缺字ヲ置キ、凡テ　皇室ニ係ルモノ、一字一句注意セザルナシ。(是等ノ手簡ハ于今存在ス) 慶應前後ニ於テ、各地ノ志士ト往復セシ書類アリシモ、西南ノ亂ニ及ビ、家屋ヲ破壞セラレ、家財ト共ニ盡ク灰燼ニ屬シタリ。今存在セシハ、其子親章東京ニ在ルノ日、之ニ贈リクルモノアルノミ且書翰中、親廣平素ノ一般ヲ知ル爲メ、左ノ一句ヲ拔萃ス。

一、洋學專ラ盛ニ成リ行キ候ニ付而ハ、差當ル處ノ修業ハ、兎角洋學ニ片付テ可レ然乎。然レバ、師ニ就キ何事モ當世態ニ應ジタル稽古コソ急務カト存候、シカシ、追追變化モ候ヘバ、能能勘考セラレ、適修業致シ候藝能ニテモ、用立不レ致候テハ、生涯身ヲ苦シメ候而已ニテ、後悔少カラザル義ト存候ヘバ、先輩等ヘモ敎ヲ受ケ、恐クハ　皇國ノ御爲トモナルノ人物ト可相成心ガケ可レ爲ニ肝要。尤和歌ハ　皇國ノ風詠　皇學一體ノ學ヲ本ニ

シテ、外國ノ事ヲモ學得候樣ノ心掛可レ有云々。

我等モ、朝夕祖神ノ拜禮家中ノ睦ヒ專一ト心カケ（中略）、家齊ヒ後國治ルトカヤ、身ヲ修メ道ヲ行ヒ末頼シク云々。

一、天保十年、薩摩藩大阪留守居高崎金之進ニ從ヒ、京阪間ニ遊學ス、數年ヲ經テ歸藩シ、後チ郷土ニ在テ、諸役員ニ歷任シ、曩日親廣藩命ニ依リ職務ヲ解カル。八田知紀之ヲ慰問シ、和歌一首ヲ贈ラル。

竹のはに明日見む雪乎おもはすはいかに堪えましみそれふるよを

本歌ハ東京ニ持參セシヲ今親章方ニ現存ス。

後稻荷神社祠官ニ任ジ、市來郷ノ總社司タリ。

一、文久元年、舍弟高崎十太郎（后チ永田家ヲ續キ永田正ト稱ス）ヲ長崎ニ遣ハシ、外人ノ動靜ヲ視察セシム。

一、文久三年癸亥七月、英艦鹿兒島ニ來リテ市街ヲ砲撃ス。親廣憂念措ク能ハズ、郡吏ニ議リ、深夜風雨ヲ侵シテ馬ヲ驅リ、八里ノ行程ヲ迅速之ニ赴キ、事ニ參加ス。

一、慶應三年、京師騷擾、朝廷急ヲ告グルヤ。四方ニ奔走シ、自ラ京師ニ上ラントセシモ、事情之ヲ許サズ。適戊辰ノ戰役トナリ、其子親章ヲシテ、出軍ノ列ニ加ヘンコトヲ出願セシモ年齡未だ足ラズ、止ヲ得ズ他ノ出征者ノ爲メニ盡力スルトコロ尠カラズ。

一、明治十年、西南ノ亂起ルヤ、節義ヲ守テ之ニ死ス。之ヨリ先キ親廣其子親章ニ對シ、私學校黨不穩ノ擧動ヲ報ジ、政府ノ注意ヲ促スコト頻リナリ。親章會官命ヲ帶ビ熊本ニ在リ。(十餘日間ニ五回ノ書面來ル) 林內務少輔ニ從フ。依テ之ヲ內務少輔ニ效シ、其指揮ヲ請フ。內務少輔高山警視ニ命ズルニ、親章ヲ鹿兒島ニ遣リ、私學校黨ノ動靜ヲ視察センコトヲ以テス。親章命ヲ受ケ、鹿兒島ニ入リ、親廣ニ面會シ、其實狀ヲ探リ、其他得ル處アリ。熊本ニ歸リテ之ヲ內務少輔ニ復命ス。內務少輔ハ親章ガ復命ヲ聞キ、日ナラズシテ自ラ鹿兒島ニ赴キ、大山縣令ニ面接ス。是レ親廣ガ報告ト、親章ガ復命ニ基クモノト察セラル。

一、同年二月、私學校黨、終ニ暴發スルニ及ビ、親廣百方之ガ鎭撫ニ盡力シ、愈征討 仰セ出サル、ニ至リ、有栖川征討總督宮ノ令旨、及ビ三條太政大臣ノ諭達、大久保內務卿ノ內達等數十葉ヲ謄寫シ、闔鄕ノ士民ニ配賦シ、且諭スニ、

皇軍ニ抗スベカラズ、天兵ニ敵スベカラザルヲ以テセリ、配付シタル殘條ノ數葉ハ今尙ホ家ニ藏ス。

有栖川總督宮御諭達書

曩キニ鹿兒島暴徒數百人嘯聚シ、去ル一月三十一日夜ヨリ、二月二日ニ至ルマデ、連夜ニ其縣下ニ有レ之陸海軍彈藥ヲ掠奪シ、同縣下ニ人心穩カナラズ、是ニ於テ、川村海軍大輔林內務少輔差遣ハシ、其情狀ヲ訊問セシメントスルニ、暴徒等兵器ヲ以テ其上陸ヲ拒ミ、剩ヘ、其乘タル所ノ官船ヲモ奪ハントシタリ。依テ空ク鹿兒島灣口ヨリ船ヲ廻セリ。

天皇尙或ハ其覺悟センコトヲ欲シ、從二位島津久光父子、及ビ西鄉隆盛等ハ、深ク國家ノ爲ニ力ヲ盡ス者ナルヲ以テ、此時ニ際シ、身ヲ挺テ人心ヲ鎭撫センコトヲ思ヒ、勅使ヲ差遣ハサレントセシニ、豈圖ランヤ、是ヨリ先キ、彼等其名ナキヲ苦シミ、東京巡査其他數十名ヲ縛シ、負ハシムルニ無根ノ僞名ヲ以テシ、强テ名義ヲ設ケ、檄文ヲ全國ニ傳ヘ、恣ニ兵器ヲ携帶シ、國境ヲ鎖シ、已ニシテ闔縣ノ兵ヲ擧ゲ、熊本縣下ニ亂入シ、官

兵ニ抗敵シ、其兇威ヲ逞セントス。

天皇慈仁、固ヨリ無辜ノ生靈ヲシテ、鋒鏑ノ禍ニ罹ラシムルヲ欲セズト雖ドモ、如斯形勢萬已ムヲ得ザルニ付、遂ニ本月十九日ヲ以テ、征討ノ令ヲ發シ、余ヲ以テ征討總督ニ任ゼラレ、陸海軍ノ兵ヲ進退スルヲ許サレ、尋デ隆盛以下ノ官位ヲ剝奪セラレタリ。乃チ

天兵ヲ擧ゲ、急ニ大旆ヲ西シ、速ニ其巨魁ヲ殲シ、脅從ハ治スルコトナク。

天皇慈仁、蒼生ヲ愛育スル恩、覆載ニ同シキヲ知ラシメントス。茲ニ今本營ヲ筑前州ニ置キ、兵ヲ勒シ、馬ニ秣フノ初ニ當リ、王師ヲ動カス所以ノ理ヲ詳説スルコト斯ノ如シ、夫海内ノ臣民タルモノ、大義名分ノ所レ有ヲ辨知シ、確然自守シ、決シテ其方向ヲ誤ルベカラズ。苟モ反人ノ爲ニ蠱惑セラルレバ、蓋シ悔ルトモ及ブ無キ而已。

明治十年二月二十八日

征討總督二品親王有栖川熾仁。

三條太政大臣ノ達書

今般、鹿兒島縣下逆徒征討被二仰出一候御趣意ハ、本年一月三十一日夜、陸海軍省所屬鹿

兒島縣下ノ彈藥庫ヘ、逆徒多人數不意ニ押入、貯蓄ノ小銃ヲ亂取シ、監吏ヲ暴辱シ、銃器彈藥ヲ始メ、倉庫ニアルトコロノ物品悉皆掠奪致シ、且ツ海軍省所管造船所ヲ奪取、標札ヲ揭ゲ改メ、其上同月八日、郵便船太平丸琉球ヨリ歸帆、鹿兒島濱ヘ碇泊候ヲ差押ヘ、乘組官員ヲ拘留致シ、各所徘徊爲候等、現狀取糺ノ爲、河村海軍大輔林內務少輔ノ高尾丸ヘ乘組セ、鹿兒島表ヘ差遣ハサレ、兩人着港ノ上、縣官ヘ使トシテ、屬官二員上セシメ候處、逆徒等、忽チ小船數艘ニテ該船ヘ迫リ來リ、直ニ小銃ニ裝彈該船ヘ打掛ベク形勢ニ付、一旦其場ノ出船近方海岸ニ投錨シ、大山縣令ヘ面會ノ上、事情取糺シ候處逆徒等、前文彈藥掠奪暴擧ノ後、俄ニ當縣ヘ歸縣致居警官數名ヲ捕縛シ、糺問ノ上口供ヲ要シ、妄說ヲ以テ悖亂ノ名ヲ飾リ、人心ヲ煽動シ、兇徒ヲ嘯聚スル等、不軌ノ形跡判然タルヲ見認メ、兩人直ニ歸京上奏ニ及候ニ付、尙取糺ノ上、至當ノ御處分ニ可被及叡慮ニ候處、遂ニ去十八日、西鄉隆盛桐野利秋、篠原國幹等政府ヘ尋問ヲ名トシ、逆徒引率シ、兵器ヲ携帶セシメ、熊本縣下ニ亂入候處、國憲ヲ蔑如シ、治安ヲ妨害スル擧動叛跡顯然ニ付深ク、御震怒被遊、邦典ヲ擧行シ、逆徒征討被仰出候次第ニ候條、厚

ク御趣意ヲ奉戴シ、此際訛言流說ニ疑惑不レ致候樣、管下人民ヘ懇諭、取締方一層注意可レ致、此旨更ニ相達候事。

明治十年二月二十五日

太政大臣　三條實美

大久保內務卿ノ內達

今般、鹿兒島縣下騷擾ニ付テハ、種々巷說モ有レ之候得共、右者全ク縣下私學校黨、過激少年輩ノ擧動ニ出候次第ニテ、元ヨリ舊藩主父子連及致候義無レ之、且西鄉隆盛過激少年ニ對シ大義名分ヲ以テ、屢說諭ヲ盡シ候處、終ニ承服ニ至ラズ、不レ得レ止身ヲ避ケ候趣、該縣令ニ於テモ毫モ方向ヲ不レ失、充分鎭撫ニ盡力致候次第、委細具狀ノ旨有之候間、今彼ノ地事情ニヨリ、如何ノ御處置可二相成一哉モ難レ計候得共、決シテ管下士民動搖無レ之樣取締筋注意致、人心鎭靜候樣可二取計一此旨及二內達一候事。

明治十年二月十三日

內務卿　大久保利通

一、當時、縣下各郡村吏員ニ至ルマデ、皆私學校黨ナラザルハナク、以上ノ令達アリト雖モ、吏員トシテ之ヲ布達スルモノ一人モナク、親廣單身群衆ニ起チ、其令達ノ頒布スヽト同時ニ、之ガ利害ヲ說キ、鎭撫ニ力ムルコト甚ダ切ナリ。賊軍之ヲ憤リ、暴力ヲ以テ親廣ニ迫リ、同年五月二十六日、暴徒等數十人其居ヲ襲フ。親廣之ニ應ジ、格鬪少時、衆寡敵セズ、傷ヲ受ケ力盡テ終ニ縛ニ就ク。尋デ暴徒等數十人亂入、家宅ヲ破壞シ、家財ヲ掠メ、金穀ヲ奪ヒ、亂暴到ラザルナク、而テ賊軍之ヲ獄ニ投ジ、方四尺ノ矮檻ニ幽閉ス。平定ノ後警視廳出張所ニ於テ、暴徒ノ首魁野田庄左衛門ヲ訊問セシ一節ノ寫、左ノ如シ。

鹿兒島縣第二十三大區一小區市來湊町四十三番地

士族　野田庄左衛門

一、自分儀、舊二月末方ヨリ湊鄕士族ノ觸役相勤居申候處、舊四月十四日朝、振武隊本營ヨリ高崎九郎左衛門捕縛致シ、可二差出一旨申付ノ趣ヲ以テ、戶長和田四郎兵衛ヨリ捕縛可レ致旨被二申付一副戶長勝目八百助、竹下孫太郎、勝目要左衛門、野崎藤左衛門、及自分、其他都合八名、其外ノ人員ハ不覺、凡ソ二十人程立越、右九郎左衛門ヲ打擲ス。其仔細左ニ

一、九郎左衛門捕縛ニ參リ候處、同人刀ヲ引拔キ立上ルヲ、木刀ニテ左ノ鬚ヲ打チ、續テ頭ノ左ノ方ヲ打チ据ヘ、出血疊ノ上ニ流レ、其他數人ニテ打擲シ、其上ニテ捕縛、後チ家屋並疊建具其外ノ物品破棄致候。

一、翌舊十五日、振武隊ヨリ申聞ニハ、勇武隊ヘ宛テ書面相殘置候間、夫ヲ以テ同隊ヘ可ニ引渡一旨、和田四郎兵衛ヘ被ニ申置一退散ニ付、伊集院ヘ勇義隊ニテ、九郎左衛門ヲ召連被レ行候事。

一、九郎左衛門捕縛ノ原因ハ、賊ノ事實ヲ官軍ニ窃カニ通ズルノ念慮ヨリ、可レ惡不埒ナル者ニ付、難ニ差置一候間、可レ縛様勇義及振武隊ヨリノ申付ニ隨ヒ、亂暴仕候事ニテ、他ニ私怨等無レ之候。

一、同年二月二十六日ノ夜半、賊軍刺客數名ヲ遣ハシ、親廣ヲ獄ヨリ出シ、終ニ伊集院大渡橋ニ於テ之ヲ斬殺ス。死屍ハ暫ク其所在ヲ知ラズ、官軍深ク之ヲ憐ミ搜査ヲ命ジ、終ニ發見スルコトヲ得タリ。

別紙電報及ニ御通知一候也

十月一日

川路大警視

高崎親章殿

九月三十日、午前十一時十分田ノ浦發

川路大警視殿

綿貫小警視

高崎九郎左衛門ハ、親戚中田正（中田正トハ電文誤譯永田ナリ。）ヘ、黒川セイホウハ同人妻ゑみへ、中山良助ハ中山直八ヘ、何レモ死體ハ伊集院卿ノ内、大渡橋ヘ埋メアリ。大久保市助同寛、同市郎ハ何レモ大久保新兵衛、野崎市平ヘ、死體ハ伊集院卿ノ内ヲ、クバ子ヘ埋メアリ。何レモ雙方戸長立會ノ上引渡ス。

一、同年九月二十六日、死體ヲ引取リ、先塋ノ地ニ葬ル。始メ賊軍ト闘ヒ、縛ニ就キシハ五月二十六日、斬殺セラレシハ六月二十六日、其屍ヲ斂メテ埋葬セシハ九月二十六日ナリ。期セズシテ、三タビ其日ヲ同フス。亦奇ト云ベシ、官軍之ヲ憐ミ、金三拾六兩ヲ賜ヒ、又更ニ左ノ下賜金アリ。

一金六拾圓　　亡父　高崎九郎左衛門

右者、先般暴擧之際、三條公ヨリ御布達ニ相成、御趣意貫徹致シ、其意ヲ人々ニ告諭セシメ、精々盡力罷在候折柄、不レ圖モ捕縛ニ逢ヒ、終ニ賊徒ノ爲メニ殺害セラレ死亡仕候處、祭祀料トシテ前條ノ通リ被二成下一、難有拜受仕候。此段御屆申上候也。

第十一月三日

亡高崎九郎左衛門

長女　壽賀

水引出張所　御中

故　高崎九郎左衛門

兵亂之際、賊手ニ罹リ、非命ノ死ヲ遂ケ候段憫然ニ付、手當金目錄ノ通下賜候事。

明治十二年四月

鹿　兒　島　縣

目録

一金拾圓

以上官軍並縣廳ヨリ、一時ノ手當トシテ、數回ノ下賜金アリト雖モ、家屋家財並ニ金穀（金圓ハ親廣懐中セシ分金三百八十圓）掠奪ノ損害ニ付テハ、更ニ賠償ヲ求ムルノ途ナク、今日ニ及ベリ。親廣獄中ニ在リ、悲憤慷慨ノ餘、和歌數十首アリト雖モ、其身賊手ニ罹ルト共ニ、其稿ヲ存セズ、手書一モ殘ルモノナシ（同囚ノ談片ニ依ル）。

高崎君墓銘

君諱親廣、姓高崎氏、鹿兒島市來湊人、稲荷神社祠官也。性温良篤實、識見卓然、明治十年二月、鹿兒島亂作、六月二十六日君爲賊人所殺、其子親章悲痛不已、請余爲銘、銘曰。

君有令嗣　親章其名　仕爲警部　住在東京
丁丑二月　麑島事發　先是還鄉　探討事實
逆徒疑之　謂是刺客　捕縛拷訊　備極殘刻

在獄月餘　幸得脫免　乘船而東　鄕里空時
叛人遷怒　果及其爺　五月下瀚　忽圍君家
君急舞捧　角鬪支吾　頭傷血流　力盡被拘
長廣四尺　方檻窄狹　七人同幽　手足折摺
食不盈握　三十晝夜　六月廿六　被斬而化
年五十九　嗚呼哀哉　旁人聞者　涕爲隕之
矧爲其子　痛何可言　可無銘詞　永弔幽魂

明治十三年六月　　東京中村正直撰

大洲鐵然師旌誌

挺然就義殺其身　豈傚揚雄狂美新
一百二城千萬士　如君全節有何人

爲義決死者士也、爲法捨身者僧也、予曾弘法鹿兒島、罹賊手下獄時、薩士高崎親章君亦唱義、爲賊所辱、與予同囹圄、而其父親廣翁亦陷賊中、守節不屈、終

為二賊所一ㇾ殺、日者、親章君建二石其墓一、以旌二其義一、請三予題二一言一、即作二二十八字一應ㇾ之、于時、明治十年十二月八日也。

大洲鐵然押

歌　集（抜萃）

次の歌は歌集としてまとまりたるものならねど、其断片を綴りたり。添削は其筆跡より考ふるに、闡盛長なるべし。添削は之はを省略することゝせり。かな遣ひ及び文字は原のまゝを記す。

窓前鶯

古ことを學の窓に鶯の聲も言葉の道しるべせよ。

朝つく日さすや内外もさやかなるひかしの窓に鶯の鳴。

月前梅

月さへもすみかてゝして霞む夜にこのもとしるく匂ふ梅かな。

槇より宇津れる月の影なから窓の内外にあまる梅かか。

水邊柳

梓弓春ゆく水に引はへて浪によらるゝ青柳の糸。
青柳の影よりなびけ行水の底にも風の吹心地して。

河霧

よしの河渡りやいつこ霧立て瀬をこす浪の音のみそする。
友船の漕行かたもみえぬまて霧立こむる宇治のあけほの。

曉千鳥

さむしろにかたしく袖のあかつきの衣か崎に千鳥鳴なり。
舟よほふふしの川戸の明かたゝ千鳥鳴なり浮島か原。

梅雨

磯はまに船ひきあけて海士人もあみすきくらすさみたれの比。
さみたれの庭のつゝ井の水まして手にむすふまてなりにけるかな。

野鶉

秋の日の入相の鐘にさきたちて鶉鳴野は佗しかりけり。
秋ふかき草の葉すゑを吹風の身にしむ野邊に鶉鳴なり。

橋上月

照月の影ふみわたる旅人もしはしたゆたふ勢田の長橋。
行人のかけこそ見ゆれ橋の上に照渡りたる秋の夜の月。

夕落葉

空さゆるけしきの杜に夕日さす松をのこして落る紅葉は。
もののふのやそうち川の夕附日入てふあとに木の葉流るゝ。

氷初結

今朝よりは冬そふかくもなる澤のあさみよりこそ氷初けれ。
谷川の冬はふかくもなりぬらんあさき岩間に氷初たる。

行路霰

ゆく人のますけの笠にたはしりてみちもせにちる玉霰かな。

玉霰ふる野の道の小篠原小篠亂れて音さやくなり。

松上雪

移し植し小松か上のしら雪はつもる千年の初なるらむ。
君か代に幾世ふりけん九重の大内山のまつのしら雪。

野寒草

武藏野はかきりも見えす冬草のひとつ色にそ霜枯にける。
冬されハめのみのこして深草の野邊の俤かわりこそすれ。

待戀

今宵こそ來んといひけれけふしもそくるゝ遲しと待にけるかな。
待侘て鳥の八聲を夢なから來ぬ人にして寐られさりけり。

絕戀

入相の鐘をまちしもむかしにてよそになるてふ夕くれの空。
わたりたる中こそたゆれ浮草の根なき契りとおもほゆるかな。

山家人稀

まれに問ふ人こそはあれ山里はかへらは猶やさひしからまし。

かたらふも柴人にして山里は猶心なき身とやなりなん。

海路日暮

あま人の夕けの煙立初て浦のとまやも暮んとそする。

かすかなる礒山かくれ海士か家の暮てそ見ゆる燈の影。

伊丹親恒記

從五位勲五等 伊丹親恒家系並閲歴

伊丹家ハ世々足利氏ニ仕ヘ、其將軍義輝ニ事ヘタリシ者ヲ政親トナス。攝津伊丹ノ城主タリ依テ氏トナス。將軍ノ其臣三好松永ノ爲メニ弑セラル、ヤ、防戰之ニ殉ズ、時ニ年二十七。政親一男アリ、年甫メテ三歳、其母之ヲ擁シテ難ヲ浪華ニ避ケ鞠育ス。之ヲ師親トナス。長ジテ茶ヲ好ミ道甫ト號ス。當時島津義弘、京都伏見ノ邊ニ在リ。茶道ヲ好ミ之ト交ハル。後

遂ニ客分ヲ以テ、島津家ニ大隅加治木ニ從フ。義弘同ヨリ厚ク之ヲ遇シ、臣視セズ。後義弘ノ關ケ原ニ敗レ、其子家久本城ヲ鹿兒島ニ移スニ至リ之ニ從フ。是ヨリ數代ヲ經、漸ク臣禮ヲ執ルニ至レリ。

爾後、本藩所屬ノ士ヲ以テ、支藩卽チ義弘子孫世々ノ居城タル加治木島津ノ御付ケ人トナル。數世ヲ經、親信ニ至リ、組頭兼町奉行タリ。親恒其長男ヲ以テ番頭トナリ、兼ネテ城主久寶ノ君側ニ侍ス。以テ明治維新ニ及ベリ。

戊辰ノ役、藩ノ本營付ヲ以テ、軍ニ越後ニ從ヒ、輕臼砲指揮役ヲ兼、越後出羽ニ轉戰ス。亂平グルニ及ビ、其年十二月ヲ以テ江戸ニ歸ル。

慶應三年春、(明治二年五月)函館ノ舉アルニ及ビ、再ビ江戸ヲ發シテ軍ニ之ニ從フ。轉戰數次、就中四月二十四日、二股ノ十六ケ所砲臺攻擊、及ビ五月一日、七重濱夜襲ノ際ノ如キハ、岡山藩ノ精兵ト共ニ之ニ從フ。賊軍鎭定ノ後、江戸ニ引キ揚ゲ、尋デ本國薩摩ニ凱旋ス。實ニ明治二年七月ナリ。

明治五年、指名御用ニ依リ上京、警視廳ニ奉職ス。七年番人長トナル。同年三月、江藤新

平等ノ暴擧ニ際シ、派遣セラレテ亂ニ佐賀ニ赴ク。一部ノ長ヲ以テ、綿貫少警視ニ屬ス。一行百五十人、東京品川灣ヲ發シ、直航筑前博多ニ着ス。時ニ官軍大久保内務卿以下、既ニ賊ヲ追ヒ、佐賀方面ニ進擊中ナリシヲ以テ、直ニ回航長崎ニ上陸スベク投錨セリ。翌拂曉ヲ以テ着シ、各海岸ノ旅舍ニ入ル。未ダ食頃ニ至ラズ、綿貫本部長ヨリ急使アリ。即チ之ヲ訪ヘバ、曰ク、即今佐賀ナル大久保内務卿ヨリ急電アリ。曰ク、賊軍勢日ニ蹙マリ、巨魁江藤以下策ノ出ル所ヲ知ラズ、既夜相携ヘテ薩摩ニ入レリ。其志蓋シ西鄕ノ應援ヲ求ムルニアリ。宜シク速ニ一隊ヲ派シ、之レガ逮捕ニ充ツベシト。事急ナリ。即チ部下二十名ヲ組織シ、既ニ船ヲ艤セシメテ海岸ニアリ。依テ一切ノ指揮ヲ貴下ニ委ス。直ニ之ヲ奉ヒ、鹿兒島ニ入リ、以テ逮捕ノ功ヲ全フセヨト。乃チ倉皇行ヲ發シ、着艦直ニ縣廳ヲ訪フ。縣令大山綱良病ミテ在ラズ。田畑大書記官アリ。事ヲ謀ル。曰ク、江藤以下頃日相率ヰテ來リ、西鄕或ハ桐野等ニ就キ哀ヲ請ヒ、救ヲ求ムルアルモ其斥ケラル、處トナリ、今ヤ全ク其頼ル處ヲ失ヘリト。書記官即チ警部巡査ノ一隊ヲ組織シ、予ニ屬セシメタリ。予ハ乃チ之レガ掩護ノ下ニ、其率ユル部下ヲ以テ賊ノ旅舍ヲ衝キ、島義勇、副島謙介、平田豐藏、淺倉團三、鍋倉克一等

以下十餘名ヲ縛セリ。當時、賊徒ノ抵抗頗ル甚ダシク、彼等ガ猿臂枕上ノ刀ヲ執ラントスルトキ、此時早ク、彼時遲ク、予ノ部下ノ能ク之ヲ攫ヘ去リタルガ如キハ、眞ニ間髪ヲ容レザルモノナリシ。

斯クテ、予ハ其部下一隊ヲ同地ニ留メ、是ヨリ先キ、請ヒ西鄕等ニ容レラレズシテ、其徒山中一郎等ト共ニ、海路日向口ニ走リシ巨魁、江藤新平ノ逮捕ニ充ラシメ、卽夜行ヲ發シ、大早ニテ晝夜兼行、一晝夜半ヲ以テ、行程八十里佐賀ニ至リ、大久保內務卿ニ謁シ。鹿兒島賊ニ應ズルモノナク、人心平穩ナル狀況、及ビ賊徒逮捕ノ顚末等ヲ報告シタルニ、由來、當時薩摩ヲ以テ、天下ニ當ルベシト稱セラレタル鹿兒島ノコトハ、爾來、寢食ヲ安ンゼラレザリシ卿ハ、痛ク其報告ヲ喜バレ、予ヲ犒フニ到ラザル所ナカリシ、而シテ、先キニ海路日向方面ニ走リシ賊魁江藤等ハ、後土佐ニ於テ縛ニ就キ佐賀ニ送ラレ、島義勇等ト共ニ、斬ニ處セラル。

其後、予ノ東京警視廳ニ在ルヤ、其鄕里鹿兒島ナル親戚故舊、又ハ私學校黨員等ヨリ、歸國私學校ニ入ルベク勸誘シ來ルモノ、星火ヨリモ急ナルモノアリキ。而シテ其在京ノ友人、並ニ警視廳ニ於ケル同僚等ノ之ヲ抑止スルモノ亦言ヲ極ム。當時ノ予ハ、實ニ殆ンド其適從

スル所ニ迷ヒタルモノナリシ。乃チ休暇歸省ノ許可ヲ得、一旦歸國シタルニ、國ヲ憂ツテ、殆ンド私學校黨員ナラザルハナキト、且ツ其勸告ノ益々切ナルトニヨリ、遂ニ辭表ヲ國ヨリ呈シテ、籍ヲ私學校ニ入レタリ。實ニ明治七年夏七月ナリキ。

抑モ、私學校黨ノ宣言スル處ハ、則チ曰ク、元勳西鄕ト生死ヲ盟ヒ、有事ノ日倶ニ國難ニ斃レントナリ。然ルニ全黨ノ行動、全ク其標榜スル處ト相反シ、卽チ明治八年（九年三月二十八日禁刀令を發せらる）廢刀令發セラルヽニ至ルモ、黨中絶ヘテ之ヲ奉スルモノナク、甚ダシキハ銃器ヲ携ヘ、隊伍ヲ組ミテ所在ニ演習ヲ行ヒ、上ハ縣廳ヨリ下ハ村落ノ戸長役場ニ至ル迄、彈藥ノ製造ヲ以テ事トシ、幾多上下ノ官吏、固ヨリ私學校黨員ニアラザレバ之ヲ擬セズ。或ハ子弟ノ東京ニ遊學スルヲ禁スル等、全然無政府ノ狀況ナリシカバ、予ハ一旦黨籍ヲ之レニ入レタルモ、慨然トシテ同志ノ徒ト共ニ、痛ク其ノ非ヲ攻擊シ、盛ニ大義名分ヲ鼓吹セシニ、之ニ應ズルモノ、日ニ益々多キヲ加フルニ至レリ。當時、西鄕ハ附近ナル溫泉場ニ入浴中ナリシカバ黨內予等一派不穩ノ狀況ヲ報告スルモノ、實ニ冠蓋相望ムノ狀ナリシ。而モ西鄕初メ容易ニ之ヲ信セズ、告グルモノ漸ク益々繁リ、終ニ其措クベカラザルヲ視、歸リテ斷

然親ラ之レニ義絶ヲ宣スルニ至レリ。

是ニ至リ、予ハ同志ノ士前田素志ヲ率ヒ、藩ヲ出ヅ、往キテ神戸ニ着スレバ、熊本神風連暴擧ノ事ヲ聞キ、横濱ニ至レバ、前原一誠亂ヲ山口縣ニ作ストノ報喧シク、着京ノ時小網町ノ暴擧アリ。又新潟縣下不穏ノ狀アリトシテ、警視廳ヨリ巡査警部ヲ派遣スル等、人心恟々トシテ鼎ノ沸クガ如シ。是ニ於テ予ハ先ヅ川路大警視及ビ安藤中警視ヲ訪ヒ、具ニ告グルニ鹿兒島不穏ノ狀ヲ以テシ、更ニ川路安藤ノ兩警視ヲ介シテ、大久保内務卿ニ面接シ、等シク之ニ告グル所アリタリ。居ルコト之ヲ頃クシテ、予ハ川路大警視ニ依リ、當時警視廳警部タリシ高崎親章、松山清心（信吾）菅井誠美、其他福澤塾ノ卒業生等、通ジテ二十名ト共ニ、大久保内務卿ノ招集ニ應ジ、内旨ヲ受ク。其要ニ曰ク、『鹿兒島私學校黨ノ暴狀倍々露骨トナリ、政府モ今ヤ之レニ對シ、大ニ考慮ヲ繞ラシツヽアルガ、而モ憫ムベキハ、由來何等事理ニ通ゼサル青年子弟ノ輩ニアリトス。卿等宜シク往キテ之ヲ解諭シ、說クニ大義名分ヲ以テセヨ。庶幾クハ、以テ不辜ヲシテ厄ヲ免レシムル事ヲ得ンカト。』聲涙共ニ下ルノ概アリシカバ、各感激シ、雀躍身ヲ挺シテ、事ニ之ニ從ハン事ヲ希フモノ二十人、一口ニ出ヅルガ如

シ、是ニ於テ、部署ヲ定メ、各國ニ歸リ、東奔西走、席暖カナルニ遑アラズ。潜カニ其徒ヲ集メテ、反覆順逆ヲ說キ、慇懃解諭セシカバ、感發シテ正ニ歸スルモノ、啻ニ青年子弟ノ徒ノミナラズ、他日官軍彼地ニ進擊スルニ方リ、是等ノモノ相率ヒテ先ヅ歸順セシカバ、官軍ノ討平上、益スル處尠ナカラザルモノアリシト云フ。

然レドモ、其時賊徒ノ叛計既ニ全ク熟シ。同地所在海軍省彈藥製造所ヲ襲ヒテ、官吏ヲ殺(毆打シ)シ、彈藥ヲ奪取スル等、狼籍到ラサルナキノ狀況ナリシカバ、予ハ到底狂瀾ヲ既倒ニ回ヘスノ難キヲ視、窃カニ身ヲ以テ私學校徒タルヲ爲ネシ、一行中ノ川上親晴、稻垣重節前田素志、高橋爲清等五人ト共ニ、陸路肥後方面ヨリ脫出歸京スベク、暮夜(十年二月四日)雨雪ヲ冒シ、程ヲ發セリ。途次賊徒ノ東西狀ヲ齎ラス者ト、斷續相接スルノ狀況ナリシカバ其間ノ苦心慘憺劍ヲ踏ムノ思ヒハ、筆紙ノ能ク盡スベキニ在ラズ。行ヒテ肥後ノ人吉ニ達セザル、八里ナル吉田ニ至リ、馬ヲ僦ヒテ、卽夜輕騎直ニ虎口ヲ脫セントシタリシニ、旅舍ノ主婦、頻リニ日暮馬ナク、且ツ行路ノ難ヲ說キ、勸ムルニ明旦出發ノ安キヲ以テス。此時、既ニ店前人馬絡繹物情騷然タルモノアリシカバ、亦如何トモスベカラザルヲ思ヒ、意ヲ決シ

テ之ニ投ゼリ。其夜、時將サニ半（一說には午後九時頃とあり）ナラントスルノ頃、迅雷轟然、四壁一時ニ崩ル、ガ如ク、忽チニシテ一行五人、悉ク數十百人重圍ノ內ニ陷ルノ身トナリ、奮鬪頗ル凶徒ヲ惱マシタルモ、衆寡固ヨリ敵スベクモアラズ。遂ニ悲憤淚ヲ呑ミテ賊手ノ縛ヲ受クルノ止ムナキニ至レリ。蓋シ、先是一行ノ潛カニ國ヲ脫スルニ方リ、追尾爰ニ至レルモノニシテ、其數實ニ二百人、群至闖入セルモノナリ。曰ク縣廳命アリ、之ヲ捕フト。

斯クテ縲絏ノ五人ハ、卽夜直チニ是等暴徒ノ爲メニ、二十餘里ヲ護送セラレテ、予ガ鄉里ナル加治木ヲ經、鹿兒島城下ノ兵營ナル、第一警察署ニ拘引セラレタリ。到レバ乃チ安樂高崎等、先ヅアリ。而モ拷訊ノ餘軀ヲ仆シテ、息モ絕ヘ〳〵ニ呻吟セルヲ視ル。賊ハ直ニ予ヲ訊問所ニ引キ据ヘ、調べ官二名之ニ臨ミ、私學校徒及ビ當時ノ足輕等十數名、各自劍戟銃器或ハ棒實丁等ノ得物ヲ手ニシテ、廷ヲ圍メルヲ見ル。殊ニ糺問所ノ中央板ノ間座上ニハ、巾三尺厚二寸計リモアランカ、鮮血洋々トシテ腥氣鼻ヲ衝クモノアリ。蓋シ、先キニ一行高崎安樂等ノ順次拷問ニ遇ヒ、毆打ヲ受ケルノ下、或ハ手足ヲ挫カレ體軀ヲ毀タレ、又ハ鞭韃ノ下、口之レヲ吐ケルモノナリ。予ハ卽チ廷卒ノ爲メニ引カレテ其上ニ引キ据ヘラレ、顏面頭

顚四肢腹背所選バズ、有ラユル彼等ノ悪虐ヲ受ケ、鞭楚亂打、急霰ノ如ク、肉破レ、骨挫ケ目眩ミ、口血ヲ吐ク、人事不省ニ陥ルモノ屢々、延卒輙チ抱キ起シテ、之ニ蘇ラスニ水ヲ以テシ、僅カニ生氣ニ復セシム。氣息奄々タルモノ之ヲ暫クシテ、復ヒ強訊ヲ重ヌル事又前ノ如シ。拷問斯クノ如ク、幾度トナク之ヲ繰リ返ヘサレテ、遂ニ翌暮ニ達シ、獄卒ノ爲メニ引キ立テラル、ニ至レリ。予ハ之ヲ以テ、死所ニ引カル、モノナルベク、心期スル處アリシニ、左ハナクテ、同所構内ニ設ケラレタル獄舎ニ投ゼラル、モノニテアリキ。至レバ乃チ高崎安藥中原等ノ同志友、政府ノ反間ナルベク疑ハレタル西本願寺ノ僧、大洲鐵然、香川默識等ノ等シク苦虐ヲ受ケタルモノアリ。何レモ、身皮肉ノ全キヲ有セルモノ幾何モナク、殴打ノ跡悉ク黒色ニ變ジテ、以前ノ顔容見ルベクモアラズ。殊ニ甚シキハ、手指五本皮肉全ク毀チ去ラレテ、唯白キ骨ノミ露ハニ殘リ、横臥起ツ能ハズ。微息僅カニ奄々タルモノアルヲ見ル。受ニ牢居約一ケ月半（二月三日中原尙雄高崎親章等をはじめ四日五日にわたりて一同縛に就きしより、三月十日解放出獄に至る此間三十六日）ニシテ、更ニ縣廳構内三重圍ヒノ獄屋ニ移サル。私學校徒一小隊、晝夜之ヲ監視シ警戒頗ル嚴ナリ。之ヲ頃クシテ、一日縣廳警察本部第四課ノ調べ

所ニ引キ出シ（縣廳第四課に引き出したるは、取調終了直後二月八日となつて居る）宣告スベク、『爾來汝等ノ一行ハ、殆ンド之ヲ逸スルコトナク、悉ク捕ヘテ糺問ヲ了ヘタリ。其初メ、或ハ言ヲ左右ニ托シ、容易ニ實ヲ告グルヲ肯ゼザルモノアリシモ、結局終ニ匿スニ由ナク、各自盡ク事實ヲ告白スルニ至レリ。之ヲ要スルニ、其口供スル處略ボ同一ニシテ亦大差ナシ。依テ汝等同志二十名ノ口供ハ、之ヲ一事ニ作製セリト』其要ニ曰ク『我儕二十名ハ東京ニ於テ、大久保内務卿ノ内命ヲ含ミ、西郷以下帷幄ノ輩ヲ暗殺ノ爲メ、歸國セルモノナリ。若シ夫レ私學校黨ノ暴擧起ラバ、一行ノ中潜カニ遁レテ長崎ニ出テ、急電政府ニ報告スベク、然ラバ直ニ陸海軍ヲ派シテ、立ロニ之レガ討滅ヲ行フベシ、帶ベル用命大體斯クノ如シ』ト云フニアリ。宜シク速ニ各自拇印ヲ捺シ、他日異議ナキヲ證スベシトテ之ヲ強ユ。一行ノモノ固ヨリ之レヲ肯ンズベキ筈テク、凛然トシテ其誣妄甚ダシキヲ辯ジ、力爭之ヲ極ムト雖モ、暴力ヲ以テ一々之レガ拇印ヲ強ヘ、次予ニ至ル。予ハ時ニ惡逆無道ヲ辯爭シ、力ノ限リ聲ノ限リ之ヲ拒ミタリシモ、賊徒八人手取リ足取リ、喉ヲ扼シ腕ヲ挫キ、以テ其自由ヲ奪ヒ、僅カニ其紙面ノ端ニ、名計リノ拇印ヲナサシメタリ。蓋シ、賊徒ノ口供書ニ拇印ヲ強ヒ、力ヲ

用フルコト斯クノ如クナリシモノ、故アリテ存ス。即當時九國ノ男兒、西鄕ヲ崇拜スルコト眞ニ神ノ如ク、而モ、口供書中ニ曰ク「內務卿ノ命ヲ含ミ、西鄕以下暗殺ノ爲メニ歸國セルモノナリト。」斯クノ如キハ、九國男兒ノ君父ダモ、尙ホ且ツ之ヲ許サザル所ナリ。必ズ曰ハン、嗚呼政府ノ國家ノ元勳ヲ戕ハントスル、果シテ斯クノ如キカト。九國男兒ヲシテ政府ヲ怒ラシムル所以ノモノ、何モノカ亦能ク之ニ如クモノアランヤ。賊徒ノ口供書ヲ重ズル故ナキニアラザル也。

當時、口供書ノ捺印ニ關シ予ノ力爭最モ努メタリシカバ、事終ルノ後、一行中、他十餘名ハ之ヲ縣廳ノ椽側ニ並ベ引キ据ヘタルモ、予ノミハ剛情ノ奴ト呼バハリ、木柵ノ枕ニ縛シ、地上ニ引キ据ヘタリ。斯クテ予等一行ノ賊手ニ捕ヘラレ、縣廳囹圄ノ內ニ在ルコト、何時シカ京都行在所ニ達ス。仍テ柳原前光伯勅使トシテ、鹿兒島縣ニ下向ノ際、予等ノ一行ヲ救出セラルヽコトヽナレリ。

時ハ三月九日夜、軍艦運送船十一隻、舳艫相啣ミ、鹿兒島灣ニ入リ、即夜直チニ警視隊一大隊、步兵一大隊ヲ以テ縣廳ヲ圍ミ、其不虞ヲ戒ム。翌十日詰朝、縣廳門前大道ノ左右兩側

ニ整列スルモノ、一ハ則チ歩兵隊ニシテ、一ハ則チ警視隊ナリ。各『付ケ劍』ノ敬禮ヲ執ル。當時廳内獄舎ノ中ニ在リ、慷慨悲歌、鐵窓ノ下、夜ナ夜ナ月ニ吟ズルノ予等ハ、夜來ノ光景固ヨリ之ヲ知ルニ由ナク、迎ヘラレテ牢舎ヲ出テ、一歩ハ一歩ヨリ驚キ、迎フルモノ、亦垢面蓬髮、顏ヲ沒セルノ予等ニ接シ、感慨措ク能ハズ、知ルト知ラザルト、左右兩側悉ク淚ヲ垂ル。遣中會々松山清心氏アリ。氏ハ先キニ予等ト共ニ京ヲ出デ、薩摩ニ歸レルモノ、當時僅カニ身ヲ脫シテ賊手ヲ免カレ、歸京シテ、茲ニ中隊長ヲ以テ勅使ニ從ヘルノ人ナリ。感慨世ノ常ナラズ、嗚咽歔欷、遂ニ滂沱トシテ語ル能ハザルモノアリシモ亦其處ナリ。予等ハ夫レヨリ直ニ海岸ニ出デ、汽船ニ乘ズ。官軍歡待慰藉到ラザル所ナク、既ニシテ纜ヲ解キ港ヲ出デ、船神戸ニ着ス。

初メ、鹿兒島縣令大山綱良、亦送ラレテ船中ニ在リ。此ニ至リ森岡兵庫縣令旨ヲ以テ、其官位剝奪ヲ傳達シ、縛ニ就カシメ、船內牛馬ヲ容ルヽノ處ニ繫ガル。斯クテ着京ノ後、予等ハ直ニ大審院ニ出頭、玉野（玉乃）判事長ヨリ、入鹿以來ノ顚末聞キ取リヲ受ク。蓋シ、他日賊徒ノ罪狀糺彈ニ方リ、參考ノ資ニ供セラルヽモノナリ。

越ヘテ數月、賊徒調査ノ爲メ、東京臨時裁判所ヲ開設セラルヽニ方リ、證人トシテ出頭シタルニ、裁判長曰ク『曩ニ鹿兒島ニ在リ、諸氏ヲ執ヘテ拷糺ニ參與セシモノ、多クハ之ヲ捕ヘテ今正ニ調査中ニ屬セリ。而モ、彼等ガ長崎臨時裁判所ニ於テ告白スル所、托言模糊實ヲ得ズ。依テ轉送セラレテ爰ニ致サレタリ。諸子幸ニ痛ク面詰スル所アレト、聽テ引キ出サルヽモノ、悉ク之レ曩時惡虐ヲ逞セルモノヽ、ミナリシカバ、今ハ最早包ムニ由ナク、各罪狀ヲ自白シタリ。是ニ於テ、賊徒ノ刑全ク定マリタレバ、翌日警視廳へ出頭達セラレ、警部ニ任ゼラル。實ニ明治十年十二月ナリ。』

明治十一年埼玉、群馬、長野、新潟、石川、滋賀、京都等、府縣御巡幸仰セ出サレ、右大臣岩倉具視扈從ス。會々蜚語アリ。石川縣暴徒右大臣ヲ暗殺セント謀ルト。乃チ警視廳中、十年西南ノ役ニ關シ、功勞アルモノ三百名ヲ選拔シ、供奉仰セ付ケラル。予兄弟共ニ選ニ方リテ其榮ヲ荷フ。

明治十四年六月、大阪府ニ轉ジ、警察本部巡視勤務、十五年茨木警察署長ニ、十八年奈良警察署長ニ、十九年曾根崎警察署長ニ、二十年東區警察署長ニ、二十一年夏本縣（鹿兒島縣）

警察部第二課長ニ轉ジ、尋デ警務課長トナリ、二十五年夏、後月（岡山縣）郡長ニ任ゼラレ三十年十二月小田郡長ニ轉ジ、後月郡長兼務タリ。三十二年其兼務ヲ解カル。爾來今日ニ至リ、在官前後通ジテ三十三年、就中小田郡長タル十二年ノ久シキニ亘リ、高等官五等、正六位勳五等ヲ以テ一級俸ヲ受ク。

明治四十一年三月二十五日、宿痾劇務ニ堪ヘザルヲ以テ、其職ヲ辭ス。同年五月三十日、特旨ヲ以テ、位一級被進、叙從五位。

餘　錄

初メ予等ノ一行、川上親晴氏等五人ト共ニ、肥後境ナル吉田ニ於テ、賊手ニ捕ヘラレ、鹿兒島ニ送ラルヽヤ、數百ノ私學校徒其前後ヲ擁シ、警戒頗ル嚴ナリ。沿道觀ルモノ、貴賤老幼堵ノ如ク、之ヲ觀ルモノヽ情、一ナラザルコト亦云フマデモナシ。時ニ川上氏年僅カニ二十一、神色自若トシテ予ノ後ヘニ從ヒ、相顧ミテ互ニ相勗ム。忽然川上氏、音吐朗々賊徒ノ耳ヲ破リ、文天祥ガ正氣ノ歌ヲ誦スルモノ數行、初メ賊徒ノ啞然トシテ之ヲ聽クモノ、頃ラクナリシカ、曰ク『咄奴輩、文天祥ヲ氣取ル乎』ト。終ニ曰ク『囚ハレノ身ノ無禮ナリ。擊

チ殺セ」トテ、數十人耦進シテ、之ヲ打ツモノ急雨ノ注クガ如シ。氏目瞋リ、髮上リ、無禮ト呼バハリ、而モ立ロニ卒倒ス。會々賊徒ノ中、來リテ他ヲ制スルモノアリシモ、氣息既ニ全ク絶ヘ、亦救フベキナキモノヽ如シ。然ルニ、須臾ニシテ勃然トシテ起チ上ガリ、昂然トシテ行クコト前ニ異ナラズ。往キテ大隅加治木ニ到ル。當時、予等ノ父母妻兒皆此地ニ在リ。送ルモノ、送ラルヽモノ、共ニ豈腸九回スルノ思ヒナカランヤ。斯クテ、予等ノ一行ハ引カレテ、鹿兒島ノ牢獄ニ繋ガルヽノ身トナリヌ。

從レ是シテ、賊軍肥後口ニ進攻スルノ間、私學校黨ノ、其官軍ニ屬セルモノヽ家族ニシテ、國ニ在ルモノヲ監視スル頗ル峻嚴ヲ極ム。乃チ予ノ家ノ如キハ、日夜賊徒其邸宅ノ周圍ヲ警戒シ、出入ヲ誰何ス。當時私學校黨ト、其他ノ者トノ反目嫉視ノ狀甚ダシカリシコトハ、親戚故舊ノ義絶ハ勿論、兒童走卒ト雖モ、劃然トシテ其區別ヲ立テ、昔日肺腑ヲ出ダシテ相盟ヒシモノモ、今ハ途上相見ルモ一揖ダニセズ。殊ニ予ガ當時ノ妻ハ、私學校徒ノ出ナリシカバ、其父母ハ强ヒテ其志ヲ奪ヒ、予牢居ノ際、其愛兒ヲ殘シテ帷ヲ去ラシメタリ。時ニ予ノ兩親ガ、最モ悲慘ノ思ヒヲ致シタルハ生後僅カニ十ケ月ナル一孫兒松雄、終日終夜飢ニ泣キ

母ヲ慕ヒ乳ヲ求メテ止マザリシニゾアル。乳母ヲ雇ハンカ、官軍方ナル者ノ家ニ入ルハ、薪ヲ抱ヒテ火ニ入ルヨリモ危險ナリトテ、之ニ應ズルモノナク、痩セ衰ヘテ、直ニ皮骨ノミヲ包メル形容ノ悽愴ナリシハ、何トモ言ハン方ナカリシト云フ。斯ル悲慘ノ中ニ、頻々耳朶ニ送ラルヽモノハ、今ヤ賊手ニアル、予等身邊ノ取沙汰ナリキ。曰ク。昨夜戮ニ遇フト。曰ク。今朝某所ニ梟セラルト、其存、其歿、固ヨリ知ルコト能ハズ。將タ信ジ、將タ疑ヒ、心日ニ悁々トシテ寤寐之ヲ見ル。一夕門前騷然、賊徒遽カニ大ニ至ルヲ覺ユ、父ハ乃チ傳家ノ寶刀志津三郎ヲ採テ出デシニ、コハソモ如何ニ、犢大ノ犬兒ガ門扉ニ戯レシモノナリシト。今ニシテ之ヲ思ヘバ、眞ニ一笑話柄タルニ過ギザルモ、當時伊丹家ノ境遇トシテハ、全ク一家ヲ擧ゲテ、賊刄ニ葬ムルノ覺悟ナリシナリ。

尋テ、同藩士高崎親章氏ノ父（高崎親廣別項參照鹿兒島縣市來郷の人）家ニ在リテ、賊手ニ斃レ、同ジク金丸實氏ノ父（金丸氏鹿兒島縣串木野郷の人）又虐ニ遇フ。爾後殆ンド虛日ナシ。斯ル有樣ナリシカバ、予ノ父モ、最早是レ迄デナリト覺悟シ、徒ラニ生ヲ貪ツテ、哀レ賊手ニ僵レンハ心許ナシ。潔ク自殺センニハ若カズト。其弟ニシテ別ニ家スルモノ野田ヲ呼ビテ、決

心ヲ告ケシニ、弟モ亦最早所謂死スルノ時ナルベシトシテ、速カニ同意シタリ。
是ニ於テ、一家眷族、三寶土器ニ水ヲ酌ミテ、別離ヲ叙シ、先ヅ第一ニ父ハ孩孫松雄ヲ刺シテ、而シテ後ニ自双セントテ、之ヲ引キ寄セントシタルニ、是迄悲哀ニ沈ミ居タル母ハ、哀ニ堪ヘ兼ネ、氣モ狂亂シテ、全ク心神ヲ喪失セルガ如ク、忽然孫兒ヲ抱キ去リテ、傍ラナル畑ノ畦ノ蔭ニ行キ仆レ、漣然トシテ自失セルノトキ、同藩家ヲ接セル新納某氏來リテ、慇懃之ヲ抑止シタルニ依リ、事止ムニ至リタリト云フ。是ヨリ賊軍猖獗、悪虐日ニ甚シキニ趣キシカバ、父ハ或日、終ニ正寢ノ床上ニ傳家ノ重寶ノ鎧ヲ裝置シ、之ニ左ノ一句ヲ殘シ、家眷ヲ挈ケ、難ヲ在家ニ避ケタリ。
二つとも疑ふ道のなかりせは迷ふものかな武士の末。
初メ、予等ノ大久保内務卿ノ内命ヲ啣ミ、鹿兒島ニ歸ルヤ。途神戸ニ到ル時、正ニ除夜前兩三日ニシテ、翌一月三、四日ノ頃ナラデハ、便船ノ鹿兒島ニ通スルモノナカリシヲ以テ、一行之ヲ待ツベク神戸ニ留マル。時ハ明治十年一月一日、夙起盥嗽既ニ了リ、朝暾麗カニ山ノ端ニ昇ルノトキ、一行相携ヘテ楠公社ニ詣ル。各自身ハ前途ニ大志ヲ抱キ、生還ヲ期セズ

シテ難地ニ赴クノ輩ナリ。其祈ル所ハ言ハズモガナ、默禱スルモノ、之ヲ暫ラクシテ歸途ニ就ク、此日ヤ、殊ニ天淸ク氣爽カニ、心神ノ壯快言フベカラズ。衆皆曰ク、一句ナカルベカラズト。其吟シ出スモノ音調聲律一ナラズト雖モ、其旨大體揆ヲ一ニセルモノアリシハ、蓋シ、各自心事ノ同一ニシテ、齊シク、一意君國ニ盡サント欲スルモノ、肺腑ノ中ヨリ出デシニ由ルモノナルベキカ。予ヤ吟シテ曰ク。

よろつ世に、名も橘の大神に、いのる心の猛き淸けさ。

後、予ノ賊徒ノ縛ニ就キ、藩設普通ノ牢獄ニ繫ガル、ヤ、警戒頗ル嚴ニ、晝夜ヲ別タズ、隊ヲ別チテ、劍戟銃器ノ一隊、殆ンド間斷ナク、交ル〳〵獄舍ノ外圍ヲ巡リ、內部ノ情況ヲ偵察シ、言詰シ、擧動ニ猂强獰猛、之ヲ嚇スルモノ、如シ。斯ノ如クナリシカバ、安眠ナドノコト思ヒモ寄ラズ。然ルニ予ヤ、一夜會々時正ニ十二時頃ナランカ、不圖(ゆくりな)クモ眠ヲ催シ、恍惚トシテ遂ニ身ハ夢路ヲ辿ルノ人トナリヌ。夢ニ身ハ東京ヨリノ歸途、正ニ神戸生田ノ森ヲ逍遙セルノ心地シテ、壽永ノ昔ノ梶原景季ヲ偲ビ出テ吟ミシモノ、覺メテノ後モ尙ホ明カニ記憶セシカバ、左ノ一首監卒ノ耳目ヲ忍ビ、微吟低聲、之ヲ一行中ノ高崎氏ニ示ス。氏笑

フテ曰ク、君ヤ、夢ナラバコソ、此作句ヲ得タリト。蓋シ其歌題ノ緣メル處、遠ク壽永ノ昔ニアリト雖モ、其旨ハ亦之レ自已當時ノ境遇ヨリ流露シ來レルモノカ、紀念ノ爲メ茲ニ之ヲ記ス。

さきかげし、梅の箙は後の世の生田の森の花にぞありける。

遭難開教使手記

大洲鐵然等

この手記は、鹿兒島別院編纂本願寺開教五十年史より拔萃したるもので遭難一行の共作的實記である西本願寺鹿兒島開教使大洲鐵然師等と、私學校黨のいはゆる刺客事件とは、何等の關係があつたのではないが、學校黨は、大洲師をはじめ開教使の入鹿を、刺客の一人、田中直哉の誘導に由るものと爲し、疑心暗鬼を生じて、一行を捕縛するに至つたものである。詳細は本文、本願寺開教使一行の遭難參照。(著者)

本年第二、三月の際、眞宗權中教正、大洲鐵然師等以下八名の教師、併せて厄に鹿兒島に罹るや、其蹇屯艱楚、言ふに勝へざる者あり。而して率ね皆堅忍確操、誓て身を以て法に殉

し、未だ嘗て一人の苦節を撓まずあらざる者、豈之を不朽に傳へて、泄々者の戒と爲さゞるを得んや。今特に其梗概を叙して、以て史筆の採修に備ふと云。

是より先、明治九年八月、鐵然師、其法主大谷大教正に東京に從ひ教務を奉ず。尋いで九月、始めて鹿兒島信敎自由の令下るを聞き、自ら以爲へらく、鹿兒島の地方の如きは、嚴に我が眞宗を禁ずる茲に三百許年、其際、熱信景從の徒、渴望に堪へざるを以て、往々師を地方に延請し、從て宗義紊亂品行不良の姦僧多く其間に乘じて封内に潛入し、巧に頑民の意を迎へ、以て私利を罔し、教門に蠹する者、豈尠少からんや。今や、信教自由の令を發する、美は則ち美なりといへども、獨り我が眞宗の教義たる、現に薩州に傳布する所と啻に枘鑿の相容れざるのみならず、如是にして、從來罔利の姦僧、稀有の際會に僥倖し、益々誕言妄說を主張し、公然忌避する所なく、所謂奇中奇を求め、塗上塗を附け、其毒遂に翁媼の膏盲に宿り、其禍果して黎庶の左腹に入り、盤錯凝結、牢ふして拔くべからざるに至らん。而る後に百方之を救ふも、豈復た及ぶ可けんや。若し此時に及んで、之を洗除せずんば、開敎の美擧も徒爲に屬し、眞宗の眞敎、闃として迹を南州に絕たんと。會々鹿兒島故縣令

大山綱良、東京に在るを以て、徑ちに其寓に就き、告ぐるに前事を以てし、且開教發令の際、姦僧禁遏の方略ありや否やを問ふに、縣令曰く、部官固より爲に之に憂慮せずんばあらずといへども、未だ之を處する所以の術を得ず、故に貴宗の一有司に謀り、既往を釐革し、將來を約制せんとす。師幸ひに指畫する所あれと。是に於、鐵然師制約の方法數件を著し、且眞宗教諭大意なる者を錄して之を示す。縣令亦大に感悟し、執て以て善しと稱す。鐵然師因て急に鹿兒島に赴き、此に從事せん事を約す。約已に定り、十一月初旬を以て、將に山崎、香川の諸氏と共に京を發せんとす。適々熊本山口の變に際し、其平定を待ち、二十四日を以て汽船に乘じ、大阪を發し、二十八日鹿兒島港に達す。時に該縣壯士輩、氣勢頗る穩かならず、劍を佩び、銃を負ひ、日く政府妄に功臣を殺す、「江藤前原を云ふ」將に其罪の在る所を質さんとすと。而して老骸の士は、封建の故制を慕ひ、政府を惡み、其執拗頑傲言ふべからず。然るに、鐵然師赴縣の初め、齎らす所の教諭大意を以て、本宗の故意を述べ、獨り來世の冥福のみならず、人道の權義を辯じ、勤王愛國の本心を培し、富强の道を竭し、知識を開き、益々高尚の地位に進歩せん事を勸誘し、更に出張趣意書（參

考の爲め末尾に之れを添付すりを活制頒布し、多年潜行の姦僧に誑惑せらるゝ者を開諭し、日として奬勵啓發せざるなし。而して其說く所、大に人情に反觸し、眞宗をして說教せしめば、反つて以て士氣を挫き、國家を害するものとなし、最も私學校徒の妬忌する所となる。加ふるに、現今用ゆる所の縣下各區長も、多くは曩の征韓論の行はれざるを憤り、陸軍士官等を辭して、該職に就くものにして、務めて區內の壯士を煽動し、驅て私學校に入らしめ、教職の說教を拒み、種々の障碍をなし、又往々士族の信者を恐赫し、曰く、我國將に今の政府を廢し、島津氏を戴いて君となし、士族の祿位を舊に復せんとす。若し眞宗を信ずる者は、私學校に加へず、士籍を削り、俸祿を給せずと。頑冥の士輩、爲に之に危懼し、教會印鑑を還致する者多く、山崎照天、香川默識の如きは、親しく其面語に接するを以て、諭すに信教自由の理を以てすといへども、概して區長の威力を畏れて、之を了得する能はず。且鐵然師等入縣以來、夜々通衢に榜示して、或は圓顱を竿頭に貫かんと擬し、或は僧侶速に去らずんば、天誅を加へん等の暴語を標書し、途にして眞宗僧侶に逢へば、疾視罵言、之に横逆無禮を加ふる者一にして足らず。殊に鐵然師の如きは、嘗て國事に關するを

以て、巧に空中樓閣の浮說を構へ、曰く門徒を慫慂して、私學校を殄滅するの計をなすものなり。曰く、木戸公の密命を受け、名を教法に託して縣下の事情を探偵し、以て政府に稟應するものなりと。意に任せて無根の造言を宣傳し、其黠計妄說甚しと謂べし。而して宗義異說の華、祖述の訓誨に無き妖妄を逞ふし、蠢氓を冥々の中に誘致せんとするの勢あり。於ィ是て、內外相因り、迭に信教を窒碍し、前跋後疐、爲す可らざるの極に至れり。雖ㇾ然、惡を轉じて善となし、野を開きて文に進ましむるは、我教法の本分たるを以て、毫も遯沮の念を起さず、益々教職を策勵し、漸次眞正に導くの方に於て竭さゞる所なし。而るに、暴徒の妬忌愈甚しく、遂に一月三十一日、陸海軍の彈藥を掠奪し、市街紛騷物情恟々たり。二月三日の夜、阪本某、大山某等、兇器を挾みて、突然鐵然師の居寓に亂入し、財貨を强奪せんとするを以て、同寓一齊四方に奔逃し、所有の物品を奪ひ去らるゝに至る。其翌說教所に於て、講法の際、更に亂入して暴言を吐く。夜に及んで復た寓居に突來し雜品を奪ふ。是に因て館人大に怖れ其轉宿を乞ふ。鐵然師等進退維谷り、同五日、書を縣令に馳せ其保護を依賴し、教職を率ひ寓を去り、說教所に會合す。六日午後一時、更に暴徒

襲來の狀あり。事亦倉卒に起るを以て、將に牆を踰へ之を避けんとす。反顧して之を認むれば、則其人皆警部の服を着く。因て從容座に復するの際蟻附して、鐵然師、及び京都府山崎照天、山口縣香川默識、小池行運、瀧澤謙致、兵庫縣暉峻普瑞、長崎縣桑門無着、島根縣龍川賢流等、八名を縛し、第一分署に拘致し、柱下に繫ぐ。左右に十數名あり、皆異樣の服を着し、長劍を佩び、棍棒を按じ、相圍みて暴言を吐き、或は鐵然師の面に唾し、頰を批し、或は刀刄を露はし其項に擬し、擊刺挨蹴、以て戲れとなす者あり。後十分間にして、鐵然師並に暉峻普瑞を第四課に拘送し、先づ鐵然師を庭に引き、密命を承くるや云々を鞠す。其（其夜か）午後十一時、囚獄所に下す。時に照天默識の如きは、直に分署より獄に下す。獄の囚奴たる、多くは强盜竊盜强姦、或は疑似に係りて幽せらるゝ者雜處沓踵す。其始て入る者は、獄長先づ姓名を問ひ、獄中の規則を示し、入獄日時の前後を以て、上下の次序となす。室內の不潔、食物の粗惡名狀す可らず。鄕里の音信を絕ち、臥具の外物品を容るゝを禁ず。其翌再び鐵然師外一名を第四課に喚致す。時に昨來分署に繫がれし者四名先づ在り。是に於て、六名の者を交送糺彈す。各其人に由りて、寬

嚴の別ありといへども、均しく是密命云々を詰らざるなし、午後六時倶に囚獄に下る。獄中は則異室にして同狀なり。是の時に當り、暴徒の氣焰日々益熾んにして、監獄の兵士七八名、晝夜交番し、毎に構內を巡行す。其獄側を過るや、大聲罵つて曰く、「鐵然大膽、汝豈に薩刀の銳利を識らんや。吾今汝を斬りて兩斷となし、以て治兵の釁祭に供せんのみ」と、九日(八日とする方正しきが如し)中原警部等を拘致して拇印せしむ。十五六日の比に及び、復た兵士の巡行を見ず。二十六日、縣廳內新築の檻倉成る。鐵然師等五十六名を此に移す。道路觀る者堵の如し。此時角觝を舊調練場に演ず。數萬の人士雜沓甚し。鐵然師等の縛せられて、此路を步するを見るや、或は冷笑し、或は罵辱す。此獄や、一室方二間にして七名を容る。獄側較々寬にして、起居少しく安し。一日兵士夜に乘じ、獄門に麕集し、刀銃相摩し、戛々聲あり。直ちに門を排するの狀をなし、疾呼して鐵然師等を斬戮するの意を示す。是の時に當り、獄中の同囚復た生氣なく、人々以爲へらく、吾儕の非命に斃るゝ正に今夕に在りと。適々守門の吏、抗然職を守り、固く執て可かず、曰く、小吏此門を守る、獨り獄奴の逃逸を捍ぐのみならず、亦以て外人の暴を防ぐ所なり、苟も廳

の公命に非ざるよりは、決して戸を啓き肯んぜずと、抗論往復、其聲獄に達す。而して暴徒終に其說に屈し散去す。三月九日、獄窓より海面を望み、炭烟の奔騰するを認む、是必汽船の來るを知るといへども、三十餘日間、天下の事情を聞見せざるを以て、更に何等の事由たるを曉らず。十日午前十時に至り、遙に喇叭の聲を聞て。兵隊の上陸を悟り、以爲へらく、昨日の汽船は、乃ち軍艦に非ざるを得んやと。然りといへども其所謂軍艦なる者は、果して官軍の派遣する所か、抑暴徒の攘竊する所か、其將校士卒は、官軍か將た賊兵か、是亦未だ知るべからざるなり。午後一時、渥美少警視等警部を率ひ、艦內に入り、中原以下三十一名を出す。是に至りて、始めて知る、官軍の此に臨み、吾人の倒懸を解く事を、同囚相顧み、感泣聲を吞む。十一日午前十一時、再び東京警視出張警部巡査來り、三十餘名を出し、縣廳第四課に於て、就縛の顚末を糺さる。因て、熊本の戰況を聞くを得たり。午後四時、逆旅某亭に護送せられ、接待優渥、啻に虎口を脫して慈母に就くが如きのみならず、誰か泣涕躍喜せざらんや。翌十二日、黃龍丸に參乘し、十三日十二時(正午)錨を長崎に卸し、該縣警察に托せらる。即今醫師をして來らしめ、患者を診察し、室外の

運動を許す、接待益々懇到なりと云。實に朝恩の洪大なる、焚を拯ひ、溺を援け、此厄に罹りて此寵を荷ふもの、應に喜び極て哭せざるを得ざるべし、同十六日、名護屋丸に乗し、十九日(十八日)、大阪に達し、二十日、解放の命を獲たり。

〔附記〕左の趣意書は、大洲鐵然等が、鹿兒島に出張するに至りたる趣旨を明かにしたるものである、本文と關係あるを以て、參考の爲め、これを添付す。(著者)

出張趣意書

夫、我宗ノ教ヘタルヤ、眞俗二諦並行フ者ニシテ、宗祖之ヲ開顯シ、世々ノ宗主之ヲ繼ギ、懇説善誘、須臾クモ之ヲ離ルヽナシ。其眞諦ハ、即チ轉迷開悟ノ法ニシテ、迷倒ノ凡夫ト雖モ、佛ノ本願ニ乗ジテ、信心堅固ナレバ則報土ニ生レテ佛身ヲ得ル。俗諦ハ即チ勸善懲惡ノ教ニシテ、倫常ヲ守リ、皇政ヲ遵奉シ、四民ソノ業ヲ勉ムル所以ナリ。是以生ヤ人道ヲ盡シ、死ヤ大悟ヲ期ス。苟モ二諦ソノ一ヲ闕カバ、我宗教ノ眞意ニ非ルナリ。然ルニ該縣ハ、從前宗教ヲ禁遏セラレタルニ、射利ノ奸僧形ヲ變ジテ潜入シ、シカモ本山ノ密使ト稱シ、眞俗二諦ノ教旨ヲ說カズ、佛法サヘ信ズレバ、世教ハサモアラバアレ

ト申觸シ、國律ヲ犯シ、倫常ヲ紊リ、神明ヲ輕侮シ、他教ヲ誹謗シ、或ハ財貨ヲ惜マズ僧侶ニ施セバ、眞ニ成佛得道ストイヒ、誕言誑說至ラザルコトナシ。然リト雖モ、宗教熱心ノ翁媼、ソノ不正ヲ問ハズ、之ヲ信ジ、國禁ニ觸レ、刑律ニ罹ル者尠ナカラズト、ソノ狀聞クニ忍ビズト雖モ、奈何セン、國內弘教ノ禁アレバ、ソノ邪ヲ摧キ正ヲ顯サレトスルニ由ナク、本山世々ノ大法主、空ク憂苦痛心スルノミナリ。今ヤ、幸ヒニ信仰自由ノ公令ヲ布レタレバ、實ニ千歲ノ一時ニシテ、破邪顯正ノ大機會ナリトテ、我法主大教正大ニ之ヲ喜ビ、予ニ委スルニ從來ノ陋習ヲ洗除シ、眞正ノ教旨ヲ弘メンコトヲ以テス。然レバ則チ、今日我ガ宗門ニ入ル者、サキニ示ストコロノ二諦ノ教旨ヲ明カニシ、各々ソノ職務ヲ勉勵シ、浮華ニ迷ハズ、邪路ニ陷ラズ、神ヲ敬シ、國ヲ愛シ、倫理ヲ守リ、法令ニ遵ヒ、愚ハ以テ賢ニ進ミ、貧ハ以テ富ニ赴キ、情ナル者ハ勤メ、弱ナル者ハ强ク、國威法光並ヘテ海外ニ輝カスニ至ラバ、現當ノ洪福、コノ上ハアルベカラズ。コレ我法主大教正、予ヲ派遣セシムルノ大趣意ナリ。同心ノ行者、ソレ宜ク之ヲ體セヨ。

明治九年十二月

眞宗西派本願寺執事

權中敎正　大洲鐵然

警部中原尚雄手續書

舊鹿兒島縣令大山綱良ニ係ル引合人トシテ、御尋問ヲ受ケ、手續書左ニ奉ㇾ呈候。

向キニ廟堂征韓ノ議發リ、前參議西鄕隆盛、韓ニ大使タラン事ヲ乞フト聞クヤ、私カニ之ニ隨行センコトヲ願フノ央バ、朝議御破論、隆盛及三四ノ參議職ヲ辭シ、桐野利秋、篠原國幹等モ亦職ヲ退キ、國ニ就キ、續テ舊近衛兵等役ヲ退ク、時ニ私少警部ノ職ヲ忝フシ、同志四五名ト結合、恒ニ進退ヲ謀リ居リシニ、明治六年歲暮ニ至リ、以爲ラク、曩キニ征韓ノ議發リタルヤ、此役ニ從事シ、身ヲ以テ國ニ報ズルノ宿志ナリシモ、既ニ廟議征韓ノ擧ヲ止メラレタリ。然ルトキハ、我意遂ゲ難キハ論ヲ俟タズ。如カズ一應退テ時ヲ待タンニハト。是ニ於テ職ヲ辭シ國ニ歸ル。然ルニ、翌七年征臺ノ役ニ、徵集隊第四番小隊半隊長ノ命ヲ奉ジ、同年三月出軍、該島牡丹ノ巣窟ヲ屠陷スルノ後、龜山本營ニ在ルノトキ、

支那トノ葛藤ヲ生ジ、柳原全權公使上海ニ於テ、支那ト談判決セザルニ依リ、北京ニ赴カレ、該地ニ於テ談判スベクト發纜セラレシ趣、赤松參軍ヨリ告ゲ來ル。此時、征役未ダ半途ナリシガ、總隊苦役ニ倦ミ、不平ヲ鳴ラシ、我政府ハ彼ノ强威ヲ破ルニ力ナシ、故ニ屈々トシテ日ヲ空ウスルヨリ寧ロ歸朝シ、意ヲ逞ウスルニ如カズト、誹謗喋々一方ナラズ。是ニ於テ、西鄕都督ヨリ懇々御達ニ、柳原公使北京ニ赴カレタル上ハ、必ズ彼ノ政府ニ對シ、和戰兩樣ノ談判何レヘカ結局アラン。其報ヲ得ルモ遠キニアラザレバ、夫レ迄留臺致スベクトノコトナリ。私專ラ之レヲ奉戴シ、且、此危機ノ際ニ臨ミ、肆ニ私情ヲ吐クベカラザルノ義ヲ確守シ、之レヲ隊中ニ辨ズル再三、更ニ承諾スル者ナシ。故ニ復タ都督ノ令アリ。曰ク、更ニ交代兵ヲ出スベキ旨照會致シ置キタリ。因テ八月中旬迄留臺スベシト。即チ八月ニ至リ、果シテ交代兵着臺ス。時ニ私疫疾ニ罹リ、寢起不自由ノ際ナレバ、止ムヲ得ズ交代シテ國ニ歸リ、床ニ臥スルコト八十餘日、病中友人來リ告グルニ、先キニ我輩征臺中、進止ノ論隊中ト合ハズ、留臺ノ說ヲ主張セシ者ハ盡ク方向ヲ誤リ、且ツ隊ヲ驅スルノ道ヲ失シタル者ナリ。故ニ私學校ニ入門スルヲ許サズ、若シ入校セント欲スル者ハ、一通ノ謝

書ナクンバ絶テ許スコトヲ得ズト。西郷始メ私學校黨ノ議決シタリト。私學校黨淵邊軍平ヨリ承知シタリト云フヲ聞キ、實ニ切齒ニ堪ヘザルナリ。而シテ平素ノ後出席シ、友人ト談ズルニ、彼レ今我輩ヲ誹謗スル他ニアラズ、只政府ノ曲ヲ詳キ、其非ヲ探リ、常ニ政府ヲ顚サント欲スルナリ。若シ我輩ヲシテ彼カ說ニ從ハヾ、彼等我輩ヲ擯ケザルコト必セリ。然レドモ、物ニ順逆アリ、之ヲ能ク辨セザレバ、過マルニ千里ノ差ヲ以テス。夫レ人民ハ政府ノ下ニ居テ其保護ヲ受ク、非アラバ以テ之ヲ正シ、是アラバ以テ從フハ人民ノ常道ナリ。今彼ガ如キハ奸ヲ以テ直トシ、暴ヲ以テ順ヲ制セントス。其誤少ナカラズ。然ルニ今我輩徒ニ快々トシテ鬱意ヲ懷カンヨリハ、寧ロ共ニ出京シ、政府ノ下ニ仕ヘ、微軀ノ心力ヲ盡スニ如カズト相約シ、卽チ池端清秀ナル者ト上京シタリ。明治八年八月三十日ニ至リ、警視廳十四等出仕ヲ拜シ、同九年一月四日、少警部ヲ拜命ス。然ルニ、昨年肥後ノ暴起、次デ長門ノ暴動ニ乘ジ、石州路ニ出張ノ命ヲ拜シ、賊徒平グルニ臨デ歸京ス。同年十二月四日ナリ。此時ニ當リ、我縣固ヨリ胚胎ノ災害愈熾ンニ至ラントス、流說紛々、更ニ穩カナラズ。然ルニ、縣內我鄕伊集院ノ如キハ、初メハ其黨ニ與ミスル者、僅カ五六

名前已ナリシガ、肥長暴發已來、之ニ與ミスルモノ夥多ニシテ、我親戚朋友モ亦既ニ與ミシタル由聞及ビ、日夜憂愁寢起ヲ安ンゼズ。一タビ歸縣シ、彼等ニ說クニ貴重ノ方向ヲ誤リ、身命ヲ毀損スルコト勿レト云フノ理ヲ以テ、其說ニ服セバ可ナリ、否ラザレバ強ユルニ道ナシト雖ドモ、知テ未發ニ言ハザレバ、信ヲ失フト存ジ居ル處ニ、同月二十四日ニ至リ、園田長輝末弘直方來リ、其言フ所一ツニ我意ニ協フヲ以テ、共ニ歸縣センコトヲ約セリ、翌二十五日、園田長輝宿宅ニ、菅井誠美其他ト集合シ、我等歸縣スルノ本意タルヤ、我親戚朋友間ニ大義名分ノ存スル處ヲ確守シ、無名ノ黨ニ役セラレズ、方向ヲ失ハザルノ眞意ヲ說カンガ爲ニシテ、固ヨリ私事ニシテ公事ニアラズ。故ニ力メテ忍耐ヲ旨トシ、彼レ暴ヲ以テ我ニ委スレバ、我ハ溫順ヲ以テ之ヲ待チ、彼ヲシテ激怒セシメザルヲ以テ約セリ。是ヨリ先キ、時節柄一時數名歸省ヲ願出ルトキハ、長官ノ許可ヲ得ル能ハズ、亦巡査一統ヘ疑心ヲ懷カシメンコトヲ懼レ、權大警部大山綱昌ニ就キ、長官ヘ本意ヲ開申シ、各々歸省ノ願書ヲ捧ゲ許可ヲ得タリ。且往來ノ旅費トシテ、月給四箇月分前借願出シニ、是又許可ヲ得テ、同二十六日、川路氏ノ別邸ニ於テ、之ヲ大山氏等ヨリ請取リタリ。其時同

人ヨリモ、反覆歸縣ノ上ハ、萬事忍耐シテ粗暴ノ事ナク。無事歸ルベシト大山氏ヨリ承知シタリ。同二十八日、玄海丸ニ乘込ミ、本年一月十日、川内ニ着ス。同夜串木野郷ノ親類長平八郎宅ニ一泊セシニ、同人ノ話ニ、當時私學校ニ入校セザル者ハ、犬羊牛馬ノ如ク嘲弄罵詈シ、昨年以來、銃器彈藥ヲ購求シ、容易ナラザル勢ヒナリ。亦東京ヨリ歸國セシ者ハ、悉ク政府ノ間者ナリトテ、親戚朋友ノ交際ヲ絶ツニ至レリ。其甚ダシキハ、途中等ニテ木石瓦礫ヲ拋擲シ、或ハ種々ノ亂暴狼藉ヲナス由ナリ。故ニ時節柄不慮ノ禍害ニ罹ランコトモ計リ難シ。能ク注意致スベシトノコトニテ、先キニ東京表ニテ傳聞セシヨリモ、彼黨ノ勢焰熾ンナルコトヲ知レリ。翌十一日市來郷ノ大久保規正（元中警部奉職罷在、昨九年五月職ヲ辭シテ歸國セシモノニテ、從前ヨリノ知人ナリ。實弟一郎ト共ニ彼ノ黨ニ縛セラレ、兄弟トモ、私ト密事ヲ謀リタルナリトテ拷問セラレ、鹿兒島ニ在ル市來問屋ニ保管セラレタリ）ノ宅ニ立寄リタルニ、同人弟一郎（邏卒、創業ノ時ヨリ明治七年警視廳ニ奉職シ居リタリ）ト共ニ、我等兄弟嘗テ警視廳ニ奉職致シ居リタル故歟、政府ヨリ探偵ノ命ヲ奉ジ歸國シ、萬事私學校ノ事情ヲ東京ニ通報スルモノナリトテ、親戚朋友及ビ郷內中ノ人ヨリ交際ヲ絶タレタリ。又東京へ

當時ノ事情ヲ報ゼントスルモ、昨年七八月頃ヨリ、書面ヲ開封スルト聞及ビ、不本意ナガラ通知スルヲ得ズ、實ニ遺憾ノ限リナリトテ、涙シテ語リシニ因リ、共ニ縣地ノ形勢ヲ慨嘆シ、相共ニ涙ヲ催シタリ。夫レヨリ同處發足、同夜鄉里ニ着ス。其夜親戚ハ例ノ如ク訪ヒ來リシガ、其待遇上平生ト異ナレリ。其他舊友等、更ニ相見エザルノミナラズ、途中相逢フスラ、眸ヲ側タツ位ノ事ニテ、唯一人トシテ相話スノ友ナカリシ。日數四五日ヲ經テ、諸類家ヘ謝禮トシテ相廻ハルノ途中家僕來リ、客アリ、家ニ來ルト告グルニ會ウテ歸家セシニ、同族中原太郎兵衛並ニ宇田祐輔ノ兩人來リ居リ、應對暫時ニシテ酒ヲ供シ、酒酣ニシテ中原太郎兵衛云フニハ、汝尙雄、聞ク汝ハ、此節歸縣スル趣ハ間者ナリト。言ヒ終ルヤ否ヤ、突然飛ビ掛リ、私ノ喉ヲ挫ク、私ハ殺サバ殺セト云ウテ抗セズ。少ラクアツテ、右宇田祐輔彼ヲ離シタリ。然リ而シテ、座スルコト須臾ニシテ、私從容トシテ左樣ノコトハ之レナキ趣キヲ述ベタリシニ、更ニ云ヒモ果サズ、再ビ飛ビ掛リ、痛ク喉ヲ挫キ、已ニ堪ヘカヌル頃ニ、家内ノ者等大ニ驚キ、近隣及ビ伯父中原鄉之丞ヲ招キ來リ、右宇田祐輔ト共ニ取支ヘ、漸ク彼レヲ拉シ去リタリ、其後、中原權介宅（同鄉ノ戸長ナリ）ニ屢々遊ビ、

天下ノ事情及ビ大義名分ヲ語ルニ、權介モ其言ニ感ゼシガ、曰ク、惜哉余入校セリ。今ハ退校スルニ道ナシト、後悔ノ色面ニ顯シタリ。（後、權介度々來リ、昔ハ探偵方ニテ歸縣セシ者ナリト種々世評アリ。一日モ早ク上京ノ義然ルベシト忠告セリト雖モ、吾ハ決シテ左樣ノ身デハナシ安心セヨ。假令何程ノ暴ヲナストモ更ニ屈セズト、強辯ヲ吐キテ答ヘタリ。同鄉ノ士、池端太兵衞森吉藏等モ同樣忠告數回ナリシニ、何レモ前言ヲ以テ應セリ）其後數日ヲ經テ、今和泉鄉ノ士、佐藤信武來ル（是ハ佐藤氏弟――註佐藤翁――ヨリ宿許ヘ屆ケ品アル故、請取ニ進來致シ吳ルベキ旨手紙ヲ以テ申遣シタル故ナリ）語ルニ縣地及私學校黨ノ形況ヲ以テシ、雨天故ニ、其夜共ニ大義名分ノ存スル處ヲ談論シテ寢ス。翌日、蒲生鄉ノ松下兼清來リ、我鄉ノ區長邊見十郎太ナル者、戶長中ニ向テ曰ク、方今魯國ハ土國ト戰端ヲ開キ、戰爭最中ナリト聞ク。夫レ魯國ハ我國ニ界シ、我ヲ覬覦スルコト日久シ。故ニ其餘鋒或ハ我國ニ波及センモ識ルベカラズ。然レバ、人民タル者ハ斯ル外患ニ際シ、身ヲ以テ國ニ殉フノ時ナラズヤ、故ニ豫メ其用意ナカルベカラズ、是ヲ以テ「スナイドル」銃八十挺鄉用金ヲ以テ取リ入ルベシト令ス。戶長等答ヘテ曰ク、朝令ヲ待タズシテ兵器ヲ購求スルハ、法ニ違フヲ以テ、鄉中ノ士族不

平ヲ唱フルヤ必セリ。故ニ即座ニ令ヲ奉ズル能ハズト。是ニ於テ、區長進見又曰ク、然ラバ縣廳ノ指令ヲ受ケ後達スベシトテ退キタリ。是ニ因テ、戸長等若シ彼レ縣廳ノ指令ヲ以テ、購求ノ令ヲ再ビ達セラレタルトキノ答辯ニ苦シミ居レリ。故ニ汝ニ其儀相談方ニ來レリト咄ス。私對テ曰ク、夫レ國ノ危難ニ臨ミ、身ヲ以テ國ニ盡スハ人民ノ常ナリ。然レドモ國ニ法アリ、法ニ則ラズシテ擅ニ兵器ヲ購求スルノ道アルベカラズ、今邊見十郎太氏ガ令セル如キハ、畢竟私カニ謀ル所アッテノ事ナルベシ。又縣廳ヨリ、斯ノ如ク不法ニ兵器購求ノ許可ヲナスベキノ理ナシ。若シ縣ノ金ナリトテ、再ビ購求ヲ促スト雖モ、飽クマデ抗爭シテ可ナルベシト云ヒシニ、松下モ其議ニ服シ、其翌日、松下モ佐藤モ歸郷セリ。後四五日ヲ經テ、森幸左衛門（私ガ同郷ノ士ナリ）來リ居ル處ニ、市來郷ノ士弓削彌四郎モ來リ、共ニ語ルニ諸郷ニ大抵殘ラズ銃器彈薬等ヲ取リ入レ、私學校黨ノ形勢實ニ猖獗ナリ。然レドモ、我輩ハ大義名分ノ在ル處ニ向ツテ盡サンコトヲ主張シ、今ニ入校セザルコトヲ以テス。私大ニ感稱シテ曰ク、孰レ詔ノ下ル日ニ、身命ヲ抛テ盡スコソ人民ノ常道ナリト申聞ケタリ。然リ而シテ彼ノ兩人ハ歸レリ。（佐藤信武森幸左衛門ハ私ト何カ事ヲ談スルヲ以テ

縛ニ就ク）其後叔父上村平左衛門ノ倅モ亦私學校ニ與ミセシ由ヲ聞キ、即チ右叔父ニ說クニ大義名分ノ在ル處ヲ以テシテ曰ク、彼ノ黨一タビ事ヲ擧グルノ日ハ、佐賀山口ノ轍ヲ踏ムヤ昭然タルニヨリ、若シ敎ヘテ聽カズ、兵トナツテ門ヲ出ルナラバ、門外ニ出サズシテ淚ヲ揮ヒ、其ノ首ヲ刎テ家門ヲ辱カシメザルコソ忠義ナリト、再三懇諭致シタリ。其他親戚朋友ニ說クニ、順逆ヲ以テセント欲スルモ、勢ノ熾ナル我ガ說ノ行ハレ難キヲ察シ、日夜憂苦罷在候折柄、一月下旬、末弘直方柏田盛文來リ、互ニ機ニ後レタルヲ談語シ、三月中旬頃歸京センコトヲ約シテ末弘等ハ歸鄉セリ。二月二日、兼テ知己ナル谷口藤太來リ、此度鹿兒島磯ニ在ル彈藥積込ミノ爲メ、東京ヨリ汽船差廻ハサレタルニ、私學校ノ壯年輩、右彈藥ヲ掠奪セシニヨリ、私學校中舊陸軍大少尉位ノ者、此時ニ際シ、何賊名義ヲ設ケ、兵ヲ擧ゲンコトヲ、西鄉ニ迫ランコト評議最中ナリ。然シ、西鄉ハ鹿兒島ニ居ラザルヨシナレドモ、口ナラズシテ此度ハ發スルナラン。且ツ是迄當縣巡査ハ、私學校黨ノ最モ窮士ヲ救ハンガ爲メ、貧窮士ノミ奉職サセアリシガ、昨日新ニ強壯ナル巡査百名ヲ募ラレ、之ヲ以テ東京ヨリ下リタル獅子（我等ノ同列ノ云フナルベシ）ヲ獲リ取ル目論見ナル由ト申聞ケリ。

之ヲ聞キ、實ニ憂慮ニ堪ヘズト雖モ、勢ヒ止ムヲ得ズ、故ニ早ク歸京セント欲スルモ、斯ノ如キコトニハ、多ク僞說モアルモノナレバ、尙モ事實ヲ探リ、而シテ後ト思ヒ留リシガ、翌三日、類家ニ病氣見舞トシテ差越シ居ルノ際、午後四時頃、右谷口藤太ナル者使ヲ以テ、町家ノ乙八ト申者ノ處迄、一寸面會致度儀之レアルニヨリ、少々ノ用事ハ押シテ來會スベキ旨申來レリ。固ヨリ不審ト存ジ、病床ニ會スル伯父中原鄕之亟、實家中原十郎右衛門等ニ向ヒ、言テ曰ク、先日彈藥奪掠云々ノ事件モアレバ、最早暴發近々ト覺ユ、故ニ横山勇藏ノ如ク、暴動ニ遭ハンモ計リ難シ。是レハ覺悟ノ前ナリ。若シモノ事アツテ、如何程忍耐シテモ忍バレザルトキハ心得アリ、名ヲ潔クスベシ。君等モ大義名分ノ存スル所ヲ誤認シ、千歳朽ザル家門ヲ汚スナカレ。無名ノ師ニシテ政府ニ抗スル者ハ卽チ賊ナリ。今私學校黨ノ暴發ハ恐ク是ニ庶幾乎。私ガ平生談論スル所ノ言ハ、數ケ月ヲ出ズシテ理非自ラ辯明セン、其時後悔シ給フナト離杯ヲナシ、辭シテ歸家シ、拙妻ニ向ヒ、今夜ハ吾レ歸ラズトテ何ニモ相待ツ勿レト云ヒ、若シモノコトアラバ、是ガ別レト心中ニ憶測シ、家ヲ立出デ、招キニ應ジ行ク。道ニ永平橋ヲ過グルトキ、後ロヨリ取ツタリト呼ビ、大抱キニ抱キ

倒シタリ。其時拔刀シテ恐嚇スルモアリ、棒ヲ以テ打擲スルモアリ、力ノ限リ抗スルト雖ドモ、勢ヒ敵スル能ハズ、遂ニ後手ニ縛セラレタリ。時ニ人數二十人許、其中見知ルモノハ、唯兒玉軍治ナル者獨リアリ、即チ兒玉ニ向ヒ、何等ノ事アリテカヽル亂暴ニ及バレルヤト問ヒ掛ケタルニ、汝雄左衛門（私舊名ナリ）、東京表デハ、警部トカ何トカ云フ役ヲ勤メ居ルヨシ、此ノ位ノ所謂ヲ知ラザル者ニアラズト叱咤シ、將ニ護送シテ行ントス。時ニ來集觀傍人ノ中ニ、平生知己ノ當町商人與三ナルモノアリ。發スルニ臨ミ之レニ向ヒ、汝歸テ愚親ニ最早捕縛サレテ、何處ト知ラネドモ、拘レ行ク儘從テ行クベシ、故ニ跡ノ儀ハ何モ御懸念ナク安過致サレ、行末御身ノ保養ハ勿論、萬端宜シク御願申スト陳告致シ呉レヨト言フニ、與三進ミ出テ曰ク、然リ委細承知〱トノ聲ト共ニ、暴徒等刀ヲ拔キ、棒ヲ振リ、來集人ヲ追ヒ散シタリ。而シテ行ク途中、地ノ限ト云フ所ニテ、暴徒竹下九郎等十人計リ來リ、私ノ面前ニ立チ塞リ、憤息ヲ呑ミ、眼光八角叱シテ曰ク、是レガ巨魁面體ヲ見ヨ、イミジキヨ、惡クラシ者抔ト、惡口喋々限リナシ。夫レヨリ、鹿兒島西田町警察第三分署ニ至リ、彼等別府晋介ヲ呼ブニ、折柄別府不在故ニ、又廣小路ニ在ル第一分署ニ護送

セラル。途中携銃帶刀ノ壯年輩、實ニ街ニ滿々タリ。該署ニモ戎器ヲ携ヘシ者數百名屯集致シ居レリ。復タ別府ヲ呼ブト雖モ不在ナリ。夫レヨリ、三疊敷ノ一室ニ閉デ込メ、柱ニ縛リ付ルコト須臾ニシテ調所ニ引廻シタリ。其時ノ惡口罵詈實ニ筆紙ノ盡ス所ニアラズ。間モナク、調役中島健彥、宮內俊助外二名來リ、中島云フ、汝中原汝ハ西鄕大將ヲ暗殺ニ歸リシ由ト、私大ニ愕キ決シテ然ラズ、兩親病氣ニ付全ク看護ノ爲メ歸縣シタリト答ヘシニ、此聲ト共ニ大ニ打擲シ、遂ニ半死半生（此時雨手及ヒ足ニ數箇所ノ疵ヲ受ク、手疵ハ今ニ尙平癒セズ）ニ至テ止ミ、水ヲ飮マシメテ又問フ、答フルニ矢張リ前言ヲ以テス、故ニ中島等退キタリ。而シテ小使等復タ水ヲ呑マセ飯ヲ食ハセタリ。暫クアリテ復タ來リ詰ルニ、歸縣ノ趣キ誰カノ內命ヲ奉ゼシナラント、答フルニ前言ノ通リ陳述ス。其後數度ノ調ベノ中、汝伊集院鄕ニ於テハ名アルモノナリ。然ルニ今日家事ニ就テ歸ル者ニアラズ、川路ガ內命ヲ以テ必ズ歸リシナラン、其レニ就テハ同列ノ者モアリ、汝等一緒ニ歸リタルナラン。因テ汝ハ此列ノ巨魁ナリ。亦タ汝等ノ歸リタルハ、誰レノ許可ヲ得シヤト云ヘリ。私答テ曰ク、長官ノ許可ヲ得タリト。彼レ卽チ問フ、其ノ長官ハ誰レゾヤト、川路カ、汝口上ニテ

述ベラレズンバ、四肢ヨリ打出スベシト打擲シ、棒ノ當ラザル處ナシ。七週目ノ調ベニテハ前日ノ如ク、家事ヲ以テ答ヘシガ、八週目ノ調ニ至リ、我等同列ノ名簿（此レハ豫テ所持ノ手帳ニ同列歸縣ノ人名ヲ記載シ置キタルニ、彼等是ヲ奪ヒ居レリ。）ヲ持チ來リ、此連名ハ何故ゾヤト云フ、答フルニ、此レ全ク一緒ニ歸ルトキノ覺エ書ナリ。然レドモ、人數ト同列スル趣キハ他ナシ、全ク長官ノ内意ヲ受ケシニアラズ、且公事ニモアラズシテ、實ニ私事ニ關スルコトナリト、先キニ約セシ歸縣ノ趣ヲ始メテ告ゲシガ、又問フニ手帳ニ記載シアル巡査心得書ヲ以テス。（此ハ兼テ巡査一統ヘ訓告スルケ條ヲ私ニ記シ置キタルモノナリ。）答テ曰ク、是レ會議ノ節巡査ヲ鼓舞スル爲メ、私ノ心得書ナリト述ベタリ。二月六日午前十一時醫員來リ、疵所ノ療養ヲナス。同日、菅井ト共ニ引出シ、彼等云フ、汝等ガ首ヲ上町邊ニ於テ斬ルベシ等、愚痴脅嚇ヲ爲シ、互ニ私等ノ首ヲ取ランコトヲ爭ヒナガラ、縣廳ヲ距ル七八丁ナル囚獄部内迄引至リ、菅井ト一緒ニ列ネ、汝等此處ゾ覺悟ノ場所ナリナド云ヒ威ス。實ニ笑フベク憎ムベシ。暫時ニシテ又元ノ分署ニ引歸リ、例ノ柱ニ縛セラレタリ。然リ而シテ又調所ニ引出サル。此ノ時口供ナリトテ、彼レ披キテ之ヲ讀聞カスルニ、其趣

キ大抵先ニ申述ベタル處ニ異ナラズ。唯文尾ニ至リ、川路大警視ヨリ私學校ヲ離間セシムル策ノ内意ヲ受ケシトノ事アリ。コレノミ不服ナルニ付、直ニ之レヲ排ゼント欲セシガ、身體頻リニ疲勞ノ際、恨ヲ呑ミナガラ之レニ抗スルニ力ナク、切ニ苦痛致シ居ル處ニ、強ヒテ拇印ヲ押ヘ印セシメ、直チニ囚獄ヘ列レ行キ、獄中ニ押シ込メタリ。又八日ノ日暮ニ當リ、一處ニ縛セラレタル十九名ノ者ヲ、共ニ獄外ニ引出セシニ、私獨リ殘リタリ。時ニ以爲ラク。彼ノ人數、此夕必ズ斬首ニ逢フナラン。我殘リシハ壽キ落シニテ、自然呼ビ出スベシト、今ヲ限リト切齒シ、同獄ノ罪人ニ向ヒ、抱キ起シテ今生ノ殘飯ヲ食ハシメヨ、然スレバ吾レ美々シク活歩シ、死所ニ赴クベシト云フニ、罪人卽チ言ノ如クスレバ、心中冷靜ニナリ、今ヤ遲シト待居リタリシニ、疲弊ノ餘リカ思ハズ眠ヲ催フシ、遺憾ナガラフラ〳〵ト眠リ居ル所ヘ、人アリ呼ビ來リ、同獄ノ者（此レハ外ノ罪人）ニ打起セヨト命ジ、直チニ進ミ入來リ曰ク、汝ガ口述外々ノ者ノ申述ト齟齬セリ。今外人數ヲ糺スニ、皆同ジクシテ、獨リ汝ガ言上詐謀ナリ。コレコソ眞ノ口供ナリトテ、一通ヲ持チ來リシガ、其文面聞見セザルノミナラズ、コレヲ讀ミ聞カセモセズ拇印ナセントス。時ニ私答ヘテ曰ク、

等當ニ御糺シアラバ、決シテ順序顛倒ノ憂ヒナシ。然レドモ、無理暴戻ノ責ニ罹リ口述スレバ、假令趣意ハ差ハザレドモ、言語ハ必ズ前後セント云ハセモ果テズ、痛ミシ手ヲ無理ニ取リ、拇指ニ墨ヲ點シテ强ヒテ捺サセ、急速ニ立チ去レリ。少クアリテ、同列人數歸リ來リ、話スニ思ヒモ依ラザル口供ヲ僞作シ、其文中暗殺ノ文字アルヲ聞キ大ニ驚愕シ、無根ノ僞口供ニ因テ、寃罪ノ名ヲ負フト思ヘバ、憂憤胸ヲ焦シ恨シサ限リナシト雖モ、詮方ナク默止居タリ。同月二十六日、縣廳内ノ新牢ニ移サル。唯ダ日夕無慚ノ死ヲ待ツノミ。時ニ明治十年三月十日、勅使御下向ノ官兵ニ御受取相成、再生天日ヲ拜シ、即チ官船神奈川丸ニ乘込ミシニ、市中ニ賣買スル私等ノ口供ナリトテ、朋友等之ヲ示ス。始テ之ヲ閲シ、憤懣自ラ禁ズル能ハズ。後長崎大阪ヲ經テ、三月二十二日着京、同二十八日前件ノ始末御尋問ヲ蒙リ、御達ノ旨ニ遵ヒ、前書之通リニ御座候。

右之通相違不二申上一候。以上。

明治十年四月四日　　鹿兒島縣士族　中原尚雄

三十年六箇月

巡査松下兼清手續書

元鹿兒島縣令大山綱良ニ係ル引合人トシテ、御尋問ヲ蒙リ、手續書左ニ奉言上候。

先般歸省仕候趣意タルヤ、曩ニ、明治七年ノ春比ヨリ、西郷桐野等首トシテ鹿兒島ニ私學校ヲ設ケ、舊近衛兵等歸縣セシモノ、其他壯士輩陸續之ニ入校シタリ。然ニ、其名ハ學校ノ名目ナリト雖、陰ニ戎器彈藥ヲ用意シ、且ツ隊伍ヲ結ビ、狙擊ヲ專ラニシ、甚シキハ政體ヲ誹謗シ、實ニ名實相適セザルモノナリキ。而シテ昨九年ノ春比ニ至リ、各外城ノ區長ヲ新ニ彼ノ校黨ヨリ選任シ、各々所轄ノ外城士族ヲ巧ニ鼓舞籠絡シテ入校セシム。私ノ鄕里蒲生ニハ、即チ校黨邊見十郎太ナル者、昨九年二月區長トナリ入鄕シタリ。是ヨリ先キ、長谷場孝純ナルモノ首トナリテ、二十餘名入校シタリ。區長邊見赴任已來、右ノ二十餘名ヲ以テ、他ノ入校セザル壯士輩ニ入校ヲ促スコト屢々ナリト雖、之ニ從ヒ入校セシモノナシ。或日副戸長本司某、指宿某等ト共ニ語テ曰ク、目下彼ノ私學校黨ノ擧動ヲ觀ルニ、名ヲ學校ニ假リ、頻リニ黨與ヲ募リ、亦タ國法ヲモ憚カラズ、兵器彈藥ヲ購求ス。若シ此

ノ黨一ク ビ暴動スルノコトモアラバ、實ニ不名不義ノ亂民タルニ過ギズ、故ニ不羈獨立シ、決シテ貴鄕ノ方向ヲ誤ルベカラズト盟約ス。後チ、昨九年十月比ニ至リ、我レ開明ノ今日ニ際シ、荏苒僻地ニ潜居罷在候テハ、第一天下ノ形勢ニ通曉セズ、且ツ報國ノ目途モ無之、故ニ輦轂ノ下ニ仕ヲ奉ジ、拮抗勉勵、報國ノ誠ヲ盡サンコトヲ欲シ、併セテ、右指宿某等ニ、目下見聞スル所ノ天下ノ形勢ヲ通報シ、僻陬未開ノ舊友等ヲシテ、漸次開明ノ域ニ進マシメ、方向ヲ誤ラシメザルヲ欲シ、前件ノ次第指宿等ニ咄セシ處、皆共同意ナルニヨリ、程ナク縣地出發、同月十五日出京、警視廳四等巡査拜命仕候。然處、先般熊本山口ノ亂ニ及ビ、縣地私學校黨モ之カ爲メ動搖致シ、安穩ナラザル趣キ追々傳聞シ、亦タ東京發ノ書翰等ハ、皆開封シテ達セザルノ風聞喋々、因テ書報ヲモ發セザリキ。是ニ於テ、我ガ故里ノコトヲ思ヒ、先ニ約セシ指宿等ヲ初メ、外舊友等彼ノ校黨ノ暴威ヲ懼レ、彼レニ黨シテ方向ヲ誤マランコトヲ憂慮シ、日夜寢食モ安カラザル處、同十二月二十日比、園田長輝ニ面會セシトコロ、同人ノ咄シニ、近比鹿兒島縣ノ形勢一層動搖スル趣キ、巷說紛々、就テハ親族朋友モアルアリ、若シ方向ヲ誤リテ暴擧ニ黨與スルアラバ遺憾ノ至リナリ、

一先歸省シテ大義名分ノアル處ヲ示サンコトヲ決セリト語レリ。右意向ヨリ企望スル處ナレバ、大ニ是ニ意ヲ同フス。然ル處、同二十五日、伊丹親恒私寓ニ來リ、今夕園田長輝宅ニ集會シ、歸省願書等ノ事ヲ議スベキ約束ニ付、共ニ右宅ニ至ルベシト申聞候ニ付、同日午後六時比、右宅ヲ訪ヒ至レバ、末弘中原其他數名集會致シ居レリ。其議スル所ハ、鹿兒島私學校黨安穩ナラザル趣キニ付、朋友親族等ガ方向ヲ誤ラザル樣共ニ歸省シテ、懇々名義ノアル處ヲ説キ示スベシ。若シ彼ノ黨我レヲ無禮視スルモ決シテ抗セズ。可陳反覆、我ガ赤心ヲ彼レニ移シ、彼ヲシテ激動セシメザルヲ本旨トスベシト相約シ、皆々退散セリ。而シテ、私ニハ同二十六日、兄病氣看病歸省ノ願書ヲ出セシニ即日許可ヲ得、翌二十七日、三菱飛脚船ネバタ號ニ乘船シ、同日横濱港ヲ出帆シ、本年一月十一日着縣、直ニ蒲生郷へ歸宅候處、副戸長本司某等來リ訪フ、故ニ歸省セシ實ヲ語リ、又縣地ノ實形ヲ尋問スルニ、當郷區長邊見ナル者、私上京已來、益々種々ノ口實ヲ設ケ、壯年輩ヲ黨セシメ、或ハ土國ト魯國ト葛籐ヲ生ジ、終ニ兵端ヲ發キ、追々我ガ日本ニモ魯國ノ鋭鋒波及スルノ模樣アルヨシ聞キ及ビタリ。故ニ朝令待ツテ人臣ノ分ヲ盡スハ此ノ時ナルベシ。然ルトキハ豫メ兵

器等モ用意セズンバアルベカラズ、因テ郷内用金ヲ以テ、「スナイドル」銃八十挺ヲ購求スベシト、懇々口説キケレドモ、戸長等ハ其私學校ノ爲メ、銃器ヲ買ハシメン爲ニ斯ク申說ヲ設ケタルモノナルヲ察シ、外患内訌ノ難ニ際シ、身ヲ以テ國ニ報ズルハ人臣ノ分ナリ、然レドモ、私ニ兵器ヲ購求スルハ、國法ノ容サヾル所ナリ。故ニ上令ヲ待タズシテ、私ニ之ヲ買入レナバ、蒲生一統不平ヲ生ゼントテ、程ヨク之ニ應答セシニ、區長又曰ク、余ガ言ヲ聞カズバ、縣廳ノ指令ヲ受ケテ達スベシト、是ニ於テ戸長等ハ、若シ縣廳ノ令ナリトテ再ビ購求ヲ促ストキハ、之ニ答辯スルノ言ナシト、大ニ困却致シ居ルト話セシヲ聞キ、朝令ナクシテ銃器等買フベキ理アルベカラズ。當時銃器賣買ハ嚴ニ禁ゼラル、處ナレバ、假令縣廳ノ指令アルモ、朝廷ノ指令ナクテハ、決シテ買フベカラズト答シニ、木司等モ最モ然ルベシト、共ニ屡々議シ、郷内積金ヲ猥リニ耗費スベカラザルコトヲ約セリ。且ツ朋友親族等ニ示スニ、勢ヒノ爲ニ雷同セラレズ、屹立シテ以テ方向ヲ誤ルコトナキヲ以テシ、傍ラ彼ノ黨ノ動靜ニ注意致居候處、二月二日、加治木郷伊丹親恒ヨリ、當郷私學校黨百餘人鹿兒島ニ至リ、海陸軍ノ火藥庫ヲ毀チ、彈藥等數多奪取リ、當郷ヘ運送シ、各帶刀ニテ

大ニ騒動シ、大事ニ及ブベキ形勢ヲ生ゼリト報ジタリ。因テ即日家ヲ出テ加治木へ行キ、伊丹親恒、前田素志等ニ面會シ、私學校黨陸海軍ノ銃器彈藥等ヲ掠奪シ、禁令ヲ犯シテ各帶刀携銃、實ニ容易ナラザル姿ニ立至レリ。依テ早クモ歸京シテ、之ヲ報ゼズンバアルベカラズト相談シ、伊丹等ハ四日ニ發足、私ニハ四日ニ鹿兒島ニ至リ、六日ニ發足ニテ、翌三日歸郷シ、四日早朝鹿兒島へ發足ノ支度罷在候處、私學校黨ノ者十四五名、帶刀ニテ各棒ヲ携へ、私ノ宅へ亂入シ、一言モナクシテ無理ニ打擲シ、直ニ捕縛シ、當郷ニアル警察分署へ押引シ、椽ノ柱ニ繋ギ、暫時ニシテ鹿兒島ニ送致セラル。其道中種々ノ悪口ヲ以テ散々ニ罵リ、或ハ棒ヲ以テ猥リニ打擲シ、其殘酷云フベカラズ。同日午後第四時比、鹿兒島下町廣小路ニアル第四分署ニ到着シ、直ニ椽先ノ柱ニ繋ガレタリ。其時該署ハ私學校黨ノ屯集所トナリ居レリ。然リ而シテ、後チ調所ニ引出シ、調役云ク、其方等歸縣致セシ趣意詳ニ申立テヨト。依テ私答ルニ、此節歸省セシハ他ニアラズ、縣下ノ形勢不穩ニシテ、既ニ暴擧セントスルノ姿アリナド、紛々ノ風評アルニヨリ、親族朋友等方向ヲ定メント、遙々歸省セシ實旨ヲ以テス。然ルニ又別ニ大事有リ、夫ヲ白状セヨト。且ツハ叱リ且ツハ

達テ、大ニ拷問スレドモ、素ヨリ別意ナキニヨリ、大事ノコト抔トハ全ク無之トノミ答フレバ、先ヅ暫ク席ヲ下ゲヨトテ、又元ノ柱ニ繋ガル。翌五日、囚獄ニ幽セラル。同八日午後五時比呼出ニ来リ、縣廳内ニアル糺察課ニ列レ至ル。須臾ニシテ私ニハ前田兼志等四人一緒ニ白洲ニ引出シ、調役申聞候ニハ、其方共ノ口供讀ミ聞カスベシ。併シ多人數ノコトニテ齟齬ノ廉モアルベシ。夫レハ其儘承服セヨト云テ、口供ヲ讀始メシニ、全ク偽作ノ口供ニシテ、一同不服ノ廉ヲ申立タルニ、左右ヨリ頸ヲ押ヘ、手ヲ取リ、終ニ拇指ヲ連名ニ書タル口供ニ押シ付ケ、多人數ニテ白洲ヨリ引下ゲタリ。夫ヨリ、又元ノ囚獄ニ下サレタリ。同二十六日、縣廳構内新檻倉ニ移サル、只獄中ニ窘苦シ、世事ヲ聞得ルコトモ更ニナケレバ、日々快々タリ。暴人ノ爲メ、死ハ素ヨリ脱シ難キハ覺悟ナレドモ、此ノ枉ヲ明ニセンコトヲ憾メルノミ。然ルニ、豈ニ圖ラン、三月十日、勅使柳原公ノ命ニヨリ官軍ニ引取ラレ、再ビ青天白日ヲ見ルコトヲ得タリ。同日金川丸ニ乗組ミ、夫ヨリ長崎大阪ヲ経テ、三月二十二日着京、同月二十八日、前件ノ次第御尋問ヲ蒙リ、御達ノ旨ニ違ヒ、前書ノ通申上候。

右之通リ相違不ニ申上ニ候。以上。

明治十年四月

松下兼清

書生柏田盛文始末書

私儀、明治九年十二月歸縣ノ趣意、及ビ十年二月縣下ニ於テ、私學校黨ノ爲メニ捕縛サレシ始末、巨細ニ可ニ申上ニノ命ヲ受ケ、謹テ申上候。

一、明治七年七月、遊學ノ爲メ縣下ヲ發足イタシ、同年七月、福澤門ニ入學シ、荏苒殆ド三箇年ナルニヨリ、一旦歸京スベキ旨、屢父母ヨリ申來候故、客年十二月ノ休業ニハ、是非暫時歸省シテ、老父母ノ憂心ヲ慰度儀ハ、旣ニ胸裡ニ期シ居申候。然ル處、同十二月上旬ヨリ、道路ノ風説ニ、鹿兒島縣下私學校黨ハ、公然刀ヲ帶ビ銃ヲ携ヘ、或ハ隊伍ヲ組ミ、或ハ射撃シ、將ニ兵馬ヲ上國ニ弄シ、闕下ヲ蹂躪スルノ景狀アリト、物議頗ル囂然タリ。如レ此折柄ニ、私ノ知友河島――(註名ハ純)――ナル者ヨリ、委詳彼地ノ實狀ヲ報告シテ曰ク

日々私學校ニ驅セ集ル者殆ド一萬人、其勢力甚ダ猖獗ナリト。其後私舍弟吉井泰治上京致シ、私學校黨ハ現ニ巷說ノ如ク、銃砲或ハ刀劍或ハ彈藥ヲ購求シ、或ハ彈丸ヲ揃ヘ、喋々政府ノ擧措ヲ誹謗シ、將ニ一大變動ヲ起サントスルノ徵候アリ。併テ吾鄉——（註平佐鄉）——ニ在テハ、當時迄一人モ入校ノ者ナシト雖モ、先日ハ井口武（當時、學校長ニテ頗ル人望ヲ收メシ者）鄉內ノ壯士ヲ彼ノ宅ニ呼集メテ曰ク、予等ハ國家有事ノ日ニハ、出テ、義務ヲ盡ス心中ナルヤヲ問ヒタル由、私ハ獨リ此會ニ列セザル故、其後彼宅ニ行テ、先日ハ予鄉內ノ壯士ヲ集メテ云々ヲ咄セシ由、抑モ予ノ所謂有事ナル者ハ、何等ノ事ヲ指スヤト詰問スレバ、彼ハ答辯ヲ曖昧ノ間ニ措キタリトテ、逐一縣下ノ實情ヲ陳述仕候。之ニ因テ、私憂慮シテ以爲ラク、方今鹿兒島ニシテ蜂起セバ、固ヨリ山口熊本ノ暴動ノ如ク、一擧シテ鎭定スル能ハズ。遂ニハ日本獨立ノ安危ニモ干涉スル爭亂ヲ釀生スルモ測リ難シ。故ニ之ヲ未發ニ防鎭シテ、獨立ノ基礎ヲ鞏固ニスルハ、我輩生國ニ報ズル一大義務ニ非ズヤ、且ツ我輩ハ一介ノ書生ト雖モ、彼等偏ニ私憤ヲ抱キ、怨望ノ餘リ、國事ノ開進ヲ憤リ、自由同等ノ說ヲ惡ミ、民權運動ノ關柵トナル、賊軍ヲ起シ、治安ヲ

亂シ、國憲ヲ犯シ、堂々タル王師ニ弓ヲ彎クニ方テハ、平生ノ情義ヲ重ンジテ傍觀スルニ忍ビズ、止ムヲ得ズ、涙ヲ揮ヒ聲ヲ呑ンデ、干戈ヲ朋友親戚ノ間ニ交ヘザルヲ得ズト雖モ、如斯慘毒ノ場合ニ立チ至ラバ、實ニ人倫ノ至變ニアラズヤ。幸ニシテ我郷ノ人民ハ、未ダ一人モ入校ノ者ナキ由、何ゾ早ク歸縣シテ、大義名分且ツ利害得失ヲ諄々吐露シテ、我輩朋友親戚ニ對スルノ義務ヲ盡サヾルヤ。若シ朋友親戚ノ國賊ノ醜名ヲ受ルヲ知リナガラ、豫メ一言モ忠告セズシテハ、友情ニ於テ缺クル處アリト思込ミ申候。併シナガラ、强イテ入校ヲ制遏スル意ニテハ無二御座一候。何トナレバ、元來外城人民ハ、戊辰ノ賞典祿、或ハ近衞役中ノ不公平ヲ大ニ憤懣シタル者多シト雖モ、今般ノ擧動ヲ窺ヘバ、洛々相率ヰテ甘ジテ彼ノ驅役スル所トナリ、且ツ西郷ハ國家柱石ノ臣ナレバ、濫ニ無名ノ暴動ヲ働クマジ、然ラバ彼等ノ主義トスル處、何カノ名義アリテ人心ヲ甘服セシメシノミナラズ、西郷モ制止セザラン、故ニ何分ニモ速ニ歸縣シテ躬親ク實驗シ、彼黨ノ主義トスル名義ヲ聞キ、我輩ノ見込ヲ陳ベ、相互ニ大義ヲ誤認セズ、上ハ國安ヲ妨害セズシテ、不覊獨立ノ國權ヲ擴張シ、下ハ倫理ヲ敗紊セズシテ、朋友親戚ノ情義ヲ保全

センコトヲ熱心シ、歸縣ノ志始テ決シ申候。

一、同月十七八日頃、私、猪鹿倉兼文ヲ訪ヒ、新錢座ナル近藤塾ヘ差越候處、偶々大山綱介モ來リ、談次遂ニ縣下ノ暴狀ニ及ブ。私二人ニ向テ曰ク、先日我輩ノ知友ヨリ、該縣ノ實況ヲ報告スルニ、當時ノ巷說ハ虛ニ非ルニ似タリト。又私ノ志趣ヲ陳說スルニ、彼等ノ心事モ符節ヲ合セタル如ク、依テ歸國ノ議ヲ粗相約シ置申候。

一、同ジ二十五六日頃、私將ニ礫川ナル親戚ノ有馬宅ニ行カントスルノ途中、末弘直方ニ出遇候處、私ニ言テ曰ク、子等ノ云々ニ依テ歸縣スル趣キナリ。竊キニ側聞スルニ、其志實ニ感服ス可シ。父母ノ邦ヲ愛憶スルハ、誰モ人情同ジキ故、我等モ同僚四五名ト同ジ志ヲ抱キテ、歸縣センコトヲ約シ置キタリト。甲說乙唱セシニ、同志輩モ大ニ增加シ、未ダ一面識ナキ者モアリ。今夜ハ淺草ノ園田長輝宅ヘ集テ、日限等モ定ムル賦ナル故、子等モ來駕セバ如何ト。私答テ曰ク、我輩ハ有馬宅ニ行クカラ、若シ早ク歸ラバ參ル可シト言テ相別レ、有馬宅ニ差越居候處、猪鹿倉モ幸ニ來リ、倶ニ伴ツテ園田宅ニ入テ席上ヲ一見スルニ、書生ノ外、私ノ知人ハ、安樂末弘ノ二人ニ過ギズ、宿主園田スラ初會

ニ御座候。衆相議シテ曰ク、各歸縣ノ上ハ、大義名分ヲ說テ、眞實ノ友情ヲ移スガ大主意ナレバ、僅少ノ侮辱ヲ受クルトモ決シテ抵抗セズ、懇々諄々、須ラク眞正ノ方向ニ導キ、必ズ粗暴ニ激論シテ、暴發ヲ促スナキヲ各服膺ス可シト云ヒ、日限ハ明日明後日タル可シ、而シテ、明朝ハ大山綱昌ガ、今般歸縣人員中、一面識ナキ者ヘ對面シタキ由故ニ、下谷ノ川路邸ニ集ラバ如何ント云フ。私等書生中ハ、安樂末弘ヲ呼出シ、我輩今般歸縣ハ、自身實ニ止マサル赤情ヨリ暢發シタル事件ナレバ、予等モ今度ノ歸縣ハ、同ジク情義ヨリ發シタル私事トハ云フモノ丶、當分在職ノ人々ナレバ、遂ニ世上ニ我等ハ警視ノ爲メニ籠絡サレ、當政府ノ使役スル處トナルト認メラレテハ、甚ダ以テ殘念至極ニ存ジ、且ツ自身ヨリ他人ニ不羈獨立ノ元氣、自主自治ノ精神ヲ淘冶振揮サセント欲シテ、先ヅ自身ニ卑屈ノ域ニ陥ルノ景狀ニ相成リ候テハ、素志ニ背馳スルノミナラズ、爾來世上ニ對シテ何ノ面目アランヤト眞情ヲ述置キ、夫ヨリ我輩モ、二十七八日頃ニ出立ノ賊ナルヲ言放テ歸宿仕、遂ニ會シ申サス候。

一、同ジ二十八日ノ正午頃、末弘田中──註田中直哉末弘ノ弟──ノ二人、歸縣掛ケニ私

下宿ニ立寄ル故、私同道シテ横濱ニ行キ、同日夕方玄海丸ニ乗込ミ、直ニ拔錨シテ、三十一日神戸ニ卸錨ス。十年一月一日、同所ヨリ日實丸ナル小蒸汽船ヘ乗込、五日崎陽――註長崎――ニ着、六日大和船ニテ出帆、九日川内川ニ達シ、直ニ歸宅仕候。

一、縣内就中鄕内ノ景狀ヲ觀察スルニ、東京ニテ吾鄕ハ未ダニ入校セザルナラント想像スルト大ニ相違シ、既ニ八十名モ入校シテ、其勢焰頗ル熾ンニ候。如レ斯是私學校黨ノ勢力、速ニ盛大ナルノ原因ハ種々有レ之候得共、要スルニ、舊區長ヲ退ケ、新ニ該校ノ名士ヲ該職ニ更擧シ、纔デ警察ノ査吏モ、亦悉ク該校ノ壯士ヲ擧ゲシヨリ、恰モ猛虎ニ翼ヲ付ケタル如シ。而シテ、各鄕ノ入校セザル者ハ漸ク疎ンゼラレテ、遂ニ戸長ノ公職スラニモ安ンズル能ハズ。入校シタル者ハ夫ニ引替ヘ、偏ニ親任愛顧ヲ蒙ル如キノ待遇ヲ受ケシヨリ、百二外城ノ士人翕然トシテ入校シテ其意ヲ迎合シ、鼻息ヲ伺ツテ榮利ヲ博セントスルノ醜態ヲ養成シ、自ラ諂諛風ヲ爲シ、堂々タル自主ノ氣象ハ蕩然地ヲ拂ヒ、各爭ヒ入校シテ其勢力如レ斯隆盛ニ相成申候。私鄕内ハ、僅二十日以前迄ハ、學校長ヤ戸長ナド、偏ニ大義名分ヲ說キ、頗ル不羈自主ノ壯論ヲ以テ、一鄕ノ方向ヲ定メ置キタル由ナレド

モ、如何センヤ、素定ノ氣慨足ラザルヨリ、種々ナル外面ノ刺動ヲ受ケ、其勢ニ抵抗スル能ハズ。靡然トシテ一時ニ入校シタル由ニ候。當時ニ在テハ、最早共ニ談ズルニ足ラズ、未ダ入校セザル者ハ花房三輪ノ二人ノミ。而シテ私學校黨ノ公然刀ヲ帶ビ、銃ヲ携ヘ、或ハ隊伍ヲ組ミタルハ何ノ目的ゾヤト彼ノ黨ニ問ヘバ、漠然トシテ歸著スル所ナク、唯姦豪ノ口吻ヲ模擬シテ、朝廷ノ姦臣ヲ除カン、或ハ萬民ノ塗炭ヲ救ハン、或ハ版圖ヲ支那ニ擴ゲント云フニ過ギズ。私モ屢親戚ノ子弟ヲ諭シテ曰ク、西郷ハ國家柱石ノ臣ナレバ、萬々無名ノ暴動ハアル間敷ニ思ヘドモ、貴重ナル權利ヲ自ラ捨テ、心身共ニ同等ノ人間ニ委托シテ疑ハザルハ、男子ノ愧ヅル所ニ非ズヤ。且ツ私學校へ入校スレバ、幸開進ノ時運ニ遇ヒナガラ、知識ヲ上國ニ覺ル能ハズナドト、諄々說諭スルニ、悔悟ノ色ハアレドモ、今更約ヲ變ジ、退校ノ難キヲ憂フノ言ヲ以テ答ヘ申候。而シテ鄉內ノ首魁ヘハ（之ハ差引人ト唱フ）漸ク花房三輪ヲ以テ、私共ノ赤情ヲ露ハシ、若甘服ノ姿ナレバ、私共ト直接ニ區々ノ情義ヲ開陳シ、相俱ニ國安ヲ害セズ、倫理ヲ敗ラザルノ都合宜キ處ニ身ヲ投ゼント約シ置キ申候。

一、二月一日、末弘ト伊集院ニ差越、夫ヨリ三日ニハ、私一人加世田ニ差越候處、右黨中ノ儀ハ、猪鹿倉大山ノ盡力ニ依テ、十九人ハ明日退校ノ儀相決シタル由ニ承リ候。四日朝ニ同鄕ノ區長持原――註餅原正之進――城下ヨリ來越ヲ告グル者有之候故、退校志願ノ者共ハ區長ニ謁シテ、其情實ヲ述ベントテ該所ニ赴キ申候。私ハ猪鹿倉宅ニ於テ、同人及大山ト學則學校ノ約束ヲ草シ居リシ央、門前ニ喧譁甚シキヲ覺エ、相俱ニ立チテ何事ナラント障子ヲ開クレバ、現ニ三四十名各刀ヲ帶ビ、棒及ビ繩ヲ提ゲ、草鞋ナガラ直ニ席上ニ跳リ上リ、猪鹿倉ヲ御用ト言ヒ終ラズ、棒ヲ以テ突クヤラ、咽喉ヲ絞ルヤラ種々ノ慘酷亂暴、實ニ傍觀坐視スルニ忍ビズ、私モ立テ彼等ニ向ツテ日ク、御用ナラバ何ゾ尋常ニ縛セザル、而シテ亂暴狼藉如レ此ハ何ゾヤト詰問スレバ、彼等大ニ怒リ、汝モ此席ニ列シテ如レ斯妨碍セバ、分署迄デ來ル可シト云フ。私曰ク諾、蓋シ彼等ハ私ノ何人タルヲ未ダ知ラザル也。中途ニ於テ、一人私ノ姓名ヲ問フ故、告グルニ實ヲ以テス。先キニ行ク一人叱罵シテ曰ク、之モ陸軍大將ヲ暗殺スル同類也ト、頭ヨリ強ク打据エ、直ニ後手ニ緊縛ス。始メテ彼黨ノ術中ニ陷リタルヲ悟リテ驚駭ニ堪ヘズ、三人共ニ分署ニ拘

引サレ申候。同日午後三時頃出立スルニ、路ハ嶮岨泥濘、夜ハ晴雨寒烈、歩ヲ進ムル毎ニ意ヲ注ゲドモ屢躓仆ス。將ニ蹶起セントスレドモ、手ハ縛サレテ自由ナラザレバ、速ニ立ツ能ハズ、若シ進マザレバ遲シト云テ後ヨリ打擲ス。其景狀一々枚擧スルニ遑アラズ。而シテ辛ク五日ノ午前三時頃、廣小路ノ第一分署ニ達スレバ、直チニ椽柱ニ堅ク縛シ置キ、更々〱引出シテ糺彈スルヲ聞クニ、拷問ノ音寔ニ甚シ。私ハ黎明調所ニ呼出サル、該所ニ行テ板敷ヲ瞥見スルニ、果シテ鮮血淋漓トシテ、正シク目モ當テラレヌ慘狀ノ所ニ引据ヱ、糺シテ曰ク（何人タルヲ知リ申サズ）汝ハ東京ニ於テ何事ヲ爲シ居タルヤ、曰ク、福澤ノ書生ナリ、何年ニ上京シタルヤ。曰ク、明治七年七月也、其迄何ノ奉職モセザルカ、曰ク、然リ、然ラバ、今般ハ何事ニ依テ歸縣セシヤ、曰ク、父母ノ命ヲ奉ジテ歸省、傍ラ當地ノ不穩ヲ仄ニ聞キ、朋友親戚ト同ク大義ノ在ル處ニ身ヲ處シテ、國憲ヲ犯サズ、亦情義ヲ敗ラザラン爲也。彼叱咤シテ曰ク、汝縛サレテ此處ニ出タル以上ハ、幾何秘包藏スルトモ、迚モ遁ガルヽ能ハズ。最早連類ヨリ巨細ニ白狀致シタリ、汝ノ歸縣スルモ、亦必ズ何處ヨリカ機密ノ命ヲ帶ビテ來ルニ相違ナシ。早速男子ラシク明白ニ白狀

致セ。曰ク、決シテ右様ノ儀之レナク、唯歸縣ノ儀ハ、前ニ申上ゲ通ニテ、更ニ別意無之候ト言ヘバ、彼レ大ニ怒リ、打テト令スルヤ否ヤ、始ヨリ棒ヲ提ゲ、後ニ立チタル二人、手足背ノ選ミナク、散々ニ打擲ス。暫時止メト令シ、私ニ言テ曰ク、早ク機密ノ趣旨ヲ白狀セザレバ、之ニ加フルニ鞠拷ヲ以テセン。曰ク、胸裏ニ存スル丈ケハ盡ク白狀致サン。併シ、毫モ無キコトニ至テハ、假令韲粉ニナルトモ白狀シ難シト、彼大ニ怒テ曰ク、無キコトヲ白狀セヨト言フニアラズ。必ズ心中ニ包藏シタル密意アラン。故ニ大ヲ白狀セヨトノ謂也。曰ク、機密ノ命ヲ帶ビタルノ仰セニ至テハ、甚ダ迷惑次第。私ニ於テハ當政府ノ權官一人モ知リタルモノナシ。唯ニ顏色ヲ知リタル者僅カニアルノミ。今度警部等ト同縛サレタル川路ノ處ニ、御嫌疑アルカハ知ラズト雖モ、彼ノ川路ナル者ハ、一度モ顏色スラ未ダ見ザル人也。然ラバ誰レヨリカ、傳令ヲ以テ帶ビタル者アラン。曰ク、決シテ無レ之候。彼曰ク、此者如レ此強情ナラバ、亦打テト令スレバ、三人同時ニ跳出デ、二人背手ヲ打チ、一人膝ヲ打ツ。私ハ抗辯ノ無益ヲ悟リ默シテ言ハズ。彼止メト令シ、亦々呼出スカラ一先ヅ下ガレト命ズ。守卒速ニ引出シテ元ノ椽柱ニ縛ス。私學校

黨ハ始ヨリ調所ニ群集シ、爭フテ此活劇ヲ見ル。此分署ナルモノハ、最早警察ノ部局ニ非ズシテ、宛然タル軍營ニ御座候。

一、同日午後三時頃引出シテ、築地ナル内獄ニ禁錮ス。彼黨ハ銃ヲ提ゲ刀ヲ帯ビ、正ニ戰地ニ臨ム裝ニテ、晝夜ニ獄外ヲ廻衞ス。八日ノ黄昏ニ悉ク（中原ト山崎ハ除ク）縣廳内第四課ヘ呼出ス。此時ハ所謂拇印也。始メ一人ヅヽ呼出スニ、白洲ニ於テ、甚抗爭スル聲譁ヲ聞キ候故、何カ意外ノ口供ヲ綴リ、強迫シテ拇印ヲサスナラント思考致シ、私共五人同時ニ呼出シテ曰ク、今夜ハ汝等ガ口供ヲ讀ミ聞カス故、謹デ聽聞セヨ。併シ、多人數ノコト故、齟齬スル廉アリト雖モ、左樣承知致セト云テ、所謂口供ナル者ヲ讀ムニ、果シテ、私ノ申立トハ大違ヒ候故、讀終ルヤ否ヤ、大主眼ノ處、全ク相違致セシト申セドモ、如何セン、最早一人ハ強ク帯ニ縛シタル上ニ打擲サレテ、未ダ感覺スラ恢復セザル手ヲ執リ、一人ハ墨壺ヲ取テ拇印ヲ押サシメタリ。私意フニ、我輩ヲ殺スノ計畫既ニ熟シタリ。幾何程抗議スルモ到底無益ノミ。何ゾ從容トシテ死ヲ待タザルヤ、併各思想ニスラ浮バサルコトヲ以テ、強迫壓制、遂ニ拇印シタルニ非ズ、拇印セラレ、寃罪ヲ以テ、

今夜ヲ此世ノ永袂トスルハ、實ニ千載ノ遺憾ト、憤懣激昂ニ堪ヘザル處、又元ノ囚獄ニ投ズ。故ニ必ズ明日ノ拂曉ナラント、首ヲ延ベテ夜ノ明クルヲ相待居申候得共、何ノ沙汰モナク、然ラバ出軍ノ血祭ニ供サレント思居申候處、出軍ノ時モ音ナク過ギ去リ、終ニ二月二十六日、縣廳內ニ至急作造シタル假檻倉ニ移サレ、娑婆ノ形勢ハ毫モ相知レザルヨリ、只悒々トシテ死スルヲ相待ツノ處、豈圖ランヤ、三月十日、柳原勅使下向ニテ、官兵ノ御受取ニ相成リ、虎口ノ危難ヲ遁レ、宛モ蘇生ノ思ヒヲナシ、業相口シテ、天恩ノ優渥ナルニ感涙ヲ相催シ申候。依テ始末書如レ斯御座候。以上。

明治十年四月

柏田盛文

遭難記實

川上親晴記

明治七年七月、西郷隆盛、篠原國幹、淵邊軍平、別府晋輔、邊見十郎太等ノ建議ヲ容レテ

私學校ヲ鹿兒島ノ廳下ニ設立ス。是ヨリ先キ、廳下各方限ノ先輩等謀リテ、夜學校ヲ各小學校內ニ設ケテ(丁丑ノ役此ニ胚胎ス)、青年子弟ヲ集メテ、讀書ヲ奬メ、亦タ精神ノ修養ニ努ム。之ヲ私學校ト稱ス。予時ニ新屋敷方限永吉某氏ノ許ニ留學中ナリシヲ以テ、每夜上校セリ。爾來、廳下ノ士風大ニ奮ヒ、活氣旺盛ナリ。予感ズル所アリ。二三同志ト協力シテ、鄕里ノ先輩ニ遊說シテ、我ガ加治木鄕ニモ設立スルニ至レリ。而テ各鄕モ亦タ皆ナ之レニ倣ヒ遂ニ普及スルニ至レリ。此ニ於テ、競フテ名簿ヲ本校ニ通ジ、恰モ往年常備隊ノ時ノ如ク、每鄕四五名ヲ選拔シテ本校ニ出勤セシム。此ニ於テ、始メテ統一ヲ得タリ。予ハ當時廳下ニ寄留セルヲ以テ、定日本校ニ出席シ、且ツ鄕里ノ爲メ百事報知等ノ依託ヲ受ケ之ヲ周旋セリ。本校何等課程ヲ設ケズ。唯ダ、時ニ今藤木村二儒ノ兵書ノ講義ヲ聽聞シ、徒ラニ世事ヲ談話スルノミ。此ノ頃ノ傳聞ニ、東京ニハ東京日日新聞報知新聞ナルモノアリテ、世上ノ出來事ヲ社會ニ報道スト。然カモ、予等未ダ之ヲ閱覽セシコトナシ。思想知識ノ程度知ルベキナリ。斯クテ八年ニ至リ、本校不條理ナル規則ヲ設定シ、校員ノ自由ヲ束縛シ、加之、無根ノ風說ヲ作爲シ、宣傳以テ人心ヲ蠱惑シ、中央政府ヲ疾視セシムル等、形勢漸ク不穩ナリ。此ニ於

テ、不平ノ聲隨所ニ喧シク、郷里ノ先輩友人等、深ク之ヲ憂慮シ、坐視默止スル能ハズ。遂ニ起ツテ正義ノ論ヲ高唱シ、七十餘名退校ノ議ヲ本校ニ提出ス、此ニ於テ、(抑モ退校ノ原因タルヤ、一ニシテ足ラズト雖ドモ、其重ナル一例ヲ擧クレば、城下城外ノ別ナク、校員ニシテ仕官學生ノ目的ヲ以テ、上京セントスル者ハ無理ニ抑壓シ、若シ強ヒテ上京セシ者アルトキハ、縣廳ヲシテ御用ト稱シ、無法ニモ歸縣セシム。現ニ加治木ノ鳥居堅助牧利兵衛等ヲ命令ヲ以テ呼戻シ、又タ青年ノ修學上京ハ絶對禁止セリ。斯クテ、八年ニハ縣令ヲ發布セシメテ、凡テ縣外ニ旅行セントスル者ハ、何人ト雖ドモ、豫メ縣廳ノ許可ヲ得ザル可ラズ。亦タ同郷ノ川上助七、熊本鎭臺ニ曹長タリシヲ、私學校ハ同人ノ親戚ヲ脅威シ、強ヒテ歸省セシメ、遂ニ抑留シテ歸臺セシメズ、戰後軍律ニ照シ極刑ニ處セラル。亦タ中摩順藏ハ海軍兵學校ニ在學中ナリシガ、川上同樣招喚シテ、遂ニ又タ上京セシメズ。此ノ如キノ實例ハ各郷ニ少カラズ)郷里ノ私學校ニ一大紛議ヲ釀シ、殆ド四分五裂ノ形勢ニ陷リ、人心紛々、右是左非歸結スル所ヲ知ラズ。屢々會議ヲ開キ、互ニ可否ヲ討論ス。此ノ時ニ當リ、予偶々父疾病看護ノ爲メ、歸郷シテ家ニ在リ。聞ヲ得テ臨席傍聽シ、大ニ感ズル所アリ。遂ニ意ヲ決シテ

退校派ニ與ミシテ、毎會反對派ノ領袖等ト、討論數日ニ亘ルモ歸決スル所ナク、徒ラニ紛擾ヲ重スルノミ。因テ反對派ハ之ヲ本校ニ報告シテ、解決ヲ要請スルニ至レリ。本校此ノ報告ニ接スルヤ、大ニ驚キ、予等ノ提議ヲ峻拒シ、予等同志ニ對シ、本校ニ出頭ヲ促スコト數回、且ツ甚ダ急ナリ。(此ノ際、城下二三方限及ビ二三外城ニモ、退校セントスルモノアリ。本校窃カニ之ヲ憂慮ス。此ノ如キ情勢ナルガ故ニ、若シ加治木一派ノ退校ヲ容認センカ、忽チ全縣下ニ波動ヲ及ボシ、私學校ハ根底ヨリ破壞スルノ虞アリシ也。)然リト雖ドモ、予輩敢テ之ニ應ゼズ。此ニ於テ、本校竟ニ縣廳ニ迫マリ、御用ト稱シテ、强ヒテ同志數名ヲ縣廳ニ招致シ、强迫シテ更ニ本校ニ到ラシム。卽チ篠原、淵邊、松永、別府邊見等ノ領袖ト激論時ヲ移セリ。(本校側ノ論旨、退校ハ盟約ニ違反スルモノニシテ不義ナリ。不義ハ則チ武士道ニ反スト云フニアリ。之ニ對シ、否ナ決シテ不義ニアラズ、私學校ヲ退校スルト否ナトハ、吾人ガ有スル正當ノ自由權利ニシテ、學校ガ强ヒテ之ヲ拒否スルハ甚シキ不條理ナリト云フニアリ)時既ニ黃昏ニ及ブモ點火ノ設ケナシ。兎ニ角、從前ノ法ニ依ルコトトシテ散會セシモ退テ熟考スルニ、正理尙ホ我ニアリ。而カモ、學校ノ態度益險惡橫暴、縣民爲メニ堵ニ安セ

ズ。形勢日ニ不穩ノ傾向アリ。此ニ於テ、再ビ前議ヲ執リ、斷然意ヲ退校ニ決ス。然ルニ、同年十月ノ季ニ至リ、別府晋輔ナル者、予ガ鄕ニ區長タリ。公私混亂、處措概ネ當ヲ失ヒ、秕政百出、治績更ニ視ル可キモノナシ。而テ其人ト爲リヤ、驕慢暴戾、此レガ爲メ、所管區內ノ人民彼此相會シ、紛議百出、爲メニ縣廳ニ愁訴哀願スル者續出スルニ至ル。然ルニ、縣官ハ、私學校ノ勢力ニ恐怖シテ之ヲ庇護シ、啻ニ受理セサルノミナラズ、却テ呵責ヲ加ヘ、或ハ羅織、或ハ剔抉シテ冤罪ニ陷レ、以テ之ヲ警吏ニ交付シ、非常ノ拷問ヲ施シ、爲メニ毆殺セラレタル者アリ。慘酷極マレリ。區民等此ノ暴政ニ耐ヘズ。將サニ上京シテ之ヲ大審院ニ訴ヘントス。然ルニ、此ノ際種々ノ變遷ヲ經テ、學校黨暴發ノ時ニ至リ、遂ニ果サザリシト雖ドモ、當時、區民ノ昂憤激怒、眞ニ驚歎スベキモノアリ。此ノ時ニ當リ、西鄕氏日當山溫泉ニ在リ。反對黨ノ領袖等日々該地ニ赴キ、百方予等同志ヲ譏謗羅織シ、且ツ竟ニ西鄕氏ヲ誘致シテ鄕里ニ來ラシム。實ニ同年十一月一日也。同氏卽チ我ガ加治木私學校ニ臨ミ、(夜會)親シク會議ニ與カル。(此ノ日會スル者無慮一千餘名)抑モ此ノ會ニ於ケルヤ、予輩同志ハ固ク退校ニ決意セルヲ以テ、敢テ多言セザリシガ、但ダ、予ハ先輩小濱氏與氏ノ爲メニ、西

鄕氏ノ所論ニ誤謬アリ、且ツ其ノ寃罪ナルヲ遺憾トシ、西鄕氏ニ對シ、事實ヲ擧ゲテ辯論ヲ試ム。(西鄕氏ガ小濱氏ヲ論難シタル要旨ハ、氏ガ紛糾ヲ鎭撫安定スベキノ地位ニアリナガラ敢テ傍觀シテ責ヲ盡サズ、却テ退校派ヲ幇助シタルハ、不都合ナリト云フニアリ。之レ實ニ甚シキ妄論ナリ。必竟反對派ノ片言ヲ聽キ、其ノ讒誣ヲ輕信シタルモノナルヤ疑フベカラズ）氏ノ如キ、百錬老熟ノ大人物ニシテ尙ホ此ノ如シ。噫、予ノ如キ、若小者ノ駁論寸效ナカリシハ、素ヨリ其所ニシテ怪ムニ足ラズ。小濱氏ハ此ノ寃罪ノ下ニ遂ニ退校ヲ宣セラル。次ニ予ヲ强ヒテ、西鄕氏ノ席前三尺ノ所ニ坐セシム。氏卽チ曰ク、君ガ小濱氏ヲ辯護シタルノ言議ハ、論理ニ矛盾ノ點アリ云々ト難ゼラル。予心憤措ク能ハズ、卽チ辯スル所アラントト開口スレバ、四方大ニ喧噪シテ、予ヲシテ言ハシメズ。少時ニシテ退校ヲ宣ス。予曰ク、此ノ如キ學校ニ在ルハ、予ノ欲セザル所ナリトノ一言ヲ殘シテ去ル。此ノ夜、退校スルモノ二十三名、踵テ亦退校スル者七八名、是ヨリ以後、學校黨更ニ忌憚スル所ナク、横暴ヲ縱ニシ凡ソ同黨ニ非ラザル者ハ、全ク交際ヲ絕チ、延ヒテ親戚故舊婦女子ノ間ニ及ブ、其ノ甚シキニ至テハ、子女アル退校者ノ妻ヲモ强迫シテ離緣セシメ、尙ホ骨肉ノ間ト雖ドモ、絕交セシ

ムルニ至レリ。隨テ脅威暴戾至ラザル所ナシ。嗚呼。姦謀横暴ノ世ヲ惑亂スルヤ此ノ如シ。人心ノ傾キ易キ此ノ如ク、一ニ何ゾ此ニ至ルヤ。古來ノ淳風美俗モ、此ニ於テ頽敗シ、綱法モ亦タ淪斁シ、道義全ク泯滅ノ憾ナクンバアラズ。此ノ時ニ方リ、設令ヒ聖賢ノ比肩シテ出ルアルモ。之ヲ如何トモ爲ス可ラズ。然ルヲ況ンヤ、微弱予輩ニ於テオヤ。嗚呼、時勢ノ趨ク所、天意モ之ニ隨フ者ニ非ズ耶。退テ同志ト一層勵精、大義名分ヲ講ジ、互ニ切瑳琢磨シ、以テ百折不撓ノ氣ヲ養ヒ、所信ヲ確守シテ敢テ彼ノ暴威ニ抗セズ、泰然自重以テ時運ノ還ルヲ待ツ。然レドモ、私學校ハ日ニ增シ月ニ加ハリ、根底彌深ク、容易ニ拔ク可ラズ。九年二三月頃ニ至リ、概ネ五十歳以下十四五歳以上ノ男子ニシテ、入校セザル者ナキニ至レリ。(士族ノミ)顧ミテ我ガ同志ヲ僂指セバ、僅カニ二十三四名ニ過ギズ。豈ニ秋風落莫ノ感ナカラズトセンヤ。最初、退校ニ同盟セシ者七十餘名ナリシガ、今卽チ此ノ如シ。嗚呼。人心ノ恃ミ難キ、古今同轍、昔時赤穗義士ノ事共思ヒ出テ、轉タ笑止ニ禁ヘズ。此ノ際、同志ノ一先輩ヲシテ、桐野氏ヲ訪問セシム。而カモ氏ノ予等同志ヲ歡待スルヤ、誠ニ意料ノ外ニ出ヅ。同志等恰モ回生ノ感アリキ。然レドモ、熟ラ思考スルニ、氏ノ聰明機敏ナル、蓋シ予等當時ノ

窮狀ヲ看取シテ、以テ他日ニ利用センガ爲メ、籠絡ヲ試ミタルモノニアラザルナキカ。然ルニ、同志伊丹親恒、前田素志、市來悌輔、帖佐ノ高橋爲清、蒲生ノ松下兼淸氏等、前後上京シ、他ノ同志モ亦タ鋭意上京ニ決心セリ。故ニ予モ又タ研究ノ爲メ、同年十一月ヲ以テ、上都ノ許可ヲ得タレドモ、生憎不幸ニ罹リ、遷延未ダ行ヲ果サズ。宿志鬱屈、日夜怏々トシテ光陰ヲ空過シ、荏苒同年十二月ニ至ル。此ノ月下旬、偶々同志伊丹、前田、高橋、松下等ノ諸氏、其他各鄕ニモ同志ノ歸鄕スルニ會ヒ、因テ東西ノ世情ヲ談論交話シ、以テ當時ニ處スルノ方途ヲ講究ス。然カモ、此ノ際ニ於ケル予等在鄕ノ同志意氣大ニ消沈、孤立無援、寂莫ヲ極ムルノ時ニ於テ、忽然各鄕ニ有力ノ同志歸省シテ、大ニ大義名分ヲ唱導スルニ會ス。假令ヒ正義ノ頹勢ヲ挽回シ能ハズト雖ドモ、恰モ暗中一點ノ光明ヲ仰グノ心地シテ、同志ノ意氣自ラ昂ル。是ヨリ先キ、十月十一月ノ間、熊本ニ於テ、神風連ノ暴動アリ山口ニ於テ前原黨ノ反逆アリ。此ノ際縣下ノ私學校黨又タ將サニ彼ニ應ゼントスルコト數次、此ノ如キノ時運ニ際會シ、孤弱ナル吾人在鄕ノ同志、亦タ心裡平靜ナル能ハズ。遂ニ學校黨ノ擧動ニ搖ガサルル所トナリ、會議數回名簿ヲ造リテ、同志ノ崇敬者タル桐野利秋氏ニ之ヲ提供シテ、進

退ヲ共ニセンコトヲ決シ、即時、之ヲ持參セシム。然ルニ、予及ビ野田親昌、伊丹親吉ノ三名、大ニ異議ヲ唱ヘテ之ニ與ミセズ。此ニ於テ、在鄕ノ同志僅カニ三名、正義ノ影正サニ滅セントス。感慨無量、此ノ間ニ於ケル予等ノ境遇、拙筆ノ盡ス所ニアラズ。而カモ學校黨ノ暴狀日ニ益ス甚ダシク、予之レヲ坐視スルニ禁エズ、此ノ日黃昏、單身桐野氏ヲ訪ヒ、學校黨ノ現狀ニ對シ、所感ヲ述べテ、氏ノ所見ヲ叩ク。然ルニ、氏ハ平生ノ溫容ニ似ズ、勵聲色ヲ作シ、政府ノ政策ヲ縱橫無盡ニ論難痛罵シタル後チ、予ガ名簿提出ニ反對セシコト、並ニ予ガ學校黨ノ擧動ハ、大義名分ヲ誤マルモノナリトノ批難攻擊ニ對シ、時事ヲ知ラザル迂愚ノ論ナリト爲シ、屈服セシメントス。予之レニ服從シ能ハザル旨ヲ述べテ憤然去ラントス。其ノ時、傍ラニ在リシ夫人止メテ晩餐ヲ供與セラル。桐野氏已ニ坐ニアラズ、夫人予ヲ慰諭シテ名簿ヲ出サシメントス。此ノ夜、更ニ淵邊氏ヲ訪ヒ、質スニ前論ヲ以テス。氏ハ諄々トシテ時弊ヲ論ジ、政府ノ廓淸止ム可カラザル所以ヲ說ク。斯クテ形勢急轉、熊本ハ鎭定シ、前原亦タ穫斬セラル、ノ報至ル。學校黨一旦失望落膽スト雖ドモ、黨ノ領袖等、專ラ士氣ノ作興ニ努力セシヲ以テ、黨員ノ橫暴益ス甚シク、眼中更ニ國憲國法ナク、公然武器ヲ購入シ

彈藥ヲ製造シ、白晝刀ヲ帶ビ、銃ヲ携ヘ訓練スル等、叛計既ニ顯著ナリ。嗚呼。明治ノ元勳功臣等ニシテ、此ノ挽回ス可カラザルノ大勢ヲ馴致ス。豈ニ痛歎セザルベケンヤ。其擧動態度、明白ニ謀叛行爲ニシテ、之ヲ目睹スルノ志士仁人、誰カ痛憤長歎息セザル者アラムヤ。形勢此ノ如シ。孤弱予輩ノ境遇日ニ非ニシテ、恰モ風前ノ燈火ノ如シ。空シク上京ノ期日ヲ數ヘ、荏苒十年一月ノ末ニ至ル。然ルニ、同月三十日ノ夜ヲ以テ、學校黨突如廳下草牟田並ニ磯ノ彈藥製造庫等ニ闖入シテ、所長陸軍少佐某（註、海軍少佐菅野覺兵衛殺害サレタルニアラズ）ヲ殺害シ、器械彈藥等ヲ掠奪シ、勢焔猖獗ナリト鄕里ニ急報アルヤ、學校黨ノ壯士輩等、事ノ順逆ヲ辨識セズ、勢ヒニ乘ジ勇躍先ヲ爭ヒ、二月一日ノ夜ヲ以テ、二百餘名縣下ニ赴キ、彈藥ヲ掠奪シ船ヲ以テ、鄕里加治木ニ運搬セリト聞キ、事實ヲ得ンガ爲メ、翌二日ノ黎明ニ先ヅ伊丹氏ヲ訪フ。已ニ同志三四名來會スルアリ。探知シテ其實ヲ得タルヲ云フ、然レドモ尙ホ確證ヲ得ンガ爲メ、一友人ヲシテ廳下ノ同志貴島清氏ノ許ニ到ラシム。此ノ際、蒲生ノ同志松下兼清帖佐ノ同志高橋爲清、毛利雄藏ノ三氏モ亦タ來會ス。事態此ノ如ク急ナリ。予等同志ノ身邊、亦將サニ累卵ノ危キニ瀕セリ。此ニ於テ、刻下ノ形勢ニ處スル所以ノ方途ヲ

擬議シ、先ヅ急ヲ熊本鎮臺ニ告ゲルハ第一策タルヲ以テ、決死發程ノ期ヲ定メ、且ツ賊徒ノ耳目ヲ避ケンガ爲メ、予高橋、伊丹前田ノ四人ハ、翌三日ノ夜ヲ以テ發シ、其他ノ同志ハ續テ發スベキニ決ス、依テ各退散シテ自家ニ歸ル。此ノ夜、四五ノ同志、私カニ來テ別ヲ噓ス。同夜十時頃告別ノ爲メ、木佐貫氏ヲ訪フ。然ルニ、同氏亦タ僅カニ同行ニ決シ、家人ト離盃ヲ酌ム。同十一時歸宅ス。祖父予ニ訓スルニ、士ハ宜シク正義ニ殉シ、難ニ處シテ苟モ武士ノ體面ヲ穢辱スベカラズト。母亦タ予ヲ激勵シテ、毫モ後顧ノ念アル可カラザルヲ以テス。乃チ用意ノ冷酒ヲ酌ミテ、武運ヲ祈ルト雖ドモ、此ノ行ヤ、素ヨリ生還ヲ期セズ。時ニ弟六蔵自ラ祖先ノ靈前ニ到リ、禮拜シテ予ノ側ラニ坐シ、別ヲ惜ムモノヽ如シ。相見テ、暗涙ノ落下スルヲ覺エザリキ。斯テ、翌四日、午前三時頃、木佐貫氏旅裝シテ予ガ家ニ過ギル。共ニ倶ニ門ヲ出ヅ。時ニ一首ヲ口號ス。

　賤カ身ハ時雨ト共ニ降リ棄テ、名ヲダニ流セ谷川ノ水。

午前十時頃、横川驛ニ到リ、少時休憩午餐ヲ喫ス。此ノ日雨雪交々降リ、十一時頃益々甚シ。更ニ驛馬ヲ命ジ、此處ヨリ從者ヲ返シ、雨雪ヲ侵シテ急行シ、午後六時頃、十六里程(五

十丁一里）ナル眞幸吉田ノ驛ニ達ス。先發ノ諸子、已ニ松田ト云ヘル旅亭ニ在リ。接眉互ニ勞ヲ慰ス。此ニ於テ、今ヨリ夜行シテ人吉ニ到ラシカ。將タ當驛ニ一泊センカ否ヤヲ議シ、先ヅ當地ノ景況ヲ諜察スルニ、乘馬二三頭北ニ疾走スルモノアルモ、稍ヤ靜穩ナルニ似タリ。殊ニ雨中暗夜ノ山路案內者ヲ得ズ。故ニ止ムコトヲ得ズ、一泊シテ明日拂曉ヲ待チテ發足スベシト決ス。予輩連日ノ疲勞困憊ハ、實ニ極度ニ達ス。故ニ未ダ晩餐ヲ喫スルニ至ラズシテ寢ニ就ク。嗚呼、命ナル哉。此ノ非常ノ戒心ヲ挾ムト雖ドモ、一行皆ナ熟眠ス。午後九時頃ニ及テ人アリ。驀然騷擾、寢室ノ雨戶ヲ排シテ闖入ス。予輩驚愕、蹶然起タントスルヤ、彼レ一言ヲモ交ヘズ。直ニ棍棒ヲ振ヒ、惡罵ノ下ニ亂打セラル。吾儕五人手ヲ斂メテ縛ニ就ク。眞ニ斷腸ノ念ニ禁ヘズ。少間ニシテ燭ヲ點ジ。別室ニ率カル。予等五人、皆ナ大小ノ打撲傷ヲ負ハザルハナシ。其坐列スル者ヲ注視スレバ、警部巡査約七八十人、其他私學校ノ暴徒等概數百數十人、多クハ同鄉ノ舊友知人ナリ。予輩豫メ斯カル災厄アランコトヲ警戒ストモ雖ドモ、事匆卒ニ出デ、所持ノ刀ヲ取ルニ遑アラズ。縶累ニ罹ル。千悔又タ無益也。警部曰ク、今回汝等ヲ捕縛スル所以ノモノハ、專ラ縣廳ノ嫌疑ニ罹ルニ由ル。直ニ鹿兒島ニ護送ス

可シト。暴徒等前後圍繞シ、異口同音ニ詬嘲惡罵至ラザルナシ。暫ラクニシテ晩餐ヲ喫シ、(暴徒ノ惡罵ニ慨シ、予ハ强ヒテ飯九椀汁十二椀ヲ喫ス)、途ニ上ル。時ニ夜方サニ暗黒、前後炬ヲ執テ行ク。凡ソ半里許ニシテ田畔ヲ過グ。予感慨憤悲、抑止スル能ハズ。吟詠以テ之レヲ濁ラサント欲シ、親恒子ヲ顧ミテ、卿ハ天祥ガ正氣ノ歌ヲ記セルヤ、我一誦シテ睡魔ヲ驅ラント、即チ高調ニ朗吟ス。予ガ縄ヲ捕レル巡査米長尙一ナル者之ヲ呵止ス。予平然止メズ。即チ勵聲シテ云フ、汝ヂ罪人何ゾ不遜ナルヤト。執ル所ノ炬松ヲ以テ予ガ面部ヲ撲ツ。逆徒相應ジテ前後左右ヲ圍繞シ、持スル所ノ棒ヲ以テ亂打闇撃ス。憤滿激怒天ヲ衝クト雖ドモ、身ハ緊縛セラレテ自由ヲ得ズ。遂ニ轉輾シテ傍ラノ溝ニ墜ツ。警部某踵テ至リ暴徒ヲ制シテ猥リニ刼カス勿ラシム。暴徒即チ予ヲ扶起セントス。予苦痛ヲ忍ビ、忽チ蹶起シテ疲勞ノ色ヲシテ彼レニ悟ラシメズ、奮氣急行ス。翌五日午前三時頃、横川驛ニ至ル。暴徒ノ此ニ相待ツ者、又タ七八十名、暫時休憩、同五時ニ及テ發足ス。此ノ日、雨降ラズト雖ドモ、前日ノ流潦道路頗ル泥濘行歩甚ダ艱ム。同八時頃、溝邊郷ノ内石原ニ休息ス。此ノ際、追捕ノ暴徒、陸續不斷路ニ會フ。已ニ集マル者、數百千人、惡罵詬嘲聞ニ耐ヘズ。更ニ儀禮ヲ知ル者

ナク、獸群ノ如シ。漸ク郷里ニ近クニ及テ、巷閭相傳ヘ、觀者沓至、道路相望ム。其幾千ナルヲ知ル可ラズ。而テ觀者ノ中、冷罵スル者アリ。又タ俯伏愍テ默禮スル者アリ。正午十二時比、加治木第四分署ニ至ル。卽チ予輩ヲ各箇ニ柱根ニ繫ギ、故意ニ門扉戸障子ヲ放開シテ、行人ニ縱觀セシメテ、陰カニ凌辱ヲ與フ。其ノ亡狀モ亦タ甚ダシカラズヤ。然リト雖ドモ、予輩素ヨリ私犯ニ罹リ、廉耻ヲ破リタルニアラズ。時運ノ不可ニ際會シ、大義ヲ正シ名分ヲ明カニシ、爲メニ斯ノ困厄ニ陷リシハ、古今其ノ例少シトセズ。此ノ如キハ、賢哲ノ士ト雖ドモ、亦タ免カル、能ハザル所、況ンヤ予輩ニ於テオヤ。仰ヒデ天ニ愧デズ、伏シテ地ニ慚ヂザルヤ昭々タリ。已ニ午餐ヲ喫シ、同日午後二時頃、加治木分署ヲ發シ、數十輩ニ護送セラレテ、鹿兒島廣小路第一分署ニ到ル。繫柱セラル、コト、加治木分署ニ於ケルガ如シ。治ク署中ニ居ル者ヲ見レバ、警部巡査並ニ私學校黨多衆、皆ナ刀ヲ帶ビ、銃ヲ携ヘ、草鞋ヲ着ケ、雜沓啻ナラズ。而テ予輩ト同厄ノ同志數十人、又タ盈ニ縛セラレ、或ハ縛送セラレ來ル者アリ。審廷ニ在テハ、糺彈ノ聲、毆打ノ音ト共ニ、頻リニ耳朶ニ觸徹ス。其ノ慘劇ノ狀、筆紙ノ能ク盡ス所ニアラズ。而テ予等五人ノ内、糺問ヲ受クルコト伊丹氏ヨリ始メ、前田木佐

貫氏ヲ經テ予ニ及ベリ。既ニ審廷ニ出ヅレバ、席六疊ヲ舖ク可キ程ノ板面ニ、鮮血淋漓恰モ屠場ノ如シ。此ノ光景ノ慘憺タル、實ニ言語道斷、人ヲシテ慄然タラシム。噫、之レ皆ナ予輩同志ノ尊キ生血ナリ。予ハ此ノ慘狀ヲ目睹スルニ於テ、更ニ彌々決心ヲ固カラシメキ。正面ハ警部中山甚五兵衛、柴善次郎相並テ椅子ニ憑リ、左右五六名ノ壯者、各三尺許リノ棒ヲ把テ相隨フ。警部曰ク、汝今般東京ヨリ歸省セシ伊丹、前田其他ノ者ト共ニ、密謀（密謀ハ中島健彦ガ出兵名義ヲ得ンガ爲メ揑造セシ、西郷暗殺ヲ指スモノ也。）ヲ企テシ事ハ、既ニ右兩名ヨリモ上申シ、已ニ判然明白シタレドモ、汝モ亦聊カ包藏スル所ナク開申スベシト。予其奇怪ナル訊問ニ驚キタレドモ、徐カニ答ヘテ云フ、生元來彼輩ト親友ニシテ、親善今ニ至テ改メズ。互ニ衷情ヲ披瀝シ、憂喜相共ニセルヲ以テ、來往談話セシコト固ヨリ有リ。然リト雖ドモ、訊問ノ事ノ如キハ、更ニ之ヲ聞知セズ。從テ密謀抔企テタルコトナシ。但ダ私學校ノ擧動近時漸ク容易ナラザルモノアリ。若シ、熊本、山口ノ覆轍ヲ踏ムアラバ、予輩ノ進退維レ谷マルノ時ナリ。事我等ノ身ニ及ブアラバ、唯ダ大義名分ヲ誤ラズ、宜シク大義ノ節ニ殉ジテ、後世ニ知己ヲ求ムベシ等、談合シタルコトアルノミ。他ハ予ノ與リ知ル所ニア

ラズ。若シ伊丹等ヨリ密謀云々ノ告白アラバ、恐クハ貴官ヲ欺妄シタル虚僞ノ告白ナラント陳ブルヤ、審官瞋眼激怒、勵聲シテ曰ク、汝ヂ膽大敢テ饒舌ヲ弄スト、左右ノ壯者起テ予ヲ撻ツモノ六七十、警部曰ク止メヨト。更ニ端ヲ改メテ云フ、汝ヂ今回何等ノ要用ニ因テ上京セントスルヤ。先キニ容易ナラザル擧動云々トハ、果シテ何等ノ擧動ナルヤ。仔細ニ事由ヲ辯疏ス可シト。予曰ク、生敢テ他故アルニアラズ。研學ノ目的ヲ以テ、客年十一月、上京ノ許可ヲ得ルト雖ドモ、生憎自家ノ不幸ニ際會シ、遷延今日ニ至ル。然ルニ歸省ノ先輩等、再ビ上京スルヲ聞キ、同行ヲ彼等ニ約セル而已。警部曰ク、前言ハ問フ所ニアラズ、唯ダ渠等ト談合シタル機密ノ事由ヲ正直ニ申告スベシ。强頂忍耐以テ隱蔽シ、徒ラニ口給人ニ中ルハ、却テ汝ガ苦惱ヲ招クモノナリト。乍チ甘言以テ賺スアリ。乍チ慍色以テ威スアリ。然レドモ丈夫安ゾ無根ヲ作爲シテ苟遁ヲ計ランヤ。堅ク前言ヲ執テ答フ。將ニ兩名ノ糺問官、大ニ怒氣ヲ發シ、復タ左右ニ令シテ鞭笞セシム。左右輙チ打下スルコト三四十、而テ室外ニ出サシム。繩ヲ把ル者ノ爲メニ扶ケラレテ、前ノ柱根ニ繫縛セラル。應答ノ際、幾許ノ捶笞ヲ蒙ムルモ意トセザリシニ、漸ク筋肉ノ疼痛ヲ覺ヘテ苦惱甚シ。而テ糺彈窮詰セラルルモノ、慘聲、

暁ニ徹スルモ尚ホ止マズ。予竊カニ以爲ラク、明日必ズ斬首セラルヽ可シト。精惧柱ニ靠リ、天明ニ至ルヲ待ツ。翌六日ニ至リ、何等ノ糺問ナク、牀下ニ日ヲ送リ、悲憤胸臆ニ溢レ、唯ダ死ノ遲キヲ恨ムノミ。午後九時頃ニ至リ、獄吏來リ大索ヲ以テ吾等同志六人ヲ緊縛シ、巡査ヲ使シテ、縣廳内第四課ニ至ル。至レバ則チ已ニ在ル者數十人、皆縲紲ノ苦ヲ受ケタリ。暫時ニシテ復タ法廷ニ出ヅ、柴善次郎ナル者亦タ糺問吏タリ。其詰問スルヤ。其初メヤ、昨夜ノ問フ所ト大同小異ナリシガ、末後ニ至リ、更ニ端ヲ改メテ曰ク、汝ヂ私學校ヲ退テヨリ、屢々谷山郷邊ニ遁隱シテ離間ノ策ヲ施シ、若シ事未ダ成ラザルニ事變起ルアルトキハ、同心協力私學校ヲ挾撃スルノ計謀ヲ企テ云々ト、己レガ想像ヲ以テ詰責シ、強ヒテ誣伏セシメントス。陋劣笑フベシ。此ノ如キノ事、意外ノ問ナレバ、曾テ夢ニダモ知ラザル旨ヲ答ヘタルニ、強ヒテ推問セズシテ法廷ヲ出ヅ。同夜十二時頃同厄二十六七名ト共ニ、大索ヲ以テ連珠繋セラレテ築地ナル囚獄ニ投ゼラル。緊縛此ニ四五晝夜、筋肉ノ痛苦言語ニ絶ス。投獄ニ因テ始メテ、解縛身體ノ寛濶ヲ覺フ。予ハ第四番獄ニ幽囚セラル。時恰モ嚴冬、且ツ暗夜ニシテ、獄内東西ヲ辨ゼズ。其夜廁前ノ板面ニ端坐シテ天明ヲ待ツ。惡臭甚シ。予ノ入獄スルヤ、手ヲ

取リテ此處ニ坐セヨト。而テ彼レ云フ、余ハ牢長ナリ、牢內ノコト、總テ余ノ命ニ從ハザルベカラズト。更ニ又タ云ク、君ハ如何ナル罪科ニ由テ入獄シ來レルカ、明白ニ其ノ理由ヲ申告スベシト。怪訝ニ堪エズ。答ヘテ云ク、予ハ今非常ニ疲憊シ居レリ、問フコトアラバ、請フ明日ニセヨト、彼レ卽チ諾ス。翌朝之ヲ見レバ、竊盜數犯ノ常事犯者ナリ。予反テ彼レニ一喝ヲ與エテ、大ニ同厄者ノ一笑ヲ買ヒタルハ、獄中ノ一悲劇ナリキ。翌七日、獄內ヲ檢スルニ、板面ニ破レタル莫蓙ヲ敷キ、壁ハ五寸角ニテ、堅牢ニ造營セラレタレドモ、素ヨリ戶障子ナク、風ハ自由ニ吹キ通シ、寒氣凜烈膚ヲ刺スモ、防寒ノ具アルナシ。而テ獄內ニ厠アレドモ、洗面スルニ所ナシ。不潔惡臭名狀ス可ラズ。同獄ノ同志ハ、卽チ大口ノ園田長輝、喜入ノ安樂兼道、加世田ノ大山綱介、上持高、川內ノ柏田盛文、谷山ノ永野袺通、古垣兼成竹下種誠、重富ノ酒匂龍五郎、市來ノ萩原莊左衛門、西本願寺役僧桑門無着等ノ諸子ニシテ其他常事犯者八名ナリ。時恰モ私學校黨出兵ノ際ニテ、軍事騷忙嘗ナラザルヲ漏聞ス。此ノ時ニ方リ、身ハ囚獄ニ繋ガレ、寒威肌ニ迫マレドモ（積雪二尺餘、稀有ノ大雪ナリ）暖ヲ取ルニ由ナク、憂憤胸ニ鬱結スレドモ、寃ヲ訴フルニ所ナク、萬感交々至リテ、晝夜蕭條、恰

モ殘燈ノ餘光ノ如ク、朝陽ノ露華ニ似タリ。早晩死場ニ莅ミテ、從容鬼籍ニ入ラント。首ヲ仰ヒテ之ヲ待ツノミ。此レヨリ、獄中事ノ記ス可キモノナシ。只ダ二回ノ粗飯ヲ喫スルヲ以テ、無上ノ快樂ト爲シ、或ハ時事ヲ論談シ、或ハ今昔ノ世話ヲ交換シテ居諸ヲ送リ、又タ虱ヲ捫殺スルヲ以テ日課ト爲ス。同月二十六日、縣廳構內ニ假リ檻倉八棟新營已ニ成リ、同厄者五十六人新檻ニ移轉ス。此ノ日舊曆正月十四日ニ方リ、市中ハ角觝ヲ興行シ、観者大ニ雜沓セリ。特ニ此ノ日ヲ撰ビタルハ、予等ニ侮辱ヲ與ヘンガ爲ナリシ。移轉後監守一段ノ嚴重ヲ加ヘテ、每時四五回、把杖帶劍巡視ヲ怠ラズ、(何レモ老朽者也) 此ノ比獄屋內外ノ光景何トナク、凄慘ノ氣ニ滿ツ。各自死期ノ近ヅキツヽアルヲ靈感シテ、辭世ノ詩歌ヲ遣懷シ、箸又ハ爪ニテ牢壁ニ銘記ス。三月六日予モ亦タ一首ヲ詠ム。

　世ノ人ハ如何ニ謂フトモ眞カ魂ハ心盡スノ花ニゾアリケル。

後聞ニ依レバ、邊見十郎太今藤爲馬ト共ニ、西郷氏ノ認諾ヲ得テ、予等五十餘人ヲ斬首センガ爲メ、縣廳ニ歸リタルニ、既ニ柳原侍從勅命ヲ奉ジ、陸海ノ大軍ニ擁セラレテ、着麑セシ後ナリシヲ以テ、遂ニ下手ノ機會ヲ得セシメザリシハ、實ニ天祐ト云フ可シ。同ク八日ニ至リ、

始メテ勅使着艦ノ趣キヲ厨丁ヨリ仄カニ漏聞スト雖ドモ、未ダ信ズルニ至ラザリシ。同十日早朝、行軍喇叭ノ音ヲ聞キ、獄中ノ諸子疑惑ヲ生ジ、尚ホ未ダ官兵賊徒ノ何レカヲ辨識スル能ハズ。既ニシテ軍隊ノ獄ノ前庭ニ來リテ整列スルヲ睹テ、予輩尚ホ其ノ官賊ヲ識別スル能ハズ。卽チ牢扉ヲ開キ、救出セラルヽニ及デ、始メテ官軍ナルヲ知リ、神心漸ク鎭靜ス。何ゾ計ラン、一生ヲ萬死ノ中ニ得テ、再ビ青天白日ヲ拜セントハ。諸子皆ナ歡喜極ツテ、潸然淚下リテ自ラ禁ズル能ハズ。而テ同厄列ヲ正シ、兵隊之ガ前後ヲ護衛シテ、廣馬場ナル某九州問屋ニ至ル。政府ノ待遇殊ニ優渥ヲ極ム。予輩ノ喜悅何ゾ譬フベキ、實ニ手足ノ踏舞ヲ知ラズ。此ノ際ニ於ケル予等ノ所感、毫楮ノ能ク盡ス所ニアラズ。此ノ日觀者ノ多キ、幾千萬ナルヲ知ラズ。街頭殆ド立錐ノ餘地ナキニ至ル。而テ勅使ニ隨行セル警視隊千二百名、鎭臺二大隊ニシテ、軍艦商船併セテ十三艘、舳艫相接シ、旌旗空ヲ蔽フノ慨アリシ。同十二日正午黄龍丸ニ搭乘シテ、鹿兒島灣ヲ出帆ス。該船ニハ、勅使柳原公並ニ舊筑前老公、(註、黑田長溥) 其他淸要ノ高官アリ。縣令大山綱良モ亦タ同船ニアリ。十三日午前十一時海上恙ナク長崎ニ着港ス、此ノ際、予頭痛屢々發熱高度ニ達ス。江戸町京屋ナル旅店ニ到ル。夜八時該

地警察署ニ於テ形式上ノ訊問ヲ受ケ、訖ツテ直チニ駕籠ニテ諏訪山縣病院ニ往キ、洋醫ノ診療ヲ受ク。翌十四日、木佐貫氏看護ノ爲メ來院セリ。同十六日、輕快退院ス。午後六時、三菱會社名護屋丸ニ搭乘シ、同日十時出帆、同十八日午後六時、神戸着港。海岸通田村屋ニ一泊ス。而テ柳原勅使ニ隨行シ來レル、彼ノ鹿兒島縣令大山綱良ハ、神戸着後、直ニ官ヲ奪ハレ、兵庫薩摩屋ニ於テ縛ニ就ク。嗚呼。時運ノ轉還、何ゾ此ノ如ク急ナル。同十九日、神戸三ノ宮ヨリ、午前十時發初メテ汽車ニ乘リ大阪ニ入ル。大川町淀屋橋南詰、西田彌三郎方ニ投宿ス。本日、警視廳出張所ヨリ達シアリ。予等就縛以來、着阪迄ノ始末書ヲ出シタリ。同二十日、司法省ヨリ予等三十餘名ニ對シ、解放ノ達シアリタリ。而テ彼ノ僞造調書ニ拇印ヲ脅迫セラレタル二十一名（註、拇印ヲ脅迫セラレタルハ二十名ニシテ、外一名ハ自訴シタル者ナリ）ノ諸士ハ、更ニ東京ニ護送セラル。爾後、予輩三名ハ、大久保內務卿ノ特命ニ依リ、阪神ノ間ニ寓シ、屢々大久保內務卿ノ今橋出張所ニ參謁ス。然ルニ東京同志者ヨリ、數次予等ニ上京ヲ促シ來レリ、依テ木佐貫酒匂二氏ト共ニ上京ニ決ス。予ハ二氏ニ代ハリ、內務卿ニ謁シテ上京ノ事由ヲ上陳シテ別ヲ告グ。卿之ヲ喜バズ。辭シテ直ニ京都ニ到リ、同厄者タリシ西

本願寺ノ重僧中教正大洲鐵然師ヲ訪ヒ、上京ノ資ヲ辨ズ、師ハ切ニ數日間ノ滯洛ヲ勸ム。依テ師ノ許ニ逗留スルコト七日。大洲師ハ長州ノ出ニシテ、曾テ皇室ニ勤シ、木戸孝允等ニ比肩シタル一世ノ傑僧ナリ。四月十一日京都發、東海道ヨリ上京ノ途ニ就ク。當時恰モ西南戰爭最中ニテ、行通ノ警戒嚴重ヲ極ム。予等豫ジメ大阪府廳通行鑑札ヲ得テ、之ヲ所持スレドモ、行通頗ル困難ナリシ。大津警察署ヨリ巡査二名護セリ。中途伊勢大神宮ニ參拜シ、四日市ニ出テ、海路横濱ヲ經テ四月十七日、始メテ帝都ニ入ル。予時ニ歳二十三。

明治十一年十月、山之湯温泉ニ於テ起稿シ遭難記實ト名ス。親晴誌。

川路大警視と暗殺事件

大山綱昌談

貴族院議員故大山綱昌翁は、明治九年十二月末中原尚雄等の同志が、賜暇歸縣の際、川路大警視の側近に在つて斡旋されたるところの當時の大山勘助氏である。この懷舊談は昭和六年十二月初旬、故安樂兼道翁を介して、府下千駄ケ谷町の居寓に翁を訪ねて、親

しく聴取したるもので自警に掲載したのであるが、今茲に暗殺事件に關する部分を拔萃して當時の關係を明かにしたい。（著者）

大警視の命を受けて、私學校黨の動靜を探ぐる　明治六年十月、征韓の論破裂し、南洲翁は職を辭して、鹿兒島に歸へられることゝなつた。大警視はこの時親しく翁を訪ねて、共にともに東京に留まらんことを勸告されたが、翁はこれを肯ぜず、遂に歸國されたので、大警視は感ずるところあつて、官に留まられたのである。

翌七年二月、佐賀の亂が起つた。物情騷然として、天下の人心に動搖を來たし、各地に兵亂が勃發するであらうとの噂もあつたが、亂はたゞちに平定して、時局は一時拾收されたのであつた。

しかるに、同年六月、南洲翁は、私學校を鹿兒島に創立されたのである。かやうな形勢のうちに、私學校は天下の趨勢に刺戟せられて、過激の風を助長し、早晩爆發すべき情勢と爲つたのである。

明治九年一月の初め頃、ある日、大警視は私を呼んで、『今日私學校黨の爲すところを親

るに、ます〳〵険悪の情勢となつて來たやうである。この際。是非とも君を煩はしたいことがある。幸に君は書生であるから好都合である。急いで鹿兒島に出張して、私學校黨の狀況を視察して歸つて欲しい』といはれたのである。私はこの重大使命を果すべく、充分の確信があつたので、卽座にお受けをいたして、匆々東京を出發して、縣地に歸つたのであつた。

私學校黨の幹部は固よりのこと、その他各方面に知人も多く、いろ〳〵と便宜を得て、實地視察の結果、私學校黨が、いよ〳〵近き將來に、大擧暴發の確證を摑むことが出來たので、私はたゞちに東京に歸つて、詳細報告に及んだのである。これは私が二十四歲の時であつた。

この報告に依つて大警視は頗る滿悅の體に見受けられたのである。私は、たゞ一介の書生で、別に官職といふものはなかつたけれども今日の流行語でいへば、大警視の私設秘書ともいふべき役割りで、つねにその側近に居つたものであつた。

〔附記〕私は、今この話につけ加へて置かなければならない事がある。大山翁は鹿兒島に歸つて、先づ第一番に桐野利秋を訪問したのであると前提して私にいはれるには、先に桐野氏は、近衛鎭臺時代に、神田駿河臺舊榊原邸(今の東紅梅町岩崎男爵邸の前身)の跡に、

宏荘なる邸宅を構へて居られたので、時々遊びに行つて、非常に可愛がられて居たものである。それで自分は鹿児島に帰着すると、匆々桐野氏を吉野村に訪ねたわけである。自分は、桐野氏に面會して率直に尋ねた。

大山『オマンサアタチヤ、イクサヲ、シヤッチウモスガ、ホンノコッナ』解『あなた方は戦争をなさるおつもりださうですが、ほんとですか』

桐野『オー、ソラ、ヤットヲ』解『オー、それはほんとに、戦争をするんですぞ』

と、いはれたので、モーその他の人に聞く必要はないと思つて、早速鹿児島を引揚げて、歸京したのであると。

翁は、桐野氏との問答を、特に薩摩辯を以て力強く語られたので、こゝに解釋を付して、そのまゝを掲げる次第である。

しかし、翁は、私に向つて、自分が存命中、今あらはに、桐野氏の名前を出すことは、少しく憚るところがある。雑誌に出すのなら、この點だけは書かないでくれとのことであつた。ところが、翁は、昭和九年十月十八日他界され、それ等の約束も解消されたので、こゝに

新に、その事實を發表することが、自然に解禁されたわけである。

川路大警視は、この報告を得て、たゞちに大久保內務卿へ報告されたとのこのであつたが、私學校黨暴發の豫報は、はやくから大警視の手中に收められてゐたのである。

中原以下の暗殺事件と川路大警視との關係　私は、さらに話をすゝめて、南洲翁の暗殺事件に就いて、中原等と川路大警視との關係を尋ねたところ、翁は次のやうに語られた。

前にも述べたやうに、私は、大警視の私設秘書格で、つねにその側近に居つたものであるが、明治九年十二月末、中原以下十數人の警察官が、賜暇歸縣を願ひ出でた際には、官邸に在つて、大警視と中原尙雄以下諸士との間に、斡旋の勞をとつたものであつた。

中原以下の警察官が、大久保內務卿と川路大警視との內命を含みて歸縣したものであるといはれるところの南洲翁暗殺事件は、私學校黨が擧兵の名義を得る手段として勝手に作つたところの、虛構の事實に疑ひないのである。

中原等の口供なるものを見ると、私が大警視の意を承けて、西鄕先生暗殺の事を中原等に慫慂したかのやうに書かれてあるが、斯やうな事は全く私の關知せざるところである。私

までも、大警視の引合に出されて、渦中の人と爲つてゐることは、甚だ遺憾千萬である。

大警視は六尺ゆたかな、一見慈父の如く、つねに「ニコ／＼」とした人であつた。しかし、一方には非常な精勤家で、何事にも徹底しなければ止まない氣象の人であり、世の中が騷々しくなれば、却つて冷靜に立ち還へるといつたやうな、膽略のすはつたところの英邁果斷の人であつたのである。さらに、他の方面からいへば、親分肌の性格の人でもあつて、內剛に外柔に、部下を愛すること親切を極め、會て、大きな聲を出して人を叱り付けられたことなど、一度も見たことなく、何人にも好感を持たれる非常に氣持のよい人であつた。斯やうな情義の念に厚い人が、假令國家非常な場合とは云ひながら、多年の恩顧あるところの南洲翁に對して、容易ならざる內命を部下に傳へて、恩人の暗殺を敎唆するが如きことの出來得るものであるかどうか、人間川路利良として人情の上からいつても、世に傳へられて居るやうな妄說が、眞實であるといふことは、斷じて想像し得られないのである。

明治九年十二月末、中原以下十數人の警察官が、歸國の際に、大警視の訓示を箇條書にして、一同へ授けられたことを記憶してゐる。

この訓示の草案は、佐和少警視（名は正）が作つたもので、大警視の檢閲修正を經て、これを美濃紙に淸書せしめて、銘々に渡されたものであつた。訓示の內容は、君臣の關係を明にして、大義名分を誤ることのないやうに、注意を促されたところの要領を、十數箇條に亘つて、列記されてあつたのである。

この訓示にてもあつたならば、大警視がどんな事を中原等に內命されたか、暗殺事件と密接な關係にある、この訓示に依つて、暗殺事件の眞疑に就いても、有力な手がゝりとなる事であらうが、殘念な事にはその控書を發見することが出來ない。起案者の佐和氏は既に故人と爲り、川路家にも見當らないので、今となつては、何とも致方ないのである。

なほ、大警視は、十年戰爭勃發前に、宇都大警部（名は哲哉鹿兒島西田の人）を、鹿兒島に遣はされて、書を南洲翁に贈り、私學校黨の暴擧を極力諫止されたといふことであつたが南洲翁は、その手紙を受取つて、一座の與黨を顧み『川路からこんな手紙を寄越した』と披露されたといふことであつた。大久保內務卿は、南洲翁と竹馬の友で、骨肉も啻なら

ざる親密の間柄である。青年時代から、夙に憂國の志を同うして、始終一貫國事を共にし、遂に維新回天の大業を翼賛されたことは、餘りにも明白な事實である。

一朝征韓の議合はず、朝と野と、西と東に別れられることになつたが、内務卿は政治家の巨頭であり、南洲翁は軍人の頭領である。おの〳〵その立場の上から、征韓非征韓の異論を生じて、遂に決裂するに至つたことは、萬已むを得なかつたのである。

しかしながら、内務卿は、つねに南洲翁を信じて私學校黨の暴發する際までも、西郷は決して、無名の暴擧に加擔するものではないと確信して居られた事實がある。

また、内務卿は、南洲翁の歿後、重野安繹に託して、西郷隆盛傳を編纂される意向があつたのである。内務卿の考へでは、西郷は不幸にして死んで仕まつた、まことに氣の毒で、眞に悲慘な事である。西郷の事をよく知つて居る者は、自分を措いて他に無い。彼の傳記を編纂して、その眞の精神を、後世に傳へなければならないと。この企ては、内務卿の兇變によつて、果されなかつたが、斯やうな麗はしい友情に徴しても、内務卿の眞意は、自ら明瞭である。

内務卿と大警視とは、全く國策の上から征韓論派と、意見の杆格を來したもので、その間何等の私心なきは、一點の疑を容れざるところである。

しかるに、中原以下のいはゆる暗殺事件を以て川路大警視が、大久保內務卿の密命を傳へて中原等を教唆されたかのやうに、云爲するものゝあることは、事實の眞相を誤つてゐると同時に、卑劣なる小人の私情を以て、公明正大なる英雄の心事を、冒瀆するものといはねばならない。

西鄉先生暗殺事件眞相

安樂兼道講演

左の一篇は、昭和二年六月二十三日、芝三緣亭において、故安樂兼道翁喜壽の祝宴が開かれたとき、發起人からの求めに應じて、翁が語られたる實話である。

挨拶 不肖私が諸名士方の面前で、私の經歴を申し上げる事は、甚だ恐縮に存ずる次第でありますが、先般來同鄉の先輩や知己の方々から、私共が明治十年西南の役に不慮の災難に

遭遇した折のことに就て、當時の情況を話して置いては如何か、今は年毎にその頃の人々もなくなるし、其の眞相も不明となる懼れがある。幸に君がまだ生存してゐるのだから、その時の眞相を是非話して置く必要があるとの事であります。そこで元々私は話は至つて不得手でありますが、當時私共が遭遇しました事情に就てお話いたし、姑く御静聽を煩したいと思ひます。

西南役前の行動　先づ西南役の暴發する前に、私共のとりました行動をお話したければ、話の順序が立たないやうに思はれますから、一應その經過を簡單に申し上げたいと思ひます。

私は、平素桐野利秋氏の勇壯活潑なる其豪傑肌の人となりを深く敬慕して居りました。まだ縣地に居りました頃は、屢々吉野に參りまして、桐野氏を訪問いたした事があります。朝や晝の御馳走になつた事なども數回ありました。別府晋輔氏は、皆さんも御承知の通り、桐野氏の從弟でありましたが、この別府氏にも桐野氏の紹介で面會した事が度々あります。また淵邊群平氏とは、比較的懇意にいたしました。明治七年の初頃と思ひます。淵邊氏が私の

郷里に來遊せられて、一夕は私の自宅にも來訪せられ、友人四五輩と食事を共にいたした事があります。其懇談中に、淵邊氏は私共に是非私學校へ入學するやうにと勸誘されました。然しながら、私は答ふるに、東京に於ける政治上の情勢を猶詳に承知するに非ざれば、今直ちに私學校に入學する事は出來兼ねる次第であるとて、體よく拒絶致しました。それが爲め淵邊氏は稍不興の態でありましたが、その折は先づその儘で袂を別ちました。

佐賀の暴動　明治七年の春、佐賀に於ける江藤の一派が俄に暴發したとの情報に接しました。其處で直に桐野氏を訪問して、先生は江藤の擧を何とお考へになりますか。若し先生が義擧なりと思召すなら、直に彼地に至り、其一擧に加はり度いと思ひます、と云つて其意志のある處を質問しました。ところが、桐野氏はそれは面白い、勿論義擧である、彼に投ずる志ある者ならば其意に任すべしとの事でありました。そこで私は濱島——註名は敦以——と協議し、今一度西郷先生に其の意志のある所を伺つた上で、愈々決心しやうといふことにいたしました。其の當時西郷先生は、揖宿郡山川村鰻池の溫泉に居られましたので、私は濱島と二人鰻池に至り先生を訪問しました。ところが、先生は丁度兎狩りに行かれるところで、

其の途中で出會ひました。私共が一寸先生にお伺ひしたい事があつて參りましたと申しますと、先生は丁寧に山潜り笠をとり、手を膝まで下して禮をされ、直ちに宿所に歸らうとせられたので、折角お出掛けのところを、私共はお歸りまでお待ち申して居りますから、是非そのまゝお出掛けを願ひますと申しあげました。すると先生は一言の話もなく又手を膝の上まで下して、丁寧に禮をして行かれました。其日の夕刻、丁度日沒頃に歸宿されたので、直ちに訪問いたしましたが、至極丁寧に待遇せられ、種々雜談を交しました。私共が今日お伺ひ申あげましたのは、他の儀ではございません。佐賀江藤の一擧に就て、先生のお考へは如何でせうか、もし義擧なりとの御意見ならば、私共は直ちに彼の一擧に投じたき希望でありますと述べました。先生はこの問に對しては、只頭をさすつて笑はれ、只あなた方は御元氣であるとて、他の話をして、肝腎の問ひに對しては、何等要領を得なかつたのであります。併し先生に於て、反對の意見であれば差止めらるゝであらう、然るに其儘何等答なきを見れば、別に反對でもなからうと、卽ち江藤一黨に投ずる決心をなして歸鄉しました。ところが、途中で江藤等は既に敗北いたし、其一派は皆逃亡してしまつたとの事を、西鄉先生へ報告の

爲め五六名の有志の人々と出會ひ、その事情を聞きたる爲め、私等も佐賀行は遂に中止いたした譯であります。

政況視察の爲め上京　明治七年の冬十一月でありました。東京方面に於ける政治上の情況を視察する爲め、私は同意見である愚兄――註新納久――及び同鄕二三の先輩と協議いたしました。卽ち私が上京して東京方面の政況を視察し、詳に報告するから、それまでは私學校に入學する事は見合すべく、進退は必らず共にしやうと堅く約束をして、私は上京する事になりました。其頃私共の境遇は、只天下の政情に不平ある人々の慷慨談のみを聞き、それに無上の愉快を感じたもので、卽ち血氣のみにはやつて、何等深い識別もあまりなかつた譯でありました。明治七年十一月の下旬頃と記憶して居ります、修學の爲め上京する鄕里の青年二見某――註名は康時――を伴ひ、東京に向つて愈々鄕里を出發いたしました。其頃因州の士で山本克といふ人がありましたが、此人は國家の事を非常に憤慨いたし、過激なる健白書を政府に提出しました。私はその建白書を未だ在鄕中に一見いたしまして以來、是非山本と會見いたしてみたいといふ希望を抱いてをりましたが、丁度その頃、彼は京都に住んでゐた

ので、上京の途次二日間程京都に滯在して、其の住居を探しました。漸くその居所が判り、訪問して會見を求めた所、山本氏は喜んで會見して呉れましたが、天下の形勢を非常に慷慨いたし、是非君側の奸を拂はなければ國家の事は駄目であるとて、頗る過激論を主張して居りました、私もその慷慨談には大に共鳴いたし、何れ東京に於て面會をいたさうと相約して山本氏と別れ、東海道を徒歩にて上京いたしましたが、着京いたしましたのは、十二月中旬頃であつたと記憶して居ります。

着京當時の行動　前にもお話いたしました樣に、在縣中は、政府側と大反對である不平論者の說だけを耳にいたして居り、加ふるに途中では京都に於ける山本等のやうな極端な慷慨談を聞いて居りましたので、私も自然それに共鳴する氣分になつて居ました。着京後も、常に政府反對者の說のみを聞き、惡口のみを聞かされて、それを罵倒する事に愉快を感ずる有樣でありました。

仕官　しかるに、その頃既に出京して、或る官吏となり、或は學生として勉學しつゝあつた友人等は、先きに近衞兵役中親密に交際せし友人等にして、交々私を訪問して、互にいろ

〲會談する所がありましたが、その內だん〲友人等の意見をきゝ、又自ら在朝者の擧動を親しく視察してみますと、必ずしも在野に於ける不平論者が攻擊するやうな有樣でなく、各自その主張するところがある事を覺つたので、終に友人等の勸告に從つて、明治八年三月、警視廳に奉職する事になりました。明治九年に、山口縣下に於て前原一誠等の黨が暴發して、禍亂を釀成する形成があるとの報告が參りました。そこで、其鎭定の爲めに陸軍が若干と、それに續いて警視隊も派遣せらるゝ事になりましたので、私も自分から望んでそれに出張いたしました。然るに暴徒は陸軍兵と戰を開きましたが、直ちに潰走して、主魁の前原一誠等は雲州へ遁走しました。陸軍兵は直ちに之を追擊して、前原等兄弟三人、並に奧平謙助を初めとして、主なるものは悉く之を逮捕し、主謀者十一人は山口臨時裁判所に於て處刑になりました。其時は、私も警察官として刑場に臨み、斬首の有樣を親しく檢分いたしました。而して愈々鎭定するに及んで歸京したのであります。

同志者の上京　明治九年十二月下旬の事であります。鹿兒島縣下に於ける私學校黨の形勢が、日を追ふて熾烈となり、在鄉同志者も入學せなければ、安然として居る事は出來難き情

勢となりました。

そこで、同志者の一人、濱島千錯が上京して參りました。卽ち私を初め、在京の同志者一同を歸國せしめ、私學校に入學せしめなければ、勢ひ止み難き情況であるから、年來共に國家の爲めに盡力すべしとの約束を重んじて、迎ひに上京したのであります。濱島は上京するや、直に切迫せる縣下の形勢を說き、一同斷然歸國すべき旨を勸告いたしました。

然るに、私は前々から、縣下私學校黨の事情は能く承知して居り、又上京後都下に於ける政治上の情況も、各方面に涉りて種々視察を遂げた處が、從來私學校黨の人々が主唱する事情とは全く相違する點が甚だ多く、從つて兩方の情況につき、正否利害を比較研究しまして、斷然自覺決心するところがあつたのであります。卽ち明治政府の下に在つて、國家の爲に盡力する事が、大義名分上大切なる事であると決心して、明治八年三月に、警視廳に奉職したわけであります。それ故に、濱島に向つて其事情を述べ、又同志者が此際歸縣して、私學校に入學するが如き事は、大に方向を誤るものであることを說き、斷乎として之に反對し、尙ほ東京に於ける政況を詳しく說明しました。濱島も、初めは容易に同意いたしませんでし

たが、滯京の日が段々重なるに從つて、都下の政況を親しく視察するに及び、事情を能く了解して、遂に私共の說に同意する樣になりました。

歸縣 以上述べたやうな事情もあり、縣下各鄕から出京して、或は官吏となり、或は學生として、在京せる友人同志者の間に於て、おり／＼協議する所がありました。即ち我縣地に歸り、各々鄕里の同志者と會談し、親しく天下の形勢や、都下の政況を說明したならば、在鄕同志者も、その方向を誤るが如き事はないであらう。是非歸縣して救はなければならない、と云つて、會合協議いたしました。その人々は、

大山綱介（加世田鄕、外務省學生）

中原尙雄（伊集院鄕警視廳警部）

前田素志（加治木鄕、警視廳巡査）

山崎基明（高岡鄕、警視廳警部）

猪鹿倉兼文（加世田鄕、近藤義塾書生）

平田才七（谷山鄕、中江佛學塾書生）

柏田盛文（平佐郷、慶應義塾書生）
伊丹親恒（加治木郷、警視廳巡査）
田中直哉（平佐郷、書生）
安樂兼道（喜入郷、警視廳警部）
高崎親章（市來郷、警視廳警部）
菅井誠美（谷山郷、警視廳警部）
土持高（加世田郷、警視廳警部）
高橋爲清（帖佐郷、警視廳巡査）
野間口兼一（出水郷、警視廳警部）
樋脇盛苗（城下、警視廳巡査）
寺原長輝（牛山郷、警視廳警部）
西彥四郎（加世田郷、警視廳巡査）
松下兼清（蒲生郷、警視廳巡査）

末　弘　直　方（平佐郷、警視廳警部）

等で、此等の同志と屢々會合いたしました。最初に會合した時から、期せずして、皆其意見が一致したのでありました。

時日はよく記憶して居りませんが、一日（十二月二十六日）川路大警視の別邸（下谷龍泉寺町）に、一同が會合いたしまして、在官者は、各々親病氣の名義で、歸省を願出づることに協議いたしました。而して各自郷里に歸つた上は、色々の便宜に從つて、天下の形勢や都下の政況を說き、方向を誤つてはならないと云ふ事を勸告したならば、郷里の同志者も、必ず反省するであらうと議をいたしましたが、皆同感であつたのであります。そして在郷中、萬一形勢が切迫して不穩の有樣となり、暴發の情況を呈するやうになりましたならば、直ちに便宜電報を以て、中央に急報する手段をとるといふ事に決議して別れたのであります。

明治九年十二月下旬、東京を出發いたし、十年一月九日、三菱汽船會社の大有丸に乘込んで、神戸を出帆いたしました。愈々鹿兒に到着したのは、十一日の午後十一時頃であつたと思ひます。而して豫定の旅宿に一泊いたしました。ところが、同郷の同志者であり、且つ

私の從弟である濱島猛（前田濱島敎以通稱猛といふ）が、私等より數日前に歸縣して居りまして、私が着縣しますと同時に、鄕里から書面がついて居りました。形勢が愈々穩かならざる模樣もあるから、市中は車に幌をかけて、往來するやうにといふ事を、親切に注意した手紙であつたのでありました。

十二三日頃と思ひますが、鄕里の喜入に歸省いたしました。歸宅の當時は、平生と異なるところもなく、無事でありましたが、歸着一兩日を經て、先輩松崎十兵衞（維新後元常備隊長）志々目眞幸（元常備隊半隊長）前田伊右衞門（元常備隊分隊長）等を始め、重だつた輩十四五名を松崎の宅に會合を求め、私と濱島の兩人が歸縣したる趣旨を說いたのであります。卽ち縣下に於ける私學校黨の動靜に對し、危險であり、不穩である等の風評を聞き、佐賀江藤の暴動や、長州前原等の如き騷動を惹起し、大義名分を誤るが如きことあつては、誠に遺憾千萬であるとて、態々歸縣して、私學校に入學することのよろしくないといふ事を忠告する目的を以て歸縣したる次第を話しました。

ところが、私學校に熱心な四五人の者は、斷乎として聞き入れず、我々は西鄕先生の驥尾

に附して、國家の爲に盡力せんとして居る者で、今更退校するが如き事は、斷じて出來ない事であるといつて、なか〳〵承知せず、中にも志々目眞幸、私の從弟鳥越定、勝目勇左衛門、勝目彥造等が、最も强硬の論者であつた。愚兄の新納久、親戚の前田彌四郎等は、自分等が歸鄕當時より、東京の政情を痛切に說示したる爲め、稍々我等の意見に同意し、軟論者で進退に窮して居ましたが、何分志々目眞幸等四五人が、熱心なる强硬論者である爲め、一致を見ることが出來ないで其儘別れました。

愚兄新納久等は、私學校に入學したる以上は、其理由なく退校することは出來難い事である。併しながら、佐賀の江藤や、長州の前原等の如き結果を見る事は、誠に遺憾の至りであるとて、非常に進退に窮して居る實況でありました。

縛就　二月四日、午前八九時頃でありました。從兄の前田雄助が俄かに駈けて來て、只今鹿兒島より多數の私學校黨員が、私等を捕縛する爲めに來村したといふことでありました。其時、私は丁度食事中でありましたが、直ちに立上つて宅裏の樹林を通り拔け、隣家の丸岡氏の屋敷から、伯父新納五太夫（翁の親父新納一角翁の令弟）の宅に參りました。

然るに、伯父が親戚の家に隱れるのは、不適當であるからとの注意に依り、更にその隣家日高權右衛門の宅に行きました。日高家は、平生私は餘り出入しない家でありましたが、日高は心よく承諾したので、其の天井裏の米俵の上に潜匿したのであります。其の間、私學校黨の探索方は、非常なる有樣で、丁度降雨霏々たる天氣でありましたが、戸毎に捜索し、道路の辻には張番をして、通行人を誰何してゐたのであります。

濱島（猛）は、この日愚兄新納久の宅に來訪して、談話をいたして居りましたが、其處に踏み込まれて捕縛に就いたのであります。

私の宅では、私の隱匿後、多數の私學校黨員が、靴草鞋ばきのまゝ侵入いたしました。此の時養父（八左衛門兼通）は、表八疊の間にて火鉢に凭り、悠然と端座して、煙草を喫して居たそうであります。私學校黨員が私の行衛を詰問すると、何れへ參りましたか更に判りませんと答へて動かなかつたそうで、さすがの黨員も、養父の毅然たる態度を見て、如何ともすることが出來なかつたそうであります。

養父の事に就いて、少しお話を申上げたいと思ひます。養父は藩の兵學者甲州流の師範家

右松氏の高弟で、舊藩時代には、先生の代稽古を勤め、先生の晩年には、その嗣子祐永君の教育を委託されたのであります。すこぶる精神の鍛錬や、修養を勵んで居りました。從つて自ら其態度が現れたのでありませう。

此時、私の親戚等は、西村織右衛門（安樂家養母の里方）の宅に集合して種々協議の結果、船にて大隅に渡り、肥後の人吉に出で、熊本にのがれしめて、電報を中央に發送せしむる事といたし、叔父前田利左衛門が、同伴する都合に決定してゐたのであります。ところが、養父が私の隱匿の場所に參り、涙を流して話しますには、親戚の方々の意見もさる事ながら、若し途中にて捕縛せらるゝが如き事があつたなら、昔より陷落者として實に武士の最も恥辱とすべき事である。自ら名乘つて出たならば、多分殺害さるゝであらう。誠に殘念に堪えない次第である。しかし、此際、斷然自首して出た方が、武士の面目上よろしくはないか、と落涙しつゝ齒がみをして諭されました。私は養父の言葉に感激して、一言の下に快諾いたしました。養父は泣いて喜んだのであります。

それより、丁度夕刻六時頃、私は西村家に參りましたが、親戚の者は皆集合して居りまし

た。何分朝より食事をなさず、且つ鹿兒島まで拘送せらるゝこととなつて、食事を求めて三四杯を傾けました。事情を能く知らない者は、誠に大膽な男であると、驚いたと云ふことであります。

斯くて、親戚一同と別れを告げましたが、其時私の實母が、焼いた餅を私の袂に入れて呉れました。實に親の慈愛の厚きに感じましたが、今日に至りましても、亡き母の當時の事を追憶しまして、堪え難き思ひをいたすことがあります。

郷里の學校教師の住宅にあてられた家がありました。從兄の前田雄助に伴はれて、その家に參りまして、直に捕縛されたのであります。

拘送　就縛は夕刻でありましたが、非常なる降雨で、從兄前田雄助の請求に依り、笠だけは許されたのであります。拘送されて行く途中、谷山郷の平川邊と思ひましたが、私が居ないといふので、私學校黨員の多數が、更に來村しつゝある一團に遇ひました。すると、彼等はこれが安樂かとて、杵子の棒で、頭部から身體に至るまで亂打し、私は流血淋漓といふ有様で、血に浸つて行きました。谷山郷大原の邊に篝火を焚きゐたる一團がありました。之れは

加世田郷の同志者大山綱介、猪鹿倉兼文等が捕縛され、拘送さるゝ途中でありました。一同鹿兒島へ到着したのは、その翌五日の未明の頃であつたと記憶して居ります。

入獄　鹿兒島警察第一分署に着いて見ると、先に捕縛されたる同志者は皆鮮血に染まり、柱につながれて、實に哀れとも、悲憤とも云ひ様のない有様でありましたが、之れは七八人の私學校黨が、我々同志者を拷問して、棒を以て打ちたゝく所でありました。

私も、足は立たないのに、引き出されましたが、住所姓名を問はれ、又歸縣した趣旨を訊問されました。そこで、表面は親病氣看護の爲めに歸省したのでありますが、實際は同郷同志の輩か、佐賀の亂や、山口の亂の如き狀況に陷るならば、誠に遺憾に堪えないから、未發に天下の形勢を說き、意思の疏通を計り、大義名分を誤ることのない様に勸告する精神で歸郷する事といたし、同志者と協議いたしましたところ、異口同音に一致いたしまして、前後して歸縣いたしましたのであると答へました。

ところが、私學校黨員は、川路大警視の密命を受けて、歸縣したのであらうと、烈しく拷問しましたから、私は、私學校黨に不穩の擧動あらば、熊本邊より、中央に電報を以て報告

することは、互に相約して歸縣いたしましたけれども、密命を受けた事は斷じてない旨を確答いたしました。

しかるに、私學校黨員は、七八人にて打たゝき、最初の時にて身體の自由を失ひ、動くことも出來なくなり、斯くの如き事二回にて、手指の四本の爪が拔け變りたる事にても、拷問の程度が判ります。同志者が拷問され、打ちたゝかれる音が、實に聞くに堪えなかつたのであります。殊に同志中原尙雄の如きは最も甚しく拷問され、兩腕共自由を失ひ、終生片輪となりました。かゝる慘酷なる拷問の爲め、一同血まみれのまゝ、柱につながれてゐたのであります。

其時、私學校黨員は、皆刀劍を帶びて居ました。最初は警察第一分署でありましたが、其翌朝監獄に繫がれたのであります。

獄中生活　獄舍にては、他の犯罪人と同室であり、我々同志の者は、四五人位づゝでありましたが、獄中の習慣で、前々より入獄して居た者が非常に威張つて居りました。食事は一日二回で、最初の間は、食する事も出來ない程でありましたが、四五日經過の後は、大に

空腹を感じ、肺病患者の殘飯に鹽をかけ、喜んで食した事もありました。又大に困却したのは便所の掃除で、食椀に水を汲みて、洗ひ流すことでありました。

入獄の當時は、非常な降雪で、防寒の用意もなく、一同困りましたが、二三月後に、鄕里から夜具蒲團が到着しました。大山（綱介）の如きは、暫くの間夜具類が到着しないで、私と共に寢たやうな次第であります。

入獄の初は、無實の罪で投獄された事を憤慨して、幾夜も徹宵したことでありました。在獄中二回程、外から來た者と獄番とが、非常な紛爭を起したことがありました。之れは私共同志を殺害するつもりで來たところを、獄番から堅く拒絕されて、騷動を起したもので、之れは西鄕先生の意見にて、獄番に特に私等同志に對する注意方を、嚴命されてあつたといふ事を後で聞知いたしました。

入獄してからは、一回拷問を受けました。二月八日頃、巡査數名にて私共を呼出して、縣廳第四課へ引かれて行きました、ところが、卽ち口供を讀み聞かされたのであります。其意味は、多人數の事とて、多少相違の點もあらうが、承知しなければならない。其方共は、西

郷先生を暗殺いたし、私學校黨を離間する爲めに、歸縣したものであるといふ事でありました。暗殺云々の事は、初めて聞知した次第で、斷じて承諾する事は出來ないと述べ、大に抗辯いたしましたが、後手に捕縛されたまゝ、無理に五六人にて拇印をさせられました。

斯の如く、事實無根の事を云ひ渡され、悲憤慨嘆に堪えず徹夜いたし、翌朝愈々殺害さるゝものと一同覺悟いたしました。去りながら、無實無根の事で殺害さるゝことは、誠に無念の至りに堪えないので、幸に同志者中、自分等と行動を共にしたとの嫌疑にて、入獄したる友人等は、稍々輕き模樣でありましたから、私共が無根の罪を以て、殺害さるゝことの堪え難き心事を告げ、後日之を社會に訴へ、明白にせん事を請ひ求めました。友人等も同じく非常に憤慨して承諾して吳れました。然るに、其翌日に至り何等の事もなかつたのには、頗る意外でありました。

二月二十七八日頃(二十六日)、縣廳構内に新しく獄舍が出來て、我々同志の者と、眞宗の僧侶大洲鐵然始め八人が、同じ獄舍に入れられました。即ち國事犯のみとなつたのであります。新獄舍は、設備も稍々出來て居り、私共は、互に日本外史の輪讀等もいたし、日を消し

て居た事もありました。

出獄　三月十日の朝、獄番が平日と異なり、捕繩や刀劍を集めて騷ぎ居る狀況が、如何にもいぶかしく、今日こそは、愈々殺害さるゝのかとあやしんで居ました。其の中に進軍喇叭の音が聞えるので、多分薩軍の一部が、凱旋した喇叭と思ひました。

當時、戰爭のありし事等の如き、外間の事情は少しも判らず、薩軍は既に大阪邊まで進んだとの風評のみが、聞えて居りましたから、いよ〳〵殺害さるゝことを覺悟いたし、眞宗の僧侶等に、無實の罪で殺さるゝことは、如何にも殘念であるから、他日之を明白にせんことを依賴し、又山口縣に於て、前原一誠等が斬首さるゝ有樣を實見いたしましたが、彼等は白無垢の羽二重の衣類で、如何にも立派なのに、自分等はかゝることは出來ないまでも、せめて頭髮にても見苦しからぬ樣注意して、斬首さるべしと話合つたのであります、その內、各自呼出されることになりましたから、僧侶等に呉々も無實の罪を以て、死別した旨を社會に向つて明白にされんことを依賴いたしました。ところが、思ひがけなくも、警視隊が拔刀にて進んで參りました。そこで聲を擧げて泣き、迎ひの者は、殊に號泣いたしました。

斯くて、汽船に乘せられて、非常な優遇を受けました。この時には、大山縣令も同船であつたのであります。長崎に到着いたしまして、縣廳の警務課長由川氏の取調べを受け、やがて出帆して、神戸を經て東京に歸着いたしました。

歸京後、數ケ月の間は、俸給を受けながら經過いたしましたが、是非私共も出征いたしたいと願ひ出でましたが、一人も許されませんでした。これは大久保公の意見で、後日の證據人であるからとて、出征を許されなかつたといふ事であります。

其後、有名なる玉乃判事の取調べを受け、斷じて罪のないといふ簡明なる判決を受けて終結を告げたのであります。

結論　以上に於て、私共の遭遇したる厄難の事情は申上げましたが、明治九年に熊本の暴發や、長州の變亂等があつて、兎角九州の地方は、殺氣が充ちてゐた折とて、陸海軍省の方では、鹿兒島に於ける私學校黨の有樣を、容易ならざるものと見たのであります。

そこで、鹿兒島に猶舊藩時代からの造船所や、彈藥製造所等が現存して居ることを非常に心配して、十年一月末に、陸海軍省から船を派遣して、兵器彈藥を運搬させることになつた

のであります。處が、私學校黨の方では、此兵器彈藥は、自分等が事をなさんとするには、最も必要なものである。それを陸海軍の爲めに運搬されることは、一大事であるとなし、一部の壯士輩が突然協議の上、直ちにその彈藥製造所を襲ふて、役人を追ひ拂ひ、兵器彈藥を掠奪したのであります。

さうする内に、私等の同志者が東京から歸縣して、各々地方に歸り、天下の大勢を說き、既に私學校に入學してゐる者は退校し、未だ入學して居ない者は、入學しない樣に勸告し、佐賀や、長州の如き事が、起らない樣に說いてゐる事を聞いたもので、遂に捕縛することに至つたのであります。而して兵器彈藥の掠奪も、私共を捕縛したことも、其の間には、何等の連絡もなかつたのであります。

要するに、此兵器彈藥の掠奪も、私共の捕縛といふことも、共に西鄕さんは勿論、村田新八桐野利秋等の人々は、最初から全く知らなかつた事で、後で聞きますと、其時分、西鄕先生は、大隅國小根占地方に遊獵中で、舍弟の西鄕小兵衛氏等が、迎ひの爲めに行かれたところ、非常に嘆息されたそうであります。即ち十年の戰爭は、實に止むを得ざる騎虎の勢で爆

發したので、まことに遺憾なことゝ思つてゐるのであります。

十年戰爭發端の事情に就いては、當時の事情を能く知らざる世間の多數の人々の中には、彼の彈藥を掠奪したることや、又我々同志者を捕縛せし等のことを、西鄕先生始め、桐野村田等の如き幹部の人々にも承知の上で、彼の如き行動に出でたることのやうに信じて居る人も間々あるやうに思はれ、實に西鄕先生始め、桐野村田其他の幹部連に對して、誠に遺憾氣の毒千萬のことに思ふ次第であります。此點のみは誤解のない樣に、後世の爲にも十分辯明いたしたいものであります。

終りに臨んで、一言申上げたいことがあります。先刻お話しいたしましたが、私共が同志者と鄕里に歸りましたのは、互に親しいところの同鄕人に向つて、大義名分を說き、其方向を誤らない樣にさせたい。それが國家の爲めであり、且つ又鄕里の爲めでもあると思つて歸國したのであります。それで、殆んど總てが地方の者で、城下の人は、樋脇氏（名は盛苗通稱賢助）一人でありました。歸途城下に泊つたのは、一日か二日かで、各々鄕里へ急いで歸つたのでありました。

ところが、前にもお話申上げた通り、鹿兒島に彈藥庫襲擊事件が爆發したのであります。これも西鄉先生や、村田、桐野等の如き幹部の人々は、全然知らない事で、只一部の壯士等の行動だつたのでありました。

しかし乍ら、それが動機と爲つて、我々が西鄉先生暗殺の密命を帶びて歸國した者である。此等を捕縛してやらうといふ事になり、忽ち擧兵の口實にされたので、全く無實の罪でありました。

これに就いては、川路大警視の密命に因るとか、更にまたその裏に、大久保公の意見があつたとかのやうに云はれて居りますが、大久保公の如きは、西鄉先生とは幼時からの無二の親友で、共に維新の大業に盡力されたので、假令征韓論で一時別れられたとて、そんな事のあらう筈もなく、之を擧兵の口實にされた丈の事で、斷じて斯の如き事實のなかつたことを斷言いたします。

今日となつては、その邊の事情も、大分明かになつたやうでは御座いますが、未だ時としては、かゝる無根の事を、間違つて信じてゐる人もあらんかと存じまして、此の點は西鄉、

大久保南先生を始め、其他先輩諸氏の爲め、また國の爲め、大切な事柄と存じますから、特に一言申上げました次第であります。

　私等が遭難した事件に關しての狀態は、大體申上げました次第ですが、最後に今一應申上げて見たいと思ひますのは、彼の西南役の暴發したる動機が何れにありしか、又彼の火藥庫の彈藥を掠奪したることや、續いて我々一行の者を、捕縛拷問したるが如き大事件を、西郷先生始め、桐野村田等の如き幹部の人々等が、承知の上で決行したる事柄であつたか、この所が頗る大事な關係であると思ひます。

　私等は、彼の彈藥を掠奪したる事件と云ひ、また我々一行を捕縛拷問したる事柄と云ひ、何れにしても、極く突發したる出來事にして、豫じめ西郷先生始め、桐野、村田等の如き幹部の人々等が、決して與り知らざる中の出來事であると確信いたして居ります。

　なほ、一つ西郷先生が、突然の出來事に與り居られざりし證據と申すべきは、吾々が入獄中、非常の勢にて私學校黨員が出陣する際、獄屋の番兵に嚴命せられた事があります。それは、今度の入獄者は、一人たりとも後日の證とすべき大切なる關係者につき、之を殺害する

が如きことは、断じて相成らざるにつき、警戒に非常なる嚴命を、西鄉先生直接に下されしとのことであります。

其當時、或る夜半、牢屋の門前が非常に騷がしいことがありました。何事ならんと獄屋より怪しみ居りましたが、後日に承はると、兵隊連が出軍の際に、我々を血祭にせんと獄屋に迫りたるところ、豫て西鄉先生よりの嚴命ありし爲め、獄內に入ることを許さゞりし爲めの喧嘩騷ぎであつたとの事でありました。

それこれの事情を觀察するに、西鄉先生始め、幹部の人々等が、當初より目論見着手したものとすれば、出陣の際、我々一行は、血祭にせらるべき必然の譯なるべきも、西鄉先生に於て、後日の證人として、決して殺害するが如きことのたき樣に嚴命されたのを見れば、全然仲間の者に過られたること明かでありまして、また斯くの如く信ずるの外なしと、確信するものであります。前後、順序の立たざる話を、長時間御清聽を煩はしました事は、恐懼に堪えませぬ。（天沼雄吉著安樂齋道翁）

琵琶歌ひとやの月

樋脇西窓閲
松尾龍溪詞

敷島の大和心を人問はゞ、朝日に匂ふ山ざくら、其の花よりも芳ばしく、散るを惜まぬますら夫の、清き心ぞうるはしき。爰に西郷隆盛は、征韓の議論端なく破れ、圖南の望み絶へければ、奮然として席を蹴り、陸軍大將の栄冠を、弊履の如く擲ちつ、桐野、篠原其他の同士と藩地をさして引揚げける。さしも一世に名を馳せし、抜山蓋世の英雄も、時利あらずと世をすてゝ、閑雲野鶴友として、朝の山に銃を擔ひ、夕の川に釣を垂れ、悠々自適世のさまを、静に眺め居たりけり。されば藩地の人々は、神ぞと仰く西郷の、其の境遇をいとをしみ、是非善悪の思慮もなく、時の政府は徒らに、偉人を斥け政權を素り、國家を賊する奸臣ぞと、只一筋に思ひなし、慷慨悲憤已み難く、卒かに私學を藩地に起し、青年子弟を驅り集へ、素朴の士卒を煽動し、政府を怨む氣勢を揚げ、奸賊誅すべし、君側清めざるべからずと、殺氣激して風腥く、形勢危く見えにけり。京地にありてかくときゝ、青壯氣鋭の快男兒、安樂兼道高崎親章、樋脇謙介（盛苗、號西窓）菅井誠美、中原尚雄、野間口

兼一、園田長輝、末弘直方等、同志の傑士二十人、母國の危急捨置かれじと、額を鳩め議するやう、藩地同胞の目には、已のが一郷を天地として、世界の大勢に通曉せず、頑冥固陋ともすれば、大義名分を踏み違ふ。そも〳〵維新勤王の、聲望高き藩名を汚し、累を主家に及ぼすのみか、身は反逆の罪に陷り、家を滅ぼし逆賊の、名を千載に流さむは、吾々同志者の忍びざる所、今は坐視する時ならず、身を挺げて救はゞやと、思ひ〳〵に京地を離れ、故鄕さして立歸り、部署を定めて緣故を辿り、郎黨子弟を呼び集へ、諄々說きて聽かすやう、時代進みて今は早や、封建割據の夢破れ、廣く世界に覇を競ふ、優勝劣敗の世となりつ。弱者の肉は强者の食、鷙梟の爪牙は將にわが、頭上に臨む折柄なり、兄弟內に鬩ぐ秋ならず。況して皇軍に矢を番ひ、不臣の擧動ありもせば、天地に容れざる惡逆ぞと、理非を述べつゝ論せども、荒びに荒ぶ猛り夫の、騎虎の勢ひ止み難く、心盡しもうたかたの、甲斐なかりしぞ恨みなる。是より先に私學黨は、血氣にはやり無謀にも、磯の濱なる火藥庫を襲ひ、銃器彈藥奪ひ取り、只管開戰の名分を、求めんとする折もをり、奇貨居くべしと打喜び、流言すらく歸鄕せる、彼等若干の青年は、大久保川路の密旨を含める、兩

獲暗殺の刺客なりと號し、濫りに縣官の手を藉りて、各地に之を禁錮しつ。闇風荒ぶ雪の庭、手足凍りて知覺なく、口さえきけぬ人々を、日毎夜毎の拷問に、雨と降り來る笞の下肉は破れて紅ゐの、血潮漂ふ荒莚、氣息絶ゆれば獄に寄れ、蘇れは又責めさいなみ、生み殺しみ幾月を、獄裡に明かし暮しけり。云ひ合さねど志士の面々、假令一命果てぬとも、惜むは男兒の節義ぞと、一絲亂れぬ金鐵の、堅き心は大磐石、雪降らばふれ風吹かばふけ、身を運命に任せつゝ、泰然自若觀念の、眼を閉ぢてもの言はす。

しら雪の積るは讐と怨むらん
　消えにしあとを春とまつ身は、

世を救はむと身をすてゝ、たくみし事も仇し野の、露と消えゆく心根は、思ひやるたに哀れなり。さはさりながら情けなや。永き責苦に心神疲れ、よろひろさへも幻の、息こそ絶えね夢現、時こそ來れと私學の徒、無實の調書に締めの、手を持ちそへてわりなくも、不覺の間に爪印をとり、動かぬ證いざさらば、政府の責を問はゞやと、明治十年の春もまだ、淺き睦月の風荒ぶ、枯野の露を踏みしだき、軍勢數萬を引從へ、熊本城に殺到し、屍山血

河の激戰も、正邪は遂に敵ならず、錦旗肥筑の野に飜れば、さしも猛りし薩軍も、刀折れ矢竭きて末遂に、日向地さしてぞ逃れける。此時までも昏々と、牢獄の裡に繋がれて、嵐まつ間の露の身の、志士の耳元かすかにも、瀏喨聞ゆる喇叭の聲、夢を破りて通ひける。敵かあらずか何者ぞと、柱にすがり打見れば、コハそも夢か夢ならず、柳原勅使の率ゐたる、警視の一隊堂々と、此方をさして進み來る、盲龜の浮木優曇華の、春こそ來つれ嬉しやと、我を忘れて雀躍し、感極まりて言葉なく、瞼に宿す一滴の、露ぞ誠の玉なりける。

天使東來解ニ倒懸一　春風吹上ニ錦旗船一
可レ憐妻子今宵夢　尙繞ニ麑島囹圄邊一

狂瀾怒濤荒びにし、嵐も凪ぎて薩摩潟、空麗かの春げしき、斯くて一行は東京に送られ、其名も高き名判官、玉乃判事の公判に寃枉の罪の雲晴れて、再び花咲く身の譽れ、永く其名を傳へけり、永く其名を傳へけり。（天沼雄吉著安樂兼道翁）

遭難諸鄉同志者一覽（イロハ順）

昭和十二年五月調

氏名	當時官職	年齡	鄉里	最終官職	生年月日	死亡年月日	享齡
伊丹親恒	巡査	三三	加治木	岡山縣小田郡長	弘化二、正、一六	大正一〇、二、五	七七
猪鹿倉兼文	近藤塾書生	二七	加世田	長野縣書記官	嘉永四、正、二	明治三二、一、一八	四九
西彦四郎	巡査	三三	加世田	鹿兒島縣會議長	弘化二、一一、二七	明治三五、五、六	五八
大山綱助	外務省書生	二五	加世田	特命全權公使	嘉永六、正、二二	明治四四、八、二二	五九
柏田盛文	慶應義塾書生	二七	平佐	文部次官	嘉永四、三、七	明治四二、六、二四	六〇
高崎親章	警部	二六	市來	大阪府知事	嘉永五、五、一	大正九、一二、二七	六九
高橋爲淸	巡査	二九	帖佐	宮城縣亘理郡長	嘉永二、四、―	明治四〇、一、二〇	五九
田中直哉	書生	一九	平佐	―	安政六、六、三	明治一八、六、五	二七
土持高	警部	三四	加世田	加世田村長	弘化元、一〇、四	明治四〇、三、四	六四
中原尚雄	警部	三三	伊集院	福岡縣警部長	弘化二、一〇、六	大正三、一、一五	七〇
野間口兼一	警部	三三	出水	新潟縣書記官	弘化二、九、二六	大正八、八、一三	七五

山崎基明	警部		高岡	―	―	―	―
前田楽志	巡査	二六	加治木	大阪府典獄	嘉永五、一、一二	明治二六、一二、一二	四二
松下兼清	巡査	三〇	蒲生	熊本県典獄	嘉永元、正、一八	明治二三、三、二四	四三
寺原長輝	警部	二三	牛山	知事	安政二、一、一四	大正元、一二、一二	五八
安楽兼道	警部	二八	喜入	警視総監	嘉永三、一二、一二	昭和七、四、一二	八三
[illegible][illegible]盛苗	巡査	三〇	西田	地方書記官	嘉永元、一一、二五	大正一四、一二、一九	七三
平田宗質	中江塾書生	三一	谷山	―	弘化四、五、一一	明治一六、九、一七	三七
末弘直方	警部	三一	平佐	香川県知事	弘化四、一二、二五	大正九、一、一六	七四
菅井誠美	警部	二九	谷山	愛媛県知事	嘉永二、二、一二	昭和六、三、一八	八三

昭和十三年六月廿五日印刷
昭和十三年七月一日發行

【定價金貳圓】

著者　日高節

東京市澁谷區猿樂町三五
發行者　高崎親雄

東京市京橋區築地一ノ十四
印刷者　川橋源三郎

東京市荏原區中延町一二一五
發行所　隼陽社

〔仁川堂川橋印刷所印刷〕